



第2期

川崎市子ども・若者の 未来応援プラン

令和5年度点検・評価結果報告書（案）



令和6年8月

川崎市

目 次

はじめに

- 1 「川崎市第2期子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方 . . . 3P
- 2 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方 4P
- 3 今後の施策展開について 5P

評価等

1 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

- 計画の施策体系図 7P
- 施策の方向性に関する評価 9P

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

- 施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進 15P
- 施策2 子どものすこやかな成長の促進 25P
- 施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上 37P
- 施策4 子育てしやすい居住環境づくり 47P

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

- 施策5 質の高い保育・幼児教育の推進 57P
- 施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進 69P

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

- 施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり 88P
- 施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援 100P
- 施策9 障害福祉サービスの充実 116P

2 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

- 子どもの貧困対策の推進 126P
- 児童家庭支援・児童虐待対策の推進 149P
- 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 177P

3 第6章「各種計画の量の見込みと確保方策」の実績

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策・194P
- 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策・229P
- 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進 . . . 232P

はじめに

1 「川崎市第2期子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方

(1) 進行管理の考え方

「川崎市第2期子ども・若者の未来応援プラン」は、令和4年度から令和7年度までを計画期間として策定をしており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性、9つの施策に基づく具体的な事業や計画期間中の主な取組を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章については、「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策を記載しています。

本プランの進行管理については、「こども未来局」を中心として、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についても評価を実施し、結果はホームページ等を通じて公表します。

【第4章の進行管理】

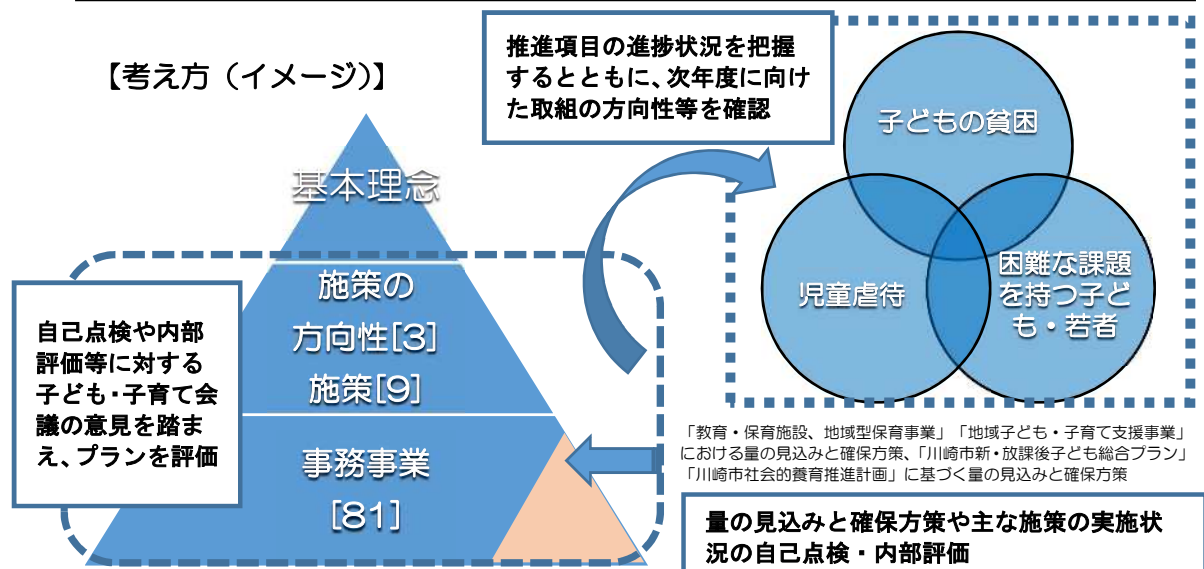
市総合計画第3期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて年度評価を実施します。

【第5章の進行管理】

第4章の事務事業を部局横断的に捉え、それぞれの課題の解決に向けて取組ベースで記載していることから、位置付けた推進項目の進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

【第6章の進行管理】

毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。



(2) 進行管理の進め方

「川崎市総合計画第3期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する81の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、3つの施策の方向性について、事業の達成状況等を踏まえ、総合的な評価を行うとともに、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

併せて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示します。さらに、プランに位置付けた「教育・保育施設、地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」における量の見込みと確保方策のほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。

2 第4章における達成度・貢献度・方向性の評価の考え方

(1) 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

区分	達成度の区分	該当例
1	目標を大きく上回って達成	●目標に明記した期日よりも相当早く達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに大きく貢献した。 ●目標に明記した内容よりも相当高い水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく上回った。
2	目標を上回って達成	●目標に明記した期日よりも早めに達成し、そのことによりコスト面や市民サービスに貢献した。 ●目標に明記した期日どおり達成し、明記した内容よりも高い水準であった。 ●目標に明記した数値を上回った。
3	ほぼ目標どおり	●目標に明記した期日、内容どおりに達成した。 ●途中で多少の遅れはあったものの、最終期限には間に合う形で、目標に明記した内容どおりに達成した。 ●目標に明記した数値とほぼ同じであった。 ●おおむね適正に処理し業務遂行に支障がなかった。
4	目標を下回った	●目標に明記した内容は達成したが、期日が遅れた。 ●目標に明記した期日どおりであったが、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を下回った。 ●所定の期日に間に合わないなど、業務を適正に処理できなかった。
5	目標を大きく下回った	●目標に明記した期日よりも遅れ、明記した内容に満たない水準であった。 ●目標に明記した数値を大きく下回った。

(2) 施策への貢献度

事業の達成度を踏まえ、施策への貢献度を3段階で示します。

区分	貢献度の区分	考え方
A	貢献している	◆各施策の成果指標等との関係性が強い事業で、事業の達成度が「3.ほぼ目標どおり」の場合は、原則として「A. 貢献している」とする。なお、当該年度の実績等があまり良好でない場合や、達成度が「4.目標を下回った」の場合は、「B. やや貢献している」とする評価も含め、総合的に判断する。 ◆一方、施策を推進する経常的な事務事業等、各施策の成果指標等との関係性がそれ程強くないものの、施策を下支えしている事務事業で、取組内容の実績等が目標どおりにできた場合は、原則として「B. やや貢献している」とする。なお、当該年度の実績等が良好で、施策に貢献したと判断した場合は、「A. 貢献している」とする。逆に当該年度の実績が良好でない場合は、「C. 貢献の度合いが薄い」とする評価も含め、総合的に判断する。
B	やや貢献している	
C	貢献の度合いが薄い	

(3) 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

区分	方向性区分	説明
I	現状のまま継続	計画どおり事業を継続する場合
II	改善しながら継続	事業費等は変更せず、課題に対応するため、事業手法等を見直す場合
III	事業規模拡大	計画事業費に対して予算や人員等を増加させ、一層の課題解決を図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然増の場合は、「I」とする。)
IV	事業規模縮小	計画事業費に対して予算や人員等を縮減させ、効率化等の改善、改良、見直しを図る場合 (計画事業費の範囲内での単なる事業対象等の当然減の場合は、「I」とする。)
V	事業廃止	見直しや他の事務事業との統合等により事業を廃止する場合
VI	事業終了	計画どおりに事業を終了する場合

3 今後の施策展開について

本市においては、ライフステージを通した切れ目のない子ども・若者、子育て家庭への支援を総合的に推進するため、令和4年度からの4年間を計画期間とする「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」を令和4年3月に策定し、包含する市町村子ども・子育て支援事業計画について、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業(13事業)の量の見込みと確保方策の見直しを行ったほか、「川崎市新・放課後子ども総合プラン」や「川崎市社会的養育推進計画」に基づく量の見込みと確保方策を定めました。新プランの推進にあたっては、このたびの点検・評価結果を十分に踏まえて、施策を展開してまいります。

評価等

1 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき
基本的な視点	1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する

施策の方向性	施策	事務事業名	所管局・課
Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1) 子どもの権利施策推進事業	こ) 青少年支援室
		(2) 人権オンブズパーソン運営事業	オ) 人権オンブズパーソン担当
		(3) 男女共同参画事業	市) 人権・男女共同参画室
		(4) 地域子育て支援事業	こ) 保育・子育て推進部
		(5) 小児医療費助成事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(6) 児童手当支給事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(7) 児童福祉施設等の指導・監査	こ) 監査担当
		(8) 子ども・若者未来応援事業	こ) 企画課
	2 子どものすこやかな成長の促進	(1) 妊婦・乳幼児健康診査事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(2) 母子保健指導・相談事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(3) 救急医療体制確保対策事業	健) 保健医療政策部
		(4) 青少年活動推進事業	こ) 青少年支援室
		(5) こども文化センター運営事業	こ) 青少年支援室
		(6) わくわくプラザ事業	こ) 青少年支援室
		(7) 青少年教育施設の管理運営事業	こ) 青少年支援室
		(8) いこいの家・いきいきセンターの運営	健) 高齢者在宅サービス課
		(9) 自治推進事業	市) 協働・連携推進課
	3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1) 地域等による学校運営への参加促進事業	教) 教育政策室
		(2) 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	教) 指導課
		(3) 教職員研修事業	教) 総合教育センター
		(4) 家庭教育支援事業	教) 生涯学習推進課
		(5) 地域における教育活動の推進事業	教) 生涯学習推進課
		(6) 地域の寺子屋事業	教) 生涯学習推進課
	4 子育てしやすい居住環境づくり	(1) 住宅政策推進事業	ま) 住宅整備推進課
		(2) 民間賃貸住宅等居住支援推進事業	ま) 住宅整備推進課
		(3) 市営住宅等管理事業	ま) 市営住宅管理課
		(4) 魅力的な公園整備事業	建) みどりの保全整備課
		(5) 公園施設長寿命化事業	建) みどりの保全整備課
		(6) 防犯対策事業	市) 地域安全推進課
		(7) 商店街活性化・まちづくり連動事業	経) 観光・地域活力推進部
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	(1) 待機児童対策事業	こ) 保育対策課
		(2) 認可保育所等整備事業	こ) 保育対策課
		(3) 民間保育所運営事業	こ) 保育第1課
		(4) 公立保育所運営事業	こ) 保育・子育て推進部
		(5) 認可外保育施設等支援事業	こ) 保育第2課
		(6) 幼児教育推進事業	こ) 幼児教育担当
		(7) 保育士確保対策事業	こ) 保育・子育て推進部
		(8) 保育料対策事業	こ) 保育対策課

施策の方向性	施策	事務事業	所管局・課
Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	教) 教育政策室
		(2)きめ細かな指導推進事業	教) 総合教育センター
		(3)人権尊重教育推進事業	教) 教育政策室
		(4)多文化共生教育推進事業	教) 教育政策室
		(5)健康教育推進事業	教) 健康教育課
		(6)健康給食推進事業	教) 健康給食推進室
		(7)教育の情報化推進事業	教) 総合教育センター
		(8)かわさき GIGA スクール構想推進事業	教) 総合教育センター
		(9)魅力ある高校教育の推進事業	教) 指導課
		(10)学校教育活動支援事業	教) 指導課
		(11)特別支援教育推進事業	教) 支援教育課
		(12)共生・共育推進事業	教) 教育政策室
		(13)児童生徒支援・相談事業	教) 総合教育センター
		(14)教育機会確保推進事業	教) 総合教育センター
		(15)海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	教) 教育政策室
		(16)就学等支援事業	教) 学事課
		(17)学校安全推進事業	教) 健康教育課
		(18)交通安全推進事業	市) 地域安全推進課
Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(2)児童相談所運営事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(3)里親制度推進事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(4)児童養護施設等運営事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(6)女性保護事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(7)子ども・若者支援推進事業	こ) 企画課
		(8)小児ぜん息患者医療費支給事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
		(10)災害遺児等援護事業	こ) 児童家庭支援・虐待対策室
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業	健) 生活保護・自立支援室
		(2)生活保護業務	健) 生活保護・自立支援室
		(3)生活困窮者自立支援事業	健) 生活保護・自立支援室
		(4)雇用労働対策・就業支援事業	経) 労働雇用部
		(5)民生委員児童委員活動育成等事業	健) 地域包括ケア推進室
		(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	健) 総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課
		(7)更生保護事業	健) 地域包括ケア推進室
		(8)障害者就労支援事業	健) 障害者社会参加・就労支援課
		(9)障害者社会参加促進事業	健) 障害者社会参加・就労支援課
		(10)ひきこもり地域支援事業	健) 精神保健課
		(11)精神保健事業	健) 精神保健課
	9 障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業	健) 障害福祉課
		(2)障害児施設事業	健) 障害計画課
		(3)発達障害児・者支援体制整備事業	健) 障害計画課
		(4)地域療育センター等の運営	健) 障害計画課

施策の方向性に関する評価

施策の方向性Ⅰ：子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

（１） 事業の達成度

施策の方向性Ⅰは施策１～４で構成され、それに紐づく３０の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「２ 目標を上回って達成した事務事業」が１事業（３．３％）、「３ ほぼ目標どおり達成した事務事業」が２５事業（８３．４％）、「４ 目標を下回った事務事業」が４事業（１３．３％）であり、「１ 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「５ 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

区分	達成度の区分	事業数	割合
１	目標を大きく上回って達成	０	０％
２	目標を上回って達成	１	３．３％
３	ほぼ目標どおり	２５	８３．４％
４	目標を下回った	４	１３．３％
５	目標を大きく下回った	０	０％

（２） 施策の貢献度

施策の貢献度については、「Ａ 貢献している事務事業」が２０事業（６６．７％）、「Ｂ やや貢献している事務事業」が１０事業（３３．３％）であり、「Ｃ 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

区分	貢献度の区分	事業数	割合
Ａ	貢献している	２０	６６．７％
Ｂ	やや貢献している	１０	３３．３％
Ｃ	貢献の度合いが薄い	０	０％

（３） 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が５事業（１６．７％）、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が２３事業（７６．７％）、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」が２事業（６．７％）であり、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

区分	方向性区分	事業数	割合
Ⅰ	現状のまま継続	５	１６．７％
Ⅱ	改善しながら継続	２３	７６．７％
Ⅲ	事業規模拡大	２	６．７％
Ⅳ	事業規模縮小	０	０％
Ⅴ	事業廃止	０	０％
Ⅵ	事業終了	０	０％

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅰに属する事務事業において、主な新たな取組としては、令和5年9月から子どもの意見を聴くしくみについて、子ども・若者の“声”募集箱を本格実施したほか、子育て家庭を支える取組として、令和5年9月から通院医療費助成対象年齢の中学校3年生まで拡大するとともに、所得制限を撤廃する制度の拡充を行い、中学3年生までの通院・入院に係る医療費の自己負担分を助成したところです。

達成度を4とした4事業は、「2(6)わくわくプラザ事業」、「2(7)青少年教育施設の管理運営事業」、「2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営」、「3(6)地域の寺子屋事業」です。「2(6)わくわくプラザ事業」、「2(7)青少年教育施設の管理運営事業」、「2(8)いこいの家・いきいきセンターの運営」については、ICTを活用した取組を実施するなど、新しい生活様式に対応する事業の充実に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響等による利用者数の減少は回復傾向にあります。実績は目標を下回りました。「3(6)地域の寺子屋事業」では、担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題から実績は目標を下回りましたが、地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和4年度の89か所から令和5年度は95か所まで着実に増加しました。

施策	事務事業名	達成度	貢献度	方向性
1 子育てを社会全体で支える取組の推進	(1)子どもの権利施策推進事業	3	A	Ⅱ
	(2)人権オンブズパーソン運営事業	3	A	Ⅱ
	(3)男女共同参画事業	3	A	Ⅱ
	(4)地域子育て支援事業	3	A	Ⅱ
	(5)小児医療費助成事業	3	A	Ⅰ
	(6)児童手当支給事業	3	B	Ⅲ
	(7)児童福祉施設等の指導・監査	3	A	Ⅱ
	(8)子ども・若者未来応援事業	3	A	Ⅰ
2 子どものすこやかな成長の促進	(1)妊婦・乳幼児健康診査事業	3	A	Ⅱ
	(2)母子保健指導・相談事業	2	A	Ⅲ
	(3)救急医療体制確保対策事業	3	A	Ⅱ
	(4)青少年活動推進事業	3	A	Ⅱ
	(5)こども文化センター運営事業	3	B	Ⅱ
	(6)わくわくプラザ事業	4	B	Ⅱ
	(7)青少年教育施設の管理運営事業	4	B	Ⅱ
	(8)いこいの家・いきいきセンターの運営	4	B	Ⅱ
	(9)自治推進事業	3	A	Ⅱ
3 学校・家庭・地域における教育力の向上	(1)地域等による学校運営への参加促進事業	3	A	Ⅱ
	(2)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	3	B	Ⅱ
	(3)教職員研修事業	3	B	Ⅱ
	(4)家庭教育支援事業	3	B	Ⅱ
	(5)地域における教育活動の推進事業	3	A	Ⅱ
	(6)地域の寺子屋事業	4	B	Ⅱ
4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)住宅政策推進事業	3	A	Ⅰ
	(2)民間賃貸住宅等居住支援推進事業	3	A	Ⅱ
	(3)市営住宅等管理事業	3	A	Ⅱ
	(4)魅力的な公園整備事業	3	A	Ⅰ
	(5)公園施設長寿命化事業	3	A	Ⅰ
	(6)防犯対策事業	3	A	Ⅱ
	(7)商店街活性化・まちづくり連動事業	3	B	Ⅱ

施策の方向性Ⅱ：子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

（１） 事業の達成度

施策の方向性Ⅱは施策５～６で構成され、それに紐づく２６の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「３ ほぼ目標どおり達成した事務事業」が２５事業（９６．２％）、「４ 目標を下回った事務事業」が１事業（３．８％）であり、「１ 目標を大きく上回って達成した事務事業」、「２ 目標を上回って達成した事務事業」、「５ 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

区分	達成度の区分	事業数	割合
１	目標を大きく上回って達成	０	０％
２	目標を上回って達成	０	０％
３	ほぼ目標どおり	２５	９６．２％
４	目標を下回った	１	３．８％
５	目標を大きく下回った	０	０％

（２） 施策の貢献度

施策の貢献度については、「Ａ 貢献している事務事業」が１８事業（６９．２％）、「Ｂ やや貢献している事務事業」が８事業（３０．８％）であり、「Ｃ 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

区分	貢献度の区分	事業数	割合
Ａ	貢献している	１８	６９．２％
Ｂ	やや貢献している	８	３０．８％
Ｃ	貢献の度合いが薄い	０	０％

（３） 今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」が２事業（７．６％）、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が２４事業（９２．３％）であり、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

区分	方向性区分	事業数	割合
Ⅰ	現状のまま継続	２	７．６％
Ⅱ	改善しながら継続	２４	９２．３％
Ⅲ	事業規模拡大	０	０％
Ⅳ	事業規模縮小	０	０％
Ⅴ	事業廃止	０	０％
Ⅵ	事業終了	０	０％

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅱに属する事務事業において、主な新たな取組としては、医療的ケア児保育について、令和5年4月から公立保育所全園で受入を開始しました。

達成度を4とした事業は、「5(2)認可保育所等整備事業」です。就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、法人経営に影響を及ぼす可能性があることから、追加募集を見合わせたため、実績は目標を下回りましたが、保育の質を担保した適正な選定を実施したほか、川崎認定保育園の認可化など多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、待機児童の解消を図ることができました。

引き続き既存保育施設の有効活用を優先しながら、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取り組めます。

施策	事務事業名	達成度	貢献度	方向性
5 質の高い保育・ 幼児教育の推進	(1)待機児童対策事業	3	A	Ⅱ
	(2)認可保育所等整備事業	4	B	Ⅱ
	(3)民間保育所運営事業	3	A	Ⅱ
	(4)公立保育所運営事業	3	A	Ⅰ
	(5)認可外保育施設等支援事業	3	A	Ⅱ
	(6)幼児教育推進事業	3	A	Ⅱ
	(7)保育士確保対策事業	3	A	Ⅱ
	(8)保育料対策事業	3	A	Ⅰ
6 子どもの「生きる力」を育む教育の 推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業	3	A	Ⅱ
	(2)きめ細かな指導推進事業	3	A	Ⅱ
	(3)人権尊重教育推進事業	3	B	Ⅱ
	(4)多文化共生教育推進事業	3	B	Ⅱ
	(5)健康教育推進事業	3	A	Ⅱ
	(6)健康給食推進事業	3	A	Ⅱ
	(7)教育の情報化推進事業	3	B	Ⅱ
	(8)かわさき GIGA スクール構想推進事業	3	B	Ⅱ
	(9)魅力ある高校教育の推進事業	3	B	Ⅱ
	(10)学校教育活動支援事業	3	B	Ⅱ
	(11)特別支援教育推進事業	3	A	Ⅱ
	(12)共生・共育推進事業	3	A	Ⅱ
	(13)児童生徒支援・相談事業	3	A	Ⅱ
	(14)教育機会確保推進事業	3	B	Ⅱ
	(15)海外帰国・外国人児童生徒相談・支援事業	3	A	Ⅱ
	(16)就学等支援事業	3	A	Ⅱ
	(17)学校安全推進事業	3	A	Ⅱ
	(18)交通安全推進事業	3	A	Ⅱ

施策の方向性Ⅲ：支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

（１）事業の達成度

施策の方向性Ⅲは施策７～９で構成され、それに紐づく２５の事務事業があり、その事務事業について評価を行った結果、「２ 目標を上回って達成した事務事業」１事業（４％）、「３ ほぼ目標どおり達成した事務事業」が２１事業（８４％）、「４ 目標を下回った事務事業」が３事業（１２％）であり、「１ 目標を大きく上回って達成した事務事業」及び「５ 目標を大きく下回った事務事業」はありませんでした。

区分	達成度の区分	事業数	割合
１	目標を大きく上回って達成	０	０％
２	目標を上回って達成	１	４％
３	ほぼ目標どおり	２１	８４％
４	目標を下回った	３	１２％
５	目標を大きく下回った	０	０％

（２）施策の貢献度

施策の貢献度については、「Ａ 貢献している事務事業」が１５事業（６０％）、「Ｂ やや貢献している事務事業」が１０事業（４０％）であり、「Ｃ 貢献の度合いが薄い事務事業」はありませんでした。

区分	貢献度の区分	事業数	割合
Ａ	貢献している	１５	６０％
Ｂ	やや貢献している	１０	４０％
Ｃ	貢献の度合いが薄い	０	０％

（３）今後の事業の方向性

今後の事業の方向性については、「Ⅰ 現状のまま継続する事務事業」２事業（８％）、「Ⅱ 改善しながら継続する事務事業」が２１事業（８４％）、「Ⅲ 事業規模を拡大する事務事業」が２事業（８％）であり、「Ⅳ 事業規模を縮小する事務事業」、「Ⅴ 事業を廃止する事務事業」、「Ⅵ 事業を終了する事務事業」はありませんでした。

区分	方向性区分	事業数	割合
Ⅰ	現状のまま継続	２	８％
Ⅱ	改善しながら継続	２１	８４％
Ⅲ	事業規模拡大	２	８％
Ⅳ	事業規模縮小	０	０％
Ⅴ	事業廃止	０	０％
Ⅵ	事業終了	０	０％

(4) 総合的な評価

施策の方向性Ⅲに属する事務事業において、主な新たな取組としては、ひとり親家庭に効果的な情報提供を行うため、LINE を活用した情報発信を開始するとともに、サポートガイドブックをリニューアルしました。

達成度を2とした事業は、「8(10)ひきこもり地域支援事業」です。相談支援における積極的なアウトリーチ支援や、継続的なひきこもり支援ネットワーク強化の取組により、多くの相談件数実績に繋がり、目標を上回ったことを評価しました。

達成度を4とした事業は、「8(3)生活困窮者自立支援事業」、「8(5)民生委員児童委員活動育成等事業」、「8(9)障害者社会参加促進事業」の3事業です。「8(3)生活困窮者自立支援事業」では、就職率について、相談者が抱える課題が複雑・複合化してきており、支援が困難・長期化したことなどが原因で目標値を下回りました。今後、支援員の育成や関係機関・部署との更なる連携強化に加えて、データ分析や他都市の事例等を参考にしながら就職率の向上に努め、相談者の自立を支援していきます。

「8(5)民生委員児童委員活動育成等事業」では、活動の負担軽減のため担当世帯数の適正化や効果的な研修の実施を行い、担い手確保のため広報強化を図ったことから、新たに32名の委嘱を行いました。本市の世帯数の増加に伴う定員数が令和4年度よりも22増加したこと等から充足率は令和4年度よりも0.5ポイント低下して82.0%となり、目標の充足率を下回りました。

「8(9)障害者社会参加促進事業」では、生活訓練等事業の一部の講座において参加者数が増加している一方で、中途障害で著しく外出の機会が減った対象者が、コロナ後も参加者数が回復しなかったから、目標値を達成することができませんでした。今後も障害者のニーズに応じるための検討を行いつつ、参加者にとって満足度が高く、諸能力向上につながるような工夫と実施に取組み、参加者の増加に努めていきます。

施策	事務事業名	達成度	貢献度	方向性
7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業	3	A	Ⅱ
	(2)児童相談所運営事業	3	A	Ⅱ
	(3)里親制度推進事業	3	A	Ⅱ
	(4)児童養護施設等運営事業	3	A	Ⅱ
	(5)ひとり親家庭等の総合的支援事業	3	A	Ⅱ
	(6)女性保護事業	3	A	Ⅱ
	(7)子ども・若者支援推進事業	3	A	Ⅱ
	(8)小児ぜん息患者医療費支給事業	3	B	Ⅰ
	(9)小児慢性特定疾病医療等給付事業	3	B	Ⅱ
	(10)災害遺児等援護事業	3	B	Ⅰ
8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業	3	A	Ⅱ
	(2)生活保護業務	3	A	Ⅱ
	(3)生活困窮者自立支援事業	4	B	Ⅱ
	(4)雇用労働対策・就業支援事業	3	B	Ⅱ
	(5)民生委員児童委員活動育成等事業	4	B	Ⅱ
	(6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	3	A	Ⅱ
	(7)更生保護事業	3	B	Ⅱ
	(8)障害者就労支援事業	3	A	Ⅲ
	(9)障害者社会参加促進事業	4	B	Ⅱ
	(10)ひきこもり地域支援事業	2	A	Ⅱ
	(11)精神保健事業	3	B	Ⅱ
9 障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業	3	A	Ⅱ
	(2)障害児施設事業	3	A	Ⅱ
	(3)発達障害児・者支援体制整備事業	3	B	Ⅱ
	(4)地域療育センター等の運営	3	A	Ⅲ

施策の方向性 I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進									
施策の概要	一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。									
計画期間における主な方向性	《子どもの権利》 - 子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組を行うとともに、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等等、子どもの権利保障の取組を進めていきます。 《子育てを社会全体で支える》 - 子育て親子の交流の場である地域子育て支援センターや、地域の「互助」の公的な仕組みとしてのふれあい子育てサポート事業、地域における子育てボランティア活動などを通じて、子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進します。また、保育・子育て総合支援センターでは、個別の子育て家庭のニーズを把握し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供を行うとともに、地域の子育て支援資源の育成や地域の関係機関との連携・協働のネットワークづくりを行っていきます。 - 妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を実施していくため、保育・子育て総合支援センターを中心とした子育て支援と、区の保健師等が行う専門的な母子保健と連携しながら、子育て家庭を一体的に支援していきます。 - 小児医療費助成制度については、今後も引き続き、着実に運営するとともに、本市の子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。									
施策を構成する事務事業	(1)	子どもの権利施策推進事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	15,881	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	13,542		
	(2)	人権オンブズパーソン運営事業		(2)	33,052		(2)	32,345		
	(3)	男女共同参画事業		(3)	9,163		(3)	8,337		
	(4)	地域子育て支援事業		(4)	245,384		(4)	231,688		
	(5)	小児医療費助成事業		(5)	5,347,063		(5)	5,760,885		
	(6)	児童手当支給事業		(6)	21,611,186		(6)	21,175,259		
	(7)	児童福祉施設等の指導・監査		(7)	36,459		(7)	36,249		
	(8)	子ども・若者未来応援事業		(8)	37,836		(8)	24,780		

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	子どもの権利に関する条例の認知度(子ども)		目標	53.5	－	－	55 (63)	%
		説明	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100(%)	実績	59.7	－			
2	成果指標	子どもの権利に関する条例の認知度(大人)		目標	42.2	－	－	44 (46)	%
		説明	「子どもの権利に関する実態・意識調査」(無作為抽出)の「条例を知っている」「聞いたことがあるが内容が分からない」を合わせた回答者数／全回答者数×100(%)	実績	42.3	－			
3	成果指標	ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数		目標	13,523	13,234	13,036	12,948	人
		説明	各年の「ふれあい子育てサポートセンター実績報告書」の実績値	実績	10,988	11,464			
4	成果指標	地域子育て支援センター利用者の満足度※10点満点		目標	—	9.1	—	9.1	点
		説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値	実績	—	9.2			
5	成果指標	地域における子育て支援活動の参加数(延べ数)		目標	1,325	1,674	2,023	2,371	回
		説明	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動延べ数	実績	1,391	1,586			
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	(指標名)子どもの権利に関する条例の認知度(子ども)・(大人) 次回の「子どもの権利に関する実態・意識調査」は令和6年度に実施します。 (指標名)ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数 (理由)新型コロナウイルス感染症の影響等により、ふれあい子育てサポートセンターの利用者数が大幅に減少し、その後回復傾向にあるもののコロナ禍前の水準に戻って おらず、目標値を下回りました。 (今後の取組)年4回のヘルパー会員登録研修会の開催やヘルパー会員募集及び利用促進のための広報の充実等に努め、ふれあい子育てサポート事業の利用促進の取 組を進めていきます。 (指標名)地域における子育て支援活動の参加数(延べ数) (理由)新型コロナウイルス感染症の影響から実施方法等の見直しを行ったことにより、参加者数の伸び率が鈍化し、目標を下回りました。 (今後の取組)参加者数自体は令和4年度以前から引き続き増加傾向にあるため、継続して取り組みを進めます。						

3 評価

内部評価の結果

(1)

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
子どもの権利施策推進事業	①子どもの権利に関する行動計画に基づく施策の進行管理 ②子どもの権利委員会による施策検証 ③広報資料等の活用による子どもの権利に関する意識普及の促進	①「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した広報・意識普及の促進 ②さまざまな世代に向けた広報資料による意識普及の促進 ③「第7次子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進	目標どおり達成しました。 ①「かわさき子どもの権利の日のつどい」を開催し、市民等に広く子どもの権利について周知しました。かわさき子どもの権利の日(11月20日)の前後1か月を広報強化期間として、各子ども関連施設へのパンフレットやリーフレットの配布に加えて、アゼリア広報コーナーでの掲示や区役所窓口モニター・川崎駅東口デジタルサイネージ等での啓発動画の上映を行いました。条例の解説パンフレット等の広報資料を、市内の全児童生徒及びイベント等で市民に配布しました。 ②市民を巻き込んだワークショップを行い、子どもの権利を身近に楽しく学ぶことのできる「子どもの権利×うんこドリル」を作成いたしました。「かわさき子どもページ」においては、ページを魅力的にし多くの子どもに利用してもらうため、子どもの意見を取り入れたページに改修を行いました。講師派遣事業につきましては、映画会や民生委員、地域教育会議、子どもの施設の職員等に研修の場を積極的に拡大した結果、参加人数を大幅に増加させることができました。 ③第8期子どもの権利委員会では「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画」の評価を公表しました。また、「第7次子どもの権利に関する行動計画」の進捗調査を開始するとともに、調査部会として「子どもが相談する・発言できる」ことについて様々な場においてヒアリング調査を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

子どもの権利に関する広報資料配布部数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもの権利条例の解説パンフレット等、子どもや一般市民に対する子どもの権利に関する広報資料の年間配布部数	目標	188,000	188,500	189,000	189,500	部
			実績	284,613	269,643			
講師派遣事業参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもに関わる職員や市民を対象とした、子どもの権利に関する研修・学習会等の年間参加人数	目標	1,270	1,290	1,310	1,330	人
			実績	424	5,650			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(2)	人権オンブズ パーソン運営事業	子どもの権利の侵害と男女平等に関わる人権の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行います。救済の申立てにおいては、調査、あっせん・調整、是正等勧告、制度改善の意見表明、公表も行います。	①子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	目標どおり達成できました。 ①については、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しました。 ◇子どもの相談：1回の相談で終了した件数28件、継続相談件数46件 ◇男女平等の相談：1回の相談で終了した件数9件、継続相談件数6件 ◇継続相談に対する相談・面談等回数：192件 ②については、関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事案の解決に当たりました。 ◇救済件数8件（救済活動251回） 前年度からの継続件数1件及び今年度受付件数8件に関する救済活動終了件数4件、次年度継続件数5件 ◇発意調査件数5件（発意調査活動210回） 今年度発意調査件数5件に関する調査終了件数1件、次年度継続件数4件 ③については、相談カード等の配布（市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、外国入学校等）や人権オンブズパーソン子ども教室（小学校8校、中学校4校、児童養護施設3施設）の開催及び人権尊重教育研究推進校である西御幸小学校の全校児童を対象とした「人権子ども教室」での人権オンブズパーソンの講演（4日間、延べ12回）等を通じて広報・啓発を行うとともに、6月に令和4年度報告書を公表しました。 ④については、市の機関や関係機関等と連携・協力し、相談・救済活動、広報・啓発活動、研修活動を行うとともに、関係会議への参画、関係機関・団体との意見交換等を行いました。				3 ほぼ 目標ど おり	A 貢献し ている	II 改善 しながら 継続		
				※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
				救済の申立て受付件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
				活動 指標	説明	相談の内、相談者から救済の申立てがあった件数 （※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	目標	－	－			件
実績	3	8										
子どもの相談受付件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位				
活動 指標	説明	相談窓口に寄せられた、子どもの権利侵害に関わる件数 （※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	目標	－	－			件				
			実績	78	74							
男女平等の相談受付件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位				
活動 指標	説明	相談窓口に寄せられた、男女平等の人権侵害に関わる件数 （※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。）	目標	－	－			件				
			実績	20	15							

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
男女共同参画事業			男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。また、DV防止・被害者支援基本計画に基づき、関係機関等と連携し、DVの防止及び被害者支援に取り組めます。	①男女平等推進行動計画に基づく取組の推進 ②男女共同参画社会の形成の促進に向けた普及啓発の実施 ③「かわさき☆えるぼし」認証制度による中小企業における女性活躍推進の取組の促進 ④「DV防止・被害者支援基本計画」に基づく取組の推進 ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ① 市内の様々な分野の団体を構成員とするかわさき男女共同参画ネットワークは計画どおり、運営会議・全体会議・フォーラムとして計5回開催し、男女共同参画に係る情報共有や普及啓発を実施しました。審議会等委員の女性比率については、新規又は改選のあった審議会等において女性比率が上昇したことにより、昨年度の32.2%から1.3ポイント増の33.5%となりましたが目標は達成しませんでした。要因としては、理系、工学、医学など特定の分野に女性学識者が少ないことや、委員推薦団体の役職等に女性が少ないことが考えられます。また、改選の無い審議会等では推薦団体の事情により任期途中に女性委員の減員が多くありました。今後も引き続き、庁内所管部署等へ働きかけを行い、目標が達成できるよう取組を進めます。 ② 6月の「男女平等推進週間」において、チラシを作成・配布したほか、公共施設3箇所において、パネル展示を行い、市民団体と協働事業で制作したジェンダーもやもや発見カードをポスターにして紹介しました。令和5年度男女共同参画かわさきフォーラムを動画配信により開催し、視聴者は249人となり、目標を達成しました。 ③ 市内中小企業を対象とした女性活躍認証制度「かわさき☆えるぼし認証企業」として、令和5年度に23企業を認証し、昨年度の認証企業と合わせて132企業となりました。 ④・⑤DV未然防止に向けた広報活動を行うとともに、デートDV予防啓発講座を大学で計7回開催し、751人の参加がありました。高校では男女共同参画センターと市民オンブズマン事務局が連携し2回実施し、143人が参加しました。また中学校(6回)で講座を開催し、1,043人が参加しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続		
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
(3)	男女が平等になっていると思う市民の割合				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	性別にかかわらず、自分の個性や能力を発揮できる状況であると思う市民の割合(男女が平等になっていると思う市民の割合)	目標	—	40	—	40	%	
				実績	—	41.9	—	—		
	市の審議会等委員への女性の参加比率				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	市の政策・方針決定過程に参画する機会となる審議会への女性の参画比率	目標	40	40	40	40	%	
				実績	32.2	33.5				
	かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議・全体会議・イベント開催数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	運営会議、全体会議、男女共同参画かわさきフォーラム等イベントの開催合計数	目標	5	5	5	5	回	
				実績	5	5				
	男女共同参画かわさきフォーラム参加者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	かわさき男女共同参画ネットワークが主催する「男女平等のまち・かわさき」の実現に向けて、地域社会全体で取り組むための啓発事業であるフォーラムの参加者数	目標	200	200	200	200	人	
				実績	380	249				
	「かわさき☆えるぼし」認証企業数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	市内中小企業を対象とした女性活躍認証制度「かわさき☆えるぼし」の認証企業数	目標	100	100	100	100	社	
				実績	109	132				
	デートDV予防啓発講座の実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	市内専門学校や大学における、デートDV予防ワークショップの実施回数	目標	7	7	7	7	回	
				実績	14	15				

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	地域子育て支援事業		保護者の子育ての不安感等の緩和に向け、地域において子育て支援を行う団体と連携し、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援センターの運営や市民が相互に行う育児援助活動を支援するふれあい子育てサポートセンターの運営、子育て支援の場面でのボランティア活動の促進等を通して、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進します。	①地域子育て支援センターの利用促進に向けた取組の推進 ②利用者ニーズに寄り添った支援の実施 ③ふれあい子育てサポート事業の実施(子育てヘルパー会員平均登録数830人以上) ④地域におけるボランティアによる子育て支援活動の参加促進 ⑤子育てに関する効果的な情報提供の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①地域子育て支援センターの利用促進に向け、市政だよりや電子媒体等を活用した情報発信の強化に努めたことから、地域子育て支援センターの利用人数は令和4年度より多い165,560人でした。また、オンラインによる職員向け研修を2回実施し、市民サービスの質の向上のための人材育成を行いました。 ②川崎区及び中原区保育・子育て総合支援センターに加え、新たに宮前区保育・子育て総合支援センターにおいて利用者支援事業を実施しました。また、より利用者ニーズに即した支援が行えるよう、これまでに収集した事例を活用し、地域子育て支援センター職員を対象に事例検討会を実施しました。 ③令和5年10月に宮前区保育・子育て総合支援センター内に地域子育て支援センターつちはしを開所しました。 ④対応できる子育てヘルパー会員登録を増やすため、会員募集の広報の充実等に努め、ふれあい子育てサポート事業の利用促進の取組を進めました。取組の一環として、子育てヘルパー会員登録研修会を年4回開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響により、会員登録数は目標値を下回りましたが、新型コロナウイルス感染症が5類に変更されたため、子育てヘルパー会員平均登録数は令和4年度より多い1767人でした。また、ふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数や、地域における子育て支援活動の参加数についても、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少し、その後回復傾向にあるものの、目標値を下回りました。引き続き利用促進のための広報の充実等に努め、ふれあい子育てサポート事業の利用促進の取組を進めます。 ⑤各区役所地域まもり支援センターで実施している乳幼児健診等において、来所する乳幼児及び保護者の支援や見守りを実施し、延べ参加者数は1,586人でした。目標は未達となっておりますが、これは新型コロナウイルス感染症の影響から実施方法等の見直しを行ったことにより、参加者数の伸び率が鈍化したことによるものですが、参加者数自体は令和4年度以前から引き続き増加傾向にあるため、継続して取り組みを進めてまいります。 ⑥子育ての各種制度や事業、施設などを紹介した「かわさき子育てガイドブック」や予防接種管理、子育て情報などを提供する「かわさき子育てアプリ」等により、子育てに関する効果的な情報発信を行いました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	地域子育て支援センターの延べ利用人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	地域子育て支援センターを利用する子どもの年間延利用人数	目標	167,119	160,785	152,980	146,160	人		
				実績	150,759	165,560					
	ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	市内4か所のふれあい子育てサポートセンターに登録した育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)の年間平均登録者数	目標	830	830	830	830	人		
				実績	737	767					
	ふれあい子育てサポートセンターの利用者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、市内4か所のふれあい子育てサポートセンターを通し、会員相互により育児援助活動を実施した数	目標	13,523	13,234	13,036	12,948	人		
				実績	10,988	11,464					
	地域子育て支援センター利用者の満足度				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出 利用者)における各質問項目(10段階)の平均値<2年に1回調査予定>	目標	-	9.1	-	9.1	点		
				実績	-	9.2					
	地域における子育て支援活動の参加数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	区役所で行う乳幼児健康診査等での子育てボランティア活動の参加者(延べ数)	目標	1,325	1,674	2,023	2,371	回		
				実績	1,391	1,586					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(5)	小児医療費助成事業		対象となる小児の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	小児医療費助成対象者への適正な支給				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	小児通院医療費助成の対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	各年度末時点での通院の医療費助成を行う小児(乳幼児等)医療証を交付している人数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	123,000	190,000	190,000	190,000	人	
			実績	118,148	183,005					
事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	児童手当支給事業		対象となる子どもの年齢に応じて、3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円、所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の世帯には子ども1人一律5,000円を6月、10月、2月に支給します。なお、制度改正により、令和4年6月から所得上限限度額以上の世帯については、手当は不支給となります。	児童手当対象者への適切な支給				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	III 推進項目の規模拡大
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	児童手当の支給対象児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	各年度2月末時点の児童手当・特例給付支給対象児童数(公務員除く。) (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	163,000	163,000	163,000	163,000	人	
			実績	162,614	154,702					
事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	児童福祉施設等の指導・監査		実地又は書面により、各法人・施設・事業等の運営状況について調査又は検査を実施します。	①児童福祉関係法令等に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人等に対する指導・監査の実施 ②幼稚園型認定こども園・幼稚園における、子ども・子育て支援法上の指導監査の実施 ③社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の適切な執行 ④施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施(開催回数:5回)				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	指導監査実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	認可制度、確認制度に係る実地または書面指導監査の実施数及び社会福祉法に基づく社会福祉法人並びに児童福祉法施行事務に対する実地指導監査の実施数	目標	578	588	602	616	件	
			実績	578	588					
社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	新規法人の設立認可における審査事務の執行及び定款変更の認可申請事務の執行件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)		目標	3	3	3	3	件	
				実績	1	3				
会計研修の開催回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修等の実施回数		目標	5	5	5	5	回	
				実績	5	5				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(8)	子ども・若者未来応援事業	第2期子ども・若者の未来応援プランに基づく取組の進行管理、及び大学、企業等と連携してグローバル人財育成事業を実施します。	①第2期子ども・若者の未来応援プランに基づく取組の進行管理 ②子ども・子育て支援に関する支援ニーズ調査の実施 ③「子ども・若者応援基金」を活用した事業の実施 ④子どもの意見を聴くみとして、「子ども・若者の“声”募集箱」の管理・運営【新規(令和4年度)】	目標どおり達成できました。 ①「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進するとともに、令和4年度の取組について年度評価を実施し、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン点検・評価結果報告書」を作成しました。 ②未就学児の保護者及び就学児の保護者18,000名を対象に、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施し、「川崎市子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査報告書」を作成しました。 ③市立川崎高校及び市立橋高校の生徒20名を対象に、オンラインプログラムの「Stanford e-Kawasaki」を実施したほか、市内企業と連携し、小学5年生から中学生までを対象とした「かわさきジュニアベンチャースクール」を開催しました(参加人数55名)。また、「子ども・若者応援基金」を活用した事業について、市ホームページやリーフレット等さまざまな媒体を活用した広報を実施するとともに、基金活用の柱として、「機会格差の解消」と「挑戦の後押し」に加え、令和6年4月から「地域で支える」を新たに創設することとしました。 ④子どもの意見を聴くみとして、令和5年9月から「子ども・若者の“声”募集箱」を本格実施しました。令和5年度中には、401件の意見が寄せられ、市政運営の参考にとともに、市長メッセージや市の考え方を市ホームページに掲載し、フィードバックしました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	グローバル人財育成事業に参加した人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活動指標	説明	「Stanford e-Kawasaki」及びアントレプレナーシッププログラム等に参加した子どもの人数		目標	50	50	50	50	人
				実績	68	75			

総合的な 評価	《子どもの権利》 ・子どもの権利施策推進事業において、昨年度に引き続き、「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催や、かわさき子どもの権利の日に合わせて、各子ども関連施設へのパンフレットやリーフレットの配布、アゼリア広報コーナーでの掲示や区役所窓口モニター・川崎駅東口デジタルサイネージ等での啓発動画の上映を実施し、市内の全児童生徒及び市民へ子どもの権利について広く周知を行いました。また、人権オンズパーソン運営事業において、昨年度に引き続き、市内の保育園や幼稚園、学校を対象に相談カード等を配布し、相談窓口について広く周知しました。人権オンズパーソン子ども教室の開催に加え、当年度は人権尊重教育研究推進校である西御幸小学校の全校児童を対象とした「人権子ども教室」での人権オンズパーソンの講演を実施しました。これらの取組により、子ども達の子どもの権利への関心と理解を深めることができました。 ・子どもの意見を聴くしくみとして、令和5年9月から「子ども・若者の“声”募集箱」を本格実施しました。市政運営の参考にするとともに、市長メッセージや市の考え方を市ホームページに掲載し、フィードバックしました。これらの取組により、多様な主体との協働・連携のもと、子どもの意見表明・参加の機会を増やすことができました。 《子育てを社会全体で支える》 ・ふれあい子育てサポート事業における子育てヘルパー会員平均登録者数及びふれあい子育てサポートセンターの延べ利用者数について、令和4年度の数値から回復の傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の影響が続き、目標値を下回りました。子育てヘルパー会員登録研修会の開催等、今後も粘り強く利用促進のための広報の充実に努め、ふれあい子育てサポート事業を通じて子育て家庭を地域社会全体で支える取組を推進していきます。 ・新たに宮前区保育・子育て総合支援センターにおいて、利用者支援事業を開始し、地域子育て支援センターの利用人数の増加につながりました。オンラインによる職員向け研修や、これまでの事例を用いた事例検討会を実施し、当事者の目線に立った寄り添い型の相談・情報提供の実施につながりました。 ・小児医療費助成事業について、令和5年9月に、通院医療費助成の対象年齢を中学校3年生まで拡大し所得制限を撤廃することにより制度拡充を図りました。引き続き、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めていきます。 ・「子ども・若者応援基金」を活用し、オンラインプログラムの「Stanford e-Kawasaki」を実施したほか、市内企業と連携し、「かわさきジュニアベンチャースクール」を開催することで、子ども達の「機会格差の解消」と「挑戦の後押し」を行いました。
子ども・子育て会議からの意見・評価	《子どもの権利》 ・子どもの権利に関する事業について、多様な手法や機会を活用し、普及啓発を積極的に進めたことを評価するとともに、令和5年度から7年度を計画期間とする「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」において重点的取組とされている「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」及び「子どもの意見表明・参加を支援する取組」をはじめ、子どもの権利保障が総合的に推進されることを期待します。人権オンズパーソン運営事業においては、人権オンズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布等により、相談・救済についての広報・啓発を一層推進したことを評価します。 ・「子ども・若者の“声”募集箱」については、本格実施により子どもたちの意見表明・参加の機会の一つとして制度化したことを評価するとともに、寄せられた意見の内容をしっかりと確認し適切なフィードバックを行い、効果的な制度運用が図られることを期待します。 《子育てを社会全体で支える》 ・地域子育て支援事業について、地域子育て支援センターの利用促進に向けた取組により、目標値を上回る利用に繋がったことを評価します。また、ふれあい子育てサポート事業については、ヘルパー会員平均登録数等は目標を下回りましたが、ヘルパー会員登録研修会の開催やヘルパー会員募集及び利用促進のための広報の充実に努め、前年度より登録者等が増加したことを評価します。新設された宮前区をはじめとする保育・子育て総合支援センターにおける積極的な取組により、子育て家庭を地域社会全体で支える取組が一層推進されることを期待します。 ・小児医療費助成事業については、制度拡充により、令和5年9月から通院医療費助成対象年齢の中学校3年生までの拡大及び所得制限の撤廃したことを評価します。引き続き、子育て家庭を取り巻く状況をしっかりと踏まえた上で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりがなされることを望みます。 ・「子ども・若者応援基金」を活用し、「機会格差の解消」と「挑戦の後押し」に関する取組を着実に進めるとともに、令和6年4月から「地域で支える」を新たに創設することとしたことを評価します。今後も基金の効果的な活用により、頑張る子ども・若者を応援する互助のまちづくりを一層推進することを期待します。

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後の取組

《子どもの権利》

・子どもの権利保障の取組について、子どもの権利施策推進事業においては、子どもの権利を守るためには、子どもの権利について、より一層普及啓発を図る必要があります。今後も、世代など対象に合わせた情報発信方法等について改善しながら継続し、子どもの権利が尊重され、子どもが自分らしく生きることができる「子どもにやさしいまちづくり」を推進します。

・「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」における重点的取組として、「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、虐待・体罰防止に関する広報・啓発や予防に向けた取組を進めるとともに、各種相談事業や関係機関及び地域の連携により、虐待等からの救済及びその回復に努めます。また、育ち・学ぶ施設等の職員に対する啓発や研修を通じて子どもに関わる職員の人材育成を図ります。また、「子どもの意見表明・参加を支援する取組」の推進に向けては、子どもが安心して自分の意見を表明できる環境づくりなど、これまでの取組を活かしながら、年齢や市政に対する関心の度合いなどに応じた、より幅広い子どもが意見を発することができる環境を整えられるよう取組を進めます。

・人権オンブズパーソン運営事業においては、いじめ等の子どもの権利の侵害やDV等の男女平等に関わる人権の侵害について、より一層の制度の理解と周知に向けて市民に分かりやすい広報・啓発に取り組むほか、専門調査員のスキルアップに努め、適切な相談・救済活動を推進していきます。

・子ども・若者未来応援事業においては、「子ども・若者の声募集箱」について、届いた声に対する子どもたちへのフィードバックの手法の改善を図りながら、効果的な制度運用に取り組んでいきます。

《子育てを社会全体で支える》

・地域子育て支援事業について、地域子育て支援センター事業、利用者支援事業、ふれあい子育てサポート事業及び地域における子育て支援活動により、子育てに負担感・不安感を持つ家庭への地域における相談・支援体制づくりを推進するとともに、子育てに関する効果的な情報提供を行っていきます。引き続き、運営団体と連携し、広報等の強化を行い、ヘルパー会員の確保等の取組を進めていきます。

・小児医療費助成事業について拡充した制度を適切に運営するとともに、「子ども・若者応援基金」を活用した取組を着実に進めていきます。

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策2 子どものすこやかな成長の促進							
施策の概要	妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。 また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。							
計画期間における主な方向性	《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》 ・妊産婦や子育て家庭が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援の充実に取り組むとともに、母子健康手帳交付時からの相談・支援、妊婦・乳幼児健康診査事業の実施などにより、支援の必要な家庭を早期に把握し、地域の関係機関と連携しながら、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組みます。 《子ども・若者の健やかな成長》 ・子どもが多くの人との関わりの中で、多様な価値観やロールモデルを得ながら健やかに成長していけるよう、様々な体験や経験ができる機会の創出に向け、地域や関係機関等と連携を図りながら、こども文化センターを活用し、子どもたちの意見や地域の特性等を踏まえた子どもの居場所づくりに取り組みます。 ・わくわくプラザ事業については、利用者のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流の充実に向けた取組を進め、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりを進めていきます。							
施策を構成する事務事業	(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	1,488,163	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	1,372,583
	(2)	母子保健指導・相談事業		(2)	1,903,124		(2)	1,786,051
	(3)	救急医療体制確保対策事業		(3)	1,156,031		(3)	1,031,466
	(4)	青少年活動推進事業		(4)	40,194		(4)	40,069
	(5)	こども文化センター運営事業		(5)	4,121,127		(5)	3,942,013
	(6)	わくわくプラザ事業		(6)	69,109		(6)	80,040
	(7)	青少年教育施設の管理運営事業		(7)	466,125		(7)	462,889
	(8)	いこいの家・いきいきセンターの運営		(8)	910,067		(8)	880,416
	(9)	自治推進事業		(9)	3,181		(9)	3,058

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	乳幼児健診の平均受診率		目標	97.8	97.8	97.8	97.8%以上	%
		説明	厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」の各年齢(3～4か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診実人数÷健康診査対象人数)×100(%)」の平均値	実績	97.3	96.7			
2	成果指標	子育てが楽しいと思う人の割合		目標	97.8	97.8	97.8	97.8%以上	%
		説明	1歳6か月健診時における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」と「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	実績	97	97.7			
3	成果指標	わくわくプラザの登録率		目標	49.5	50	50.5	51%以上	%
		説明	わくわくプラザ登録者数÷対象児童数×100(%)	実績	34.0	41.0			
4	成果指標	わくわくプラザ利用者の満足度※10点満点		目標	－	7.85	－	8.0点以上	点
		説明	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値	実績	－	7.61			
5	成果指標	こども文化センターの延べ利用者数		目標	1,333,000	1,490,000	1,660,000	1,830,000人以上	人
		説明	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)	実績	1,315,384	1,613,112			
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	(指標名)乳幼児健診の平均受診率 (理由)乳幼児健康診査の受診者数は出生数や転出入者数に影響されるため、受診者数は目標値より減少していますが、未受診とならないよう、健診の案内や周知を丁寧に行い、対象時期に受診できるようフォローを行いました。 (今後の取組)未受診者に対しては、個別の事情に配慮しながら、電話や手紙、訪問による再度の受診勧奨や他都市等での受診状況の確認を行い、児や家庭の状況の把握、支援を継続して行います。 (指標名)子育てが楽しいと思う人の割合 (理由)目標を下回っていますが、高い水準を維持しています。「楽しい」以外の回答の主な理由はこどもの発育や発達への心配や保護者の心身の問題、家庭状況等があります。 (今後の取組)今後も妊娠期からの母子保健事業の実施等、子育てを楽しみと感じられる環境づくりを行います。 (指標名)わくわくプラザの登録率 (理由)わくわくプラザの登録率は新型コロナウイルス感染症に伴う在宅勤務の普及の影響等により目標値を下回りましたが、今年度を四半期ベースで見ると4月:38.2%、7月:40.8%、10月:41.5%と徐々に回復傾向にあり、全ての小学生の安全・安心な放課後の居場所として、一定の役割を果たしています。 (今後の取組)登録方法の簡略化等を行い、登録率の向上を図ります。 (指標名)わくわくプラザ利用者の満足度 (理由)わくわくプラザの利用者の満足度は子育て家庭のニーズの変化等も影響し目標値を下回りました。 (今後の取組)子育て家庭のニーズが変化している中でも、満足度については年々向上しており、引き続き各運営法人による創意工夫により児童・保護者の望むサービス提供に近づけていきます。						

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(1)	妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施しています。	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 ②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 ③各区地域まもり支援センターや医療機関での乳幼児健康診査及び各種検査の実施 ④聴覚及び視覚検診の実施 ⑤先天性代謝異常等検査事業の実績 ⑥乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施 ⑦医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援	①特定不妊治療の費用が令和4年から保険適用化されたことにより、費用助成の事業は終了しました。不妊、不育に関する相談は各区役所と委託事業である不妊・不育専門相談センターで行っており、48人の相談支援を実施しました。 ②安心・安全な出産を迎えるために、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦と胎児の健康管理を行いました(助成件数:140, 235件)。令和6年1月から産婦健康診査への助成を開始しました。今後も妊婦健康診査を受診する方への費用助成制度を継続します。妊娠届出数が減少しているため、相対的に実績は減少していますが、一人当たりの妊婦健診の受診回数が増えているなど、利用割合が増えていることから、妊産婦健診等の定期受診の必要性について引き続き普及啓発を進めていきます。 ③④⑥医療機関と連携し、乳幼児の発育・発達の確認や疾病の早期発見を行い適切な医療につなげる等、健診を実施しました。(受診者数:54,599人)乳幼児健康診査の受診者数は出生数や転出入者数に影響されるため、受診者数は目標値より減少していますが、未受診とならないよう、健診の案内や周知を丁寧に行い、対象時期に受診できるようフォローを行いました。また、未受診者に対しては、個別の事情に配慮しながら、電話や手紙、訪問による再度の受診勧奨や他都市等での受診状況の確認を行い、児や家庭の状況の把握、支援を継続して行います。令和5年7月から7か月児健診の間診票、診査票を改訂し、発育・発達等診査内容の標準化を行いました。3歳児健診は、令和5年5月から弱視等の早期発見のため、屈折検査機器を用いた視覚検査を全区で開始しました。新生児聴覚検査事業は要精密検査となった乳児が適切な療育につながるよう、フォローの体制を整えました。子育てが楽しいと答える方の割合が0.1%達成に届きませんでしたが、地域のサロンや育児相談等を活用し、子育てが楽しいと思える支援を継続していきます。 ⑤新生児に対し、先天性代謝異常等20疾患の早期発見のため、検査費用を助成しました。 ⑦医療機関と連携し、妊産婦や乳幼児の健診結果等から支援を必要とする家庭が適切に相談を受けられ、母子保健サービスにつながるよう支援を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 推進項目の規模拡大		
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
特定不妊治療費の助成件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	治療費の助成件数 (令和4年度からの特定不妊治療の保険適用に伴い助成廃止。令和4年度は経過措置期間中。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	3,017	-	-	-	件	
			実績	2,022	-				
妊産婦健康診査の助成件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	契約医療機関での助成件数及び里帰り出産等で利用した償還払いによる助成件数の合計数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	142,335	146,343	147,134	148,243	件	
			実績	144,957	140,235				
乳幼児健康診査の受診者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	3～4か月、7か月、1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)、5歳の各健康診査の受診者の合計数	目標	57,503	57,233	56,491	56,268	人	
			実績	57,041	54,599				
乳幼児健診の平均受診率				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	各健診(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診者数/健康診査対象者数)×100(%)」の平均値	目標	97.8	97.8	97.8	97.8	%	
			実績	97.3	96.7				
子育てが楽しいと思う人の割合				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	1歳6か月児健診における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいいがですか」という設問に、「楽しい」又は「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	目標	97.8	97.8	97.8	97.8	%	
			実績	97	97.7				

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
母子保健指導・相談事業			思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	①思春期の心と身体の健康教育の実施 ②各区地域みまもり支援センターにおける母子健康手帳の交付・相談の実施 ③各区地域みまもり支援センター等における両親学級の開催による出産・育児支援 ④新生児訪問及びこどもには赤ちゃん訪問の実施 ⑤養育支援訪問の(乳幼児訪問指導)の実施 ⑥産前産後におけるサポートの実施 ⑦産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	①思春期教育については、市内の小中高校の生徒と教員に対して、オンラインも取り入れながら助産師や医師等などの専門家の講座を実施しました。(参加人数:6,737人) ②妊娠届提出時に看護職が全員と面接し、妊娠出産に関するサービスや制度の説明を行い、妊婦や家族の相談に応じ、継続支援が必要な妊婦を早期に支援しました。 ③両親学級は、妊婦とそのパートナー併せて6,575人参加しました。各区役所の両親学級は、新型コロナウイルス感染症の5類へ移行した後もハイリスクである妊婦の感染予防や、つわり等体調不良により外出困難な妊婦が参加しやすいようハイブリッドでの開催を継続しました。また、土日に開催している看護協会や助産師会への委託を継続し、参加しやすい両親学級を実施しました。 ④新生児訪問及びこどもには赤ちゃん訪問を実施し、産後の心身の回復状況の確認や育児の相談に応じました。里帰り出産の母子についても、里帰り先の自治体と連携し、訪問依頼をするなどの対応を行いました。(訪問実施率99.2%) ⑤子の養育を継続的に支援することが必要と考えられる家庭を継続的に訪問し、保健指導を行いました(2,886人)。引き続き、様々な母子保健事業で把握した支援が必要な家庭等の訪問支援を継続します。 ⑥産後4か月までの産婦を対象に、宿泊型、訪問型、日帰り型の産後ケア事業を実施しました(2,504人)。休息などの母体のケアと授乳の相談、子の育児方法の相談に応じました。 ⑦出産前後での体調不良等がある妊婦又は母親に対してヘルパーを派遣し、育児または家事の援助を行いました(4,133人)。また、認定事業者への1回当たりの補助額の増加や低所得者層の利用料を免除したことにより、更なる利用ニーズの増大につながり、目標値を上回る利用者数となりました。 ⑧対象者には妊娠届出時及び新生児訪問等において面接や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施するとともに、経済的支援として面談後に申請される出産及び子育て応援ギフトについて、対象者に適正に支給しました。				2 目標を上回って達成	A 貢献している	Ⅲ 推進項目の規模拡大
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること											
新生児訪問等の実施率					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
(2) 活動指標	説明	新生児訪問及びこどもには赤ちゃん訪問の実施率	目標		94.9	94.9	94.9	94.9	%		
			実績		95.8	99.2					
思春期の心と身体の健康教育の参加人数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	学校等で思春期の児童を対象として実施する集団での健康教育の参加数	目標		6,200	6,600	7,000	7,300	人		
			実績		3,747	6,737					
両親学級の参加人数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	各区役所等で実施する両親学級の参加数	目標		4,500	4,600	4,600	4,700	人		
			実績		5,721	6,575					
養育支援訪問(乳幼児訪問指導)の実施件数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	継続的な支援が必要な子育て家庭等の訪問数	目標		2,077	2,097	2,129	2,176	人		
			実績		2,327	2,886					
産後ケア事業の利用人数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	宿泊型、訪問型、来所型の産後ケアの利用人数	目標		2,000	2,150	2,300	2,450	人		
			実績		1,949	2,504					
産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の利用者数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	出産前後で体調不良等がある妊産婦へのヘルパー派遣数	目標		2,650	3,000	3,000	3,000	人		
			実績		3,358	4,133					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
救急医療体制確保対策事業		救急病院、休日(夜間)急患診療所、総合(地域)周産期母子医療センター、歯科保健センター等に対する運営支援を行います。また、救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターを着実に運営します。	救急病院の安定的な輪番体制の確保、休日(夜間)急患診療所、総合(地域)周産期母子医療センター、歯科保健センター等の運営支援、救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」及び救急医療情報センターの運営	ほぼ目標どおり達成できました。 救急医療体制確保対策事業については、救急病院等への運営支援、小児救急や周産期救急などを含めた救急医療体制は概ね安定的に確保することができました。 休日急患診療所の患者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少していましたが、5類移行後も診療体制を継続して確保するなど適切に対応し、大幅に回復しました。 年末年始等急患歯科診療については、歯科医師会館診療所が建替え工事のため、受診患者数が減少しましたが、引き続き、歯科急患診療体制を確保していきます。 救急医療情報センターにおける受診件数は概ね目標とおりとなりました。引き続き、医療機関への丁寧な取次サービスを実施するなど、円滑な案内に努めます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
休日(夜間)急患診療所患者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	休日(夜間)に診療を行っている休日(夜間)急患診療所の患者数	目標	9,685	9,685	9,685	9,685	人
			実績	15,636	30,494			
年末年始等急患歯科診療患者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	年末年始等に歯科診療を行っている歯科保健センター等の患者数	目標	391	391	391	391	人
			実績	451	334			
救急医療情報センターにおけるオペレータ受信件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	急な病気やけがをした場合、電話により、これから受診できる医療機関(歯科を除く)を24時間365日対応により案内している救急医療情報センターにおいて、オペレータが電話を受けた件数	目標	53,948	53,948	53,948	53,948	件
			実績	60,778	57,574			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(4)	青少年活動推進事業		青少年指導員による活動を支援するとともに、子ども会をはじめとした青少年団体と連携した取組を進めます。 青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく青少年フェスティバル等を実施し、社会活動への参加を促進します。 各種団体等と連携した健全な育成環境づくりを進めます。	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ③「二十歳を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 ④青少年指導員活動への支援及び青少年指導員制度の充実に向けた検討結果を踏まえた活動の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各団体の行事や研修会、広報活動等に対して支援しました。 ②青少年の健全な育成環境推進協議会を開催したほか、広報啓発活動やこども110番事業情報交換会の開催等に取り組みしました。 ③「二十歳を祝うつどい」については、サポーターが前年より減少したものの(15→11)、当日の運営スタッフが増え(118→122)、目標を上回る133人が協力ボランティアとして参加しました。今後も、ボランティアの負担軽減を図りつつ、適切な配置基準を検討していきます。また、「青少年フェスティバル」については、実行委員20人、当日の運営スタッフも併せ、目標を上回る190人が協力運営ボランティアとして参加しました。今後も、青少年の社会参加促進のため、魅力ある企画とともに運営していきます。 ④各区青少年指導員連絡協議会と連携し、活動の活性化に向けて支援しました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	「二十歳を祝うつどい」協力運営ボランティア人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	「二十歳を祝うつどい」のサポーター、当日の運営スタッフ等として「二十歳を祝うつどい」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	目標	120	120	120	120	人		
				実績	133	133					
	「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	「青少年フェスティバル」の実行委員、当日の運営スタッフ等として「青少年フェスティバル」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	目標	165	165	165	165	人		
実績				137	190						

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(5)	こども文化センター運営事業	概ね中学校区に1か所で運営しているこども文化センターにおいて、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点として、市民の地域活動を支援します。	子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援します。	放課後等の子どもの居場所づくりに向け、小中学生及びその保護者を対象に放課後の過ごし方に関するアンケートを実施しました。 また、小学生や関係団体と意見交換を実施し、把握した傾向やニーズを踏まえ、小学校等で試行的な居場所づくりの取組である「お試しDAY」を実施しました。 学校、高齢者施設、地域団体等との連携による多世代交流をはじめとした地域交流を促進しました。(利用人数:令和4年度:1,315,384人、令和5年度1,613,112人、目標1,490,000人)中でも、老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を実施することができました。 外壁補修、屋上防水工事等、施設の計画的な維持・補修を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること							
	こども文化センターの延べ利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活動指標	説明	市内58か所のこども文化センターの年間利用者数(延べ数)	目標	1,330,000	1,490,000	1,660,000	1,830,000	人
			実績	1,315,384	1,613,112			

	事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	わくわくプラザ事業		小学校の特別教室や敷地内施設を活用し、校外に移動することなく、全ての児童に安全・安心な居場所を確保するとともに、次世代を担う人材を育成する観点から、地域ボランティア等の人材などを活用し、多様な体験・活動の機会を提供します。	すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	新しい生活様式を踏まえ、事業を実施することができました。(わくわくプラザの登録率令和4年度:34.0%、令和5年度:41.0%)また、学校の長期休業等に合わせ、平日朝の開室時間を8時30分から8時に変更し、市立小学校114校でわくわくプラザ事業を実施しました。 新型コロナウイルス感染症に伴う在宅勤務の普及の影響等により目標値を下回りましたが、登録方法の簡略化等を行い、登録率の向上を図ります。 また、プラザ室の計画的な維持・補修を実施しました。				4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	わくわくプラザの登録率				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	わくわくプラザ登録者数／対象児童数		目標	49.5	50	50.5	51	%	
実績					34.0	41.0					
わくわくプラザ利用者の満足度				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出利用者2,000 人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点		目標	－	7.85	－	8	点		
				実績	－	7.61					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
7	青少年教育施設の管理運営事業	研修施設・宿泊施設・野外活動施設・子どもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。	団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	ハケ岳少年自然の家で団体宿泊訓練等を実施しました。(令和4年度:86,268人、令和5年度:90,246人、目標:96,000人以上) コロナ禍において減少した利用者数は徐々に回復しているものの、目標値を下回りました。今後は自然教室受入期間外の一般利用の促進に向けて、SNS等様々なツールを活用し施設の周知に取り組みます。 黒川青少年野外活動センターで野外自然観察活動等を実施しました。(令和4年度:13,133人、令和5年度:15,851人、目標:31,000人以上)新型コロナウイルスの流行中に活動停止した団体が多いため目標値を下回る結果となりました。 今後はファミリー向けの野外体験など、家族で自然に触れる機会の提供ができる事業を展開していくことにより利用者の促進を計ります。 子ども夢パークで子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施しました。コロナ禍において減少した利用者数は徐々に回復しているものの、目標値を下回りました。利用者数増加に向けて、SNSを活用した情報発信を強化するなど、継続して利用促進に繋がる取組を進めています。(令和4年度:68,309人、令和5年度:72,052人、目標:92,000人以上) 青少年の家で団体宿泊研修等を実施しました。(令和4年度:26,831人、令和5年度:34,347人、目標:34,000人以上)			4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
ハケ岳少年自然の家の利用人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な青少年の育成を図るハケ岳少年自然の家の利用人数		目標	96,000	96,000	96,000	96,000	人
				実績	86,268	90,246			
黒川青少年野外活動センターの利用人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もって青少年の心身の健やかな発達に寄与する黒川青少年野外活動センターの利用人数		目標	31,000	31,000	31,000	31,000	人
				実績	13,133	15,851			
子ども夢パークの利用人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	子どもが遊び夢を育む場と子どもの活動拠点・居場所を提供し、子どもの自主的・自発的な活動を支援する子ども夢パークの利用人数		目標	92,000	92,000	92,000	92,000	人
				実績	68,309	72,052			
青少年の家の利用人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る青少年の家の利用人数		目標	34,000	34,000	34,000	34,000	人
				実績	26,831	34,347			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等		事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(8)	いこいの家・いきいきセンターの運営		いこいの家・いきいきセンターの運営を通じて、高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図ります。	①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営 ②いこいの家・老人福祉センター活性化計画(IRAP)に基づく施設の老朽化対策や有効活用等の実施 ③いこいの家・いきいきセンターの移転・整備 ・中原いきいきセンターの移転整備に向けた検討 ・川崎区役所及び支所再編に合わせた、新複合施設の管理運営手法等の検討、調整 ④多世代交流を含む地域交流の促進を目的とした事業の実施	目標を下回りました。 ①指定管理者によるいこいの家48か所、いきいきセンター7か所の運営を適切に実施しました。コロナ禍の利用制限により減った利用者数は徐々に回復しているものの、目標値を下回りました。利用者数増加に向け、社会のデジタル化の進展を踏まえたスマホ相談会・教室などの取組やいこいの家といきいきセンターの連携、幸・多摩いきいきセンターの地域交流スペースの開放事業などを仕様書に盛り込み、公募・選定を実施しました。引き続き、新規利用者の獲得を図り、減少した利用者数の回復に努めていきます。 ②施設の老朽化対策等に係る補修工事(3か所)及び長寿命化予防保全工事(5か所)を実施しました。 ③いこいの家・いきいきセンターの移転・整備については次のとおり実施しました。 ・中原いきいきセンターについては、日医大側と引き続き移転に向けた協議を行いました。 ・支所再編に伴い、庁内関係部署や指定管理者と、大師いこいの家及び田島いこいの家の移転整備に向けた協議を行いました。 ④多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした事業を指定管理事業として実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	多世代交流をはじめとした地域交流事業実施館数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	多世代交流をはじめとした地域交流事業に関する取組の実施館数	目標	55	55	55	55	館
				実績	52	55			
いこいの家及びいきいきセンターの利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	いこいの家48館及びいきいきセンター7館の年間利用者数	目標	867,000	867,000	867,000	867,000	人	
			実績	524,357	573,283				
事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等		事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(9)	自治推進事業		自治基本条例の理念の浸透を図るため、区役所や関係施設のモニター等を活用した周知・広報を行っています。また、パブリックコメント手続及び住民投票制度を適切に運用するとともに、制度の浸透に向けて、同様に周知・広報を行っています。さらに、市民参加の促進を図るための具体的な手法について、継続的な検討を行っています。	①区役所や関係施設のモニター等を活用した自治基本条例の理念等の周知・広報 ②主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ③パブリックコメント手続及び住民投票制度の適切な運用	目標どおりに達成できました。 ①各区役所のモニターや川崎駅周辺のデジタルサイネージを活用した広報を6回、成人式会場のスクリーンを活用した広報を行いました。 ②市内在住、在学等の高校生が、地域課題を解決するアイデアを出す参加型イベント「川崎ワカモノ未来PROJECT」を実施し、23人(昨年度18人参加)が参加しました。 ③令和5年度、全庁でパブリックコメント手続が36件実施され、遅滞なく事務処理を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	パブリックコメント手続の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	市民生活に重要な政策等を定めるに当たり、パブリックコメント手続を実施した件数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	—	—	—	—	件
				実績	33	36			

総合的な 評価	《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》 ・妊娠届提出時における看護職による面談の徹底、両親学級のオンライン併用や土日開催、新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん訪問の全戸訪問に向けた推進、乳幼児健診の未受診者に対する電話・手紙・訪問など様々な手段による受診勧奨と他都市等での受診状況のヒアリング、3歳児健診における屈折異常検査の全区導入などを行った結果、児や家庭の状況の把握、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発が促進され、妊娠婦や子育て家庭に対し、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援につながり、保護者の子育てに関する不安が解決され、産後うつや虐待の予防となりました。また、子育てが楽しいと思う人の割合は目標を下回りましたが、高い水準を維持しています。今後も妊娠期からの母子保健事業の実施等、子育てを楽しみと感じられる環境づくりを行います。 《子ども・若者の健やかな成長》 ・「こども文化センター運営事業」は利用人数は目標を上回り、学校や高齢者施設、地域団体等との連携を行うなど、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成や市民活動の拠点としての活用が図られています。これらの取組を行った結果、児童にとって、様々な経験や体験ができる機会が創出されました。 ・「わくわくプラザ事業」でも、わくわくプラザの登録率が目標を下回りましたが、四半期ベースで見ると徐々に回復傾向にあり、感染症対策を講じた事業推進が図られた結果、全ての小学生にとって、安全・安心な放課後の居場所として、大きな役割を果たしました。今後、登録方法の簡略化等を行い、登録率の向上を図りつつ、小学生の安全・安心な放課後の居場所の提供を行います。
子ども・子育て会議からの意見・評価	《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》 ・妊婦・乳幼児健康診査事業について、令和6年1月から産婦健康診査への助成を開始したことや、一人当たりの妊婦健診の受診回数が増えていること、令和5年5月から弱視等の早期発見のため、屈折検査機器を用いた視覚検査を全区で開始し、新生児聴覚検査事業は要精密検査となった乳児が適切な療育につながるよう、フォローの体制を整えたことを評価します。今後も妊産婦健診等の定期受診の必要性等について普及啓発を進め、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援がなされることを望みます。 ・母子保健指導・相談事業について、妊娠届出時及び新生児訪問等において面接や継続的な情報発信等を通じて必要な支援につなぐ伴走型相談支援を着実に実施するとともに、産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の認定事業者への補助額の増加や低所得者層の利用料を免除したことにより、更なる利用ニーズの増大につながり、目標値を上回る利用者数となったことを評価します。引き続き、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりが推進されることを望みます。 《子ども・若者の健やかな成長》 ・こども文化センター運営事業について、学校や高齢者施設、地域団体等との連携を行うなど、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成や市民活動の拠点としての活用が図られ、利用人数が目標を上回ったことを評価します。引き続き、地域の特性等を踏まえた子どもの居場所づくりが進められることを望みます。 ・わくわくプラザ事業について、学校や地域との連携を図りながら事業を進めたことにより、登録率が前年度より増加したことを評価します。今後も、放課後等に子どもが安全・安心に過ごせる場づくりが進められることを望みます。 今後も子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援、学齢期においては、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりなど、子どものすこやかな成長の促進のための取組が推進されることを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後の取組

《安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり》

・妊婦・乳幼児健康診査事業について、妊娠届出時の面接や乳幼児健診等の場面で、個人に合わせた必要な情報提供を行うことで、安心・安全な出産や、乳幼児の健やかな成長発達を支え、安心して子育てができるための環境づくりを今後も推進します。また、母子保健システムを活用しながら、個別の事情を電話や訪問等で把握したうえで、未受診者への受診勧奨に努めるなど、切れ目のない支援に繋げていきます。

・母子保健指導・相談事業について、妊娠・出産・育児に関する知識や支援の不足は児童虐待につながる恐れもあり、健全な子育て環境づくりのために、手法の工夫を行いながら、安心して子育てができ、子どもが健康に育つことを目的に相談支援体制や情報提供の充実を図っていきます。両親学級については、妊婦の感染症によるリスクとつわり等による体調不良で外出が困難である場合を考慮し、オンラインを併用して継続実施します。産後ケアは令和6年4月から利用料の減免、10月からデイスティ型の運用を開始し、産後の支援が必要な方がより利用しやすくなるよう改善を図り、親と子の健康づくりを推進していきます。

《子ども・若者の健やかな成長》

・こども文化センター運営事業について、引き続き、関係部局と連携しながら、放課後等の子どもの居場所に係る方向性や既存事業の整理の検討を進め、子どもの意見を反映させた継続的な放課後等の子どもの居場所づくりに向けて、取組を推進します。また、新複合施設の管理運営手法等の検討・調整を引き続き進めていきます。

・今後も、市内114か所の市立小学校において、全ての小学生を対象に放課後等を安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。また、学校や家庭、地域と連携しながら、子育て家庭のニーズを踏まえた事業の充実を図るとともに、職員の質の向上や児童が学び・育つよりよい環境づくりを進めます。さらに、基本的な感染対策とその呼びかけを継続しながら、放課後の安全・安心な居場所と多種多様な体験活動の場を提供することで、わくわくプラザの登録率の改善を図ります。

施策の方向性 I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上									
施策の概要	家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・能力の向上を図るための取組を推進します。 また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。									
計画期間における主な方向性	《学校の教育力の向上》 ・学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を拡充することで、地域が学校運営に参画し、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりを推進します。 ・区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細かに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。 ・ライフステージに応じた研修や、校内研修の充実など、様々な研修機会を活用して、教職員の資質・能力の向上に取り組みます。 《家庭・地域の教育力の向上》 ・近年の社会環境の変化に伴って家庭環境の多様化がみられることから、家庭教育支援の輪をさらに広げ、支援対象を増やしていくため、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育の推進に取り組みます。 ・各行政区と各中学校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援します。 ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けて取り組み、放課後の学習支援のほか、地域人材や、企業、大学などの人材を寺子屋先生として、様々な体験活動や世代間交流のプログラムを実施します。									
施策を構成する事務事業	(1)	地域等による学校運営への参加促進事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	9,594	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	4,475		
	(2)	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		(2)	5,689,472		(2)	4,488,321		
	(3)	教職員研修事業		(3)	23,599		(3)	16,466		
	(4)	家庭教育支援事業		(4)	2,311		(4)	1,086		
	(5)	地域における教育活動の推進事業		(5)	45,287		(5)	30,157		
	(6)	地域の寺子屋事業		(6)	126,487		(6)	92,173		

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(全国学力・学習状況調査)【小6】		目標	58.5	59	59.5	60.0%以上	%
		説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	実績	41.1	47.5			
2	成果指標	「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合(全国学力・学習状況調査)【中2】		目標	34	36	38	40.0%以上	%
		説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	実績	27.1	27.7			
3	成果指標	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合(市学習状況調査)【小5】		目標	94	94	94	94.0%以上	%
		説明	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	実績	93.3	82.2			
4	成果指標	「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した生徒の割合(市学習状況調査)【中2】		目標	91	91.5	92.5	93.0%以上	%
		説明	川崎市学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	実績	90.9	81.1			
5	成果指標	親や教員以外の地域の大人と知り合うことができた割合(寺子屋事業参加者アンケート)		目標	92.75	93.5	94.25	95.0%以上	%
		説明	寺子屋において「親や先生以外の大人と話すことができた」と答えた児童の数／寺子屋の学習支援参加者におけるアンケートの回答者数×100(%)	実績	97.12	93.7			
6	成果指標	家庭教育事業を通じて悩みや不安が解消・軽減した割合(家庭教育事業参加者アンケート)		目標	92.625	92.75	92.875	93.0%以上	%
		説明	家庭教育事業において「悩みや不安が解消・軽減した」と答えた参加者の数／事業参加者におけるアンケートの回答者数×100(%)	実績	96.6	96.5			
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	(指標名)「今住んでいる地域の行事に参加している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合(全国学力・学習状況調査)【小6】【中3】 (理由)新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行して、小学校では平成29年度と同様の地域行事への参加率に戻りましたが、依然として地域行事の開催や参加が制限されていた余波が残っていたと考えております。また、中学校では、中学生が参加しやすい地域行事が小学生に比べて少ないこともあり、目標値に達することが難しい状況であったと考えています。 (今後の取組)引き続き、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を拡充し、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動に参加する機会と児童生徒が地域の行事等に参加できる環境の充実を図っていきます。 (指標名)「学校生活が楽しい、どちらかといえば楽しい」と回答した児童の割合(市学習状況調査)【小5】【中2】 (理由)新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行しましたが、児童生徒が期待していた体験活動や交流活動、児童生徒主体の学校行事等の教育活動がコロナ禍前の活動までには戻らなかったことが要因の一つであると捉えています。 (今後の取組)引き続き、児童生徒一人ひとりの学習への意欲を引き出す授業づくりと安心して過ごせる学校づくりを推進していきます。						

3 評価

内部評価の結果

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(1)	地域等による学校運営への参加促進事業	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を拡充するとともに、その取組の成果を他の学校に普及し、地域に開かれた信頼される学校づくりと地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを推進します。	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくりと、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ②学校運営協議会の運営支援及びコミュニティ・スクールの拡充(コミュニティ・スクール96校) ③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発	ほぼ目標どおり達成できました。 ①学校運営の推進については、学校運営協議会等を活用し、保護者や地域住民等と学校の情報を共有しながら地域の特色を活かした学校づくりを進めました。 ②コミュニティ・スクール拡充について、各学校主催の学校運営協議会設置準備会を開催できた44校については、設置できましたが、協議会委員の選考等の調整がつかず当該準備会が開催できなかった4校は、設置できませんでした。4校に対しては、令和6年度の第一四半期中に設置できるよう学校運営協議会の委員選定について助言するなど、準備会開催に向けた調整を行いました。また、新規設置校を含めた92校のコミュニティ・スクールを訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら適正な運営確保のために、指導・助言を行いました。 ③実践成果の普及・啓発については、コミュニティ・スクール連絡会を開催するとともに、学校運営協議会設置準備校を訪問して、リーフレットを活用して制度の効果的な活用について情報提供しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
学校運営協議会の設置校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール)数	目標	56	96	136	175	校	
			実績	48	92				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(2)	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業		・特色ある教育の充実や活性化を図るため、様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を生かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育みます。 ・各学校が、学校評価を活用して、自らの教育活動等について目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図ります。 ・地域の協力者の支援により、地域の特性を生かした教育活動を進めます。	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進 ②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ③学校教育ボランティアの配置による学校活動の支援 ④小中9年間で円滑に接続する小中連携教育の推進 ⑤区における教育支援の推進 ⑥学校運営費の効率的・効果的な執行	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源をいかして特色ある学校づくりを進めました。 ②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係者評価を実施しました。 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを132校に配置し、学校教育活動の活性化を図りました。コーディネーターのなり手不足により目標値を下回りましたが、引き続き、保護者や地域の理解や協力を得ながら取組を進めます。 ④小中連携教育の推進については、小中連携教育担当者会での情報共有や小中連携教育実践報告での効果的な取組を共有しました。 ⑤区における教育支援の推進については、地域支援課や児童相談所等の関係機関と適切に連携して子どもへの支援を行いました。 ⑥各学校の特色に応じた予算調整を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
夢教育21推進事業の実施校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	夢教育21推進事業の実施校数	目標	179	179	179	179	校	
			実績	179	179				
学校評価の実施校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	自己評価及び学校関係評価を実施した校数	目標	179	179	179	179	校	
			実績	179	179				
ボランティアコーディネーターの配置校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ボランティアコーディネーターの配置校数	目標	137	137	137	137	校	
			実績	134	132				

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(3)	教職員研修事業		子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、経験年数の浅い教職員の資質・能力の向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。	①育成指標に基づく教職員の資質・能力の向上をめざした研修の実施 ②優秀な人材の確保に向けた、本市の教職を目指す人のためのかわさき教師塾「輝け☆明日の先生」の実施	ほぼ目標どおりでした。 ①育成指標に基づく研修を計画し、実施しました。必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座71回、その他の必修研修を24講座64回、希望研修を37講座95回行い、計74講座230回実施しました。一人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、データでの資料提供や同時編集を活用した協議等を行ったり、研修の目的や内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修を実施することで、より効果的に教職員が学び続けることができる研修体制の構築を図りました。 ②9月から2月までの土曜日に6日間、かわさき教師塾「輝け☆明日の先生」を設置し、講話講義等を6回、演習等を6回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	研修実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活動指標	説明	ライフステージに応じた研修とその他の必修研修、希望研修の回数	目標	230	230	230	230	回	
			実績	227	230				
「輝け☆明日の先生」実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	講話講義等・演習等の実施回数	目標	12	12	12	12	回	
			実績	12	12				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(4)	家庭教育支援事業		子どものすこやかな育ちの基盤となる家庭教育を支援する取組として、家庭の役割や子育ての重要性を学び、親同士の交流を促進する学級・講座等を実施します。また、PTA等による家庭教育に関する学習活動を支援します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援 ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による関係者間の情報共有の推進 ④企業や地域団体等と連携した取組の推進 ⑤オンライン講座やデジタル教材の提供、身近な施設等での出張講座の開催の推進	ほぼ目標どおり達成しました。 ①市民館における家庭・地域教育学級については、21回開催し、目標を上回る家庭教育に関する学習機会の提供を行うことができました。 ②PTAによる家庭教育学級については、PTA活動そのものの見直しが図られていることから、108校での開催にとどまりました。しかしながら、オンラインを活用するなど、工夫しながら開催する取組も行っていることから、引き続き、各校のPTAに個別の働きかけを行うなど、各校のPTA活動の事情に応じた丁寧な支援に取り組んでいきます。 ③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」を16回実施しました。家庭教育に関する好事例を横展開し、情報共有することができました。 ④⑤企業や地域団体等と連携した家庭教育支援講座では、チラシを作成したほか、市ホームページでも広報を行い、家庭教育支援講座を1回実施しました。			3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	PTAによる家庭教育学級開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	PTAの企画による家庭教育学級を開催した学校数	目標	163	163	163	163	校	
				実績	111	108	－	－		
	家庭教育に関する学習機会の提供回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	市民館等における家庭教育に関する学習機会の提供回数	目標	13	13	13	13	回	
				実績	21	21	－	－		
	家庭教育推進連絡会の実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	全市と各区における「家庭教育推進連絡会」の実施回数(全市と各区それぞれ2回)	目標	16	16	16	16	回	
				実績	12	16	－	－		

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(5)	地域における教育活動の推進事業	各中学校区と各行政区に地域教育会議を設置し、地域による教育活動である「教育を語る集い」や「子ども会議」等を実施するとともに、「川崎市子どもの権利条例」に基づき、川崎市子ども会議を実施します。また、市内のスイミングスクールと連携して、子ども達の泳力向上に向けた取組を進めます。	①川崎市地域教育ネットワークの構築に向けた地域教育ネットワーク推進会議の開催 ②地域教育会議における地域教育コーディネーターの設置 ③川崎市子ども会議や子ども集会等の充実による意見表明の場の拡充 ④地域のスイミングスクール等と連携した泳力向上プロジェクトの実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①②地域教育ネットワークの構築に向け、有識者を招いた年2回の推進会議の開催や、各中学校区におけるネットワークの活性化を担うコーディネーターの委嘱(令和4年度末時点:24中学校区 令和5年度末時点:30中学校区)を進めるなど、地域の教育力を高めるための取組を推進しました。 ③子ども会議については、より広く子どもの意見をしっかり受け止めるため、年間を通じて様々な企画を組み合わせ、一連の仕組みとして取り組みました。初の試みとなる子どもたちと大人が話し合う機会を設けるなど、意見表明の機会及び子どもの声を行政をはじめとする社会全体で受け止めるための取組を拡充しました。 ④市内32か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。連携するスイミングスクールが増加したことなどにより、参加を希望する方が増加し、目標値を上回る多くの子どもたちの泳力向上に寄与することができました(参加者数:2,965人)。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
子どもの成長や地域のことを考えるきっかけにつながった人の割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	地域教育会議の活動の参加者アンケートで、地域のことを考えるきっかけや子どもの豊かな成長につながると回答した人の割合	目標	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	%
			実績	95.8	95.3			
泳力向上プロジェクトの参加者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	市内のスイミングスクールと連携して実施する、泳げない子どもを対象とした水泳教室の参加者数	目標	2,830	2,830	2,830	2,830	人
			実績	3,296	2,965			

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	地域の寺子屋事業		退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら、平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日等月1回開催している体験活動を通して、多世代交流型の学びの場をつくります。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(寺子屋開設数:117箇所) ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保(参加人数:1,500人) ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発 ④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等の推進	目標を下回りました。 ①地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充することとしており、現状で担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題により、寺子屋の開設数が目標値を下回りました。また、人材の確保についても、事業開始から10年が経過し、担い手の高齢化も進んだこと等から、目標値を下回っています。 次年度以降、未開講の多いエリアにおいて、地域の関係者に出向き、事業概要の説明や寺子屋参加の後押しを行うとともに、フォーラム開催等の広報展開を強化し、地域人材の掘り起こしを行うなど、新たな寺子屋の開講に向けた取組を進めます。 ②寺子屋先生養成講座を市内9か所で開催し、うち3か所は中学校の学習支援を行う人材の養成を行い、合計で138人の参加がありました。また、寺子屋情報交換会及び寺子屋先生スキルアップ研修を市内3か所でそれぞれ開催し、合計で128人の参加がありました。 ③12月17日に地域の寺子屋推進フォーラムを高津市民館で開催し、寺子屋関係者を労うとともに、これまでの10年を振り返りながら、次の10年に向けた寺子屋事業の更なる発展へとつなげました。 ④地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等として、外国につながる子ども向け寺子屋を市内5か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。				4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	地域の寺子屋の開設数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	小中学校への寺子屋の開設数			目標	93	117	141	166	箇所
					実績	89	95				
養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材の確保					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして、寺子屋の運営に関わる人の数			目標	1,250	1,500	1,750	2,000	人	
					実績	1,181	1,151				

総合的な 評価	《学校の教育力の向上》 ・コミュニティ・スクール拡充について、各学校主催の学校運営協議会設置準備会を開催できた44校については、設置できましたが、協議会委員の選考等の調整がつかず当該準備会が開催できなかった4校は、設置できませんでした。4校に対しては、学校運営協議会の委員選定について助言するなど、準備会開催に向けた調整を行い、令和6年度の第一四半期中に設置できるよう準備を進めてまいります。また、新規設置校を含めた92校のコミュニティ・スクールを訪問し、学校運営協議会の運営状況等を把握しながら適正な運営確保のために、指導・助言を行い、学校・家庭・地域の連携・協力・理解を進めました。引き続き、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協働体制づくりをおこなっていきます。 ・区における教育支援の推進について、地域支援課や児童相談所等の関係機関と適切に連携して子どもの支援を行い、家庭や地域との綿密な連携を図ることで、困難を抱える子どもの小さなサインも見逃さない支援体制づくりを行いました。また、ボランティアコーディネーターを132校に配置し、学校教育活動の活性化を行いつつ、コーディネーターのなり手不足という課題については、引き続き、保護者や地域の理解や協力を得ながら取組を進めます。 ・必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座71回、その他の必修研修を24講座64回、希望研修を37講座95回行い、計74講座230回実施しました。一人1台配布されたGIGA端末を効果的に活用し、データでの資料提供や同時編集を活用した協議等を行ったり、研修の目的や内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修を実施することで、より効果的に教職員が学び続けることができる研修体制の構築し、教職員の資質・能力の向上につながりました。 《家庭・地域の教育力の向上》 ・市民館等における家庭教育に関する事業では、全市一律ではなく各区の事情に応じて、行政（各区の地域みまもり支援センターなど）との連携や、地域の団体・グループ等（保育ボランティアグループなど）の参画を図ることにより、参加者が子育てに関する学びだけでなく、身近な地域の団体・グループと知り合う機会となり、地域でのつながりができており、参加者の不安の解消等、家庭教育を支援するためのネットワークづくりを進め、家庭教育を充実させることができました。 ・地域教育ネットワークの構築に向け、有識者を招いた年2回の推進会議の開催や、各中学校区におけるネットワークの活性化を担うコーディネーターの委嘱（令和4年度末時点：24中学校区 令和5年度末時点：30中学校区）を進めることによって、地域の教育力の向上に貢献することができました。 ・外国につながる子ども向け寺子屋を市内5か所で実施し、日本語学習の支援を進めました。また、寺子屋開講数について、目標に達しませんでした。既存寺子屋の運営支援や新たな寺子屋の開講、地域人材の育成、新たな寺子屋開講に向けた準備や調整を進め、多世代での交流の場を新たに創出することにより、確実に地域の大人と子どもとのつながりが育むことができました。
子ども・子育て会 議からの意見・評 価	《学校の教育力の向上》 ・地域の学校運営参画を目的とした学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充について、令和4年度に設置された48校に続き、令和5年度は新たに44校に学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を設置できたことを評価します。設置を調整している学校については引き続き支援を行い、設置に努め、地域に開かれた信頼される学校づくりと地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりが推進されることを望みます。 ・学校と地域支援課や児童相談所等の関係機関との連携や、学校教育ボランティアコーディネーターの設置を推進することで学校の支援体制が強化されたことについて評価します。ボランティアコーディネーターのなり手不足の課題については引き続き地域と協力し、取組が進むことを望みます。 ・教職員研修事業について、GIGA端末を効果的に活用し、研修内容に応じて単方向型（動画配信）及び双方向型オンライン研修の実施を推奨し、教職員が学び続けることができる研修体制の構築が図られたことを評価します。引き続き、学校全体の教育力向上及び教職員の質の向上のため、多様な研修等を実施されることを望みます。 《家庭・地域の教育力の向上》 ・家庭教育支援事業について、目標を上回る家庭教育に関する学習機会の提供ができたことを評価します。引き続き、近年の社会環境の変化なども考慮し、関係部局や団体、企業等と連携しながら、家庭教育が推進されることを望みます。 ・地域の教育活動の推進事業について、年2回の推進会議を実施し、各中学校区におけるコーディネーターの委嘱が進んでいることを評価します。引き続き、地域教育ネットワークの構築が推進されることを望みます。 ・地域の寺子屋事業について、地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、95か所に拡充したことを評価します。また、外国につながる子ども向けの寺子屋について、令和4年度から1か所増設し5か所で実施されたことを評価します。今後も、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組が推進されることを望みます。 引き続き、子どもが地域で健やかに育つことのできる環境の充実に向けて、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代と連携・協力しながら、学校・家庭・地域における教育力の向上のための取組が推進されることを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後の取組

《学校の教育力の向上》

・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の拡充について、令和5年度に設置ができなかった4校は令和6年度の設置を目指して、学校訪問の校数を増やし、各学校の設置準備会の開催を支援します。設置が完了している学校についても、コミュニティ・スクール連絡会等を通じて継続した助言指導を行い、子どもたちの成長を支えていく持続可能な協議体制づくりを進めます。また、コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発については、教職員や地域住民、保護者等に対して、学校訪問等でリーフレットを活用しながら、制度の効果的・効率的な活用について説明をしていきます。

・学校教育ボランティアのコーディネーターのなり手不足については、課題解決に向けて取組を進め、地域の特性を活かした教育活動を推進します。今後も、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるよう、学校と地域支援課や児童相談所等の関係機関との連携を強化し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。

・教職員研修事業について、引き続き一人ひとりの教職員が学び続けることができる研修体制の構築を行い、資質・能力の向上を図ります。働き方・仕事の進め方改革の観点から、研修内容に応じて集合型研修と単方向型及び双方向型オンライン研修などを効果的に組み合わせることで改善を図るとともに、学校の教育力の向上に資する研修となるよう研修計画を見直します。

《家庭・地域の教育力の向上》

・家庭教育に関する事業について、家庭教育推進連絡会の開催については、家族形態や地域における人と人とのつながりが変化する中、情報共有・交換がこれまで以上に求められていることから、家庭教育に関する好事例を横展開しながら引き続き取り組んでいきます。PTAによる家庭教育学級についても、引き続き、各校のPTAに個別で働きかける等、各PTAの活動に寄り添いながら丁寧な支援を行います。

・地域の教育活動の推進事業について、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように、区の生涯学習支援課と連携しながら取り組んでいきます。また、地域のスイミングスクール等と連携した泳力向上プロジェクトは、連携するスイミングスクールが増加したことなどにより、参加を希望する方の増加につながっています。今後も、より多くの希望者が参加できるよう、募集枠を調整等を行いながら、取組を推進します。

・地域の寺子屋事業について、全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材の更なる参画を図り、引き続き事業を推進していきます。担い手が見当たらないエリアがあるなどの課題については、地域の関係者に出向き、事業概要の説明や寺子屋参加の後押しを行うとともに、フォーラム開催等の広報展開を強化し、地域人材や団体の発掘、育成を行っていきます。地域ぐるみによる外国につながる子どもの学習支援等については、地域の状況を踏まえながら、他事業との連携も含めて日本語学習の支援を推進していきます。

施策の方向性 I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名		施策4 子育てしやすい居住環境づくり						
施策の概要		子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。 また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。						
計画期間における主な方向性		《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》 ・「住宅基本計画」に基づき、子育てしやすい住宅に子育て世帯が住むことができるよう、そのしくみづくりを進めます。 ・市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営により、住宅セーフティネットの構築に向けた取組を進めます。 《安全・安心な居住環境の整備》 ・安全・安心な公園・緑地の整備に向け、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具などの公園施設の適切な維持管理を継続し、子どもたちの遊びや体験の場としても活用できる公園や緑地づくりを促進します。 ・安全に暮らせるまちをつくる取組として、防犯対策について、引き続き多様な主体と連携した防犯活動を推進するとともに、ESCO事業によるLED防犯灯の効率的な設置や維持管理、地域における防犯カメラの設置支援を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けて取組を進めていきます。						
施策を構成する事務事業	(1)	住宅政策推進事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	86,931	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	82,440
	(2)	民間賃貸住宅等居住支援推進事業		(2)	17,919		(2)	17,891
	(3)	市営住宅等管理事業		(3)	5,119,282		(3)	4,978,710
	(4)	魅力的な公園整備事業		(4)	134,504		(4)	83,325
	(5)	公園施設長寿命化事業		(5)	235,544		(5)	182,931
	(6)	防犯対策事業		(6)	730,735		(6)	566,143
	(7)	商店街活性化・まちづくり運動事業		(7)	238,549		(7)	274,279

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	住宅に関する市民の満足度		目標	—	80%以上	—	—	%
		説明	市民へのアンケート調査における住宅に対する総合的な評価で(満足+まあ満足)とした人の割合 ※5年毎の調査	実績	—	R7.11頃判明			
2	成果指標	公園緑地の整備・管理状況についての満足度		目標	—	64	—	65	%
		説明	市民アンケートにおける公園緑地の整備・管理状況の評価で(満足・やや満足)とした人の割合	実績	—	61.4			
3	成果指標	空き巣等の刑法犯認知件数		目標 (以下)	8,500件以下	8,500件以下	8,500件以下	8,500件以下	件
		説明	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)	実績	5,918	7,653			
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	(指標名)公園緑地の整備・管理状況についての満足度 (理由)外出などのこれまでの行動規制が緩和されたため、公園以外への関心が高まったことから、満足度としての評価が低下した一因と考えられます。 (今度の取組)アンケートの中では、生田緑地がきれいで、よく管理されているなど特定の公園が評価される意見がありました。また、施設の維持管理に加え、老朽化対策やバリアフリー化を求める意見もみられたことから、多様な主体と連携して、適切な維持管理及び公園施設の長寿命化や公園の再整備・バリアフリー化などの取組を、引き続き推進していく必要があると考えます。						

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(1)	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもから高齢者まで市民の居住の安定を図るため、民間住宅から公営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①「住宅基本計画」の改定 ②「高齢者居住安定確保計画」の改定 ③既存戸建住宅の世代間循環促進による子育て世帯へのゆとりある住宅の供給の誘導 ④サービス付き高齢者向け住宅等の供給の誘導 ⑤社会環境の変化等を踏まえた施策を住宅基本計画等へ位置づけ	目標どおり達成できました。 ①「住宅基本計画」の改定については、住宅政策審議会を目標どおり2回開催して、新たな住宅施策の展開について提言を受けた上で、改定案を作成しました。その後、パブリックコメントを実施し、令和6年2月に計画を改定しました。 ②「高齢者居住安定確保計画」の改定については、住宅基本計画の改定を踏まえた上で、関係局と調整の上、令和6年3月に改定しました。 ③既存戸建住宅の世代間循環の促進については、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度の「川崎市すまいいかすプロジェクト」を活用し、既存住宅の活用に関するセミナーなど民間事業者と連携して実施しました。 ④サービス付き高齢者向け住宅等については、和気ハウス麻生が令和5年11月に開設されました。また、登録されている住宅については、定期報告等によりサービスの内容や提供体制等の基準への適合状況を確認するなど、適切に指導監督を行いました。 ⑤社会環境の変化等を踏まえた施策については、「住宅の脱炭素化の促進」や「高齢年の住宅等の維持・再生」等を住宅基本計画に位置づけました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続		
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
住宅政策審議会の開催				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	住宅及び住環境に関する政策の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議することを目的に開催する審議会の開催回数	目標	2	2	1	2	回	
			実績	2	2				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(2)	民間賃貸住宅等 居住支援推進事業	・不動産団体や福祉関連団体等からなる居住支援協議会の適切な運営や、住宅セーフティネット法改正に伴い創設された住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等の推進により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援等の取組を行います。 ・また、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や、市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りを実施する等の居住継続支援を行います。	①「住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の取組の検証、計画改定 ②住宅確保要配慮者向け登録住宅の普及啓発 ③居住支援協議会の運営及び地域の担い手や家主等との連携強化の検討(協議会開催数:12回) ④住宅確保要配慮者の住み替え相談や空家の利活用に関する相談の実施(相談件数:500件以上) ⑤住宅確保要配慮者への物件情報の提供 ⑥入居手続の同行等支援(支援件数:12件) ⑦居住支援制度による住宅確保要配慮者の居住安定の確保	目標どおり達成できました。 ①川崎市居住支援協議会を活用し、居住支援の取組や登録住宅の協議・検討などを実施し、計画の改定を行いました。 ②登録住宅制度に関する家主向けセミナー(1回)を開催したほか、神奈川県居住支援協議会と連携した登録支援を実施し、372戸の登録がありました。 ③居住支援協議会において、幹事会、定期総会及び運営に関する臨時総会を計4回開催しました。また、住宅確保要配慮者の「住まい探し」・「居住の継続」・「円滑な退去」にそれぞれ必要な取組について個別に協議する専門部会等を年3回の計9回開催したほか、福祉部局との事例検討や協議会のあり方検討のためのワーキンググループを5回開催しました。 ④すまいの相談窓口において、川崎市居住支援協議会の相談窓口として、住宅確保要配慮者の住み替えや空き家の利活用に関する相談を644件行いました。 ⑤川崎市居住支援協議会の会員である不動産団体や福祉部局、関係機関等と連携を図り、相談者の希望する住み替え先のマッチングを実施しました。 ⑥同行等支援については、自らのみでは手続きが難航する相談者に対し、手続きが円滑に進むよう、居住支援団体等と連携しながら、不動産店や支援先を含めた物件の条件や支援内容に関する調整等の支援を、合計16件実施しました。 ⑦居住支援制度について、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を67件行いました。	3 ほぼ 目標ど おり	A 貢献し ている	Ⅱ 改善 しながら 継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	居住支援協議会の会議開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動 指標	説明	不動産団体や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットフォーム「居住支援協議会」での協議(総会、専門部会、WG等)の開催数	目標	12	12	12	12	回
				実績	18	18			
	住宅確保要配慮者の住み替え等相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果 指標	説明	住宅確保要配慮者の住み替えや空き家の利活用に関する相談窓口への相談件数	目標	500	500	500	500	件
				実績	534	644			
	すまいの相談窓口における相談者の入居手続き等の同行等支援件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果 指標	説明	すまいの相談窓口における相談者の入居手続き等への同行等支援の実施件数	目標	12	12	12	12	件
				実績	16	16			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(3)	市営住宅等管理事業		関係法令に基づいて管理代行制度を導入し、管理代行者である川崎市住宅供給公社が入居者の募集、入居手続き、建物の維持・修繕等を実施し、市が住宅使用料等の収納調定、使用料未納者に対する法的措置、公社による管理代行業務の指導管理を行っています。	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な維持管理 ②新制度の運用開始に向けた条例改正手続きや関係機関等への周知等の実施 ③管理代行業務・モニタリングの実施及び民間事業者の動向等の調査 ④地域と連携した入居支援のモデル的取組の実施 ⑤特定公共賃貸住宅の運営の方向性整理に基づく取組の推進 ⑥市営住宅等の使用に関する適正管理(使用料収入率(現年):99.55%、使用料収入率(過年):13.05%) ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等の適正な管理・運営(215区画) ⑧市営住宅の空き駐車場を活用したコインパーキングの公募	ほぼ目標通り達成しました。 ①市営住宅等の計画的な修繕・維持管理について、委託先の川崎市住宅供給公社と連携・調整を行い、適切に対応しました。 ②期限付き入居制度については、年3回、計21戸募集し、17世帯が入居しました。また、単身世帯要件の見直しや期限付き入居制度の対象者の拡大については、今年度川崎市営住宅条例及び関係規則を改正し、令和6年度の制度改正に向けて各手続きを実施しました。 ③川崎市住宅供給公社の市営住宅等管理業務について、定量的な指標等を用いた評価方法によるモニタリングを実施するとともに、公営住宅の指定管理実績のある民間事業者へヒアリングを実施し、業務実施方法や実施上の課題などについて整理を行いました。 ④地域包括支援センターなどの福祉関係部署等と連携した講座・研修会を継続実施するとともに、地域との連携促進に向け、自治会活動の手引きに関するアンケートの実施などを行いました。 ⑤特定公共賃貸住宅については、市営住宅と民間賃貸住宅を補充する公営賃貸住宅として、適切に運用を行い、令和6年3月31日現在、入居率は92.0%まで上昇しました。 ⑥市営住宅等の使用料収入率は、現年度99.35%、過年度11.79%、合計で95.54%の収入率となっており、効果的な夜間電話催告を実施し、引き続き目標達成に向けた取組を行ってまいります。 ⑦市営住宅の空き駐車場に設置したコインパーキング等については区画の適正な管理・運営を行うとともに、区画数を変更した目標値(215区画)を達成しました。 ⑧市営住宅の空き駐車場を活用したコインパーキング等について、令和6年度の公募に向け空き区画等の状況把握を行いました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	市営住宅使用料収入率(現年)			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	成果指標	説明	現年度分の市営住宅使用料の収入率	目標	99.54	99.55	99.55	99.56	%		
				実績	99.51	99.35					
	市営住宅使用料収入率(過年)			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	成果指標	説明	過年度分の市営住宅使用料の収入率	目標	11.98	13.05	13.06	13.07	%		
				実績	11.04	11.79					
	コインパーキング・カーシェアリング設置駐車場区画数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	市営住宅敷地における有効活用を行う駐車場区画数	目標	198	198	198	208	区画		
実績				215	215						

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(4)	魅力的な公園整備事業		老朽化の進んだ公園について、地域のご意見を踏まえた再整備計画を策定し、公園の再整備を進めるとともに、公園のバリアフリー化整備や新設などを進めます。	①民間活力導入などによる公園の再整備の推進、稲田公園再整備に向けた整備設計 ②若者文化施策等と連携したスポーツ施設整備における対象公園拡大に向けた取組 ③エリアの価値を高める質の高い公園緑地空間の創出に向けた整備の推進の検討 ④エントランスや園路などバリアフリー化に向けた整備の実施 ⑤身近な公園の整備の実施(東名犬蔵公園整備、西長沢公園整備基本設計) ⑥防犯機能を有する施設管理用カメラの適切な管理 ⑦施設管理用カメラの新たな設置手法の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①稲田公園の再整備に向けて、PPPプラットフォームにより民活の検討を行うとともに、公園施設や機能のあり方の検討を推進しました。 ②令和4年度の実証実験を踏まえて、公園等における若者文化施策等と連携した施設整備の考え方をとりまとめ、御幸公園と鷺沼公園においてバスケットゴールを常設化しました。また、新たに2公園において、バスケットゴールを実証実験として設置しました。 ③富士見公園・等々力緑地において、民間活力を導入した事業手法(PFI等)を活用し、公園緑地の再編整備事業を進めました。 ④稲田公園において、再整備によりエントランスの拡張などバリアフリー化に資する検討を実施しました。 ⑤身近な公園の整備について、東名犬蔵公園の整備工事と、西長沢公園の整備を進めました。 ⑥施設管理用カメラについては、リース契約を締結し、適切な管理を実施しました。 ⑦市民文化局で行っている、町内会からの防犯カメラの助成金の申請において、助成が受けられなかった町内会に防犯カメラ付き自動販売機という形で費用負担なく防犯カメラが設置できる可能性があることを周知するため、引き続き、決定通知(落選)内にカメラ付き自動販売機についての案内を盛り込みました。地域から公園内への防犯カメラ付き自動販売機の設置要望があった際に個別に調整を行った結果、今年度は防犯カメラ付き自動販売機が2台設置され、累計台数は4台になりました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
	身近な公園の整備に向けた設計・整備等の件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	老朽化の進んだ身近な公園等の再整備の計画・設計・整備等を行う	目標	1	1	1	1	件	
			実績	1	1					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(5)	公園施設長寿命化事業		市民が安全かつ快適に利用できるよう、長寿命化計画に基づく計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行います。	①遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理 ②整備設計のための測量 ③公園施設(遊具)の整備(野川南第公園ほか) ④公園施設(橋りょう)の改修(むじなが池公園)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①遊具等の公園施設の点検と適切な維持管理については、「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具(2,142基)の定期点検を実施しました。 ②整備設計のための測量については、川崎区ほか4区において56公園の測量を実施しました。 ③公園施設(遊具)の整備については、野川南台公園のほか83公園の遊具182基を更新しました。今年度は1基あたりの材料コストが高い複合遊具の更新を行ったため、目標を下回りました。今後も計画に基づき、遊具の更新を進めます。 ④公園施設(橋りょう)の改修については、むじなが池公園で改修を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	更新を行った遊具の数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	説明	国の交付金を活用し、事業費を2億円として実施した場合の更新対象となる遊具基数の目安		目標	190	190	190	190	
			実績	221	182				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(6)	防犯対策事業		地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携して、パトロールなどへの支援による自主防犯活動を推進したり、防犯カメラの設置に向けた取組などを進めます。	①多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ②防犯カメラの設置に向けた取組の推進 ③ESCO事業による防犯灯のLED化、維持管理等の実施 ④市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報発信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ⑤警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施(診断件数:50件以上) ⑥出張防犯相談コーナーの開設(開設数:35回以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①の多様な主体との連携は市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、防犯意識の共有化を図りました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、特殊詐欺被害対策として市内在住65歳以上の高齢者に対し、迷惑電話防止機器450台を無償貸与しました。 ②の防犯カメラ設置補助については、50台の補助を実施し、市が川崎駅周辺に設置した防犯カメラ100台を運用しました。 ③のESCO事業については、約69,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、154灯の防犯灯を新設しました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町内会等が維持管理する防犯灯のLED化に対して、79灯の補助を実施しました。 ④の「かわさき安全・安心ネットワークシステム(防犯アプリ)」については、延べ46,000件ダウンロードされ、288件の犯罪・不審者情報を配信しました。 ⑤の地域パトロールは、毎開庁日に実施しました。住宅の防犯診断については、特殊詐欺被害対策と併せた広報を実施することで目標を上回る58件実施しました。 ⑥の出張防犯相談コーナーは、老人いこいの家での開催を再開したものの調整がつかなかった施設もあったことから、31回の実施となりましたが、目標を下回ったことから、今後は、開催時期や実施内容の変更について検討します。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	住宅の防犯診断の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	空き巣など侵入泥棒への防犯対策として行う住宅の防犯診断の実施件数	目標	50	50	50	50	件		
				実績	70	58					
	出張防犯相談コーナーの開催回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	区役所等で開催する、防犯相談や防犯用品の展示等を行うコーナーの開催回数	目標	35	35	35	35	回		
				実績	20	31					
	市内刑法犯認知件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	成果指標	説明	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)	目標(以下)	8,500	8,500	8,500	8,500	件		
				実績	5,918	7,653					

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(7)	商店街活性化・まちづくり運動事業			商店街等が実施するイベントや課題解決の取組等に対して支援を実施します。商店街が実施する街路灯などの施設整備を支援します。「フェスティバルなかわさき」など川崎駅周辺の活性化に資する事業を支援します。大規模小売店舗立地法に基づいた適切な運用を図ります。川崎駅東口広場地下街の公共地下歩道の維持管理を川崎アゼリア㈱と適正に行います。	①商店街の機能向上に向けた施設整備等支援事業(街路灯LED化、防犯カメラ設置、街路灯撤去など)の実施 ②商店街等への専門家(アドバイザー)派遣等による課題解決の支援 ③商店街やエリアの魅力を高めるイベント事業や地域課題対応等への支援 ・商店街におけるイベント等への支援(支援件数:20件以上) ・川崎駅周辺エリアの賑わい創出イベントの支援(支援件数:7件以上) ④地域活性化による魅力あるまちづくりの推進 ⑤商店街連合会の活動支援を通じた商店街の育成・発展 ⑥大規模小売店舗立地法の運用による周辺環境の保持	①については、地方創生臨時交付金等を活用し、商店街の街路灯に対する電気代高騰分に係る補助や街路灯LED化・安全安心・施設撤去など計9件の支援を実施しました。 ②については、商店街への専門家派遣によるデジタルツール導入の勉強会や街路灯撤去のアドバイスなど6件及び事業者向けチラシ作成1件を実施しました。 ③については、商店街等に対してイベント支援22件、課題対応支援9件を行った他、地方創生臨時交付金等を活用し、市内事業者団体等に対して、集客拡大・回遊性向上を目的としたイベント周知や広報のデジタル化等を支援しました。 ④については、4月にアジアンフェスタを、9月から11月に川崎駅周辺で開催される7イベントの共同PR「フェスティバルなかわさき」を実施するとともに、中心市街地活性化事業にてワークショップ3回を通した誘客促進マップを作成し、対象地域の回遊性向上や魅力のPRを図りました。「フェスティバルなかわさき」は、コロナ禍で中止となっていたイベント等の共同PRへの参加が減ったことや、施設整備等で中止となったイベントがあったため目標には達していませんが、令和5年度は各イベントでみると来場者数は前年度から回復傾向にあり、コロナ禍前の参加イベント団体や新規イベント団体等に参加を呼びかけるなど総来場者数の増加を図ってまいります。 ⑤については、商店街連合会を通じて国県市の支援メニューの紹介を年間を通じて行い、商店街での活用につなげました。 ⑥大規模小売店舗の新設や変更にあたり、住民意見の聴取や届出の調査審議を行う大規模小売店舗立地審議会の開催など、法の運用主体として適正に実施し、周辺地域の生活環境の保持を図りました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること											
	商店街による街路灯LED化への支援件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	商店街が保有する街路灯をLED灯など省エネ灯具に新設又は改修した事業の支援件数の累計	目標	102	102	103	103	件			
				実績	103	106						
	商店街による安全安心事業への支援件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	防犯カメラやAEDの設置事業への支援数の累計	目標	49	50	51	52	件			
				実績	49	50						
	商店街による施設撤去事業への支援件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	街路灯やアーチの撤去への支援数の累計	目標	54	58	62	66	件			
実績				55	59							
商店街等のイベント事業等への支援件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
活動指標	説明	商店街等が実施するイベント事業や地域課題対応等に対しての支援を実施した件数	目標	31	31	31	31	件				
			実績	28	31							
「フェスティバルなかわさき」総来場者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
成果指標	説明	9月から11月の週末に開催される川崎駅周辺等での10を超えるイベントの来場者数	目標	909,000	846,000	1,083,000	1,170,000	名				
			実績	823,982	764,880							

総合的な 評価	《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》 ・子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を目的とした支援制度の「川崎市すまい・いかすプロジェクト」を活用し、既存住宅の活用に関するセミナーなど民間事業者と連携して実施しました。また、特定公共賃貸住宅について、市営住宅と民間賃貸住宅を補完する公的賃貸住宅として、適切に運用を行い、入居率は上昇しました。 ・居住支援協議会と連携し、登録住宅制度に関する家主向けセミナーや登録支援を実施し、家主の登録数を増やすことができました。また、すまいの相談窓口において支援を実施し、住宅確保要配慮者へ安定した居住環境を提供することができました。引き続き居住支援協議会と必要な支援について検討していきます。 《安全・安心な居住環境の整備》 ・安全・安心な公園・緑地の整備に向け、稲田公園、富士見公園、等々力緑地において、民間事業手法等を活用し、公園施設の機能のあり方についての検討や再編整備事業を進めました。 - 御幸公園と鷺沼公園においてバスケットゴールを常設化し、新たに2公園において、バスケットゴールを実証実験として設置しました。また、「川崎市公園施設長寿命化計画」に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具(2,142基)の定期点検を実施し、182基の遊具を更新しました。今年度は1基あたりの材料コストが高い複合遊具の更新を行ったため、目標を下回りましたが、今後も計画に基づき遊具の更新を進め、子どもたちの遊びや体験の場としても活用できる公園づくりを進めていきます。 ・市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、防犯意識の共有を図りました。そして、警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による防犯活動を実施しました。また、昨年度に引き続き、防犯カメラや防犯カメラ付き自動販売機の設置及び町内会等が維持管理する防犯灯や街路灯のLED化への補助事業、既存の防犯灯の維持管理及び新設を実施することで、子育て家庭が安心して暮らせる居住環境の維持・向上につながりました。
子ども・子育て会 議からの意見・評価	《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》 ・「川崎市すまい・いかすプロジェクト」により、既存住宅の活用に関するセミナーなどを民間事業者と連携して実施し、子育て世帯へのゆとりある住まいの提供を推進したことを評価します。 ・居住支援協議会との連携による啓発を通じた家主の登録増等により、子育て世帯へ安定した居住環境を提供することができたことを評価します。 今後も、子育て世帯が安心して暮らし続けられるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進することを望みます。 《安全・安心な居住環境の整備》 ・バスケットゴールの常設化や新たな実証実験の実施、公園遊具の定期点検や更新等を通じて、子どもたちの遊びや体験の身近な場となる公園づくりに取り組んだことを評価します。一方、公園緑地の整備・管理状況についての満足度が目標値を下回っています。子どもも含めた利用者の意見を聞きながら、引き続き、公園施設の適切な維持管理を継続することを望みます。 ・安全安心まちづくり協議会や安全・安心まちづくり対策員による防犯対策の実施や、防犯カメラの設置補助・防犯灯の新設等により、安全・安心なまちづくりに取り組んだことを評価します。引き続き、子育て世帯が安全・安心して暮らせる居住環境づくりを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後 の取組

《子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備》

・令和6年2月に改定した「住宅基本計画」等に基づき、子育てしやすい住宅に子育て世帯が住むことができるしくみづくりを進めるとともに、市営住宅の活用の推進と居住支援協議会の適切な運営により、住宅セーフティネットの構築に向けた取組を継続していきます。

《安全・安心な居住環境の整備》

・身近な公園の適切な維持・管理等について、利用者のアンケート等も踏まえながら、老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化の取組を継続するとともに、遊具などの公園施設の維持管理・更新や防犯対策に取り組み、満足度の向上を図りながら、子どもたちの遊びや体験の場としても活用できる公園や緑地づくりを促進していきます。

・安全に暮らせるまちをつくる取組として、引き続き、多様な主体と連携した防犯活動の推進や、LED防犯灯の効率的な設置・維持管理、地域における防犯カメラの設置支援を実施するなど、安全・安心なまちづくりに向けた取組を進めていきます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策5 質の高い保育・幼児教育の推進						
施策の概要	高い保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るため、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあった保育受入枠の確保に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。医療的ケアを必要とする子どもをはじめ、特に特別な支援を必要とする子どもについては、子どもの特性や状況に応じた保育の提供や、小学校への接続を適切に行うための連携など、居住する地域で適切な支援が受けられるよう取組を進めます。						
計画期間における主な方向性	＜多様な手法を用いた保育受入枠の確保＞ ・今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定め、新規整備を実施するとともに、既存の保育所を活用した定員枠の拡大や、年齢別定員の変更をはじめとした柔軟かつ効率的な取組を実施するなど、引き続き、見込まれる保育需要の変化に合わせた、多様な手法による保育受入枠の確保に取り組みます。 ・認可保育所の整備にあたっては、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保できるよう、既存園との競合を避けながら整備指定地域をより柔軟に設定することで、より地域のニーズを反映した取組を進めます。 ・川崎認定保育園については、既存施設を活用した保育受入枠の確保を図るため、認可化を推進するとともに、川崎認定保育園の安定的な運営に向けた支援に取り組みます。 ・保育士確保対策については、引き続き、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで求人事業者と求職者のマッチング機会の充実を図ります。 ・一時保育事業については、地域によっては施設数の増加に伴う供給過多により、事業ニーズが想定を下回っている施設がある一方で、実施施設が近くにない地域もあることから、地域の需給バランスを考慮しながら、既存園の施設数の最適化に取り組みます。 ＜区役所におけるきめ細やかな相談・支援＞ ・各区において、利用申請前から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を実施します。 ＜保育の質の維持・向上＞ ・在宅での子育て家庭を支援し、保護者の孤立等を防ぐため、関係機関との連携のもと、保育・子育て総合支援センターにおいて、支援が必要な子どもの緊急・一時保育での受入れなどを実施します。 ・地域全体の保育の質の維持・向上を図るため、保育・子育て総合支援センターや公立保育所が拠点となり、これまで培ってきた知識や保育技術を公民で共有し、各園の課題やニーズに合わせた効果的な人材育成を行うなど、地域全体での質の高い保育の実施に向けた取組を推進します。 ＜特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実＞ ・配慮を必要とする子どもについては、長年の受入れにより蓄積してきた経験と知識・技術を活かしながら、専門職（保育士・看護師・栄養士）による相談・支援を行うとともに、小学校への円滑な接続を視野に入れて、保護者、療育センター、小学校等との連携に取り組みます。 ・医療的ケア児については、これまでの取組で培った経験と知識・技術を活用し、公立保育所において安定的に医療的ケア保育の提供を行うとともに、民間保育所での受入れに向けた支援等に取り組みます。 ＜幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進＞ ・幼稚園型一時預かり事業の拡大と併せ、幼稚園を既存の小規模保育事業と連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園での受入れを促すなど、幼稚園における就労家庭児の受入れを推進します。 ・幼稚園における保育の長時間化・通年化や教職員の確保を支援し、幼稚園から認定こども園への移行が円滑に進むよう施設の状況に応じた段階的な支援を行います。						
施策を構成する事務事業	(1) 待機児童対策事業	事業費 予算額 (単位：千円)	(1)	180,172	事業費 決算額 (見込) (単位：千円)	(1)	156,029
(2) 認可保育所等整備事業	(2)		1,716,337	(2)		921,973	
(3) 民間保育所運営事業	(3)		65,297,229	(3)		64,467,089	
(4) 公立保育所運営事業	(4)		3,098,490	(4)		2,355,151	
(5) 認可外保育施設等支援事業	(5)		4,173,839	(5)		3,365,005	
(6) 幼児教育推進事業	(6)		8,664,872	(6)		8,364,196	
(7) 保育士確保対策事業	(7)		1,360,266	(7)		1,236,796	
(8) 保育料対策事業	(8)		52,922	(8)		70,328	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	待機児童数		目標	0	0		0	人
		説明	こども家庭庁「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく、翌年4月の集計値	実績	0	0			
2	成果指標	保育所等利用者の満足度		目標	-	8.3		8.4点以上	点
		説明	「保育所等利用者アンケート」(無作為抽出)における各質問項目(10段階)の平均値※10点満点	実績	-	8.1			
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	(指標名)保育所等利用者の満足度 (理由)調査項目のうち、保育所等の情報の入手のしやすさについて、前回調査の6.7点から7.1点へ平均値は上昇しましたが、他の項目に比べ点数が低い等が要因と考えられます。 (今後の取組)引き続き情報発信等を工夫するとともに、保育・子育て総合支援センターや公立保育所を中心に、専門的な知識や技術を民間保育所等と共有しながら、保護者の支援を担える保育人材の育成のより一層強化に努めます。						

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(1)	待機児童対策事業	待機児童の解消を図るため、多様な手法を用いて保育受入枠を確保するとともに、区役所におけるきめ細やかな相談・支援や、保育の質の維持・向上のための取組を実施します。	①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ②「子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の量の見込と確保方策の策定 ③横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進(横浜保育室利用人数29人)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①入所申請前に申請方法等に関する説明会の実施や動画配信を行いました。また、英語のナレーションを入れた入所申請に関する動画を作成し配信したほか、申請書の記入の仕方等については多言語版(7言語分)を活用しました。また、入所保留者に対するアフターフォローとしては、一次の保留通知発送後の約1週間を強化期間として位置づけ、平日夜間・土曜日に相談窓口を開設し、39人(前年17人)に利用者支援を行うとともに、保育所入所申請におけるオンライン申請を導入する等、市民サービスの向上を図りました。 ②計画を踏まえた上で、地域ごとの需要と供給のバランスを慎重に精査しながら取組を推進しました。 ③対象施設が減少する中、横浜保育室利用人数は前年度と同水準となっていること、待機児童は引き続きゼロを達成していることから、必要な取組効果は出ています。引き続き、保育需要の変化に合わせて、多様な保育受入枠の確保の取り組みの一つとして継続していきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
待機児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	こども家庭庁の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	目標	0	0	0	0	人
			実績	0	0			
横浜保育室利用人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	横浜保育室を利用する川崎市民の人数(翌年度4月1日時点の利用児童数)	目標	29	29	29	29	人
			実績	6	7			

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	認可保育所等整備事業		保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備、増改築等により、必要な保育受入枠を確保します。	①令和6年4月の定員数の確保に向けた整備等（定員848人増）	目標を下回りました。 公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備について、保育所等整備事業者選定委員会での保育の質を担保した適正な選定を実施した結果、選定された法人はありませんでした。就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、法人経営に影響を及ぼす可能性があることから、追加募集を見合わせたため、定員240人の増となり目標を下回りましたが、川崎認定保育園の認可化など多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、待機児童の解消を図ることができました。引き続き既存保育施設の有効活用を優先しながら、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取組みます。 令和6年4月の定員数の確保に向けた整備等 定員240人増（内訳：民間事業者活用型0人、既存園の定員変更等▲95人、認定こども園移行110人、川崎認定保育園の認可化206人、地域型保育事業による受入枠の確保19人）	4 目標を下回った		B やや貢献している	II 改善しながら継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	認可保育所の整備における保育受入枠の拡大				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	民間事業者の活用など多様な手法を用いた認可保育所の整備等による翌年度4月1日時点の定員拡大数		目標	967	848	818	769	人	
					実績	716	240				
待機児童数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	こども家庭庁の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数		目標	0	0	0	0	人		
				実績	0	0					

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	民間保育所運営事業		国及び市が定める子どものための教育・保育給付費等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営の確保を図ります。	①保育士等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ②適正な事業執行体制に向けた検討結果に基づく取組の推進	目標どおり達成できました。 ①処遇改善等加算による保育士等の処遇改善、キャリアアップ研修の実施等による国の処遇改善等加算の適切な執行に向けた運営支援を推進しました。 ②一時保育事業の適切な業務執行体制に向け、事業所等にヒアリングを行い令和6年度以降の実施設数を見直しました。 その他として、原油価格・物価高騰に伴う給食材料費や光熱費の高騰に対応するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰相当分を加算し、負担軽減を実施しました。また、保育所内において、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を図り事業を継続的に実施するための経費について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、補助を実施しました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	一時保育実施施設数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	翌年度4月1日時点の一時保育実施施設数		目標	86	86	86	86	か所	
				実績	87	86					

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	公立保育所運営事業		センター園及びランチ園のエリアの中で、実践的な知識や保育技術の向上について、民間事業者との情報共有や連携を図り、認可外保育施設等の支援等を実施するとともに、公民合同の研修会により保育人材を育成します。また、事業実施スペースの創出など、公立保育所のさらなる機能強化のため、老朽化した施設の再整備等を行います。	①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進 ②公立保育所の老朽化対策の実施 ③保育・子育て総合支援センター等における地域の子ども・子育て支援や民間保育所への支援等の実施(参加者数:5,800人以上) ④多様なニーズに対応した保育の提供 ⑤障害児保育の巡回相談や発達相談の実施	ほぼ目標どおり達成しました。 ・保育所等利用者の満足度について、保育所等の情報の入手のしやすさの調査項目が、他の項目に比べ点数が低い等が要因により、結果が8.1点となり目標の8.3点を達成できませんでした。引き続き情報発信等を工夫するとともに、保育・子育て総合支援センターや公立保育所を中心に、専門的な知識や技術を民間保育所等と共有しながら、保護者の支援を担える保育人材の育成のより一層強化に努めます。 ①保育・子育て総合支援センターの計画的な整備の推進については、次のとおり実施しました。 ・高津区保育・子育て総合支援センターについて民間活用検討のためのサウンディングを実施し、その結果を踏まえ、民間活用調整委員会に諮り、整備手法について従来方式を採用することが決まりました。この決定を受け、まちづくり局と調整しながら、令和6年度の設計委託の早期発注(令和6年4月契約)に向けた準備を進めました。 ・麻生区/幸区保育・子育て総合支援センターの整備に向けて、保育・子育て総合支援センターに求められる要素を分析するなどして検討を進めました。 ・宮前区保育・子育て総合支援センターについて、令和5年10月に開所しました。 ・多摩区保育・子育て総合支援センターの新築工事(建築)について、令和6年度の完成に向けて、工事を進めました。 ②各公立保育所において、空調設備や床等の補修・修繕工事を適切に実施しました。 ③身近な相談相手としての専門職の活用により、安心できる居場所を作り地域の子育て家庭の支援を行いました。また、公民保育所職員研修等については、受講しやすいオンラインによる研修、実践的なワークを交えた対面での研修等より効果的な手法で実施し13,000人超が受講しました。それと共に、民間保育所への相談支援や各種連携会議、実践フィールドを活かした公開保育等の実施により、保育の質の維持・向上を図りました。 ④医療的ケア児保育について、令和5年4月1日から公立保育所全園で受入を開始しました。また、一時預かり事業を川崎区、中原区及び宮前区保育・子育て総合支援センターで実施し、延べ4,707人が利用しました。 ⑤発達相談等の巡回支援については、各園の求めに応じて、保育相談員等による支援を実施しました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	公民保育所職員研修の参加者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	保育の質の向上を図るに当たって重要となる、公民保育所職員を対象とした各種研修への参加人数		目標	5,800	5,800	5,800	5,800	人
実績					12,843	13,810				
保育所等における利用者の満足度				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	「認可保育所等利用アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点		目標	-	8.3		8.4	点	
				実績	-	8.1				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(5)	認可外保育施設等支援事業		継続的な待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、川崎認定保育園利用者への保育料補助を実施し、認可外保育施設等への支援を拡充して安定的な保育受入枠の確保等を図るとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく認可化及び地域型保育事業への円滑な移行を推進します。	①保護者への保育料補助の実施(助成対象児童数:2,827人) ②家賃補助など川崎認定保育園等の運営支援 (川崎認定保育園等受入児童数:R5.4…2,453人、R6.4…2,414人) ③川崎認定保育園の認可化移行支援 ④病児・病後児保育事業の実施 ⑤認可外保育施設への立入調査の実施 ⑥居宅訪問型保育事業者等に従事する者への子育て支援員研修の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①川崎認定保育園保育料補助については、年2回(前期分・後期分)実施しました。幼保無償化実施後も、保育料補助事業を継続して実施し、保護者の経済的負担軽減に寄与しました。(助成児童数:2,554人) ②川崎認定保育園については、認可化又は小規模保育事業への移行及び閉園等により施設数が減少したことから、受入児童数が1,729人と目標を下回りました。引き続き、家賃補助等による運営支援を行うとともに、市ホームページにおける空き情報の掲載や、区役所窓口等での案内を通じて、児童の受入を促進していきます。 ③川崎認定保育園の認可化は、令和6年4月に向けて認可保育所及び小規模保育事業への移行を4園実施しました。 ④病児・病後児保育事業について、市内7施設において、安定的に実施しました。 ⑤認可外保育施設に対し年1回以上の立入調査を実施し、助言・指導を行いました。 ⑥居宅訪問型保育事業者等に従事する者への子育て支援員研修を年2回実施しました。(受講者:40人)				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	保護者への保育料補助の助成対象児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	川崎認定保育園に通園する児童の保護者への保育料補助の実施人数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	3,050	2,827	2,673	2,551	人		
				実績	3,117	2,554					
	認可外保育施設受入児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	市単独施策である川崎認定保育園の翌年度4月1日時点の利用者人数	目標	2,453	2,414	2,385	2,325	人		
				実績	1,966	1,729					
	病児・病後児保育事業の実施施設数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施施設数	目標	7	7	7	7	か所		
実績				7	7						
待機児童数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
成果指標	説明	こども家庭庁の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	目標	0	0	0	0	人			
			実績	0	0						

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	幼児教育推進事業		幼稚園型一時預かり事業の実施園及び保育時間等の拡大を図るとともに、幼稚園から認定こども園への移行促進を図ります。 私立幼稚園及び幼稚園類似施設在園児の保護者に補助金を交付し、保育料等の負担を軽減します。 川崎市幼稚園協会事業への補助及び幼児教育相談員による巡回相談を実施し、幼児教育の推進を図ります。	①幼稚園型一時預かり事業の推進(R5.4時点実施園数:41園)及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化の受入年齢拡大の推進(新規実施園数:1園) ②認定こども園への移行促進(R5.4時点認定こども園数:21園 移行園数:2園) ③幼稚園在園児の保護者への保育料等補助(施設等利用費)の実施(助成児童数:11,883人) ④幼稚園類似施設在園児の保護者への保育料等補助の実施(助成児童数:171人) ⑤幼児教育巡回相談の実施	目標どおり達成できました。 ①一時預かり事業については、預かり保育の長時間化・通年化を促進するための市独自補助の予算を措置するとともに、令和6年4月1日時点で51園において幼稚園型一時預かり事業を実施しました。 ②移行促進については、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、認定こども園へ3園が移行し、令和6年4月1日時点で認定こども園は24園となりました。 ③施設等利用費については、私学助成を受ける幼稚園に在園する子ども10,755人の保護者に対し、補助を実施しました。 ④幼稚園類似施設利用料等補助事業を実施し、対象施設に在園する子ども164人の保護者に対し、補助を実施しました。 ⑤巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、10園に対し助言等の機関支援を実施しました。 また、原油価格・物価高騰等への対応として、幼稚園・認定こども園に対して、給食費や光熱費(私学助成幼稚園除く)の補助を行いました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	一時預かり事業の新規実施園数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	翌年度4月1日時点で幼稚園型一時預かり事業を新たに実施する園数	目標	1	1	1	1	園		
				実績	2	10					
	幼稚園から認定こども園への移行園数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	翌年度4月1日時点で幼稚園から認定こども園へと移行する園数	目標	2	2	2	2	園		
				実績	3	3					
	私立幼稚園保育料等補助金支給人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数 (私学助成の幼稚園を対象とした本補助金は、施設型給付への移行に伴い、対象者数は減少します。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	13,352	11,883	9,969	9,008	人		
実績				12,356	10,755						
幼稚園類似施設保育料等補助金支給人数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
活動指標	説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数 (数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	171	171	171	171	人			
			実績	164	164						

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	保育士確保対策事業		就職相談会等の実施や5県市共同で実施する保育士・保育所支援センター事業により、市内保育所等への就職を促します。 研修等による潜在保育士の復職支援や無料の試験対策講座等による保育士資格取得支援により、市内保育人材を増やす取組を推進します。学生等を対象としたセミナーや保育体験事業により市内保育所等への就職促進や保育士を目指す機運の醸成を図ります。 宿舍借り上げ支援事業や修学資金貸付等補助の実施により、市内保育所等への就職及び就労継続を促します。	①「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保の推進 ②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等実施（参加者数：3,100人以上、マッチング件数：3,100件以上） ③保育士資格取得支援の実施 ④保育士宿舍借り上げ支援事業の実施（補助対象者数：2,582人） ⑤保育士修学資金貸付等補助の実施（補助対象者数：120人）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①かながわ保育士・保育所支援センターと連携した就職相談会を6回行いました。また、同センター内において、年間を通じた個別就職相談を実施しました。これら事業により、6人が市内保育施設に就職しました。 ②市主催・連携の就職相談会、リモート見学会、保育士試験対策講座等の参加者が3,107人、これら事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数が4,921件となり、事業のリモート化推進や関連団体との連携強化などにより、参加者数、マッチング件数ともに目標を上回りました。 ③保育士試験対策講座を年2回実施しました。また、保育士資格の取得を支援するための補助金交付事業を行いました。 ④保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象者数は、国の基準に合わせて補助の対象年数を縮小したことにより、2,102人と目標未達成となりました。今後も、市内保育所等における保育人材の確保及び定着を図るため、当該事業について継続して取り組んでいきます。 ⑤1都1県12校・47人（継続利用者を含め98人）が修学資金貸付を利用した他、潜在保育士再就職準備金は5人の利用があり、合計52人となりました。なお、修学資金貸付のうち就職準備金貸付は48人の利用がありました。保育士修学資金貸付等の利用者数については、保育士養成施設の学生数の減少や当該事業が貸付事業であることから利用を敬遠され、申込者が限定的となったことが目標未達成の要因として考えられます。引き続き、実施団体とも連携して周知を行うことで、利用促進を進めていきます。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	保育士宿舍借り上げ支援事業の補助対象者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	法人が常勤保育士のために借り上げを行う保育士宿舍についての実施者（補助対象者）数	目標	2,341	2,582	2,848	3,143	人		
				実績	2,063	2,102					
	保育士修学資金貸付等の利用者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	保育士修学資金貸付等の利用者数	目標	120	120	120	120	人		
				実績	59	52					
	就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	就職相談会、セミナー、保育所見学・体験型事業、復職支援研修、試験対策講座等の参加者数	目標	3,100	3,100	3,100	3,100	人		
				実績	3,133	3,107					
	就職相談会及び保育所見学・体験型事業によるマッチング件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	就職相談会及び保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数	目標	3,100	3,100	3,100	3,100	件		
				実績	4,031	4,921					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(8)	保育料対策事業		滞納長期化を防止するため、督促や催告に合わせた電話による納付指導を行います。長期滞納者に対しては滞納処分を行います。	①WEB口座振替受付サービス等を活用した初期未納対策の実施 ②滞納者の財産調査等の実施及び滞納処分の実施(収入率:99.56%)	ほぼ目標どおり達成しました。 ①WEB口座振替受付サービス等の活用により、口座振替件数を向上させ(口座振替率84.7%)、初期滞納者を減らしました。 ②次のとおり収納対策を強化したことによりほぼ目標どおり達成しました。 ・電話催告を実施しました(年間2,562件)。 ・滞納処分を実施しました(年間37件)。 ・モバイルレジ及びモバイルレジクレジットによる保育料納付手段の多様化を引き続き推進しました。 ・金銭債権(預貯金、生命保険解約返戻金、給与等)調査について、新たに導入した預金データ電子照会も活用しながら、滞納額の多寡に関わらず広い範囲にわたって実施しました(年間4,395件)。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	保育料収入率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	収入率＝収入額／調定額×100(%)	目標	99.5	99.56	99.6	99.64	%	
			実績	99.61	99.53(見込)					

総合的な
評価

次の取組を実施したことにより、待機児童解消に向けた取組の継続と、質の高い保育・幼児教育の推進に寄与しました。

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

・待機児童対策事業について、保育所等の利用児童数は増加する中、認可保育所の整備に限らず、既設保育所等の定員変更、認可外保育施設の認可化など、既存保育施設を有効活用しながら保育受入枠を確保するとともに、一時預かりなど幼稚園における受入れを推進(51園)したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、持続可能な支援策として、川崎認定保育園に対する助成を実施した結果、待機児童ゼロを継続するとともに、高止まりする保育ニーズへの対応を図ることができました。

・市外の指定保育士養成校の協力校を開拓するなど、市内保育事業者が直接保育士を確保できる機会を増やすとともに、就職相談会や保育士試験対策講座等の取組を進めた結果、求人事業者と求職者について、目標を上回り4,921件のマッチングを図るなど、保育士確保対策事業を推進しました。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

・保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、区役所窓口において、利用案内の説明会や、入所保留となった児童の保護者へのアフターフォローとして、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など保護者一人ひとりの保育ニーズに応じて丁寧な利用者支援を行うとともに、保育所入所申請におけるオンライン申請を導入する等により、市民サービスの向上を図ることができました。

《保育の質の維持・向上》

・公立保育所運営事業について、川崎区、中原区に続き市内に3か所目となる宮前区保育・子育て総合支援センターを開設し、センターを利用する保護者からの多様な相談に対し保育士や栄養士等の専門性を活かした支援の実施や、研修の場と実践の場を同じとする質の高い研修を実施する等の取組により、地域に密着した総合的な子育て支援の充実を図りました。

・民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の交流や保育技術の共有、公民保育所職員研修の実施(参加者令和5年度:13,810人)により、公民の連携を深めながら、包括的な人材育成の取組を推進し、保育の質の維持・向上を図りました。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

・各区に設置する公立保育所において、令和5年4月1日から全園で医療的ケア児の受入を開始し、特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実を図りました。今後も、医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児等への適切な支援が求められていることから、各区の公立保育所での受入可能なケア内容の拡充等を検討する等、様々な子育て家庭への支援強化に貢献していきます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

・幼稚園の個別の事情等を勘案しながら、園の状況に応じた必要な支援を行った結果、目標を上回る幼稚園の一時預かり実施園の拡充(10園)や認定こども園への移行(3園)を達成できました。教職員の確保及び、保育の長時間化・通年化により幼稚園における就労家庭児の受入れ増加につながりました。

子ども・子育て会議からの意見・評価

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ・待機児童対策事業について、認可保育所の整備に限らず、既設保育所等の定員変更、認可外保育施設の認可化など、既存保育施設を有効活用しながら保育受入枠を確保するとともに、目標を上回る51園において幼稚園の一時預かり事業を実施したほか、認可外保育施設の積極的な活用を図るため、川崎認定保育園に対する助成を実施したことを評価します。引き続き、安定的かつ継続的な保育の実施を確保するよう様々な工夫により効果的な整備を進め、保育受入枠の確保に向けた取組を推進することを望みます。
- ・保育士確保対策事業について、保育所等の増加により不足する保育士を確保するため、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等による潜在保育士の就業促進を図るなど、保育士確保対策を進めたことを評価します。保育士が不足している現状に対応するため、引き続き連携を図るとともに、就職相談会の開催や保育体験研修を実施することで、更なるマッチング機会の充実を図り、保育士の確保に繋げていくことを望みます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ・保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、区役所における利用案内の説明会や、入所保留となった児童の保護者に対して、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など保護者一人ひとりの保育ニーズに応じて丁寧な利用者支援を行うとともに、保育所入所申請におけるオンライン申請を導入する等により、利用者支援の充実が図られ、待機児童数ゼロを目標どおり達成されたことを評価します。引き続き、これまでの取組で蓄積された経験等を全市的に共有しながら実施し、保護者の視点に立った更なるサービスの向上を図ることを望みます。

《保育の質の維持・向上》

- ・公立保育所運営事業について、市内3か所目となる宮前区保育・子育て総合支援センターを開設し、保護者からの多様な相談に対し、専門性を活かした支援の実施や、研修と実践の場が同じである強みを生かした質の高い研修を実施することにより、地域に密着した総合的な子育て支援の充実させたことを評価します。
- ・民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の交流や保育技術の共有、参加者数が13,000人を超える公民保育所職員研修の実施を通じて、包括的な人材育成の取組を推進したことを評価します。引き続き、民間保育所と連携し、安心・安全な保育所運営を推進するとともに、現状の課題やニーズに即した人材育成研修が実施されることを望みます。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ・公立保育所全国で医療的ケア児の受入を開始し、特別な支援を必要とする子どもへの対応に取り組んだことを評価します。引き続き、医療的ケア児等への適切な支援が求められていることから、受入可能なケア内容の拡充等を検討されることを望みます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ・幼稚園の状況に応じた必要な支援を行い、目標を上回る幼稚園の一時預かり実施園の拡充(10園)や認定こども園への移行(3園)を達成したことを評価します。引き続き、保育の長時間化・通年化による幼稚園における就労家庭児の受入れ増加を望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組

《多様な手法を用いた保育受入枠の確保》

- ・待機児童対策事業について、今後見込まれる保育需要の変化に対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定め、新規整備を実施するとともに、既存の保育所を活用した定員枠の拡大や、年齢別定員の変更をはじめとした柔軟かつ効率的な取組を実施するなど、多様な手法による保育受入枠の確保に取り組んでいきます。
- ・保育士確保対策事業について、保育士が不足している現状に対応するため、就職相談会の開催や保育体験研修のリモート化を推進・実施することで、更なるマッチング機会の充実を図り、保育士の確保に繋げていきます。

《区役所におけるきめ細やかな相談・支援》

- ・保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、保護者一人ひとりの保育ニーズに応じて丁寧な利用者支援を行うとともに、保育所入所申請におけるオンライン申請を推進する等により、サービスの向上に取り組んでいきます。

《保育の質の維持・向上》

- ・公立保育所運営事業について、早期に全区での保育・子育て総合支援センターを開設を目指し、全区において専門性を活かした支援や質の高い研修を実施することにより、地域に密着した総合的な子育て支援の充実させていきます。
- ・地域全体の保育の質の維持・向上を図るため、保育・子育て総合支援センターや公立保育所が拠点となり、民間保育所の支援や指導をはじめ、公民保育所間の交流や保育技術の共有、各園の課題やニーズに合わせた効果的な人材育成を行うなど、地域全体での質の高い保育の実施に向けた取組を推進していきます。

《特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実》

- ・医療的ケア児等への適切な支援が求められていることから、これまでの取組で培った経験と知識・技術を活用し、公立保育所において安定的に医療的ケア保育の提供を行うとともに、受入可能なケア内容の拡充や民間保育所での受入れに向けた支援等に取り組んでいきます。

《幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進》

- ・幼稚園における保育の長時間化・通年化に向け、教職員の確保を支援し、幼稚園から認定こども園への移行が円滑に進むよう施設の状況に応じた支援を推進し、幼稚園における就労家庭児の受入れ増加に取り組んでいきます。

施策の方向性Ⅱ 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進									
施策の概要	将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細かな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。									
計画期間における主な方向性	≪「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる≫ ・ 学びの過程を記述し振り返ることができるポートフォリオとしての機能を持つ「キャリア・パスポート」を教材として活用し、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の更なる充実に向けた取組を進めていきます。 ・ 子どもの権利学習、多文化共生教育等をはじめとする人権学習に取り組むことにより、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を図ります。また、「かわさきパラマウント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に進めていきます。 ・ 習熟の程度に応じた指導やドリルソフト等を活用することで、一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど子どもたちの多様な学習状況に対応した取組を進めます。また、グローバル化が進む中で、英語によるコミュニケーション能力の必要性が一層高まっており、外国人とのコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成に向けて、英語教育の充実を図ります。 ・ 「かわさきGIGAスクール構想」により整備された1人1台の端末と、高速大容量の通信ネットワーク環境を活用し、児童生徒の状況に応じて、ICTスキルを段階的に高めるとともに、情報セキュリティや情報モラルについて確実な習得をめざします。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づいた取組を着実に推進していきます。 ・ 小中一貫した食育を推進するため、学校給食を活用した小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進により、様々な経験を通じて「食」に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけ、生涯健康な生活を送るための基礎を育みます。 ≪一人ひとりの教育的ニーズへの対応≫ ・ 「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、発達障害を含めた特別支援教育の対象である子どもへの支援を充実させ、さらに、障害の有無に関わらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。 ・ ゆうゆう広場での体験活動、ICTを活用した学習支援、フリースクール等との連携など、様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級への学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。 ・ ヤングケアラー等、児童生徒を取り巻く環境は、年々変化し、支援ニーズも複雑化・多様化しており、区役所等の子育て支援・福祉関係部署等と連携して取組を進めます。 ≪児童・生徒等の安全の確保≫ ・ 近年、交通事故で児童生徒が死傷している事例が全国各地で後を絶たないこともあり、通学路の危険箇所を点検し、改善が必要な場所については関係機関と連携しながら、安全対策を進めます。また、スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、PTAや地域の方々との連携をとりながら、登下校時の安全確保をはじめ、様々な危険から子どもたちを守る取組を進めます。 ・ 生活安全、交通安全、災害安全の各分野について、本市で作成した防災学習テキストや交通安全リーフレット、自転車の指導資料などを活用しながら、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成します。									
施策を構成する事務事業	(1) キャリア在り方生き方教育推進事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	7,232	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	7,199			
(2) きめ細かな指導推進事業	(2)		126,134	(2)		102,280				
(3) 人権尊重教育推進事業	(3)		7,026	(3)		6,500				
(4) 多文化共生教育推進事業	(4)		1,595	(4)		1,414				
(5) 健康教育推進事業	(5)		634,958	(5)		644,623				
(6) 健康給食推進事業	(6)		12,027,927	(6)		11,868,151				
(7) 教育の情報化推進事業	(7)		1,658,979	(7)		1,634,809				
(8) かわさきGIGAスクール構想推進事業	(8)		1,513,683	(8)		1,451,269				
(9) 魅力ある高校教育の推進事業	(9)		27,455	(9)		22,708				
(10) 学校教育活動支援事業	(10)		352,655	(10)		317,952				
(11) 特別支援教育推進事業	(11)		1,277,688	(11)		730,981				
(12) 共生・共育推進事業	(12)		2,997	(12)		2,320				
(13) 児童生徒支援・相談事業	(13)		698,134	(13)		641,822				
(14) 教育機会確保推進事業	(14)		83,875	(14)		76,466				
(15) 海外帰国・外国人児童生徒相談事業	(15)		114,394	(15)		118,582				
(16) 就学等支援事業	(16)		1,254,579	(16)		1,126,345				
(17) 学校安全推進事業	(17)		97,679	(17)		88,032				
(18) 交通安全推進事業	(18)		59,583	(18)		54,176				

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】		目標	81.2	81.5	81.7	82.0%以上	%
		説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全児童の平均値	実績	74.7	－			
2	成果指標	「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】		目標	74.2	74.5	74.7	75%以上	%
		説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年全生徒の平均値	実績	67.1	－			
3	成果指標	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】		目標	93.2	93.5	93.7	94.0%以上	%
		説明	市立校の対象学年全児童の平均値(小学校5年生:国語・社会・算数・理科、各教科の平均値)	実績	89.3	84.6			
4	成果指標	「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した生徒の割合【中2】		目標	80.5	81	81.5	82.0%以上	%
		説明	市立校の対象学年全生徒の平均値(中学校2年生:国語・社会・数学・理科・英語、各教科の平均値)	実績	79	66.8			
5	成果指標	支援の必要な児童※の課題改善率(小学校)		目標	95.5	96	96.5	97.0%以上	%
		説明	課題が解消・改善した児童数／全小中学校が把握した支援が必要な児童数×100(%) ※学校が調査した、発達障害等、支援が必要な子どもの数	実績	81.2	91.3			
6	成果指標	児童生徒の登下校中の事故件数		目標	24.5	24	23.5	23件以下	件
		説明	市立小学校、中学校及び高等学校の登下校時における事故報告の合計(直近5年間の平均値)	実績	34.6	33			
実績が目標を下回った指標	指標名・理由・今後の取組	(指標名)「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合【小5】【中2】 (理由)令和5年度から、実施時期を小学校では5月から4月に、中学校では11月から4月に変更したこと、特に令和5年度は4月上旬に実施したため、実施時期の変更初年度という点や、学校生活が新たな環境に変わった年度初めの時期に行ったこと等の影響が考えられます。さらに中学校は学習への取組がより充実する秋の実施から、年度初めの実施に変更したため、理解度が大きく下がったと考えられますが、様々な要因が考えられます。 (今後の取組)今後は児童生徒が調査時に安心して取り組めるよう支援をするとともに手立ての充実を図ってまいります。各教科等の指導に当たっては、資質・能力がバランスよく育成されるよう、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めていきます。 (指標名)支援の必要な児童の課題改善率(小学校) (理由)改善率は前年度よりも高くなっていますが、依然として支援の必要な児童数が増加の傾向にあることに加え、外国人児童生徒への対応など支援のニーズが多様化していることが要因と考えます。 (今後の取組)今後は、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制づくりをより一層推進するとともに、心理士等の専門職や特別支援教育センター等の相談機関との連携を進めることで、支援が必要な児童の課題改善に向けて取組を進めていきます。 (指標名)児童生徒の登下校中の事故件数 (理由)相手側に起因する事故が減少しなかったことが要因と考えられます。 (今後の取組)事故の原因として最も多いものとして、運転手側の前方不注意が挙げられますので、この結果を学校をはじめ、警察等関係機関と共有するとともに、児童生徒の交通事故防止に向け、関係機関と協力・連携した児童生徒のさらなる安全確保に向けた取組を進めていきます。 (指標名)「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した児童の割合【小6】、「難しいことでも、失敗を恐れないで挑戦している、どちらかといえばしている」と回答した生徒の割合【中3】については、令和5年度から全国学力・学習状況調査において設問が削除されました。							

3 評価

内部評価の結果

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(1)	キャリア在り方生き方教育推進事業		将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、「手引き」等関連する資料を活用しての研修や担当者研修を通して理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。	①各学校におけるカリキュラム・マネジメントに基づいた教育活動の充実(担当者研修会3回) ②「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」を活用した取組の推進 ③研究推進校での研究結果等を活かした、キャリア在り方生き方教育の推進(情報交換会3回、研究推進校報告会1回) ④広報等による保護者等への理解促進	目標どおり達成できました。 ①「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施し、訪問研修等を135回実施しました。 ②「キャリア在り方生き方ノート」に、新しく「市制100周年」「SDGs」「かわさきパラムーブメント」に関するページを追加するとともに、「キャリア・パスポート」と合わせて、活用に関する教職員の理解を深めました。 ICTを活用したポートフォリオ作成については、令和5年度の長期研究員とともに実施する研究に向け、各学校での活用や国の動向の把握に努めました。 ③東小倉小学校と宮内中学校での研究を支援し、情報交換会を3回、研究推進校での報告会を3回実施しました。 ④市制100周年とキャリア在り方生き方教育の関係について理解を深めることができる保護者向けリーフレットを作成・配布しました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	キャリア在り方生き方教育実施校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	市立小・中・高・特別支援学校におけるキャリア在り方生き方教育の実施校数		目標	179	179	179	179	校	
					実績	179	179				
担当者研修会等実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
活動指標	説明	全市担当者向け研修会・説明会の実施回数		目標	3	3	3	3	回		
				実績	3	3					
学校等訪問研修会等実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
活動指標	説明	学校等訪問研修会等の実施回数		目標	-	-			回		
				実績	135	149					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(2)	きめ細かな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細かな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。	①GIGA端末導入や学習状況の効果を踏まえた有効な指導に向けた研究実践の推進 ②研究成果を活かした、習熟の程度に応じた学習など、きめ細かな指導・学びの推進	目標どおり達成できました。 ①GIGA端末におけるきめ細かな指導や学習状況調査を活用したきめ細かな指導の活用モデルなどに関して、端末を活用した授業での活用方法など担当者会にて研修を行いました。新しい川崎市学習状況調査のモデル校では経年における調査結果をもとに端末を活用した研究実践を行いました。 ②担当者会において、きめ細かな実践の具体例をあげて説明し、学校担当者の役割を確認するなど各学校でのきめ細かな指導を推進しました。また、第1回担当者会におけるアンケートを分析し、その結果をもとに、第2回で協議を行うことや、近隣の学校ごと(基本として中学校区)で各学校での実情や取組について情報交換を行いました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	習熟の程度によるきめ細かな指導の実施校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	習熟の程度によるきめ細かな指導を実施している学校数(小中全校実施)	目標	166	166	166	166	校	
			実績	166	166				

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	人権尊重教育推進事業		人権尊重教育推進会議等での情報交換及び各種研修や研究推進校・実践推進校への研究支援を通して教職員等の意識の向上を図ります。また、人権教育補助教材や子どもの権利学習資料の作成、配布を行うとともに、子どもの権利学習派遣事業を通して子どもの人権感覚を育みます。	①人権尊重教育推進会議を通じた情報共有や意見交換の実施(会議開催回数:年1回) ②人権尊重教育研究推進校・実践推進校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施(研修参加者数:3,053人以上) ③人権尊重教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ④子どもの権利学習派遣事業の実施(派遣学級数:122学級) ⑤学校におけるさまざまな人権課題に関する周知・啓発	ほぼ目標どおり達成できました。 ①人権尊重教育推進会議については、書面開催にて1回実施しました。 ②学校での実践については、人権尊重教育研究推進校3校、実践推進校2校を定め、学校での人権尊重教育推進の取組を継続したことで、具体的な人権尊重の視点に立った指導や支援の実践を通して人権尊重の学校づくりを進めることができました。また、研修については、オンラインや対面など様々な形態等で実施し、4,051人が参加しました。 ③教材等については、GIGA端末のジャムボードを活用した子どもの権利カードの教材を開発し、各学校で活用するとともに、情報共有サイト人権尊重教育資料に性的マイノリティの相談機関を掲載するなど、引き続き学校への情報提供等の体制充実を図りました。 ④子どもの権利学習派遣事業については、CAPプログラム子どもワークショップを20校79学級が実施しました。また、大人ワークショップを教職員を含む幅広い大人を対象に実施しました。また、新設した性の多様性プログラムを25校193学級が実施しました。 ⑤さまざまな人権課題に関する周知・啓発については、引き続きNPOと協力的な性的マイノリティ理解促進のための保護者向けリーフレットを配布しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続			
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	人権尊重教育推進会議の開催回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され心豊かに共に生きる社会の形成者として成長する教育活動を支援することを目的とする会議の開催数	目標	1	1	1	1	回		
				実績	1	1					
	子どもの権利学習派遣事業実施数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	子どもの権利学習を実施するNPO法人等から、講師の派遣を受けた学級数	目標	122	122	122	122	学級		
				実績	150	272					
	人権研修参加者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	管理職及び教職員経年研修・人権推進担当者研修・PTA人権研修・学校用務員給食調理員事務職員等人権研修・学校校内研修・研究支援・その他への参加者数	目標	3,053	3,053	3,053	3,053	人		
実績				3,267	4,051						

	事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	多文化共生教育推進事業		外国人教育推進連絡会議等での情報交換及び「学校でできる多文化ふれあい交流会」を通して教職員の意識の向上を図ります。また、講師派遣を通して子どもたちの異文化理解の促進を図ります。	①さまざまな国や地域の文化を伝える外国人市民等を講師として派遣する「多文化共生ふれあい事業」の推進(派遣校数:62校、派遣人数187人) ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報共有や意見交換の実施(会議開催回数:年1回) ③各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①の外国人市民等講師については、延べ222人を学校に派遣しました。 ②の外国人教育推進連絡会議については、1回対面開催により実施しました。これまでの会議での意見聴取により内容を更新した「外国につながる児童生徒・保護者のための支援事業一覧(学校版)」を作成、配付しました。 ③については、「学校でできる多文化ふれあい交流会」をオンラインと対面のハイブリット形式で開催し、各学校の取組状況についての情報交換を行いました。			3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	民族文化文化講師派遣校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣した学校数	目標	62	62	62	62	校	
				実績	87	72				
	外国人教育推進連絡会議開催数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	外国人教育推進連絡会議を開催した回数	目標	1	1	1	1	回	
実績				1	1					
(5)	事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
	健康教育推進事業		疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	①新型コロナウイルス感染症防止対策の推進 ②喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応の推進 ④学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ⑤スクールヘルスリーダー派遣による若手養護教諭等への支援 ⑥学校における健康教育充実に向けた支援	ほぼ目標どおり達成できました。 ①新型コロナウイルス感染症防止対策を推進するため、国庫補助金等を活用して換気対策物品等を購入し、各校で活用しました。 ②「薬物乱用防止教室」の講座を中学校、高等学校で全校各1回実施しました。 ③児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、講演会を実施しました。 ④学校保健安全法に基づく就学時の健康診断及び定期健康診断(心臓病、尿、結核含む)を実施し、疾病の予防に向けた受診指導や健康観察等、児童生徒の健康管理を行いました。 ⑤スクールヘルスリーダーを7校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。 ⑥学校における健康教育充実に向け、学校歯科保健指導推進事業を前年度の実施結果の検証等を踏まえ小学校7校で実施しました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	薬物乱用防止教室の実施数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	各中学校、高等学校において、年1回以上実施する薬物乱用防止教室の実施校数	目標	57	57	57	57	校	
				実績	57	57				
	スクールヘルスリーダー派遣数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	経験の浅い養護教諭への指導助言・支援を図るための人材の派遣校数	目標	6	6	6	6	校	
				実績	6	7				

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(6)	健康給食推進事業	児童生徒等の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ②中学校完全給食の円滑な実施 ③小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進 ④安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ⑤学校給食費の適正な徴収	目標どおり達成できました。 ①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、主要食材は国産品を使用し、和風の天然だしを使った薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。また、小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点として小・中学校をグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。さらに、大豆ミートを使用した給食献立をきっかけとして、学校給食におけるSDGsの取組について児童生徒が主体的に考える機会を創出し、学びを推進しました。 ②中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。 ③小学校及び特別支援学校の給食充実にに向けた取組の推進については、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を35校で実施し、また、給食調理業務を新たに4校で委託化を実施しました。 ④学校給食会の運営支援については、安定的に良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。 ⑤学校給食費の徴収を適切に実施したほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、保護者の負担軽減を図りました。また、オンライン手続かわさき(e-KAWASAKI)を活用した学校給食の申込受付を開始し、保護者や学校教職員の利便性向上を図ったほか、納期限を経過しても納付が確認できない保護者等に対しては、文書や電話のほか、自宅への訪問等により納付勧奨を行うなど、債務者間の公平性を確保するため、収入率の向上に向けた取組を進めました。経済的事情等により徴収困難なケースもあったため、徴収すべき金額に対する収入額の割合が目標を下回りましたが、債務者間の公平を確保するため、引き続き収入率の向上に向けた取組を進めてまいります。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続		
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
大型備品更新実施校数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校給食に係る大型備品の更新計画に基づき入れ替えを行った学校数	目標	24	28	27	21	校	
			実績	25	35				
学校給食費の収入率(現年度分)				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	徴収すべき金額(調定額)に対する収入額の割合(現年度分)	目標	99.55	99.6	99.65	99.7	%	
			実績	99.36	99.41				

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性			
(7)	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化のために、ICT環境の整備、研究や研修の充実、校務支援システムの検証、運用等の取組を進めます。	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進 ③判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進 ④学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備 ⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進 ⑥ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進	目標どおり達成できました。 ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、重点事項の実現のため年3回の情報化推進協議会に諮り各事業を推進しました。また、各学校が具体的に教育の情報化に取り組むことができるよう、各校代表者参加の研修を4回、希望研修を3回、リクエスト研修を1回実施しました。 ②情報化推進モデル校を活用した取組の推進について、情報化推進モデル校2校で児童生徒の学校生活と学習の状況を把握して指導や評価に活かすための研究を進めました。また、得られた研究成果を全市の取組に活かしました。 ③判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進について、希望研修1回、リクエスト研修4回を行い、教職員の情報モラル教育の質の向上を図るとともに、保護者向けインターネットガイドによる家庭への啓発を図りました。 ④学習活動等で必要となるICT機器の更新・整備について、GIGAスクール構想下における教室のICT環境整備のあり方の検討を継続しています。今年度は、小学校1校、特別支援学校4校及び高等学校3校の機器更新を実施しました。 ⑤校務支援システムの活用を中心とした教職員の働き方改革の推進について、システムによる効率的な帳票の作成を目的とした研修を4回実施しました。また、校務支援システムの更なる活用促進を目的とした「学校訪問サポート」を170回実施しました。外部可搬媒体については資産管理システムによる制御を行い、適切で安全な活用が図れるようにしました。なお、授業・学習系データと校務系データの連携については、国の動向を注視しながら検討を継続しています。 ⑥ネットワーク環境の充実に向けた取組の推進について、国の動向を注視しながら、ネットワーク環境のあり方について検討を継続しています。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続			
				※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること						
				情報化推進モデルの研究校数				目標・実績	R4年度	R5年度
活動指標	説明	情報化推進モデルの研究校数	目標	2	2	2	2	校		
			実績	2	2					
情報化推進のための教職員向けの研修				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	各校種の教職員向けに行う研修の実施回数	目標	15	15	15	15	回		
			実績	18	17					

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(8)	かわさきGIGAスクール構想推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成・教員の指導力の向上・スタディ・ログの効果的な活用のために、研修による人材育成や指導案検討など推進校等における研究の支援、導入アプリで得られる学習履歴(スタディ・ログ)等からの教育データの整理と活用、またそのための教育環境の充実に取り組みます。	①「かわさきGIGAスクール構想」に基づく着実な人材育成と現場におけるステップアップの支援 ②学校での活用を促進する人的支援 ③教科用デジタルコンテンツ等の活用に向けた検討 ④学習履歴(スタディ・ログ)など教育データの整理と活用 ⑤児童生徒数の増加等に対応したGIGA端末及び通信環境の確保	成果指標「端末に対する有用感の割合(小学校)」は、目標より0.3ポイント低い結果となりましたが、前年度実績より4.0ポイント上昇していることから、成果は徐々に上がっていると考えています。有用感を高めるためには、授業でのより高度で有効な端末活用が重要ですが、先進的な授業実践事例の横展開が不十分であったため、目標値を達成しなかったと考えられます。今後は、教員研修等様々な機会をとらえて事例の横展開を進め、授業でのより高度で有効な端末活用を図ります。 ①推進協力校13校、研究推進校1校における支援を通して、かわさきGIGAスクール構想ステップ3の実現に向けた研究を推進するとともに、授業公開等を通して研究成果を横展開しました。加えて、文部科学省のリーディングDX事業にも参加し、GIGA端末を活用した先進的な授業実践を行い、市内外にその成果を発表しました。また、他部署と連携して作成した「かわさきGIGAスクール構想教職員向けハンドブックステップ3」を用いた研修も実施しました。また、小・中・特別支援学校にICT支援員を計1,690回派遣しました。 ②教職員のニーズやステージに応じて、希望研修を20回、リクエスト研修を12回、それぞれ実施しました。 ③学習者用デジタル教科書活用に向け、国の実証事業に参加するとともに、研修会を1回開催しました。また、各部署のデジタル副読本作成を支援し、4つの副読本を新たにサイトに掲載し、合計16コンテンツになりました。不登校等児童生徒向けにオンライン学習システムの817アカウントを貸与し、家庭での学習支援を行いました。 ④スタディ・ログ活用に向けた研究を行うとともに、スタディ・ログを含めた教育データ活用について学校でGIGAスクール構想を推進する教師(GSL)に年3回研修を行いました。また、長期研究員による教育データの利活用に関する研究も行い、その成果をセンター研究報告会及び論文として、発表しました。 ⑤年度当初の児童生徒数の増加及び年度途中の追加にも迅速にGIGA端末を追加配当を行いました。通信環境についても適切な保守・管理を継続して行い、リモートでの緊急対応が可能な環境を維持しました。また、通信環境のアセスメントについては、文部科学省の実証研究事業に加えて、川崎市独自の調査も行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続		
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
端末に対する有用感の割合(小学校)				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年児童のうち「学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答した割合	目標	-	70	73	75	%	
			実績	65.7	69.7				
端末に対する有用感の割合(中学校)				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年生徒のうち「学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答した割合	目標	-	60	63	65	%	
			実績	58.7	61.6				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(9)	魅力ある高校教育の推進事業		魅力ある高校づくりのために、定時制高等学校の再編、全県的な普通科志向への対応、生徒や保護者、市民の幅広いニーズに応えるための特色ある教育の展開を進めます。	①「市立高等学校改革推進計画」に基づく取組の推進 ②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施 ③川崎高等学校及び附属中学校における一貫した体系的・継続的な教育の推進 ④多様な主体との協働に向けた体制づくりと取組の推進	目標を達成しました。 ①市立高等学校改革推進計画第2次計画に基づき、日本語指導の必要な生徒に対する支援体制の充実として川崎高等学校定時制課程の在県外国人等特別募集を開始しました。また、高津高等学校定時制課程2年生にキャリアに関する科目を新たに設置し、卒業後の進路を見据えた教育体制を構築しました。 ②聴講生制度の講座を2回、開放講座を9回開催し、高等学校に対する市民の理解や交流を深める取組を推進しました。 ③川崎高等学校及び附属中学校において、体系的・継続的な中高一貫教育を推進しました。 ④地域連携を主体とした授業を全校で取り組み、令和5年度は橘高等学校の「保育園交流」等を新たに実施しました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	開放講座の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	市立高等学校において、在籍する教員が地域住民に対して行った講座の回数	目標	6	6	6	6	回		
実績				0	9						
聴講生制度の講座数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
活動指標	説明	市立高等学校において、教育課程に位置づけられた教科の中で、市民を聴講生として受け入れて行った講座の週当たりのコマ数	目標	2	2	2	2	コマ			
			実績	2	2						

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(10)	学校教育活動支援事業		小学校5年生、及び中学校1年生において、ハケ岳少年自然の家を利用して2泊3日の宿泊体験学習を行います。教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。	①教育活動サポーターの配置 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施（ハケ岳少年自然の家等）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①学習支援、教育相談支援等を行う教育活動サポーターを小学校79校に計3,416回、中学校31校に計1,074回、高校1校に23回配置しました。教育活動サポーターについては、学校が必要とする支援に対し、委託業者に登録されているサポーターの支援の種類が合わず、配置できなかった場合があり、目標を若干下回りましたが、今後は実績を踏まえたサポーターを配置できるよう、委託業者と調整し、学校のきめ細やかな指導を支援してまいります。 ②自然教室については、全校で実施しました。また、現在、自然教室で利用しているハケ岳少年自然の家の老朽化等を踏まえ、再編整備案等の検討と併せて、他施設の活用など、今後の自然教室の方向性に向けた検討を行いました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	教育活動サポーター配置回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	小学校、中学校への教育活動サポーター配置回数	目標	4,655	4,655	4,655	4,655	回		
実績				4,970	4,513						

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(11)	特別支援教育推進事業		特別支援教育サポーター配置による対象児童生徒への支援、看護師の配置による医療的ケアの実施、特別支援教育を担当する教職員を対象とした研修の実施等の取組を進めます。	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ②エリア拠点校の設置と巡回方式による通級指導体制の充実及び知能・発達の検査体制強化に向けた検討結果に基づく取組の推進 ③個別の指導計画の作成及び切れ目のない適切な引継ぎの促進 ④特別支援教育研修の実施による教員の専門性の向上 ⑤医療的ケアを必要とする児童生徒の実情に合わせた支援の実施 ⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校における特別支援教育サポーターの配置 ⑧小・中学校の特別支援学級への介助支援人材の配置 ⑨福祉部門と連携した一人ひとりの教育的ニーズに応じた早期からの一貫した教育支援の実施 ⑩関係機関と連携した社会的自立に向けた就労支援の実施 ⑪中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の計画的な施設整備及び受入枠拡充に向けた県立特別支援学校新設に向けた取組の推進 ⑫児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の推進	目標どおり達成できました。 ①特別支援学校センターの機能担当が、対象児童生徒が在籍する113校に支援を行いました。通級指導教室センターの機能担当が通級による指導を受ける児童生徒の在籍小中学校を中心に、延べ1,624回の訪問を行いました。 ②エリア拠点校について、これまで設置していた宮前区に加え幸区においても新たに設置し、川崎区、幸区及び宮前区において巡回方式による指導を実施しました。また、知能・発達の検査体制強化に向けて関係機関と連携し検討しました。 ③改訂版のサポートノート(個別的教育支援計画)について、担当者会議や研修等の場において、改めて活用の徹底を図りました。 ④必修研修・希望研修については、36回実施しました。 ⑤対象児童生徒30名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち4名を対象に自立支援を行いました。 ⑥東横恵愛病院訪問指導延べ23名、聖マリアンナ医科大学病院院内学級延べ68名の児童生徒の学習支援を実施しました。 ⑦小学校114校、中学校51校、高等学校4校(全・定)に特別支援教育サポーターを配置しました。配置回数については、19,330回以上を目標としていたところ、22,413回配置しました。 ⑧小・中学校の特別支援学級における介助支援人材については、重度の障害のある児童が在籍する市内20校において、配置を行いました。 ⑨健康福祉局等関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、切れ目のない支援を実施しました。 ⑩就労支援について、学校や庁内関係機関、事業者等と連携し、特別支援学校高等部の就労支援を適切に実施しました。 ⑪中央支援学校大戸分教室及び高等部分教室の教育環境の改善に向けた取組については、設計等の取組をそれぞれ進めるとともに、高等部分教室の学校化に向けた検討を進めました。また、県立特別支援学校設置に向けて、地域からの要望を取りまとめ、その内容について設置者である神奈川県と協議・調整を行うなど、取組を着実に進めました。 ⑫小中学校での通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習については特別支援学級を設置している全ての学校で実施し、特別支援学校在籍児童生徒の居住地域交流については49名が直接交流を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続			
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
特別支援教育サポーターの配置回数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	小・中・高等学校において特別な支援が必要な児童生徒に対して特別支援教育サポーターを配置した回数			目標	19,330	19,330	19,330	19,330	回	
					実績	18,781	22,413				
センター的機能担当教員の計画巡回訪問校数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問校数			目標	111	111	111	111	校	
					実績	117	113				
センター的機能担当教員による計画・要請訪問数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	通級指導教室のセンター的機能担当教員による計画・要請訪問数			目標	1,285	1,285	1,285	1,285	回	
					実績	1,395	1,624				
研修(必修・希望)の実施回数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	必修研修・希望研修の実施回数			目標	30	30	30	30	回	
					実績	31	36				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等		事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(12)	共生・共育推進事業		教員が「かわさき共生＊共育プログラム」を年間標準6時間を児童生徒に実施するとともに、効果測定を活用して児童生徒理解を深め、児童生徒指導の充実に図ります。	①各学校における授業の実施（年間6時間）の継続 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修の実施（年2回） ③ICTを活用したエクササイズと効果測定の検証 ④エクササイズ集を活用した取組の実施	目標どおり達成できました。 ①各学校において年間7時間の授業を実施し、豊かな人間関係づくりに取り組むことができました。 ②「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり2回実施しました。令和5年度はSOSの出し方・受け止め方教育の取組が2年目であり、取組をスタートした前年度と比較すると要請研修は減少しましたが、集合形式の研修によって現代的課題の共通認識を図り、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ45回実施することで、教職員の理解を深めることができました。 ③研究協力校を中心に、新しい効果測定アンケートの実施状況を確認し、課題を共有することができました。 ④GIGA端末の整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを、各学校で実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	担当者研修会実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	かわさき共生＊共育プログラム推進担当者研修会の実施回数	目標	2	2	2	2	回
			実績	2	2				
学校等訪問研修会等実施回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	研究協力校を含む、要請校内研修の実施回数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	－	－	－	－	回	
			実績	84	45				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(13)	児童生徒支援・相談事業		不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等を配置し、活用を図ります。また、子どもが置かれている環境の調整を行うスクールソーシャルワーカーを各区に配置し、関係機関との連携により児童生徒の抱える課題の解決を支援します。	①全市立小中学校への支援教育コーディネーターの配置 ②コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 ③スクールカウンセラーの配置による専門的支援の充実 ④小学校、特別支援学校へのカウンセラーの定期派遣の推進 ⑤スクールソーシャルワーカーによる学校・家庭等への支援及び関係機関との連携強化(スクールソーシャルワーカー配置:12名) ⑥多様な相談機能による相談支援の実施	ほぼ目標どおりに達成できました。 ①市立小中高等学校に支援教育コーディネーターを配置し、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援を充実させることができました。 ②参加するコーディネーターのニーズを把握し、実践につながるような研修を行うことができました。 ③夏休み後の児童生徒への不安の対応を含めスクールカウンセラーの専門性を生かした支援を行うことができました。 ④小学校・特別支援学校への学校巡回カウンセラーの定期派遣により、相談活動だけでなく、教職員の児童理解について指導助言を行うことができましたが、経験のある人材の確保やカウンセラー一人当たりの担当校数の多さなどの課題が残りました。 ⑤スクールソーシャルワーカーを増員し、一人ひとりの状況を把握し、素早い対応につなげることができました。 ⑥電話や来所での相談等、相談者のニーズに合わせて、多様な相談機能を生かした相談を進めることができました。来所での相談が長期化・複雑化し、申込から相談までの待機日数が長期化していることへの対応については、他都市の視察等を通じて把握した業務フローごとの課題に対して改善の取組を実施し、相談の待機日数は、短縮傾向にあります。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	支援教育コーディネーター研修回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	支援教育コーディネーター新任研修の実施回数	目標	7	7	7	7	回
				実績	7	7			
	各小学校へのカウンセラーの派遣日数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	各小学校へのカウンセラーの派遣日数	目標	20	20	20	20	日
				実績	21	22			
	スクールソーシャルワーカーの配置人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	区・教育担当(学校・地域連携担当)に配置するスクールソーシャルワーカーの人数	目標	11	12	13	14	人
				実績	11	12			

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(14)	教育機会確保推進事業		不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、社会的自立につなげるとともに、中学校夜間学級の運営を行い、教育の機会確保を図ります。	①不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援のための居場所としての「ゆうゆう広場」の運営 ②子どもたちの目線により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの配置・活用 ③西中原中学校夜間学級の運営、希望者に対する入学及び編入学相談の充実 ④GIGA端末等を活用した長期欠席・不登校等の児童生徒への支援 ⑤不登校特例校設置可能性の検討も含めた不登校支援の充実に向けた取組の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「ゆうゆう広場」の運営については、登録者数が増えることが目的ではありませんが、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。 ②メンタルフレンドについては、大学生・大学院生等を採用し、定期的に派遣することで、支援の充実を図ることができましたが、安定的な人員確保のため、より一層大学等との連携を進めていく必要があります。 ③西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、学校と教育委員会が連携を図り、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、運営を進めることができました。 ④GIGA端末を活用した支援については、ICT環境の整備や学習ツールの配布等、より良い体制整備をすることができました。 ⑤本市の不登校対策の方向性を示した「不登校対策の充実に向けた指針(案)」を策定し、不登校特例校の設置については、既存の取組の充実を図りながら引き続き検討することとしました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	メンタルフレンド配置数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
活動指標	説明	メンタルフレンド(ボランティア学生)の適応指導教室への配置数 ※この指標は実績を管理するためのものです。			目標	-	-	-	-	名
					実績	17	11			
適応指導教室登録数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	適応指導教室に登録した不登校児童生徒数 ※この指標は実績を管理するためのものです。			目標	-	-	-	-	名
					実績	202	252			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(15)	海外帰国・外国人児童生徒相談事業	学校と関係機関が連携して、日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者(学習支援員)を派遣するとともに、特別的教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ②初期段階の日本語学習と学校生活への適応支援 ③特別的教育課程による日本語指導の実施 ④多言語を用いた保護者等との円滑なコミュニケーション手段の確保 ⑤プレスクールの開催等を通じた円滑な就学に向けた支援	目標どおり達成できました。 ①②各区教育担当や学校、教育政策室で教育相談を行い、日本語指導の初期段階や中学生への学習支援、学校生活への適応を支援するために、255人の日本語指導初期支援員の新規配置を行いました。 ③特別的教育課程による日本語指導を、国際教室担当者及び非常勤講師の巡回により、対象児童生徒がいる全ての学校で実施しました。また、指導主事が日本語指導を実施している学校を訪問し、児童生徒の状況に応じた指導について助言を行いました。さらに、日本語指導の充実のため、国際教室担当者研修を5回、日本語指導非常勤講師研修を5回実施しました(うち3回は合同研修)。 ④希望する学校等に通訳機を27台配置し、計196台の配置となりました。また、通訳・翻訳支援として、468件の通訳者の派遣等を実施しました。 ⑤プレスクールについては、全区を対象に開催し、20組の外国につながる児童及び保護者が参加しました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
国際教室担当者等への研修の回数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	国際教室を担当する教員や巡回非常勤講師を対象に、日本語指導や人権尊重教育に関する研修を実施した回数	目標	7	7	7	7	回	
			実績	7	7				
事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(16)	就学等支援事業	経済的理由により就学が困難な就学予定者、学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、住民基本台帳に基づく学齢簿を編製することにより、義務教育を円滑に実施しています。また、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。	①就学援助費の支給による支援 ②特別支援教育就学奨励費の支給による支援 ③就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ④高等学校奨学金の支給及び大学奨学金の貸付による支援	目標どおり達成できました。 ①新小・中学1年生(次年度入学)への新入学児童生徒学用品費の入学前支給を1,850件支給しました。また、就学援助システムを活用し、所得確認作業や、資金管理、支給事務等について円滑に実施しました。 ②特別支援教育就学奨励費について、1,363件支給しました。 ③就学事務システムを活用し、約25,000人の新入学生の学齢簿登録を含む就学事務を円滑に実施しました。 ④高校生への奨学金について学年資金を671件、入学支度金を166件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに6件採用しました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
就学援助実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	就学援助認定者数 ※この指標は実績を管理するためのものです。	目標	-	-	-	-	人	
			実績	11,561	11,043				

(17)

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等		事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
学校安全推進事業		スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む防災教育研究推進校を中心として各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。	①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの配置 ②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ④学校防災教育研究推進校による先進的な研究や成果の共有と、各学校の実態に応じた防災教育の推進	ほぼ目標どおりに達成できました。 ①スクールガード・リーダーについては、目標どおりの25名を配置しました。 ②地域交通安全員については、学校からの要請を受けて配置基準に合致した99か所に配置しました。 ③通学路の危険か所については、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、路面標示の設置・補修や注意喚起の標示の設置などの改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校については、目標どおりの7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。		3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
スクールガード・リーダーの配置数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	警察OBを活用した通学路の巡回や学校への安全指導等を行うスクールガード・リーダーの配置数	目標	25	25	25	25	名
			実績	25	25			
学校防災教育研究推進校指定校数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	学校防災教育の研究に取り組む推進校の指定校数	目標	7	7	7	7	校
			実績	7	7			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(18)	交通安全推進事業		行政機関や交通安全団体、民間企業等との緊密な連携体制や、さらに市民参加の仕組みづくりを図ることにより、市民との協働による交通安全推進体制を構築し、それに基づいてさまざまな交通安全活動を一体的、積極的に推進していきます。	①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施(490回以上) ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした啓発活動の実施 ④自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ⑤児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施(路面表示の実施件数:120件、電柱巻付標示の実施件数:750件) ⑥交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各季(春・夏・秋・年末等)の交通安全運動の機会及び強化月間において、各地区交通安全対策協議会と協力して、啓発活動を実施しました。 ②園児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者と各世代で交通安全教室等を実施しました(581回)。また、企業や保育園等に交通安全DVDを貸し出し(17回)するなど、あらゆる機会を捉えて交通安全教育ができるよう柔軟に対応しました。引き続き、交通安全意識の向上に取り組みます。 ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会を実施しました(3回)。 ④自転車マナーアップ指導員が、自転車交通事故多発地域を中心に巡回しました(200日)。 ⑤通学路の電柱巻付標示(597件)とスクールゾーン・文の路面表示の補修、新設(131箇所)を実施しました。 電柱巻付標示については、委託先の方針変更により設置期間が短縮(8年から5年)されたことから計画の見直しを行いました。これにより、今年度実施対象学校15校で合計600件(1校あたり40件)を計画したところ、一部の通学路上で希望する電柱がなく40箇所に達しない学校があったため、597件の実施となりましたが、その代替として路面標示実施件数の上積みを図りました。今後も、各学校等の状況を見極め、設置要望等に柔軟に対応できるよう調整していきます。 ⑥高津区役所内相談ブースにて専門相談員による交通事故相談及び、中原区役所内相談ブースにて月1回の弁護士交通事故相談を実施しました(137件)。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
	交通安全教室の開催数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	交通安全に対する意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の開催数	目標	490	490	490	490	回	
				実績	548	581				
	路面表示の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施件数	目標	81	120	120	120	件	
				実績	93	131				
	電柱巻付表示の実施件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	児童生徒の登下校時の安全確保のための計画的な電柱巻付表示の実施件数	目標	600	750	850	800	件	
				実績	592	597				
	市内交通事故発生件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	市内の交通事故発生件数(年度ではなく暦年)	目標	2,878	2,878	2,878	2,878	件	
				実績	2,592	2,753				

総合的な
評価

«「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる»
 ・「キャリア在り方生き方ノート」に加えた「市制100周年」に関するページを活用した活動案を作成するとともに、「キャリア・パスポート」の活用について、長期研究員とともに研究し、教職員の理解を深めました。それによって、児童生徒の将来の社会的自立に向けた教育活動を行う学校体制づくりとともに、本市のブランドメッセージや市制100周年、かわさきパラムーブメント、SDGs推進方針等についての教職員への啓発を図り、児童生徒の将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てることに寄与できました。
 ・子どもの権利学習派遣事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修の拡充などにより、実施校や研修参加者が増加するなど、更なる人権尊重教育の推進につなげることができました。
 ・市学習状況調査について、4月に市立小中学校及び市立聾学校の6学年63,083人に実施するとともに、児童生徒・保護者に対しては、個人票を7月に配布し、学習状況を伝え、GIGA端末との連携も含め学習改善に活用することによって、一人ひとりに対する課題を明確にし、学習に取り組む態度の醸成や家庭学習の改善を図ることができました。また、ALTを小・中学校に107名、高等学校に6名、計113名を配置し、活用を推進したことによって、外国人と英語でコミュニケーションを積極的にとることのできる児童生徒の育成を進めることができました。
 ・スタディ・ログ活用に向けた研究を行うとともに、スタディ・ログを含めた教育データ活用について学校でGIGAスクール構想を推進する教師（GSL）に年3回研修を実施しました。また、判断力の育成など情報モラル教育の充実と家庭との連携推進について、希望研修1回、リクエスト研修4回を行い、教職員の情報モラル教育の質の向上を図りました。これらの取組によって、教員のGIGA端末を活用した指導力が着実に向上しており、児童生徒の情報活用能力の育成につなげることができました。
 ・栄養教諭を中核としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点として小・中学校をグループ化し、小・中学校、給食センター間の連携を図りました。また、大豆ミートを使用した給食献立をきっかけとして、学校給食におけるSDGsの取組について児童生徒が主体的に考える機会を創出し、学びを推進したことによって、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達に資することができました。

«一人ひとりの教育的ニーズへの対応»
 ・市立学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して適切に医療的ケアを実施するため、看護師等の必要の人材を配置するとともに、令和5年度からは、特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、新たに通学支援を実施するなど、一人ひとりの支援ニーズに的確に応えることができました。引き続き、医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた適切な支援を行います。
 ・「ゆうゆう広場」の運営については、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。また、GIGA端末を活用した支援については、ICT環境の整備や学習ツールの配布等、より良い体制整備をすることができました。体制整備や様々な活動を通して児童生徒の自己肯定感を高め、教育の機会を確保し、社会的な自立につなげることができました。
 ・スクールカウンセラーの配置を拡充し、専門性を生かした教育相談の強化を進めるとともに、スクールソーシャルワーカーによる区役所をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら行う支援などを通して、相談者の心の安定や、学校・家庭における安定した生活につなげることができました。

«児童・生徒等の安全の確保»
 ・スクールガード・リーダーを25名配置し、地域交通安全員を99か所に配置しました。また、学校防災教育研究推進校については、7校を推進校に指定し、各学校の実態に沿ったテーマで研究を実践し、報告書を全学校に共有しました。さらに、春・夏・秋・年末等の交通安全運動の機会及び強化月間において、各地区交通安全対策協議会と協力して、啓発活動を実施しました。これらの取組によって、学校の安全体制が強化されるとともに、児童生徒への安全・防災教育の充実につなげることができました。引き続き、児童生徒が安全に過ごせるような体制づくりをすすめています。

子ども・子育て会議からの意見・評価	<<「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる>> ・「キャリア在り方生き方ノート」及び「キャリア・パスポート」の活用について、「キャリア在り方生き方教育・進路指導担当者研修会」を教員向けに実施し、指導体制を構築することで各校の教育活動の充実を図り、179校において、キャリア在り方生き方教育が実施されたことを評価します。引き続き、小学校から高等学校までの計画的・系統的な「キャリア在り方生き方教育」の更なる充実に向けた取組が推進されることを望みます。 ・きめ細やかな指導推進事業について、児童を対象に学習状況調査を行い、児童本人や保護者へ学習状況を共有し、GIGA端末との連携も含め学習改善に活用することによって、一人ひとりに対する課題を明確にし、学習に取り組む態度の醸成や家庭学習の改善を図ったことを評価します。引き続き、子どもたち一人ひとりの多様な学習状況に対応した取組の推進を望みます。 ・人権尊重教育、多文化共生教育の推進事業の講師派遣数が前年度に引き続き、目標値を上回っていることから、子どもの権利学習及び民族文化学習が推進されていることを評価します。今後も人権学習に取り組み、他者との違いを認め、互いに尊重し合う意識や態度の育成、差別や偏見を生まない教育の推進を望みます。 <<一人ひとりの教育的ニーズへの対応>> ・特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、新たに通学支援を拡充し、一人ひとりの支援ニーズに応えていることを評価します。特別支援教育サポーターや介助支援人材の設置、特別支援学校のセンター的機能担当教員の巡回訪問についても目標を達成し支援体制の整備が進んでいることを確認しましたので、引き続き一人ひとりに応じた適切な支援の推進されることを望みます。 ・教育機会確保推進事業について、個別や小集団による様々な活動や、GIGA端末の活用環境の整備を行い、児童生徒の自己肯定感を高め、教育の機会が確保されたことを評価するとともに、更なる一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保と社会的な自立の支援の推進を望みます。 ・児童生徒支援・相談事業において、スクールソーシャルワーカーの配置を1名拡充し、児童生徒の支援や、教職員の児童理解について指導助言が行われたことを評価します。スクールカウンセラー1人当たりの担当校の多さなどの課題についても着手し、一人ひとりの児童生徒に寄り添った支援の充実を望みます。 <<児童・生徒等の安全の確保>> ・交通安全推進事業について、各世代で交通安全教室等を581回実施し、企業や保育園等に交通安全DVDを貸し出しを行うなど、あらゆる機会を捉えて交通安全教育ができるよう柔軟に対応したことを評価します。また、学校防災教育研究推進校を中心に、防災教育を推進していることについて評価します。今後も、子どもたちが危険を予測したり、回避したりする能力を育成することを望みます。
---------------------------------	---

4 改善 子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	<<「生きる力」を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる>> ・引き続き、予測不可能な時代を生き抜く上で、失敗を恐れず挑戦する力の育成が求められていることから、キャリア・パスポートを活用しながら、挑戦する姿勢を価値付け、粘り強く取り組むことができるようキャリア形成を支援していきます。 ・きめ細やかな指導推進事業について、令和5年度は「学力調査・授業改善研究事業」と関連させながら、更なる改善・充実に取り組んできました。今後、市学習状況調査において同一母集団の経年における変化を分析し、児童生徒一人ひとりに対してよりきめ細かな指導を推進していきます。また、教員のGIGA端末を活用した指導につながる研修などを行い、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。 ・人権尊重教育、多文化共生教育推進事業について、次年度以降も実施を継続し、「かわさきパラムーブメント」が目指す「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指す地域づくり」の実現に向け、多様性を尊重する社会の担い手を育む教育を、引き続き、計画的・系統的に進めていきます。また、教職員、PTA等学校に関わる職員に向けて実施している人権研修についても年々参加者が増加していますので、より充実した研修となるよう、継続して実施していきます。人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用については、GIGA端末の積極的活用等、内容や手法の改善を図りながら引き続き実施していきます。 <<一人ひとりの教育的ニーズへの対応>> ・特別支援教育推進事業について、「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、関係機関と連携し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた、切れ目ない支援を実施します。 ・教育機会確保推進事業について、「ゆうゆう広場」の運営については、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握し、ICTも活用しながら支援の充実を図ります。また、身近な存在として活動への参加を促すなど、メンタルフレンドを活用し、支援の充実を図るとともに、メンタルフレンドの人員確保のため、大学等との連携を進めていきます。学習ソフトの提供など、不登校児童生徒がGIGA端末を活用し自宅等でも学習できる機会の確保を進めていきます。そして、「不登校対策の充実に向けた指針」に基づき、「チーム学校」による校内支援の充実や、多様な教育機会の確保、関係機関との連携強化等の取組を進めていきます。 ・児童生徒支援・相談事業について、支援教育コーディネーターの配置、研修を通したスキルアップと更なる支援の充実、カウンセラーの専門性を活かした支援等、校内支援のより良い体制づくりが進みつつありますが、多様化・複雑化する相談内容に対応していくためには、教育機関だけでなく、福祉機関も含め、学校外の関係機関の連携を強化し、支援に当たるなど、より効果的なネットワークづくりが重要になっています。児童生徒が安心して自分らしさを発揮できるように、支援の充実にも努めていきます。 <<児童・生徒等の安全の確保>> ・引き続き、交通安全教室等を実施し、交通安全教育や事故防止を啓発します。学校防災教育研究推進校については、より実践的な防災教育が実施できるような体制整備を図るとともに、成果を全学校で共有し、学校防災力の向上に向けた取組を進めます。また、路面表示や電柱の標識等の設置や、地域交通安全員やスクールガード・リーダーの配置を継続し、児童生徒の登下校時の安全確保に努めます。スクールガード・リーダーについては、配置効果を検証し、学校安全体制の更なる向上に向けた取組を進めます。
---	--

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり					
施策の概要	個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。 また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。					
計画期間における主な方向性	《児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》 ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、児童虐待のほか子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、多様な支援ニーズを把握するとともに、地域の関係機関と連携しながら、子どもや家庭が抱える様々な課題を一つひとつ紐解きながら、支援が必要な子育て家庭等に対する個別的・専門的な支援に取り組みます。 ・増加する児童虐待や複雑困難化する児童相談に対し、迅速・適切に対応するため、国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づいた児童相談所の職員の増員、警察・司法・医療機関との連携、人材育成の環境整備等を通じて児童相談所の体制強化を進めていきます。 ・養育里親について、里親拡充に向け、民間機関を活用した取組を推進するほか、施設養護について、ケアニーズの高い児童に対するきめ細やかな支援を実現するとともに、地域小規模児童養護施設の設置等を促進します。また、代替養育を受ける高校生等については、施設等を退所した後も、生活や就労に関する相談を継続的に実施していくほか、児童が希望する進路を安心して選択できるよう、市独自の給付型奨学金や学習支援事業を実施します。					
	《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》 ・経済的困窮、成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談・支援を引き続き行うとともに、女性相談に関する効果的な支援体制や施策について検討を行います。 ・子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するほか、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援するとともに、様々な背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを進めていきます。					
施策を構成する事務事業	《ひとり親家庭等の自立の促進(ひとり親家庭等自立促進計画)》 ・ひとり親家庭等の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、ひとり親家庭等の複合的な生活課題への対応に向け、より実用的な内容の情報をより能動的に発信するとともに、関係機関と連携しながら必要な支援が必要な方に的確に届くよう、専門職が個々の家庭の状況やニーズを受け止め、支援施策を的確に提供するなど相談支援体制等を検討していきます。 ・経済的支援については、ひとり親家庭等の安定した生活基盤の確保に向け、児童扶養手当の支給や通勤、通学交通費助成、医療費助成等を通じて、経済的な自立の促進につなげます。 ・子育て・生活支援については、ひとり親家庭等が安心して子育てと就業が両立できるよう、母子・父子福祉センターにおける生活相談・法律相談や、家庭生活支援員の派遣による生活援助等のほか、ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援を行うとともに、支援の必要な母子が生活できる母子生活支援施設において、自立促進に向けた支援を行います。 ・養育費確保については、ひとり親家庭が養育費を確実に確保できるよう、養育費確保についての講座の開催等、関係機関と連携しながら支援の充実を図ります。 ・就業支援については、ひとり親家庭等が十分な収入を確保し、安定した就業ができるよう、母子・父子福祉センターにおいて就業に関する相談や就業支援の講座を実施するとともに、資格取得に向けた支援を行うなど、関係機関と連携を図りながら、雇用の促進を図ります。					
	(1) 児童虐待防止対策事業	(1) 219,177	(1) 216,608			
(2) 児童相談所運営事業	(2) 1,806,480	(2) 1,723,460				
(3) 里親制度推進事業	(3) 93,274	(3) 86,681				
(4) 児童養護施設等運営事業	(4) 4,196,232	(4) 4,018,973				
(5) ひとり親家庭等の総合的支援事業	(5) 3,817,103	(5) 3,756,579				
(6) 女性保護事業	(6) 61,408	(6) 60,661				
(7) 子ども・若者支援推進事業	(7) 56,728	(7) 41,263				
(8) 小児ぜん息患者医療費支給事業	(8) 100,138	(8) 84,896				
(9) 小児慢性特定疾病医療等給付事業	(9) 511,726	(9) 486,239				
(10) 災害遺児等援護事業	(10) 5,070	(10) 6,640				

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果指標	里親の登録数		目標	207	222	237	252世帯以上	世帯
		説明	厚生労働省「福祉行政報告例」における里親登録数の実績値	実績	215	215			
2	成果指標	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合		目標	－	47	－	54.0%以上	%
		説明	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査において、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる＋進んでいる)と思う人の割合	実績	－	47.1			
3	成果指標	ひとり親家庭が、各種支援により就労につながった割合		目標	75	77	79	80%以上	%
		説明	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座の受講者、就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	実績	88	85.9			
4	成果指標	児童養護施設や里親委託児童等の大学等進学につながった割合		目標	34	36		40.0%以上	%
		説明	児童養護施設等を18歳以降に退所した児童のうち、大学や専門学校等(高等教育機関)に進学した児童数の割合	実績	40	41.2			
実績が目標を下回った指標		指標名・理由・今後の取組	(指標名)里親の登録数 (理由)里親の登録数については、フォスタリング事業を2機関で実施していることにより、積極的なリクルートの展開や2機関合同での里親啓発イベントの実施など効果的な広報が行われたことから、新規登録世帯数は増加しましたが、里親の高齢化等に伴い既存登録世帯数が減少したため、実績値としては令和4年度から増減なしとなっています。 (今後の取組)今後についても、さらなる積極的なリクルートの展開や里親啓発イベントを実施し、新規登録世帯数の増加に取り組みます。						

3 評価

内部評価の結果

(1)

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
児童虐待防止対策事業		川崎市子ども・若者の未来応援プランに基づき、庁内外を含む関係機関との連携強化、児童虐待防止に向けた啓発活動、関係職員の人材育成等の施策を推進します。	①児童家庭相談支援体制の強化 ②要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ③児童虐待防止に関する相談の実施 ④地域の見守り体制の構築・充実 ⑤児童虐待防止普及啓発活動の実施(実施数:22回以上)	目標どおり達成できました。 ①各区地域みまもり支援センター地域支援課・各地区健康福祉ステーションに社会福祉職を増員(16人)するなど体制強化を図るとともに、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、児童虐待予防のための専門的支援を実施しました。 ②要保護児童対策地域協議会(連携調整部会)の効率的・効果的な運営を行いました。また、各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)を986回実施する等、要保護児童等に対して、きめ細やかな対応と個別支援を実施しました。 ③児童虐待防止センターにおいて2,737件の電話相談を実施しました。「かながわ子ども家庭相談LINE」において732件のLINE相談を実施しました。 ④児童家庭支援センターにおいて、4,474件の相談・支援を実施しました。また、身体的・心理的負担が大きい多胎児・多子世帯の経済的負担を軽減するため、子育て短期利用事業における利用料の減免を実施しました。 ⑤11月の児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止普及活動を36回実施しました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること									
児童虐待防止普及啓発活動の実施数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	11月の児童虐待防止推進月間を中心に各種の啓発活動を実施した回数		目標	22	22	22	22	回
				実績	32	36			
各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	地域の支援ネットワークに関わる担当者による具体的な支援内容の確認など、個別ケースに関わる協議を行う各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数		目標	695	710	725	740	回
				実績	952	986			
地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合		目標	-	47	-	54	%
				実績	-	47.1			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(2)	児童相談所運営事業		子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、関係機関との連携のもと、調査、診断、判定、一時保護、措置等の必要な支援を実施します。	① 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 ② 児童相談所の体制強化 ③ 関係機関と連携した児童虐待防止対策の推進 ④ 体制強化にあわせた施設整備の推進	目標どおり達成できました。 ① 区役所地域みまもり支援センターと連携しながら、支援が必要な児童に対して一時保護、施設入所措置等を行うなど、子どもの置かれた状況に応じて子ども及び家庭への相談援助を実施しました。 ② 児童心理司等を増員し、児童相談所の体制強化を図りました。また、児童相談所の仕事の魅力を発信するホームページを活用し、児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進しました。 ③ こども家庭センター（中央児童相談所）に県警からの派遣職員を配置し、警察との連携を強化するとともに、保健・医療機関や警察・検察等の関係機関との連携を図りながら、専門的知識を活かした支援を推進しました。 ④ 中部児童相談所の改築に向けた、既存相談所の解体工事、一時保護所の新築工事を実施しました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	児童相談所における相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	7,150	7,633	8,116	8,600	件		
				実績	6,703	6,719					
一時保護所における保護件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
活動指標	説明	児童福祉法第33条等の規定に基づき様々な事情や問題を抱える家庭の児童を保護し、行動観察、心身の安定や生活習慣の回復を図りながら生活指導等を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	480	485	490	495	件			
			実績	500	418						

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(3)	里親制度推進事業		・里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親支援機関と連携した里親における養育の支援	①里親制度の普及・啓発活動の推進(里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数:11回) ②里親養育技術向上のための研修会等の実施(開催回数:3回以上) ③家庭の雰囲気を体験するためのふるさと里親事業の実施(登録世帯数:92世帯以上) ④NPO法人等が行うフォostリング事業及び多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①市政だよりへの掲載、アゼリアビジョンでの展示等のほか、SNS等を活用した情報発信を行いました。全体説明会については里親養育体験発表会及び制度説明会を合計13回開催しました。その他、オンラインや個別相談、各種イベント(養子の日)を開催し、里親月間(令和5年10月)では、里親啓発イベントをフォostリング機関2機関を中心に合同開催しました。 ②里親登録後の資質向上を目指すため、子どもの自立支援、ライフストーリーワークをテーマにした内容など里親養育技術向上のための研修会等を16回実施しました。 ③ふるさと里親事業については、長期休暇を中心に乳児院・児童養護施設、地域小規模児童養護施設で実施し、ふるさと里親登録数は82世帯となりました。里親自身の高齢化や、養育里親との重複登録者が養育里親受託により辞退したこと等が減少した要因です。今後も引き続き、啓発イベント等において積極的にリクルートを行っていきます。 ④昨年度より引き続きフォostリング機関による包括的な里親支援を実施するなど、既存の各支援機関(NPO法人、乳児院、児童養護施設、里親会)と連携した取組を実施しました。新規登録世帯19世帯に対し、里親の高齢化等に伴う既存登録世帯の辞退が19世帯となったため、実績値としては令和4年度から増減なしとなっていますが、新規登録世帯は増加傾向にあります。(目標達成率96.8%)今後も引き続き、啓発イベント等において制度周知を行い、積極的なリクルート活動を行っていきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続			
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	里親登録者を増加するための里親の養育体験や制度内容に関する説明会の開催回数	目標	11	11	11	回			
				実績	13	13					
	里親養育技術向上のための研修会の開催回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	里親希望者及び里親への養育技術向上を目的とした研修会の開催回数	目標	3	3	3	回			
				実績	9	16					
	ふるさと里親登録数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	夏休み等の大型連休に児童を養育する、ふるさと里親の登録世帯数	目標	91	92	93	世帯			
				実績	93	82					
	里親の登録数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	里親の登録世帯数	目標	207	222	237	世帯			
				実績	215	215					

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	児童養護施設等運営事業		・定員の小規模化や小規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設整備 ・法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上 ・地域における社会的養護の意識の醸成	①児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設における社会的養護の推進 ②地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 ③社会的自立に向けた支援等の実施	目標どおり達成できました。 ①、②児童養護施設等、乳児院における施設の高機能化や多機能化を図るため、職員の確保・処遇改善として行っている宿舍借上げ事業や加配職員の制度周知等を適切に実施しました。また、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう物価高騰等にも対応した取組を進めたほか、適正な運営につながるよう、適宜指導等を行うなど、社会的養護の推進を行いました。 ③事業者に委託している退所者自立支援事業にて、社会的自立に備えるため施設在所時からの進学や就労に向けた情報の提供、金銭管理、ネットリテラシーなど生活に直結する内容の講習会を開催(講習会:8回開催)したほか、退所した後の就労継続や退職した方への就労支援等、個別のニーズに応じたアフターケアについて各種イベントを行いました(イベント:29回開催)。その他子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を児童に対して行うとともに、退所者向けの自立支援の充実を図りました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	児童養護施設等における本市措置児童数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	本市が児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設等へ措置を行っている児童数	目標	278	273	268	261	人		
				実績	244	228	-	-			
	児童ファミリーグループホームにおける本市措置児童数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	本市がファミリーホーム、ファミリーグループホーム及び自立援助ホームへ措置等を行っている児童数	目標	64	69	76	85	人		
実績				50	50	-	-				

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(5)	ひとり親家庭等の総合的支援事業			経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施しています。	①児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等への医療費一部助成、母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業を実施 ②ひとり親家庭等への日常生活支援の実施 ③ひとり親家庭等の子どもへの居場所の提供・学習支援等を市内17か所で実施 ④養育費確保に向けた支援の実施 ⑤母子・父子福祉センターによる、生活・就業相談及び支援の実施 ⑥各種給付金等制度を活用したひとり親家庭への資格取得支援の実施(高等職業訓練促進給付金受給者が資格を活用して1年以内に就労した割合:90%以上) ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営	ほぼ目標どおり達成できました。 ①対象者5,221世帯に対して児童扶養手当を適切に支出しました。また、対象者12,125人へ医療費の一部助成を適切に実施しました。 ②日常生活支援事業により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延479件の支援員派遣を実施しました。 ③ひとり親家庭等の子どもの将来の自立に向けた学習や居場所等の支援として、学習支援・居場所づくり事業を小学3年生から中学3年生までを対象に全17か所において実施しました。 ④養育費確保に関する支援として、「公正証書」「調停調書」等の作成において負担した費用について、54件の補助金交付を実施しました。 ⑤自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等、母子・父子福祉センターで就労支援を行った者のうち、85.9%がその後就労につながりました。 ⑥資格取得等を目指すひとり親家庭の親に対し高等職業訓練促進給付金の新規決定を25件、自立支援教育訓練給付金の支給決定を14件行いました。活動指標である高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合は80%となり、デジタル分野等の民間資格を目指した修了者の就職率が振るわず、目標値を下回りました。この状況を踏まえ、今後は自立支援プログラムの策定時から、より適切なフォローやアドバイスをを行い、効果的な資格取得を促進することで実績値の向上を図ります。 ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けて母子生活支援施設を適切に運営しました。 また、物価高騰の影響を受け、より困難が生じているひとり親家庭等に対する支援として、児童扶養手当受給者等を対象とした子育て世帯生活支援特別給付金の支給を行いました(ひとり親世帯分:5,767世帯)。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること											
	児童扶養手当受給世帯数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給世帯数(所得超過による全部支給停止者を除く。)	目標	5,700	5,700	5,700	5,700	世帯			
				実績	5,441	5,221						
	ひとり親家庭等医療費助成の対象者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	各年度末時点での助成対象者数	目標	12,000	12,000	12,000	12,000	人			
				実績	12,385	12,125						
	ひとり親家庭が各種支援により就労につながった割合				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	自立支援プログラム策定者、各種受験対策講座・就業支援セミナー受講者等のうち、その後就労につながった者の割合	目標	75	77	79	80	%			
実績				88	85.9							
高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位			
活動指標	説明	高等職業訓練促進給付金を利用して資格を取得したひとり親が、その資格を活用して1年以内に就労した割合	目標	90	90	90	90	%				
			実績	94	80							

(6)

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
女性保護事業		女性相談員を各区役所地域みまもり支援センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施することで、女性の人権擁護と自立支援を図ります。	①女性相談員による相談・自立支援の実施 ②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ③効果的な相談支援体制等の検討 ④DV被害者等の緊急一時保護の実施	目標どおり達成できました。 ①女性相談について2,242件受け付け、相談・自立支援を実施しました。 ②DV相談支援センターにおいて878件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 ③国や近隣自治体の動向を踏まえ、女性相談員の処遇改善、職の設置の見直しを実施しました。 ④DV被害者等の緊急一時保護について、神奈川県立女性相談所や県内民間団体、警察と連携し実施しました。 その他、市ホームページ、町内会掲示板、JR川崎駅のアゼリアビジョン、南武線のトレインチャンネル、駅トイレへのカード配布等、様々な媒体を通じた相談窓口の周知を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
女性相談の件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	母子又は単身の女性を対象に、夫婦・親子間のこと、経済的なことや育児のことなどの様々な相談を受け付け支援を行った件数	目標	2,574	2,661	2,748	2,835	件
			実績	2,351	2,242			
DV相談支援センターの相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、DV被害者などへの相談支援を行った件数	目標	665	735	805	875	件
			実績	754	878			

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	子ども・若者支援推進事業		子どもの貧困対策等の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ②課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組の実施及び今後の取組の検討 ③地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくり ④ボランティアを活用したひきこもり等児童福祉対策の実施(個別支援活動参加人数:95人以上、集団支援活動参加人数:82人以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、こども文化センターの職員等に配布しました。 また、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」の点検・評価を行う中で、プランに位置付けた推進項目について、進捗状況の把握を行いました。 ②課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組として、「こどもサポート小田」の継続に加え、川崎区から「こどもサポート旭町」の取組を移管し、計2箇所で実施しました。両取組の実施にあたっては、こども未来局が予算建てを含めた全体調整を、川崎区が利用調整や支援を担い、連携して推進しました。(登録者数:小田37人、旭町45人) ③地域子ども・子育て活動支援助成事業を継続実施し、20団体に交付決定しました。要支援家庭見守り体制強化事業については、引き続き、川崎区においてモデル事業を実施し、地域社会全体で要支援家庭を支える体制強化に資する取組の拡充を図るとともに、令和5年度から新たに仕様に位置付けた取組の実施状況や課題等の整理を行いました。 ④ひきこもり等児童福祉対策事業については、不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に148人、集団支援活動に97人の子ども・若者が参加しました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	ひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	対象児童と大学生等のボランティアとの1対1の触れ合いや交流を通じて、相互の人間関係の醸成を図り、良き理解者としてボランティアを信頼し、児童の内面的な自主性や社会性を伸ばす個別支援活動の参加人数			目標	95	95	95	95	人
実績						130	148				
ひきこもり等児童福祉対策事業における集団支援活動の参加人数					目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	10人規模程度の小集団のグループでレクリエーション等を行うことで、他人との関わりや集団の中における自己の役割認識、それを実行する力を養い、自主性や社会性を伸ばす集団支援活動の参加人数			目標	82	82	82	82	人	
					実績	63	97				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(8)	小児ぜん息患者医療費支給事業		対象者の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	小児ぜんそく患者への医療費の一部の支給	目標どおり達成できました。 ①小児ぜん息患者に対して医療費の一部を支給しました。「川崎市アレルギー疾患対策推進方針」を踏まえて、他のアレルギー疾患患者支援との公平性を保ちながら、幅広いアレルギー疾患対策をより安定的かつ持続可能なものとなるよう、今後施策を進めていくこととし、令和6年3月末日をもって新規受付を停止し廃止することしました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	小児ぜん息患者医療費の支給対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	各年度末時点での支給対象者数	目標	3,500	3,500	3,500	3,500	人		
			実績	3,277	2,571						
事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(9)	小児慢性特定疾病医療等給付事業		小児慢性特定疾病の治療の際の医療費自己負担分及び装具等作製の際の一部助成を行っています。	①小児慢性特定疾病患者等への医療費等の給付	目標どおり達成できました。 ①小児慢性特定疾病により医療が必要な方に、安定的かつ継続的に医療費の給付を行いました。また、指定医療機関・指定医の新規認定、更新を適正に行いました。令和5年10月から、法改正により、主治医意見書がオンライン登録システムにより申請ができるようになり、関係医療機関へ制度の周知やパスワードの発行などを行いました。また、小児慢性特定疾病疾患により医療が必要な方及びその家族に対する電話等による相談委託事業を継続しました。本市職員や小児慢性特定疾病医療に携わる関係職員、対象児の家族を対象とした研修を実施しました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	小児慢性特定疾病の助成対象者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
	活動指標	説明	小児慢性特定疾病により治療を受け、一部負担金の助成を受けている対象者数	目標	1,517	1,517	1,517	1,517	人		
			実績	1,467	1,382						

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(10)	災害遺児等援護事業	対象となる保護者に児童1人につき月3,000円の福祉手当を支給します。 また、小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝金等を支給します。	①児童を扶養する保護者への福祉手当の支給 ②小・中学校の入学・卒業祝い金品の贈呈	目標どおり達成できました。 ①対象者への福祉手当の支給について、対象者の資格を確認し適正に支給しました。 ②小・中学校の入学卒業祝い金品の贈呈について、対象者を確認し適正に執行しました。			3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	災害遺児等福祉手当支給延件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	災害遺児等福祉手当の支給延件数	目標	650	650	650	650	件
			実績	624	612				

総合的な評価	《児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》 ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、多様な支援ニーズの把握や、児童虐待・子育て家庭等が抱える課題の早期発見・早期対応、重篤化への未然防止等の取組を進めるとともに、各区地域みまもり支援センターに社会福祉職を計16名増員し、児童虐待予防のための専門的支援を実施する等、児童家庭相談支援体制の強化を図りました。また、各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数が昨年度から増加し、地域の関係機関と連携しながら、よりきめ細やかな対応と個別支援を実施することができました。 ・児童相談所体制の充実に向けて児童心理司等の増員を行うとともに、児童相談所の仕事の魅力を発信するホームページを活用し、児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進しました。また、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るため、中部児童相談所の改築に向けた施設整備を進めました。 ・里親拡充に向け、里親制度の広報・普及啓発のほか、里親養育技術向上のための研修やファスタリング機関による包括的な里親支援等を通じて、里親制度の推進を図りました。また、退所者自立支援事業にて、退所した後の就労継続や就労支援等、個別のニーズに応じたアフターケアを実施するとともに、子ども・若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を実施しました。やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもたちに対する、より家庭に近い環境での健全な成長・発達の保障につながりました。						
	《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》 ・女性保護事業については、DV相談支援センターにおいて878件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。また、町内会掲示板、JR川崎駅のアゼリアビジョン、南武線のトレインチャンネル、駅トイレへのカード配布等、様々な媒体を通じた相談窓口の周知を図りました。 ・川崎市子ども・若者支援機関案内冊子である「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、こども文化センターの職員等、子どもに関わる施設に広く配布しました。また、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組として、「こどもサポート小田」の継続に加え、川崎区から「こどもサポート旭町」の取組を移管し、計2か所で実施したほか、要支援家庭見守り体制強化事業については、引き続き、川崎区においてモデル事業を実施し、地域社会全体で要支援家庭を支える体制強化に資する取組の拡充を図るとともに、新たに仕様に位置付けた取組の実施状況や課題の整理等を行いました。引き続き、様々な背景・課題を抱えた子ども・若者の居場所づくりを行い、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みづくりを推進します。						
	《ひとり親家庭等の自立の促進(ひとり親家庭等自立促進計画)》 ・安定した生活の維持と親と子どもの将来の自立を目的として「経済的支援」「子育て・生活支援」「養育費確保」「就業支援」の多方面からの総合的な支援施策を実施しました。令和5年度は、情報発信の強化のためLINEによる情報発信を新たに開始し、さらにサポートガイドブックについても表紙イメージを刷新、全編フルカラーにリニューアルしました。これにより、ひとり親家庭に対してより効果的に情報を届けることで、様々な生活課題を抱えている家庭が、支援制度や相談機関に繋がる機会を増加させることができました。						

子ども・子育て会議からの意見・評価

《児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》

- ・児童虐待など子育て家庭等の課題に対する早期把握・対応、重篤化への未然防止等に向け、各区地域みまもり支援センターに社会福祉職を増員するほか、児童相談所体制の充実に向けて児童福祉司等の増員を行うとともに、増加する児童虐待相談通告件数や一時保護児童数への対応を図るため、中部児童相談所の改修工事等の施設整備を進めたことを評価します。引き続き、増加する児童虐待や複雑困難化する児童相談に対し、迅速・適切に対応するため、区地域みまもり支援センターや児童相談所の増員、警察・司法・医療機関との連携、人材育成の環境整備等を通じて体制強化を進めていくことを望みます。
- ・里親拡充に向け、里親制度の広報・普及啓発や里親養育技術向上のための研修に積極的に取り組んだことを評価しますが、一方で、ふるさと里親や里親の登録数は目標値を下回ったことから、引き続き、民間機関を活用した取組が推進されることを望みます。また、児童養護施設等に入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう、処遇改善や適正な運営に向けた情報提供、助言指導等を実施するほか、学習・進学支援事業など退所者向けに取り組むなど、社会的養護の推進を行ったことを評価します。引き続き、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組が推進されることを望みます。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ・女性保護事業について、女性相談員の処遇改善を図りながら、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施したことを評価します。引き続き、女性の人権擁護と自立支援に取り組むことを望みます。
- ・子ども・若者の支援として、「かわさきサポートブック」を改訂し、一層の周知及び活用に向け、各区地域みまもり支援センター等の掲載機関に加え、こども文化センターの職員等に配布したことを評価します。また、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりの取組として、「こどもサポート小田」に加え「こどもサポート旭町」の体制を整理して実施したほか、川崎区における地域社会全体で要支援家庭を支える体制を強化するモデル事業を、課題等の整理を行いながら実施したことを評価します。今後も、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援することを望みます。

《ひとり親家庭等の自立の促進(ひとり親家庭等自立促進計画)》

- ・ひとり親家庭等の安定した生活の維持と親子の将来の自立を目的として、総合的に支援に取り組んだほか、新たにLINEを活用した情報発信や、サポートガイドブックの全編フルカラー化など、ひとり親家庭に対する効果的な情報発信の強化に取り組んだことを評価します。一方で、高等職業訓練促進給付金受給者の就労割合が目標値を下回っていることから、効果的な就業支援をはじめ、引き続き、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援が実施されることを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組

《児童家庭支援(予防)・児童虐待対策(介入)の体制強化・社会的養護の推進》

- ・地域みまもり支援センターや児童相談所における各種相談内容は複雑・困難化していることから、引き続き改正児童福祉法等に基づき、児童福祉司等の増員などの体制強化や一時保護所の定員の増加に向けた改築工事を引き続き進めていきます。また、増加する職員について、各種研修等による資質向上や人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションの推進や働き方改革に向けた取組を推進し、引き続き、適切な相談・援助活動を実施していきます。
- ・社会的養護を必要とする子どもが、家庭と同様の養育環境のもと安心して地域で暮らせるよう、引き続き里親制度を推進します。里親と子どもが日常生活で関わる、行政や教育機関をはじめとする地域の関係各方面への理解促進を図るほか、ふるさと里親や里親の登録に向けて、啓発イベント等において積極的な働きかけを行っていきます。また、家庭での生活が難しい要保護児童を家庭に近い環境で養育する体制を確保するため、引き続き児童養護施設等への運営支援を行うとともに、施設等においては人材確保や人材育成、小規模ユニットによる支援の充実及び施設機能の強化を図る必要があるため、施設等や児童相談所と連携しながら児童の支援の充実に向けて引き続き取り組んでいきます。

《子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援》

- ・経済的な困窮をはじめ、様々な困難を抱える女性に対して、関係機関や警察、民間団体と連携しながら、相談・支援を実施することにより、女性の人権擁護と自立支援を図っていきます。
- ・今後もより効果的に子ども・若者への支援を実施するために、事業の位置付け等の整理や見直しを検討するとともに、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、様々な課題を抱える子ども・若者を地域社会全体で見守り・支えるしくみづくりに取り組んでいきます。

《ひとり親家庭等の自立の促進(ひとり親家庭等自立促進計画)》

- ・ひとり親家庭等の総合的支援事業について、令和3年度の「川崎市ひとり親に関するアンケート」の結果も踏まえ、就業支援として、自立支援プログラム策定時から、より適切なフォローやアドバイスを行い、効果的な資格取得を促進するとともに、引き続き「子育て・生活支援」「養育費確保」「経済的支援」を実施し、ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいきます。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援							
施策の概要	日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。							
計画期間における主な方向性	《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》 - 生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めていきます。 - 生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。 《総合的な就業支援の取組の推進》 「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業的自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。 《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》 - 地域の活動の担い手づくりとして、民生委員法等に位置づけられた民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めるとともに、地域住民への働きかけや、今後の地域づくりに向けた取組との連携により、地域福祉活動につながるような支援の取組を進めます。 《障害者の自立支援と社会参加の促進》 - 精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。 - 広くひきこもりに関する相談支援を行う「ひきこもり地域支援センター」を中心に、児童、教育、労働などの様々な関係機関が相互に連携するネットワークの構築とともに、相談・アセスメント機能やカウンセリング・居場所機能の充実などを含め、ひきこもりの方に対する支援体制の充実を図ります。							
施策を構成する事務事業	(1)	生活保護自立支援対策事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	380,630	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	371,595
	(2)	生活保護業務		(2)	58,429,766		(2)	56,572,605
	(3)	生活困窮者自立支援事業		(3)	383,764		(3)	302,019
	(4)	雇用労働対策・就業支援事業		(4)	102,103		(4)	106,436
	(5)	民生委員児童委員活動育成等事業		(5)	169,389		(5)	168,324
	(6)	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業		(6)	30,950		(6)	17,085
	(7)	更生保護事業		(7)	19,941		(7)	18,637
	(8)	障害者就労支援事業		(8)	230,142		(8)	216,737
	(9)	障害者社会参加促進事業		(9)	88,766		(9)	84,405
	(10)	ひきこもり地域支援事業		(10)	58133		(10)	57,813
	(11)	精神保健事業		(11)	13,570		(11)	10,690

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果 指標	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率		目標	100	100	100	100	%
		説明	本市が実施している、学習支援・居場所づくり事業を利用する中学3年生の高校等進学率の実績値	実績	100	98.2			
2	成果 指標	だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合		目標	73.5	74	74.5	75%以上	%
		説明	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合	実績	89	90			
3	成果 指標	民生委員児童委員の充足率		目標	97.2	97.5	97.7	98.2%以上	%
		説明	民生委員児童委員現員数／民生委員児童委員定員数×100(%)	実績	82.5	82			
4	成果 指標	障害福祉施設からの一般就労移行者数		目標	307	320	332	345人以上	人
		説明	就労移行支援事業、就労継続支援A型・B型事業から一般就労への移行者数(年合計)	実績	328	335			
実績が 目標を 下回った 指標		指標名							
		・理由	(指標名)学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率 (理由)小学3年生から中学3年生までを対象に、市内17か所で支援を実施しました。令和5年度の高校等進学率は1名就職希望者がいたことから目標を下回りました。進学を希望する対象者については100%高校等に進学したことから、自立生活に向けた支援として一定の成果があったと考えます。 (今後の取組)引き続き、子どもの社会的自立に向け、学習支援・居場所づくり事業を実施します。						
		・今後 の取組	(指標名)民生委員児童委員の充足率 (理由)令和4年度から0.5ポイント低下して82.0%となり、目標の充足率には届きませんでした。全国的には人口が減少している中、本市は人口の増加とともに世帯数が増加していることから、民生委員児童委員の定数増に委嘱が追いついていない状況が続いているためです。 (今後の取組)令和5年度は、町内会をはじめとした地域の人財づくりに向けた住民向けのワークショップや活動を身近に感じられるツアーの開催、周知広報のための動画ツールを作成したこと等により、一定の効果はあったものと考えていますが、今後、若い世代を含めた新たな担い手の確保を意識しながら、引き続き充足率の向上を目指して取組を進めることが必要と考えています。						

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(1)	生活保護自立支援対策事業	生活保護受給者に対して、各種就労支援事業等を行い自立を支援するとともに、生活保護受給世帯の小・中学生に対して、学習支援や居場所の提供、個別の相談支援や情報提供等を実施し、高校等進学に向けた支援を行います。	①阻害要因のない、稼働年齢層にある生活保護受給者に対する、経済的・社会的自立の促進に向けた各種就労支援事業の実施 ②生活保護受給世帯等の子どもに対する、高校等への進学に向けた週2回・1回2時間の学習支援事業の実施(17か所)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①自立支援相談員事業、総合就職サポート事業、若者就労・生活自立支援事業等、生活保護受給者の能力に応じた、きめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。また、自立支援の個別事例分析や各事業毎の実績分析を行うことで、事業全体の検証・改善を進め、適切かつ効果的に事業を推進しました。 ②学習支援・居場所づくり事業について、小学3年生から中学3年生までを対象に、市内17か所で支援を実施しました。R5の高校等進学率は1名就職希望者がいたことから目標を下回りましたが、それ以外の進学を希望する対象者については100%高校等に進学したことから、自立生活に向けた支援として一定の成果があったと考えます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続	
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	学習支援・居場所づくり事業を利用した、生活保護受給世帯の中学3年生の高校等への進学率	目標	100	100	100	100	%
			実績	100	98.2			
就労支援事業等に参加可能な人の事業参加率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	生活保護受給者で、就労阻害要因がなく就労指導対象となる人のうち、市が実施する就労支援事業等に参加した人の割合	目標	65	65	65	65	%
			実績	74	8月末確定			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
生活保護業務		生活保護法の規定に従い、国の法定受託事務として、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 また、持続可能な社会保障制度として維持するため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。	①健康で文化的な最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた年金等の収入確保への支援の実施 ②漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	目標どおり達成できました。 ①②生活保護受給者の動態は流動的ですが、福祉事務所と連携を図りながら、各種の取組を行いました。また、様々な理由により転居を必要とする被保護者に対し、転居支援を行い、目標を上回る被保護者を、住居の安定につなげました。障害年金の受給が見込まれる方や新たに年金受給資格を得た方への支援に継続して取り組みました。就労に向けて複合的で困難な課題を抱えている方などに対しても、各事業を適切に連携させて、丁寧で粘り強いアプローチを行い、就労に向けた支援を行いました。後発医薬品の使用原則化を受け、市医師会・薬剤師会等と連携し、後発医薬品使用促進の取組を行い、ほぼ前年度と同様の実績で目標を達成することができました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
居住安定化支援実績			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数	目標	180	180	180	180	人		
			実績	323	332					
年金専門員事業実績			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	年金専門員による年金受給に向けた自立支援を行うことで減少した生活保護費	目標	270,000	270,000	270,000	270,000	千円		
			実績	337,581	365,169					
後発医薬品使用促進割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	国の目標値である後発医薬品使用率促進の達成を目的とする。	目標	80	80	80	80	%		
			実績	91.4	91.7					
生活保護から経済的に自立した世帯の数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	就労支援等により生活保護が廃止となった世帯数	目標	650	650	650	650	世帯		
			実績	703	665					
生活保護受給世帯数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
活動指標	説明	生活保護を受給している世帯の数(年度平均)	目標	－	－	－	－	世帯		
			実績	23,335	23,137					
生活保護受給人員数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
活動指標	説明	生活保護を受給している人数(年度平均)	目標	－	－	－	－	人		
			実績	28,669	28,172					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
生活困窮者自立支援事業		生活困窮者に対して就労・生活支援等を行うため、就労支援員など専門の相談員を配置した「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」等を運営します。	①「生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」による、国の動向等を踏まえた、生活困窮者への就労・生活支援の実施	目標を下回りました。 ①新規相談件数は、これまで計上していなかった郵送申請者を計上することとしたため1,620件となりました。また、就職率については、相談者が抱える課題が複雑・複合化してきており、支援が困難・長期化したことなどが原因で目標値を下回りました。一方で、課題解決や就職に向けて、関係部署・機関と連携し、きめ細やかな支援を行ったことなどにより、だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合は目標値を上回りました。今後、支援員の育成や関係機関・部署との更なる連携強化に加えて、過去のデータ分析や他都市の好事例等も参考にしながら就職率の向上に努めるとともに、引き続き、相談者の自立を支援していきます。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続

(3)

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
新規相談者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」への新規相談者数	目標	1,500	1,500	1,500	1,500	人
			実績	1,504	1,620			
就職率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター（だいJOBセンター）」において、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合	目標	75	75	75	75	%
			実績	63	52			
だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	だいJOBセンターの支援開始時と終了時において評価を行い、「参加・意欲」「経済的困窮」「就労」のいずれかの状況が改善した割合を算出	目標	73.5	74	74.5	75	%
			実績	89	90			

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	雇用労働対策・就業支援事業		専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応し、相談から就職まで丁寧な就業支援を行います。	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の推進(就職決定者495人) ②「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者等の就業的自立支援の推進 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ④若者、女性、高齢者、障害者及び就職氷河期世代など多様な人材と市内企業との体験・マッチング機会の創出(氷河期世代の就職決定者数:235人以上、就業マッチングイベント参加企業数:200社以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①「キャリアサポートかわさき」については、リスティング広告やSNSの活用、関係機関・窓口等との連携など幅広い層を対象とした広報を実施したことにより新規登録者数は1,151人まで達しました。一方で成果指標である就職決定者数については、就職決定までの期間の長期化傾向等により、414人と目標達成には至りませんでした。そのため、令和6年度からはマッチングイベントの統合等によりコストを削減するとともに広報費に回す予算を増やし、より効果的な広報手法を検討するなど周知を強化していくことで、就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。 ②「コネクションズかわさき」については、市職員と受託事業者が連携して、積極的な受入企業の開拓を行ったことに等により、職場体験事業を89回実施し、大幅に目標を上回りました。企業説明会等については、大師高校等において、4回実施しました。 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応については、常設の相談窓口を市内2か所に設置し、街頭労働相談会を7回実施しました。 ④多様な人材と市内企業とのマッチング機会の創出については、若者向けの合同企業説明会やインターンシップマッチング会をはじめ、対象別のマッチングイベントを開催する等、延べ参加社は258社と目標を大幅に上回りましたが、氷河期世代の就職決定者数については就職決定までの期間の長期化傾向等により201人と目標を下回りました。そのため、令和6年度からはマッチングイベントの統合等によりコストを削減するとともに広報費に回す予算を増やし、より効果的な広報手法を検討するなど周知を強化していくことで、就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。また、地方創生臨時交付金を活用した「外国人留学生専門学校等校内企業説明会事業」については、外国人留学生が在籍している専門学校等3校において外国人留学生と市内企業等とのマッチングを図りました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
	「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の実施数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	「コネクションズかわさき」が行う企業等での職場体験事業の年間の実施数	目標	40	40	40	40	回		
				実績	128	89					
	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数	目標	495	495	495	495	人		
				実績	489	414					
	企業説明会等実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	高校等における企業説明会や企業訪問等の実施回数	目標	4	4	4	4	回		
				実績	4	4					
	就職氷河期世代の就職決定者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	「キャリアサポートかわさき」や多様な人材と市内企業等とのマッチング機会等による氷河期世代の就職決定者数	目標	235	235	235	235	人		
				実績	260	201					
	就業マッチングイベント等参加企業数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	就業マッチングイベント等に参加する延べ企業数	目標	200	200	200	200	社		
				実績	248	258					

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(5)	民生委員児童委員活動育成等事業	地域の身近な相談相手である民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、民生委員児童委員の適正配置、育成・支援を行います。	①民生委員児童委員の適正配置の実施 ②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ③活動環境整備のための効果的な研修の実施及び広報の充実	目標を下回りました。 ①③については、活動の負担軽減のため担当世帯数の適正化や効果的な研修の実施を行い、担い手確保のため広報強化を図りました。新たに32名の委嘱を行いました。本市の世帯数の増加に伴う定員数が令和4年度よりも22増加したこと等により、充足率は令和4年度よりも0.5ポイント低下して82.0%となり、目標の充足率には届きませんでした。令和4年度一斉改選の結果、民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会での検討や社会状況の変化を踏まえ、地域支え合い人財づくりツアーの継続実施、幅広い広報、民生委員児童委員同士の取組の共有化、民生委員児童委員制度の他都市の運用状況の調査やアンケート調査等を実施し、充足率の向上に向けた取組を進めていきます。 ②については、民生委員児童委員協議会への育成費補助等を適正に交付しました。 また、民生委員児童委員の活動として、15,307件の相談支援を行っているほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図ることができました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	民生委員児童委員の充足率			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	厚生労働大臣の定める基準を参酌した市条例に基づき、規則で定めた定数(市見込世帯数を440世帯で割った数)に対する現員数の割合	目標	97.2	97.5	97.7	98.2	%
実績				82.5	82				
民生委員児童委員の認知度			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	地域福祉実態調査(無作為抽出7,000人)において、民生委員児童委員の役割や活動を「知っている」と答えた人の割合	目標	62	－	－	70	%	
			実績	54.6	－				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等			事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(6)	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する知識の普及のために、講座の開催や普及啓発物を使用した広報を実施します。また、地域保健福祉機関と連携し研修を進めることで、不調を抱えた人を必要な支援につなげられるよう、支援体制の向上を推進します。	①自殺対策に関連する情報収集と効果的な普及啓発の推進 ②ゲートキーパーの養成と地域との関係機関等との連携強化及び相互連携の推進（ゲートキーパー講座の開催：6回） ③自殺未遂者やその家族、遺族等への支援の実施及び関係機関による連携体制の構築 ④研究機関等と連携した自殺の実態分析と対策の検討、実施 ⑤第3次川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組の推進と第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定	目標どおり達成できました。 ①人口動態統計及び警察庁自殺統計を用いた統計分析や、相談先情報の更新を行い、自殺対策に関連する情報収集を実施しました。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間を通して、グリーンライトアップや市内金融機関と連携した普及啓発物の配布、アゼリア地下街での展示等を通して、効果的な普及啓発の推進しました。 ②ゲートキーパー講座を主催した他、社会福祉協議会や学校と連携し、ゲートキーパーの養成を行いながら、相互連携の推進を行いました。（ゲートキーパー講座等の開催：20回） ③市内医療機関と連携し、自殺未遂者等への継続的なフォローアップを実施するとともに、自死遺族に対するわがちあいの場や電話相談窓口の開設を実施しました。 ④研究機関等と連携し、人口動態統計や警察庁自殺統計、関連統計の分析等を実施するとともに、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（以下、年次報告書）」に分析結果をまとめました。また、川崎市自殺対策評価委員会等において年次報告書等をもとに、今後の取組の方向性の検討を行いました。 ⑤川崎市自殺対策総合推進計画に基づく取組の推進を推進するとともに、条例に定める年次報告書の発行と公表を行い、成果と課題の集約を行いました。また、第4次川崎市自殺対策総合推進計画の策定を完了しました。			3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	ゲートキーパー養成数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する講座を修了した人数	目標	1,000	1,000	1,000	1,000	人	
			実績	1,191	1,455				

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(7)	更生保護事業		犯罪や非行のない明るい地域社会づくりのため、保護司や保護司会で構成する川崎市保護司会協議会への更生保護事業の委託や更生保護法人への支援、国が提唱する社会を明るくする運動の実施、再犯防止等の取組を進めます。	①保護司会等、更生保護団体への支援 ②社会を明るくする運動の実施 ③再犯防止推進計画に基づく取組の推進	概ね目標どおり達成できました。 ①市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことによって、更生保護事業の推進に寄与しました。 ②「社会を明るくする運動」については、新型コロナウイルスの5類感染症への移行に伴い、440の行事を行い、目標値を上回る延べ32,402人の参加を得ました。 ③川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に基づく取組について意見を聴取するとともに、再犯防止推進会議委員3団体合同による講演会の実施、2団体による新規活動の実施を支援し、市内における再犯防止関係団体のネットワークづくりに寄与しました。				3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること										
	社会を明るくする運動参加者数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	社会を明るくする運動で実施する各種事業への参加者の総数		目標	25,000	25,000	27,000	30,000	人	
				実績	24,038	32,402					
刑法犯認知件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
成果指標	説明	市内における刑法犯の認知件数(神奈川県警の公表による)		目標	-	-	-	-	件		
				実績	5,840	7,645					

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(8)	障害者就労支援事業		就労援助センターや就労移行支援事業所等による求職活動支援や職場定着支援を実施するとともに、企業を対象とした雇用支援を行うことで民間企業等における障害者の就労を推進します。また、川崎市障がい者施設ごとセンターによる共同受注窓口の運営や販売会を開催することで福祉施設での就労支援を推進します。	①障害者等の特性に応じた就労支援の実施 ②障害者雇用を行う企業への支援の実施(障害者雇用促進ネットワーク会議開催回数1回) ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組	目標どおり達成できました。 ①令和6年4月、令和8年7月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターや市内就労移行支援事業所を中心として、個別的就労支援に取り組むとともに、地域の就労支援能力の向上を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組を進めることにより、障害福祉施設からの一般就労移行者数は335人となりました。 ②障害者雇用の啓発・理解促進を図るため、障害者雇用促進ネットワーク会議を4回実施しました。 ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組として、障害者優先調達推進法に基づく障害者施設等からの優先調達の取組を推進するとともに、障害者施設共同受注窓口による行政や企業からの受注促進及び受注業務の適正分配等に取り組んだほか、武蔵溝の駅構内や小田急ショッピングセンター等において、障害者施設で製作した製品の販売会を5回開催しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 推進項目の規模拡大	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	障害者雇用促進ネットワーク会議の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	企業と就労支援機関、行政が一体となって、障害者雇用に係る情報共有を行い、障害者が働く、障害者を雇うことへの理解を深める。	目標	1	1	1	1	回
				実績	5	4			
	障害福祉サービス事業所による販売会の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を目的に、製品販売の機会を積極的に作り出す。	目標	3	3	3	3	回
				実績	5	5			
	障害福祉施設からの一般就労移行者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等から一般就労した障害のある方の人数。	目標	296	320	332	345	人
				実績	328	335			

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等		事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(9)	障害者社会参加促進事業		・(公財)川崎市身体障害者協会に委託し、障害者社会参加推進協議会(年2回)、障害者作品展等を開催し、障害のある方の地域における自立生活と社会参加を推進します。 ・視聴覚に障害のある方に対して、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点字、デージー図書やカセット録音等を通じ、生活に必要な情報を発信します。また、啓発資料も作成します。	①障害者社会参加推進協議会の実施(開催回数:2回) ②障害者週間記念のつどいの開催(開催回数:1回) ③障害者作品展の開催(開催回数:1回) ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施(参加者数:3,500人) ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマークの配布) ⑥視聴覚障害者情報文化センターの運営等を通じて視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進	目標を下回りました。 ①障害者社会参加推進協議会を実施しました(開催回数:2回)。 ②障害者週間記念のつどいを、1回開催しました。 ③障害者作品展を開催しました((開催回数:1回))。 ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業を実施しました(参加者数:1,850人)。生活訓練等事業では、一部の講座においては参加者数が増加している一方で、中途障害で著しく外出の機会が減った対象者が、コロナ禍で講座への参加ができなくなったことにより、外出の意欲がなくなってしまう、コロナ後も参加者数が回復しなかったから、目標値を達成することができませんでした。今後も障害者の地域での社会参加促進を図るため、障害者のニーズに応じるための検討を行いつつ、参加者にとって満足度が高く、参加者の諸能力向上につながるような工夫と実施に取組み、参加者の増加に努めていきます。 ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援を実施しました(ヘルプマーク配布数8,408個)。 ⑥視聴覚障害者情報文化センターの運営等を通じて、視聴覚障害者の生活支援及び福祉の増進を実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続	
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	生活訓練等事業の参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、生活訓練事業を実施する。	目標	3,500	3,500	3,500	3,500	人
				実績	1,907	1,850			
	盲ろう者通訳・介助員派遣件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	登録者別派遣利用実績(※実績値は、神奈川県全体での派遣件数)	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	件
				実績	2,458	2,703			
	重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業登録者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	登録者数(延人数) 平成28年度から開始した事業である。	目標	19	19	19	19	人
実績				19	19				

(10)

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
ひきこもり地域支援事業	家族面接、当事者面接、当事者グループ活動、家族教室等による支援を行います。また、「社会的ひきこもり」ではなく精神疾患や発達障害等を背景に持つ方、複合的な支援が必要となる方等へは適切な医療や専門機関へ繋げる支援を行います。ひきこもりは状態像のため多様であり、多分野での包括的な支援が必要であることから関係機関と連携して支援を実施します。	①ひきこもり地域支援センターにおける相談支援の実施 ②ひきこもりの支援ネットワークの構築 ③ひきこもりに関する普及啓発と人材育成の実施(市民向け講演会:1回、研修:1回)	目標を上回って達成しました。 ①広くひきこもり状態にある当事者とその家族を対象に、2,261件の相談支援を実施しました。相談支援における積極的なアウトリーチ支援や、継続的なひきこもり支援ネットワーク強化の取組により、多くの相談件数実績に繋がりました。 ②分野横断的な25の相談機関が参画したひきこもり支援ネットワーク会議を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築しました。 ③市民向け講演会を年1回開催し、ひきこもりについて正しい理解を深めました(98名参加)。また、ひきこもり支援に携わる従事者向けの研修会を年1回開催し、相談支援技術の向上を図りました。	2 目標を上回って達成	A 貢献している	II 改善しながら継続

※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること

ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する相談件数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
成果指標	説明	ひきこもり地域支援センターで対応したひきこもりに関する電話、メール、訪問、来所による相談件数(年度合計)	目標	1,500	1,600	1,700	1,800	件
			実績	1,635	2,261			
市民向け講演会参加人数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	社会的ひきこもり等に関する正しい理解を深める市民向け講演会の参加人数	目標	50	50	50	50	人
			実績	129	98			
ひきこもり支援ネットワークへの参画機関数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
活動指標	説明	ひきこもり支援ネットワークへ参画している支援機関の総数	目標	25	25	30	30	機関
			実績	25	25			

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
精神保健事業	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導や普及啓発を行っています。医師による相談はクリニックとして月3回、社会福祉職・保健師等による相談は随時、デイケアは月に2～3回、その他家族・患者教室やボランティア講座、市民向け講演会等を年に数回実施しています。	①各区地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談の実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進（研修会71回開催）	ほぼ目標どおり達成できました。 ①各区役所地域みまもり支援センターにおける精神保健福祉相談について各区において実施し、2,834件の相談を受けました。相談人数は目標に達しませんでした。2次相談機関として、様々な相談に対して専門的な相談支援を適切に実施しました。今後も、引き続き相談支援を実施していきます。 ②人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等を開催し、一部YouTube等の媒体を活用した普及啓発等も実施しました。市民向け講演会等では、精神障害や身近なメンタルヘルスについて普及啓発の取組を実施しました。コロナ禍以降、従前の参加者数までは戻っていない傾向にあり、参加人数では実績が目標値を下回ったものの、精神保健福祉制度の手引きや精神保健福祉ガイドマップ等の普及啓発物を作成・広報することにより、普及啓発の取組として成果を得られました。今後も適宜普及啓発の手法等を工夫し実施していきます。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続		
※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
「一般精神保健相談」「高齢者精神保健相談」の利用人数		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数	目標	250	250	250	250	人
			実績	272	264			
「各種精神保健福祉相談」の利用人数		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師等による相談・指導等の利用人数	目標	3,000	3,000	3,000	3,000	人
			実績	2,692	2,834			
「デイケア」「家族・患者教室」「ボランティア講座」「市民向け講演会」等の参加人数		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課主催による、デイケア・研修会・講座等の参加人数	目標	2,000	2,000	2,000	2,000	人
			実績	743	734			
人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会等の開催回数		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
成果指標	説明	健康福祉局及び各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課主催による研修会等の開催回数	目標	71	71	71	71	回
			実績	121	89			

総合的な 評価

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

・生活保護自立支援対策事業について、生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業を小学3年生から中学3年生までを対象に市内17か所で実施しました。生活保護業務については、安定した居住を確保するため、様々な理由により転居を必要とする被保護者に対し、転居支援(322人)をしたほか、就労に向けて複合的で困難な課題を抱えている方などに対しても、各事業を適切に連携させて、丁寧で粘り強いアプローチを行い、就労に向けた支援を行いました。

・だいJOBセンターについては、就職率が、相談者の抱える課題が複雑・複合化してきており、支援が困難・長期化したことなどが原因で目標値を下回りました。一方で、課題解決や就職に向けて、関係部署・機関と連携し、きめ細やかな支援を行ったことなどにより、だいJOBセンターの支援を通じて状況が改善した割合は目標値を大きく上回りました。今後、支援員の育成や関係機関・部署との更なる連携強化に加えて、過去のデータ分析や他都市の好事例等も参考にしながら就職率の向上に努めるとともに、引き続き、相談者の自立を支援していきます。これらの取組により、対象者が自立した社会生活を営むための支援として一定の効果があったと考えています。

《総合的な就業支援の取組の推進》

・雇用労働対策・就業支援事業について、「キャリアサポートかわさき」について、就職決定者数は就職決定までの期間の長期化傾向等により、目標495人のところ実績414人と目標達成には至りませんでした。令和6年度からはマッチングイベントの統合等によりコストを削減するとともに広報費に回す予算を増やし、より効果的な広報手法を検討するなど周知を強化していくことで、就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。「コネクションかわさき」については、市職員と受託事業者が連携して、積極的な受入企業の開拓を行ったことに等により、職場体験事業を89回実施し、大幅に目標を上回りました。これらの取組により、総合的な就業支援の取組の推進に一定の効果があったと考えています。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

・「民生委員児童委員の充足率」については、令和4年度から0.5ポイント低下して82.0%となり、目標の充足率には届きませんでした。全国的には人口が減少している中、本市は人口の増加とともに世帯数が増加していることから、民生委員児童委員の定数増に委嘱が追いついていない状況が続いています。令和5年度は、町内会をはじめとした地域の人財づくりに向けた住民向けのワークショップや活動を身近に感じられるツアーの開催、周知広報のための動画ツールを作成したこと等により、一定の効果はあったものと考えていますが、今後、若い世代を含めた新たな担い手の確保を意識しながら、引き続き充足率の向上を目指して取組を進めることが必要と考えています。また、市民向けゲートキーパー研修に関しては、ゲートキーパー講座を主催した他、社会福祉協議会や学校と連携し、ゲートキーパーの養成を行いながら、相互連携の推進を行いました(ゲートキーパー講座等の開催:20回)。これらの取組より、日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭を支援するための基盤となる民生委員児童委員の活動の支援や活動しやすい環境づくり等をはじめとした地域づくりが進んだと考えています。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

・障害者就労支援事業について、障害福祉施設からの一般就労移行者数については令和8年7月の法定雇用率引き上げ等、社会環境の変化の影響もある中で、就労援助センターや市内就労移行支援事業所を中心として、個別的就労支援に取り組むとともに、地域の就労支援能力の向上を目的とした就労支援ネットワーク会議の開催など本市独自の取組を進めることにより、障害福祉施設からの一般就労移行者数は335人となりました。また、障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業を実施しました(参加者数:1,850人)。生活訓練等事業では、一部の講座においては参加者数が増加している一方で、中途障害で著しく外出の機会が減った対象者が、コロナ禍で講座への参加ができなくなったことにより、外出の意欲がなくなってしまい、コロナ後も参加者数が回復しなかったから、目標値を達成することができませんでした。今後も障害者の地域での社会参加促進を図るため、障害者のニーズに応じるための検討を行いつつ、参加者にとって満足度が高く、参加者の諸能力向上につながるような工夫と実施に取組み、参加者の増加に努めていきます。ひきこもり地域支援事業については、広くひきこもり状態にある当事者とその家族を対象に、2,261件の相談支援を実施しました。相談支援における積極的なアウトリーチ支援や、継続的なひきこもり支援ネットワーク強化の取組により、多くの相談件数実績に繋がったほか、多分野が横断して支援を行う必要があることから、分野横断的な25の相談機関が参画したひきこもり支援ネットワーク会議を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築することができました。

・人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会等を開催し、一部YouTube等の媒体を活用した普及啓発等も実施しました。市民向け講演会等では、精神障害や身近なメンタルヘルスについて普及啓発の取組を実施し、参加人数では実績が目標値を下回ったものの、精神保健福祉制度の手引きや精神保健福祉ガイドマップ等の普及啓発物を作成・広報することにより、普及啓発の取組として成果を得られました。今後も適宜普及啓発の手法等を工夫し実施していきます。これらの取組により、支援者の増加や理解が深まり、障害者の自立支援と社会参加の促進として一定の効果があったと考えています。

子ども・子育て会議からの意見・評価

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

・生活保護自立支援対策事業について、生活保護受給世帯に対する学習支援・居場所づくり事業を実施し、就職を希望した1名を除いた全対象者が高校へ進学したことを評価します。引き続き、学習支援の更なる拡充に向けた取組を望みます。また、生活保護業務についても、各種就労支援事業等、生活保護を必要とする利用者ニーズに応えられるよう受給者の自立に向けた支援が推進されることを望みます。
・生活困窮者自立支援事業について、だいいびセンターの支援を通じて地域において安定した生活を継続する取組がなされていることを評価します。新規相談者数は前年度から増加していることから、相談者のニーズに寄り添い、支援員の育成や関係機関・部署との更なる連携強化、過去のデータ分析等により、相談者の抱える課題解決や就職率の向上につながることを望みます。

《総合的な就業支援の取組の推進》

・雇用労働対策・就業支援事業について、「キャリアサポートかわさき」を中心に、雇用や就業に関する課題に対応し、相談から就職まで丁寧な就業支援が行われたことを評価します。就職決定者数については、予算配分を整理し、更なる広報活動を実施する取組により、目標達成がなされることを望みます。また、「コネクションズかわさき」については、職場体験事業を89回実施し、若年無業者等の職業的自立支援に取り組まれたことを評価します。引き続き、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援が実施されることを望みます。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

・民生委員児童委員活動育成等事業における民生委員児童委員の適正配置の課題について、活動の負担軽減のため担当世帯数の適正化や効果的な研修の実施を行い、担い手確保のため広報強化を図り、新たに32名の民生委員児童委員の委嘱が行われたことを評価します。民生委員児童委員の定数増に委嘱が追いついていない状況が続いていることから、若い世代を含めた新たな担い手の確保を意識した効果的な広報活動等を行い、充足率達成がなされることを望みます。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

・障害者就労支援事業について、昨年度に引き続き、企業と就労支援機関、行政の連携の場である障害者雇用促進ネットワーク会議を開催し、障害者雇用の啓発・理解促進を図るとともに、320名が障害福祉施設から一般就労へつながったことを評価します。生活訓練等事業については、新型コロナウイルス感染症蔓延で外出が制限されたことにより外出意欲が低下し参加者が減少していることについては、参加者にとって満足度が高く、参加者の諸能力向上につながるような工夫と実施に取組み、参加者の増加につながることを望みます。また、ひきこもり地域支援事業におけるひきこもり地域支援センターの相談支援について積極的なアウトリーチ支援や、継続的なひきこもり支援ネットワーク強化の取組により、多くの相談件数実績に繋がったことを評価します。引き続き、ひきこもり地域支援センターを中心に関係機関の連携体制を構築し、ひきこもりの方に対する支援体制の充実を望みます。
・精神保健事業について、精神保健事業については、各区で家族・患者教室、ボランティア講座、市民向け講演会などの研修会・連絡会を、目標の71回を上回る120回開催されたことを評価します。今後も、人材育成と関係機関とのネットワーク形成が推進されることを望みます。

引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施するなど、子ども・若者の社会的自立に向けた支援がなされることを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後 の取組

《生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進》

・生活保護自立支援対策事業について、国において「子どもの貧困対策」や「貧困の連鎖防止」に向けた取組の強化が図られており、生活保護受給者に対する自立支援対策事業は重要な取組の一つとなっています。事業に対するニーズは高いと思われることから、引き続き、国の動向を注視し、改善を図りながら事業を継続していきます。また、生活保護業務について、国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。

・長引く物価高騰等により、社会経済情勢の先行きが引き続き不透明であり、生活に困窮する方の支援は重要です。だいJOBセンターでは就労を希望しつつも就労阻害要因を抱える方が多く、支援が困難化・長期化しているため、センターの蓄積したデータを活用して要因を分析し、相談者により適した支援をより早く行えるような手法を検討しています。また、支援員の育成や関係機関・部署との連携を一層強化するための取組を行うなど、今後も生活困窮者の自立に向けた支援や取組を行っていきます。

《総合的な就業支援の取組の推進》

・目標が未達成である「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数及び氷河期世代の就職決定者数については、令和6年度からはマッチングイベントの統合等によりコストを削減するとともに広報費に回す予算を増やし、より効果的な広報手法を検討するなど周知を強化していくことで、就職決定者数目標が達成されるよう努めていきます。また、令和5年度から「キャリアサポートかわさき事業」と「多様な人材育成・活躍事業」を統合を行っているため効果検証を進め、マッチングイベントについては時期や実施手法等改善しながら事業を継続してまいります。

《多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築》

・令和4年度一斉改選の結果や民生委員児童委員活動の環境整備に向けた取組検討会での検討、社会状況の変化を踏まえた地域支え合い人財づくりツアーの継続実施、幅広い広報、民生委員児童委員同士の取組の共有化、民生委員児童委員制度の他都市の運用状況の調査やアンケート調査の実施等し、充足率の向上に向けた取組を進め、民生委員児童委員を適切に配置し、多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築を推進します。

《障害者の自立支援と社会参加の促進》

・障害者就労支援事業について、引き続き、障害者雇用促進ネットワーク会議を開催し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。また、令和6年4月以降、段階的に法定雇用率が引き上げられ、障害者雇用の相談ニーズの増加が想定されることから、経済労働局、ハローワークとの連携や、企業応援センターかわさきの体制を強化し、企業開拓、就労希望者と企業とのマッチングを効果的、効率的に進めていきます。生活訓練等事業については、障害者の自立と社会参加の促進を図る目的や、持続可能性の観点から、効果的な事業実施について検討しながら取組を進めていきます。

ひきこもり地域支援事業について、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に適切に対応するために相談支援技術の更なる向上を図ります。また、ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化します。

精神保健事業における精神保健福祉に関する相談が多様化していることに加え、メンタルヘルス対策や自殺総合対策などの包括的な取り組みも重要な課題となっていることから、それらを踏まえながら取組を進めていきます。また、各関係機関と連携した対応について、今後も取り組んでいきます。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策9 障害福祉サービスの充実							
施策の概要	障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉サービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。							
計画期間における主な方向性	《障害福祉サービスの充実》 ・障害のある方の在宅生活を支えるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域の実情に応じて本市が実施する地域生活支援事業等の様々なサービスを安定的に提供する体制を引き続き確保するとともに、障害のある方の支援ニーズの多様ななどを踏まえ、サービスの充実に努めます。 ・新規の相談が増加している軽度・要観察の知的・発達障害のある児童に対する支援を行う地域の拠点として、子ども発達・相談センターの設置に取り組むとともに、中重度の児童に対しては、地域療育センターを中心とした療育体制の確保に努めます。障害のある子どもに対して、障害の特性や育ちの段階(ライフステージ)に応じた適切な支援を切れ目なく提供できるよう、障害福祉のみならず、保健、医療、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携をとりながら、包括的な支援体制を構築します。 ・令和3(2021)年9月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、保育・教育分野において設置者等の責務が明確化されるとともに、国・自治体の責務が明確化されました。そのため福祉分野での医療的ケア児(者)の支援の拡充を図るために、専門相談機関を新たに設置・運営し、関係機関と連携した支援を展開することで、支援体制の充実に図ります。また、全市的な取組である「医療的ケア児連絡調整会議」の円滑かつ効果的な実施及び医療的ケア児(者)の実態把握の継続等を通じて、医療的ケア児(者)の現状や課題を把握し、今後の取組の充実に向けた検討を行います。							
施策を構成する事務事業	(1)	障害者日常生活支援事業	事業費 予算額 (単位:千円)	(1)	11,377,335	事業費 決算額 (見込) (単位:千円)	(1)	12,438,930
	(2)	障害児施設事業		(2)	8,665,729		(2)	10,105,282
	(3)	発達障害児・者支援体制整備事業		(3)	82,707		(3)	88,679
	(4)	地域療育センター等の運営		(4)	1,756,282		(4)	1,742,189

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
1	成果 指標	日中活動系サービスの利用者数		目標	6,645	6,882	7,521	7,839	人／月
		説明	日中活動系サービスの利用実績（各年度の3月実績）						
				実績	6,755	7,106			
実績が 目標を 下回った 指標		指標名 ・理由 ・今後の 取組							

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(1)	障害者日常生活支援事業	地域生活の場であるグループホームや日中活動の場である通所施設等に対して自立支援給付費を支給し、障害者の地域生活を支援します。	①地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による障害者支援事業の推進 ②精神障害者への地域移行支援の実施・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の実施（6回以上） ③災害や感染症等の発生時における支援体制の整備 ④病院への一時入院により医療的ケア児等高度な医療的ケアが必要な方の療養を支援する、あんしん見守り一時入院事業の実施（〔在宅福祉・医療サービスの推進事業〕より令和5年度から移行）	目標どおり達成できました。 ①地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等による障害者支援事業の推進については、新たに約100名分のグループホームを増床しました。 ②各区地域みまもり支援センター、障害者相談支援センター等を中心に、精神科病院に入院中の患者に対して個別支援を実施し、地域移行支援を行いました。また、関係支援機関を対象とした協議会については年6回開催しました。なお、長期在院者数は679名と、昨年度から減少はみられますが、特に高齢者の地域移行に向けては、本人の意向を踏まえながら、移行後の安定的な居住や生活を確保するための支援やマッチングに時間を要するため、1年以内に多くの方の移行先を決定することが難しい状況となっています。今後は地域移行支援に関する手引きを作成し従事者への啓発を進めるとともに、1年以上入院している在院者を対象とした退院に向けたアプローチポイントを地域と共有する取組を精神科病院と連携しながら進めていきます。 ③業務継続計画（BCP）作成にあたり、国や県の最新動向を踏まえ研修を実施しました。また、必要に応じて、各施設に衛生用品の配布を行いました。 ④病院であんしん見守り一時入院事業を実施することで、医療依存度の高い医療的ケア児等の療養継続を支援しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅱ 改善しながら継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	グループホームの利用者数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	共同生活援助事業所が3月に制度利用したことに対して請求を行った人数を算出（R6年度の目標値については、令和6年度に改定の「障害福祉計画」に合わせて設定します）	目標	1,493	1,593	1,746	1,846	人／月
				実績	1,636	1,768			
	長期（1年以上）在院者数（精神障害）			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	厚生労働省が実施している精神保健福祉資料を作成するために実施する630調査の本市実施分よりデータを抽出	目標	616	597	578	557	人／月
				実績	725	679			
	地域移行支援の実施数			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	市内の相談支援事業所が、精神障害者の地域移行支援を実施した人数を算出	目標	61	61	61	61	人
実績				71	73				
協議会の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	地域移行支援に関係する支援者間の情報共有及び、地域移行・地域定着に関する課題についての検討	目標	6	6	6	6	回	
			実績	6	6				

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性		
(2)	障害児施設事業	・障害児や医療的ケア児等の地域生活を支えるため、相談支援体制の拡充を図るとともに、関係法令や本市事業に基づき、支援や福祉サービスを提供します。 ・医療的ケア児等について、関係機関との協議や情報共有を図り、支援体制強化に向けた取組みを推進します。	①障害児の地域生活を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ②医療的ケア児の支援体制整備等を目的とした、「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」の運営と協議結果に基づく取組の推進 ③主に医療的ケア児や重症心身障害児等を受け入れる日中活動支援事業所等の拡充(毎年2か所) ④令和3年8月に改訂した本市独自の放課後デイサービスガイドラインに基づく取組の推進 ⑤障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充(毎年1か所)	目標どおり達成できました。 ①障害児及び医療的ケア児の地域生活等を支えるため、障害(児)福祉サービスや医療費を適切に給付しました。 ②川崎市医療的ケア児連絡調整会議を年2回開催し、医療的ケア児支援に関わる関係各局が実施する新たな取組について報告を行うとともに、医療的ケア児支援策の拡充と連携強化に向けた協議を行いました。 ③新たに児童発達支援1か所、放課後等デイサービス2か所(うち多機能型1か所)が開所しました。加えて、医療型短期入所(日中一時支援)1か所が新規開設に至りました。 ④集団指導や障害児通所支援事業所開所前説明会だけでなく、事故発生時等の事業所への個別指導を行う場面でもガイドラインを活用するとともに、基準条例の改正に伴い事業所において対応が必要となる事項や、送迎サービスや活動場所について本市独自の安全・環境の確保上、求められる内容をガイドラインから示しつつ、事業所指導を行いました。 ⑤障害児通所支援事業所開設前説明会等にて説明・周知を行うことで、障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充に向けて取り組み、1か所が新規開設に至りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続		
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること								
	指定障害児相談支援事業所の拡充			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	成果指標	説明	3月末時点で指定を受けている障害児相談支援事業所の箇所数を算出	目標	53	54	55	56	箇所
				実績	54	55			
川崎市医療的ケア児連絡調整会議の開催			目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
活動指標	説明	医療的ケア児の支援体制整備等を目的とし、保健・医療・福祉・保育・教育等の関係機関や行政各課の代表者を委員とした「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を開催する。	目標	2	2	2	2	回	
			実績	2	2				

事務事業名		事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性	
(3)	発達障害児・者支援体制整備事業		・委託により運営する発達相談支援センター(1か所)において、専門的な相談支援を実施します。 ・発達障害者支援地域連絡調整会議の開催により、関係者との連携強化や情報共有等を行うとともに、支援体制の充実に向けた協議を行います。 ・研修会や各種取組み等を実施し、発達障害の理解向上等が図れるよう、市民への普及・啓発を実施します。	①発達相談支援センターにおける専門的な相談支援の実施 ②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催(年1回開催) ③発達相談支援コーディネーター養成研修等の実施(年2回開催)	目標どおり達成できました。 ①発達相談支援センターにおける相談支援は、増加する発達障害に関わる相談に対して、関係機関と連携を図るとともに、医療相談や就労相談等も含め、着実に実施しました。 ②発達障害者支援地域連絡調整会議は、令和6年3月にオンラインにて開催しました。 ③保育所・幼稚園等の職員向け発達相談支援コーディネーターの養成研修は、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点からオンライン配信を継続するとともに、学校や区役所等職員向けの発達障害対応力研修については、集合方式にて実施し、目標値を上回る参加者を確保しました。また、ペアレントメンター事業については、令和3年度までに養成したメンターが、実際に地域の保護者の相談を受ける機会として、茶話会(メンターカフェ)を市内4地域で開催しました。さらに、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を1回実施し、地域の支援者養成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	Ⅱ 改善しながら継続
	※ 実績が目標を下回る場合は、その理由と今後の取組を、「取組内容の実績等」欄に記載すること							
	発達相談支援コーディネーター養成研修等の参加人数		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	目標	60	60	60	60	人
			実績	96	215			
	ペアレントメンターによる茶話会(メンターカフェ)の開催		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	目標	3以上	4以上	4以上	4以上	回
			実績	8	12			
	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の実施		目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位
	活動指標	説明	目標	1	1	1	1	回
			実績	1	1			

事務事業名			事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等				事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
(4)	地域療育センター等の運営		・3か所(南部、中央、北部)の地域療育センターを指定管理制度で運営するとともに、民設民営の地域療育センター(1か所、西部)については運営費を補助することで、専門的かつ総合的な支援を提供します。 ・市内に順次子ども発達・相談センターを整備し、運営することで、発達に不安のある児童に対する専門的な支援を提供します。	①地域療育センター(4か所)における専門的・総合的な療育及び相談支援の実施 ②地域の関係機関に向けた、障害児支援に関する専門的な技術援助及び情報提供の実施 ③子ども発達・相談センターの整備・運営と地域の関係機関との連携体制の構築	目標どおり達成できました。 ①引き続き感染症対策を適切に実施するとともに、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な療育の支援を実施しました。 ②保育所や幼稚園、学校等の関係機関を訪問し、技術的な助言及び情報提供を実施しました。 ③令和3年度に設置した川崎区・幸区(各区1か所)、令和4年度に設置した宮前区・多摩区(各区1か所)の子ども発達・相談センターの運営を行うとともに、市内1区(麻生区)に子ども発達・相談センターの設置準備を進め、令和5年10月に開設し、運営を開始しました。関係機関とは、個別支援を通じて連携を深めるとともに、区役所関係課との定期的な連絡会の実施や各種会議・研修会等に出席し、子ども発達・相談センターの役割や機能の説明を行うこと等によって、連携強化に向けた取組を進めました。				3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	Ⅲ 推進項目の規模拡大
	地域療育センターの運営による相談支援の提供				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	活動指標	説明	指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助を実施し、民間の活力を活用した地域療育センターの運営を行うことで、専門的かつ総合的な相談支援の提供をする。	目標	4	4	4	4	箇所		
				実績	4	4					
	子ども発達・相談センターが交付した支援方針の件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	子ども発達・相談センターが支援の一環として、保護者に交付する「支援方針(今後の支援の方向性や手立て等を整理した書面)」の交付件数(1区あたり/月あたりの件数)	目標	15以上	15以上	15以上	15以上	件		
				実績	17	21					
	地域療育センターの訪問による関係機関等支援の実施回数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位	
	成果指標	説明	地域療育センター職員が保育所や幼稚園、学校等の関係機関等を訪問し、障害児等の支援に関する専門的な助言や情報提供等を実施した回数	目標	800	850	875	875	回		
				実績	1,063	1,103					
地域療育センター及び子ども発達・相談センターの新規相談件数				目標・実績	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	単位		
活動指標	説明	地域療育センター及び子ども発達・相談センターが、保護者から子どもの発達や障害等に関する相談を新規で受けた件数	目標	-	-	-	-	件			
			実績	2,497	2,691						

総合的な 評価	次の取組を実施したことにより、障害のある子ども・若者が、社会に参画し自立して生活が送れるよう、福祉的なサービスを提供するとともに、発達に心配のある子どもの発達を支援するための取組を推進しました。 《障害福祉サービスの充実》 ・障害者日常生活支援事業については、障害者総合支援法に基づく様々なサービスを安定的に提供する体制を確保するため、地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）に対して、市単独の加算などの運営支援等による障害者支援事業を推進することで、新たに約100名分のグループホームを増床するなど、障害のある子ども・若者が地域生活を送るための支援体制の整備が進みました。 ・発達に心配のある子どもを対象として、相談や発達支援を行う「子ども発達・相談センター」については、令和4年度までに設置した川崎市・幸区・宮前区・多摩区の運営を行うとともに、令和5年10月に新たに麻生区に開設し、地域の関係機関との連携体制の構築に向けた取組を推進しました。また、障害者手帳の取得が見込まれるなど、より専門的な支援が必要な子どもを対象とした「地域療育センター」（市内4か所）においては、専門的・総合的な相談支援及び療育や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する助言及び情報提供を実施しました。以上の取組により、発達に心配のある子どもや障害児及びその家族に対して、専門的かつ総合的な支援を提供できる体制の整備が進みました。 ・川崎市医療的ケア児連絡調整会議における医療的ケア児支援の充実と関係機関の連携強化に向けた協議の実施や、「医療的ケア児・者等支援拠点」における医療的ケア児等を対象とした専門相談支援の実施、医療的ケア児や重症心身障害児を受け入れる障害児通所支援事業所の新規開設など、医療的ケア児とその家族が身近な地域で相談や支援を受けられる体制の整備が進みました。
子ども・子育て会議からの意見・評価	《障害福祉サービスの充実》 ・障害者日常生活支援事業について、障害者が地域生活を送るための支援体制の整備を進め、新たに約100名分のグループホームを増床するなど、地域における生活の場（グループホーム等）や日中活動の場（通所施設等）の運営支援等が行われたことを評価します。引き続き、様々なサービスを安定的に提供する体制を引き続き確保するとともに、障害のある方の支援ニーズの多様化などを踏まえ、サービスの充実に努めることを望みます。 ・発達障害児・者支援体制整備事業における子ども発達・相談センターの運営について、令和5年10月に新たに麻生区に開設し、地域の関係機関との連携体制の構築に向けた取組を推進したことについて評価します。引き続き、増加する発達障害に関わる相談に対して、発達障害者支援地域連絡調整会議や研修会等における関係機関と連携を図るとともに、医療相談や就労相談等を着実に実施し、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組が推進されることを望みます。 ・地域療育センター等の運営について、4か所の地域療育センターにおいて、専門的・総合的な療育及び相談支援や、地域の関係機関に向けた障害児支援に関する専門的な技術援助及び情報提供が実施されたことを評価します。また、子ども発達・相談センターについては、4か所の子ども発達・相談センターに加え、新たに麻生区に開設し、整備・運営と地域の関係機関との連携体制の構築の取組が推進されたことを評価します。今後も、障害のある子どもに対して、包括的な支援体制が構築されることを望みます。 引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、障害のある子ども・若者も、社会に参画し、自立した地域生活が送れるよう、障害福祉サービスの充実がなされることを望みます。

4 改善

子ども・子育て会議からの 意見評価を踏まえた今後の 取組

《障害福祉サービスの充実》

・市単独加算については、国の給付費や事業所の運営状況を把握するとともに、今後のサービスの必要性についても把握し、適切な内容を検証していきます。精神障害者の地域移行においては、関係支援機関を対象とした協議の場面を通じて支援ネットワークを構築しながら支援の裾野を広げ、受け入れ条件が整えば退院可能な患者に対して支援が提供できるよう検討していきます。なお、成果指標である長期在院者数については、令和5年度は目標未達成となっており、今後は地域移行支援に関する手引きを作成し従事者への啓発を進めるとともに、1年以上入院している在院者を対象とした退院に向けたアプローチポイントを地域と共有する取り組みを精神科病院と連携しながら進めていきます。

・発達障害に関する相談件数が増加しており、ニーズに対応できる支援体制の強化を図ることが必要です。今後も、地域の支援者育成や関係機関との連携強化、発達障害に関する正しい理解に向けた啓発活動の実施等、各種取組を行うとともに、発達障害者支援地域連絡調整会議を通じて様々な課題について協議を行います。

・市内4か所の地域療育センターと、令和3年度から順次整備する子ども発達・相談センターとが効果的な連携を図り、専門的かつ総合的な相談支援や療育等を提供することで、発達に不安のある児童や障害児、その疑いのある児童及びその家族が、地域で生活しやすい環境づくりを推進します。また、子ども発達・相談センターについては、未設置区への設置を進め、支援体制の強化を図ります。

2 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

3つの課題解決に向けた方向性の一覧

課題1 子どもの貧困

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 生活困窮の要因となる多様な課題に対する支援	1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実 ア ひとり親家庭等への支援 イ 生活保護受給世帯への支援 ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援 エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援
II 地域全体で子どもや子育て家庭を見守る環境の確保	2 地域における支え合いのしくみづくり ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり
III 支援が必要な子どもや子育て家庭の援助希求への対応	3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化） イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）
IV 「子どもの貧困」に資する取組の推進	4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進 イ 保育・幼児教育の推進 ウ 学校教育の推進

課題2 児童虐待

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
I 子ども・子育てを支援する地域づくり	1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用
	2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進 イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発
II 機関連携による虐待の早期発見・的確な対応・人材育成	3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援 イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応 エ 地域の見守り体制の構築・充実 オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実
	4 専門的支援の充実・強化

	ア 児童及び保護者に対する支援 イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応 ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化 エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施 オ 総合的なアセスメントの強化 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化 キ 警察や検察と連携した対応の充実
	5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実 イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり ウ 関係機関における人材育成
Ⅲ 自立に向けた専門的支援の充実	6 社会的養育・自立支援の充実 ア 親子関係再構築の取組の推進 イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進 ウ 里親制度の推進と里親支援の充実 エ 要保護児童の自立に向けた支援
	7 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化 イ 他の自治体と連携した対応の充実

課題3 困難な課題を抱える子ども・若者

● 課題解決に向けた方向性

基本的な考え方	取組の方向性等
Ⅰ 子ども・若者を見守り・支える体制の強化	1 子ども・若者の居場所の充実
	2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり
	3 地域の見守り体制の強化
Ⅱ 複雑・困難な課題を抱える子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実	4 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化 イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化 ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化 エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化
	5 専門的支援ネットワークの構築

子どもの貧困対策の推進

社会・経済状況等の変化等により、生活に困窮する家庭は増加及び多様化し、周囲から家庭の状況が見えづらく、支援が届きにくい状況があります。経済的な問題に加え、保護者の複雑な成育歴や疾病・障害等、様々な要因が複合的に生じ、かつ援助希求が出しづらいため、社会から孤立し、「貧困の連鎖」の発生が懸念される状況にあります。これらの課題解決には、教育・福祉・保健・医療・雇用等、幅広い分野にわたる子どもの貧困対策に資する取組を総合的に推進するとともに、地域における支え合いや相談機関等による支援の充実と連携の強化等に取り組むことが重要です。

そのため、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」に対する課題について、4つの基本的な考え方と取組の方向性を定め、令和5年度は、主に、次の取組を実施しました。

取組の方向性1 生活に困難を抱える子どもや子育て家庭への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する経済的支援、学習支援や就労支援等のほか、保護者への経済的支援、生活支援や就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を次のとおり推進しました。

ア ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の自立支援の推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔ひとり親家庭等の総合的支援事業／施策評価シートP.94〕

- ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。
- ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。
- ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。
- ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。
- 養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。
- ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。
- 母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。

【令和5年度の取組】

- ・ ひとり親家庭が活用できる様々な支援制度の情報をより広く提供するために、新たにLINEによる情報発信とともに、サポートガイドブックのリニューアルを実施しました。

- ・ 「日常生活支援事業」により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延 479 件の支援員派遣を実施しました。
- ・ 「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全 17 か所において小学 3 年生から中学 3 年生を対象に実施し、生活保護受給世帯を除くひとり親世帯の登録者 236 人に対し、学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。
- ・ 「ひとり親家庭等通学交通費助成金」135 件、「ひとり親家庭等通勤交通費助成金」2,304 件の助成を決定し、経済的支援を行いました。
- ・ 母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、就業・生活相談に広く対応するとともに、各種講座の実施や自立支援プログラム策定による資格取得支援を行い、自立に向けた支援を行いました。
- ・ 養育費確保支援事業として、公正証書等作成費補助金を 54 件交付したほか、子どもがいる方向けの離婚講座を 2 回実施しました。
- ・ 「母子父子寡婦福祉資金貸付金」により、児童とその親の将来の自立のための資金の貸付を 161 件新規決定しました。
- ・ 母子生活支援施設ヒルズすえながにおいて、母子家庭の保護・自立促進のための生活支援を通年で 29 世帯に行いました。

イ 生活保護受給世帯への支援

生活保護受給世帯の自立支援の推進

(健康福祉局：生活保護・自立支援室)

〔生活保護自立支援対策事業／施策評価シート P.102〕

- 生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。
- 生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。

【令和 5 年度の取組】

- ・ 生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。
- ・ 「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全 17 か所において小学 3 年生から中学 3 年生を対象に実施し、ひとり親世帯を除く生活保護受給世帯の登録者 247 人に対して学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。

ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援

里親及び施設等による代替養育の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔里親制度推進事業／施策評価シート P.92、児童養護施設等運営事業／施策評価シート P.93〕

- 里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。
- 施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。

【令和 5 年度の取組】

- ・ 説明会や研修会（29 回）の実施等により里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。
- ・ 施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。

社会的養護による自立支援の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童養護施設等運営事業／施策評価シートP.93〕

- 社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。
- 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。
- 市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援事業により、退所後における相談支援を実施しました。
- ・ 里親家庭や児童養護施設等で生活する児童が個性や理解度に応じて最適な学習が行えるよう、学習支援費加算による学習支援を実施しました。
- ・ 社会的養護を必要とする方が経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、川崎市社会的養護奨学給付金により、負担軽減を実施しました。(給付人数：34名)

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進

(教育委員会事務局：学事課)

〔就学等支援事業／施策評価シートP.83〕

- 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。
- 奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。
- 高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間(全日制の場合は最長1年間)「学び直し支援金」(授業料)を支給します。
- 市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。

【令和5年度の取組】

- ・ 就学援助費については、就学援助システムを活用し、新入学準備金の入学前支給 1,850件と合わせ 11,041 件の認定・支給を円滑に行いました。
- ・ 高校生への奨学金を学年資金で 671 件、入学支度金で 166 件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに 6 件採用しました。
- ・ 学び直し支援金については、14 人に対し延べ 106 月分の支給を行いました。
- ・ 授業料について 6 人に対し延べ 72 月分の免除を行ったほか、入学選考料は附属中学校を含め 64 人、入学料は 45 人に対して免除を行いました。

取組の方向性 1 次年度以降の主な取組の方向性

ひとり親世帯への支援については、令和3年度の「川崎市ひとり親に関するアンケート」の結果を踏まえ、引き続き「子育て・生活支援」・「就業支援」・「養育費確保」・「経済的支援」等の多方面からの総合的な支援施策を実施し、養育費の履行確保支援の強化を行うなど、ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいきます。

生活保護受給世帯への支援については、生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯等に対する学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。

社会的養護を必要とする児童等への支援については、里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。また、施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。さらに、自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう、引き続き関係機関と連携しながら取組を推進します。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援については、就学援助費、高等学校奨学金、大学奨学金、学び直し支援金及び授業料の免除等を、継続的に実施していきます。

取組の方向性 2 地域における支え合いのしくみづくり

地域の子育て機関やボランティア等と連携し、子育て家庭を孤立させないつながりづくり、多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支える仕組みづくりを推進するため、種々の施策に取り組みました。

ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり

地域における支援体制づくり

(こども未来局：保育・子育て推進部)

〔地域子育て支援事業／施策評価シートP.20〕

- 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。

【令和5年度の取組】

- 親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。

イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり

こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり

(こども未来局：青少年支援室)

〔こども文化センター運営事業／施策評価シートP.31〕

- 市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ 令和元年度からの指定期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、令和5年度についても地域交流に関する取組を幅広く実施しました。

ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり

地域における主体的な活動の促進

(こども未来局：青少年支援室)

〔子ども・若者支援推進事業／施策評価シートP.96〕

- 地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。(20団体)

取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

子育て家庭を孤立させないつながりづくりについては、引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。

多世代がつながりながら子どもを育む地域づくりについては、こども文化センターの施設特性を活かしながら、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。

支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくりについては、「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、引き続き、その役割を担う団体に対し、補助金を交付します。

取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種の専門職が連携し、一人ひとりに応じたきめ細やかな支援を個別的・専門的に行うとともに、子どもや子育て家庭に関わる様々な機関が連携しながら、地域社会全体で子どもや子育て家庭を見守り・支えるしくみづくりを推進しました。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。
- 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
- 各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。
- 児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。

【令和5年度の取組】

- ・ 各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取り組みも含め、個別支援の取り組みを進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。
- ・ 各区要対協における個別支援会議を986回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。
- 各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。
- 医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。

【令和5年度の取組】

- ・ 代表者会議（年2回）において、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告等を実施しました。
- ・ 要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営手法を見直し、効率的・効果的な運営を行

いました。また、個別支援会議を 986 回開催しました。

取組の方向性 3 次年度以降の主な取組の方向性

相談・支援機関の支援の充実については、保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センター等の場を活用し、子育て家庭の目線に立った、寄り添い方の支援および地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。また、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。

相談・支援機関の連携の強化については、要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組むとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。また、区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

取組の方向性 4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

ア 母子保健の推進

出産・育児に関わる相談支援の充実と関係機関との連携の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔妊婦・乳幼児健康診査事業／施策評価シート P.27、母子保健指導・相談事業／施策評価シート P.28〕

- 妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。
- 妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぱーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。
- 両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。
- 産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。
- 乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。
- 母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。
- 健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。

【令和 5 年度の取組】

- ・ 伴走型相談支援として、妊娠後期のアンケートや面接を実施し、妊娠期から子育て期までの一貫した伴走型相談支援を実施しました。
- ・ 早期発見早期療育につながるよう新生児聴覚検査を実施しました。
- ・ 令和6年1月に産後2週間、1か月の時期の産婦健康診査事業を開始しました。
- ・ 健康診査で把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。
- ・ 母子健康手帳交付時に、全妊婦と面談し、家庭状況等の確認や妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施し、妊産婦及び乳幼児健診、歯っぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。
- ・ 出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。新型コロナウイルス感染症の5類以降後もオンラインを導入するなどの工夫をして実施しました。
- ・ 産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊産婦へのサポートを実施しました。
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。

イ 保育・幼児教育の推進

公立保育所を活用した保育の質の向上

(こども未来局：保育・子育て推進部)

〔公立保育所運営事業／施策評価シートP.62〕

- 公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 実践的な知識や保育技術の向上について、市内保育施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、人権についてのワーク等を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。

ウ 学校教育の推進

習熟の程度に応じた取組の推進

(教育委員会事務局：総合教育センター)

〔きめ細やかな指導推進事業／施策評価シートP.72〕

- 各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ 市学習状況調査（小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生）において、「教科調査（小学校：国語、算数 中学校：国語、社会、数学、理科、英語）」「生活や学習に関するアンケート」を実施し、調査結果を配布することで、児童生徒や保護者が学習状況や今後の課題を把握し、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うとともに、1人1台端末を活

用した学習改善や学校の授業改善に活用しました。また、年間2回実施している各学校の「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」担当者会において事業の趣旨等の説明、各校の好事例の共有等を通して、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進しました。

取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

母子保健の推進については、引き続き、効果的な伴走型相談支援に取り組むとともに、出産前後の妊産婦や家族に対して、適切なサービスの提供と支援を継続していきます。また、令和7年1月から、1か月児健康診査を開始し、産婦健康診査と併せて、相談支援を実施していきます。

保育・幼児教育の推進については、公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や職員交流、保育の課題や実践を主とした研修等の開催、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。

学校教育の推進については、習熟の程度に応じたきめ細かな指導では、少人数指導など、個に応じた取組について継続的に調査、研究を進める必要があります。さらに、2年目を迎えた新しい市学習状況調査では、昨年度実施した学年は、今年度の結果と比較することが可能となり、より子ども本人や保護者、学校が成果や課題等の学習状況を把握することで、子どもが主体的に1人1台端末を活用して学習改善を行ったり、各学校が子どもの実態等を踏まえた授業改善等の取組を行ったりして、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進 取組の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実 ア ひとり親世帯への支援				
	ひとり親家庭等の自立支援の推進	●ひとり親の方等が子育てと就業等を両立し、安心して生活できる環境を提供するために、生活援助・子育て支援を実施する家庭生活支援員を派遣します。 ●ひとり親家庭等の子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を実施します。 ●ひとり親家庭等の子どもが高校等に通学するための定期代等や、親の通勤にかかる費用を助成することにより、将来の自立に向けた経済的支援を行います。 ●ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向け、生活・就業相談を実施するとともに、ひとり親家庭等の状況やニーズに沿った各種講座や資格取得につながる支援の充実を図り、就労による自立に向けた支援を実施します。 ●養育費の確保に関して、早期の改善を図り、ひとり親家庭の福祉の向上につなげるための支援に取り組みます。また、養育費確保支援事業を実施します。 ●ひとり親家庭等の児童の学費や就労に向けた資格取得のための資金、転居に伴う費用などの貸付けを実施します。 ●母子生活支援施設において、母子家庭の保護・自立促進のためにその生活を支援します。	●ひとり親家庭が活用できる様々な支援制度の情報をより広く提供するために、新たにLINEによる情報発信とともに、サポートガイドブックのリニューアルを実施しました。 ●「日常生活支援事業」により、ひとり親家庭の家事・育児等支援として通年で延479件の支援員派遣を実施しました。 ●「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、生活保護受給世帯を除くひとり親世帯の登録者236人に対し、学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。 ●「ひとり親家庭等通学交通費助成金」135件、「ひとり親家庭等通勤交通費助成金」2,304件の助成を決定し、経済的支援を行いました。 ●母子・父子福祉センターサン・ライヴにおいて、就業・生活相談に広く対応するとともに、各種講座の実施や自立支援プログラム策定による資格取得支援を行い、自立に向けた支援を行いました。 ●養育費確保支援事業として、公正証書等作成費補助金を54件交付したほか、子どもがいる方向けの離婚講座を2回実施しました。 ●「母子父子寡婦福祉資金貸付金」により、児童とその親の将来の自立のための資金の貸付を161件新規決定しました。 ●母子生活支援施設ヒルズすえながにおいて、母子家庭の保護・自立促進のための生活支援を通年で29世帯に行いました。	令和3年度の「川崎市ひとり親に関するアンケート」の結果を踏まえ、引き続き「子育て・生活支援」・「就業支援」・「養育費確保」・「経済的支援」等の多面からの総合的な支援施策を実施し、養育費の履行確保支援の強化を行うなど、ひとり親家庭の将来の自立に向けた支援施策の充実に取り組んでいきます。
イ 生活保護受給世帯への支援				
	生活保護受給世帯の自立支援の推進	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の小・中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援や居場所の提供、生活習慣取得支援のほか、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。	●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ●「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、ひとり親世帯を除く生活保護受給世帯の登録者247人に対して学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。	●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。 また、令和7年度以降の次期事業者選定に向けて、これまでの取組結果における効果や課題を検証し、事業の仕様等に反映していきます。
	生活保護による支援の充実	●生活保護受給世帯の子どもが、高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し、自立に向けた支援を実施します。	●生活保護受給世帯に高等学校等に進学する際の入学料、入学考査料等の技能修得費、大学等に進学する際の進学準備給付金、生業費及び就職支度費を支給し自立に向けた支援を実施しました。	●国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
ウ 社会的養護を必要とする児童等への支援				
	里親及び施設等による代替養育の推進	●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育への支援を充実し、里親制度による代替養育を推進します。 ●施設におけるユニット制や地域小規模児童養護施設等による家庭的な環境での養育を推進します。	●説明会や研修会(29回)の実施等により里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。 ●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。 ●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。
	社会的養護による自立支援の推進	●社会的養護を必要とする児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、就労や生活に関する相談支援等を実施します。 ●里親家庭や児童養護施設等で生活する児童に対し、小学生から高校生まで、児童の理解度等に応じて、塾・家庭教師・地域人材等による効果的な学習支援が行われるよう取組を推進します。 ●市独自の給付型奨学金である、川崎市社会的養護奨学給付金の活用を促進し、進学を希望する児童の経済面での負担軽減を図ります。	●施設退所後も安心して進学や就労が継続でき、また、困りごとが生じた時など気軽に相談ができるよう、社会的養護自立支援事業により、退所後における相談支援を実施しました。 ●里親家庭や児童養護施設等で生活する児童が個性や理解度に応じて最適な学習が行えるよう、学習支援費加算による学習支援を実施しました。 ●社会的養護を必要とする方が経済的理由等にかかわらず将来に向けて進路を選択することができるよう、川崎市社会的養護奨学給付金により、負担軽減を実施しました。(給付人数:34名)	●各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう、引き続き関係機関と連携しながら取組を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援				
	市営住宅を活用した住宅困窮者に対する支援	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に優遇措置を実施するとともに、若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けて、期限付き入居制度を推進します。	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置を継続して実施しました。また、子育て世帯向けの区分(定期借家制度)での募集を4回実施し、令和5年度は17世帯が入居しました。	●令和6年度の募集から、住宅に困窮する若年・子育て世帯等の入居機会を確保するため、定期借家制度による入居の申込枠を拡大しています。今後も市営住宅募集における優遇措置や定期借家制度を適切に運用します。
	民間賃貸住宅等を活用した住宅確保要配慮者に対する支援	●住宅セーフティネット法に基づき設立した、居住支援協議会による入居支援や居住継続支援の実施、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度の推進等により子育て世帯等の居住の安定を支援します。 ●ひとり親世帯、DV被害者等に対して、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。	●居住支援協議会の相談窓口である「すまいの相談窓口」において不動産店とのマッチングを実施しました。また、居住支援協議会において、住宅確保要配慮者の住まい探し・居住の継続・円滑な退去にそれぞれ必要な取組について個別に協議する専門部会等を活用し、相談窓口の充実や、支援体制の構築、家主・不動産事業者の不安解消等に向けた取組を推進しました。登録住宅制度に関する家主向けセミナー(1回)を開催したほか、神奈川県居住支援協議会と連携し、申請書作成やシステム入力等に関する登録支援を実施し5,359戸の登録がありました。 ●居住支援制度については、市の協定先保証会社の家賃債務保証を活用した入居支援を67件行いました。	●適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら子育て世帯等の居住の安定に向けた支援を実施します。 ●居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や支援団体等による居住継続支援を実施します。
	就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学用品等の援助を実施します。 ●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で就学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。 ●高等学校等を中途退学した方が、市立高等学校で学び直す場合に、高等学校等就学支援金の支給期間終了後も卒業するまでの間の最長2年間(全日制の場合は最長1年間)「学び直し支援金」(授業料)を支給します。 ●市立高等学校の生徒の保護者が、生活保護を受けている、その他生活に困窮している等の場合、授業料等を免除します。	●就学援助費については、就学援助システムを活用し、新入学準備金の入学前支給1,850件と合わせ11,041件の認定・支給を円滑に行いました。 ●高校生への奨学金を学年資金で671件、入学支度金で166件支給しました。また、大学奨学金における貸付による支援について、新たに6件採用しました。 ●学び直し支援金については、14人に対し延べ106月分の支給を行いました。 ●授業料について6人に対し延べ72月分の免除を行ったほか、入学選考料は附属中学校を含め64人、入学料は45人に対して免除を行いました。	●就学援助費については、新入学児童生徒学用品費の入学前支給を着実に実施するとともに、就学援助システムを活用した事務フローについて、より円滑に進めるための課題を洗い出し、改善に向けた取組を進めることで、必要な支援を継続していきます。 ●高等学校奨学金及び大学奨学金については現状のまま継続していくとともに、必要に応じて制度の見直しを検討していきます。 ●学び直し支援金については、県の運用や要綱に準じて、支援を継続していきます。 ●授業料の免除については、着実に実施していきます。入学選考料及び入学料の免除については、出願手続のオンライン化と連動した形で、支援を継続していきます。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにおいて、就労、家計、住まい等の相談支援を実施しました。(相談件数:1,620件)	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようになります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
取組の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり				
ア 子育て家庭を孤立させないつながりづくり				
	地域における支援体制づくりの推進	●地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
	保育所による地域の子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。 ●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●引続き、本取組の充実を推進します。 ●保育・子育て総合支援センターについては、既に整備した川崎区、中原区、宮前区以外の各区1か所ずつの整備を進めます。 ●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。
	ボランティア等による子育て支援の推進	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、各区地域まもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを行う子育てボランティアの活動を支援します。	●ボランティアの養成講座(6回)を行い、地域で活動できるようフォローアップを行いました。	●新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴い、ボランティアの活動が拡大されていますので、引き続き乳幼児健診等での活動実施していきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
イ 多世代がつながりながら子どもを育む地域づくり			
こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つつながりづくり	●市内全域の身近な場所に位置する施設特性を生かし、多世代が集まり、多様な出会いとつながりを育む、地域団体等の活動拠点としての場を提供するとともに、子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進します。	●令和元年度からの指定期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、令和5年度についても地域交流に関する取組を幅広く実施しました。	●令和6年度においても引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●学校や地域団体等との連携・協力により、事業の充実を図るなど、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●事業形態を工夫し地域交流の事業を展開するなど、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
青少年関係団体による青少年の健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	●行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカー等の提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担、情報交換会の開催等の支援を行いました。	●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりを目指した学校運営を推進します。	●令和5年度には、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させる学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を新たに44校に設置し、計92校に拡充しました。保護者や地域住民等と学校の情報を共有しながら地域の特色を生かした学校づくりを進めました。	●学校運営協議会を拡充し、その仕組みを効果的に活用しながら、地域に信頼される学校づくりと地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりをめざした学校運営ができるよう推進していきます。
地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	●「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。	●夢教育21推進事業の実施については、引き続き特色ある学校づくりを推進します。
地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	●地域教育会議においては、中学校区地域教育会議を国の示す「地域学校協働本部」の役割を持つ組織として位置づけるとともに、地域教育コーディネーター養成講座の開催等を通じ、組織の活性化に向けた担い手の育成を進めました。 ●市内32か所のスイミングスクール等と連携して水泳教室を開催しました。	●「地域学校協働本部」の役割を持つ中学校区地域教育会議に地域教育コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の設置を進め、活動の活性化に取り組んでいきます。 ●子どもの泳力向上プロジェクトについては、市内全てのスイミングスクール等を対象とした説明会等を実施し、連携先として協力を得られるスイミングスクール等の拡充を図りながら、より身近な地域で水泳教室に参加できる機会を創出し、泳げない子どもの泳力向上に取り組んでいきます。
地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和4年度の89か所から令和5年度は95か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
ウ 支援が届きにくい子どもや子育て家庭を支えるつながりづくり				
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●不登校・ひきこもり等の子ども・若者を対象として大学生等のボランティアを活用した支援活動を実施し、個別支援活動に148人、集団支援活動に97人の子ども・若者が参加しました。	●より効果的に子ども・若者への支援を実施するため、大学生等のボランティアを活用した支援活動の充実に取り組みます。
	地域ネットワークを活用した、課題を抱える子ども・若者を見守り・支える居場所づくり	●支援が届きにくい子どもをキャッチし、早期に適切な支援につなげるため、様々な地域団体等と連携し、状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等を通じて、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えられるよう、居場所づくりを進めます。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を実施し、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりに取り組みました。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を、様々な関係機関と連携して実施し、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりに取り組みます。
	地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行い、地域における主体的な活動の促進を図ります。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。(20団体)	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
取組の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化				
ア 相談・支援機関の支援の充実(専門性の強化)				
	保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援	●保育・子育て総合支援センターに併設する、地域子育て支援センターにおいて、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。	●宮前区保育・子育て総合支援センターを令和5年10月に開設しました。 ●保育・子育て総合支援センターに併設する地域子育て支援センター等の場を活用し、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施し、令和5年度には1,138件の相談に対応しました。 ●ボランティア養成講座の実施を7回(参加者数30人)実施するとともに、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。	●引き続き、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援および地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。
	学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。 ●支援が必要な子どもを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう、スクールソーシャルワーカーを配置し、相談対応の充実や専門機関等との連携強化を図ります。 ●不登校やいじめの問題への対応とともに、子どもたちの豊かな心を育むため、支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等の配置・活用を図ります。	●支援教育コーディネーターを中心とした相談支援体制を各学校で工夫して整備し、児童生徒がいつでも安心して相談ができるようにしました。 ●スクールソーシャルワーカーについては、各区に12人配置し、要請に応じての派遣だけでなく、各学校を計画的に訪問し、専門性を生かした相談が幅広く行えるようにしました。 ●小学校、中学校、高等学校に加え、特別支援学校に対してもスクールカウンセラーの定期的な派遣を開始し、相談活動だけでなく、未然防止や課題の早期発見のため、見回りや教職員への指導助言を行いました。	●現在の支援体制を維持しながら、もれのない支援のために、児童生徒本人や保護者に対する相談窓口の周知を徹底していくと同時に、切れ目のない支援のために、関係機関の連携強化を推進します。
	児童家庭相談支援体制の強化と児童虐待の未然防止等の推進	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に運営します。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ●各区地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組めます。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取り組みも含め、個別支援の取組を進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。 ●各区要対協における個別支援会議を986回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。	●児童虐待予防の取組を推進するため、各区役所地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築に向けた検討を進めるとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組めます。 ●要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実し、医療機関、警察、学校等の関係機関との連携強化を推進します。
	地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,474件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	児童相談所による専門相談支援の強化	●子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行うとともに、児童心理司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。 ●地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うために、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	女性相談の体制強化	●経済的困窮や複雑な成育歴等による多様な生活課題を抱えている女性への相談支援の強化に向けた取組を推進します。	●女性相談について2,242件受け付け、女性相談員による相談・保護・自立支援を実施するとともに、DV相談支援センターにおいて878件の電話相談を受け付け、DV被害者等への相談・支援を実施しました。 ●国や近隣自治体の動向を踏まえ、女性相談員の処遇改善、職の設置の見直しを実施しました。	●複雑化する相談に適切に対応していくとともに、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における基本方針を踏まえ、適切な支援に向けた事業の方向性について検討を進めていきます。
	総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組めます。	●キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和5年度は就職決定者数が414人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、令和5年度は、進路決定者数137人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。 ●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。
	精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と社会参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	●各区役所高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行いました。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行いました。	●各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行っていきます。
	「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間3,639件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へ繋げる支援を行いました。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	障害児の発達相談や療育相談等の支援の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者等からの相談に応じ、関係機関と連携しながら、情報提供や支援を行うとともに、発達障害に関する啓発活動を行うなど、支援体制の充実を図ります。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターを運営し、障害児や発達に気になる児童の相談・支援等を適切に行うために、支援体制の充実に向けた取組を推進します。	●発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターの適正な運営を行い、障害児や発達に心配な児童の相談・支援等を適切に行うとともに、両センターによる一体的な障害児支援体制の整備を行いました。 ●麻生区に子ども発達・相談センターの設置準備を進め、令和5年10月に開設し、運営を開始しました。	●引き続き、各センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。 ●令和6年度中に、中部地域(中原区・高津区)に子ども発達・相談センターを新たに設置します。 ●地域療育センターについては、本来の機能を発揮できるよう、子ども発達・相談センターとの業務整理を行った上で、児童福祉法の改正を踏まえ、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の支援や、保育所・学校等への機関支援の充実に向けた取組を進めます。
	医療的ケア児の相談・支援及び関係機関の連携の充実	●医療的ケア児(者)を対象とした専門相談機関を設置・運営し、関係機関と連携した支援を行うことで、相談支援体制の充実を図ります。 ●「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を実施し、医療的ケア児の現状や課題を共有するとともに、今後に向けた取組を検討する等、支援やネットワークの強化に向けた協議を行います。	●医療的ケア児・者等の専門相談機関である「医療的ケア児・者等支援拠点」の適正な運営を行い、相談機能の強化を図るとともに、地域関係機関の後方支援を担うことで、関係機関の連携強化や相談支援体制の充実を図りました。 ●医療的ケア児支援に関する協議の場として、市内医療機関や福祉事業所、訪問看護ステーション、行政等の代表者で構成される「川崎市医療的ケア児連絡調整会議」を年2回開催し、情報共有を行うとともに、今後の施策の展開に向けた協議を行いました。 ●医療的ケア児等支援ネットワーク会議を計6回(医療在宅分野4回・在宅分野2回)実施し、医療・福祉・保育・教育の連携による切れ目のない一体的な支援に向けて協議を行いました。	●これまでの取組を踏まえて、本事業を引き続き推進します。
イ 相談・支援機関の連携の強化(ネットワークの強化)				
	要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化と関係機関の連携の充実	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ●各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。 ●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●代表者会議(年2回)において、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告等を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会の運営手法を見直し、効率的・効果的な運営を行いました。また、個別支援会議を986回開催しました。	●要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。
	ひきこもり等に関するネットワークの強化	●ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。	●ひきこもり地域支援センターを中心に、分野横断的な25の相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築しました。	●ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
取組の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実				
ア 母子保健の推進				
	出産・育児に関わる相談・支援の充実と関係機関との連携の推進	●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ●妊娠・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健康診査、歯っぱーファミリー健診等の受診勧奨を行うことにより妊婦及び乳幼児等の健康状態等の把握と適切な支援につなげます。 ●両親学級の開催による出産・育児支援を推進します。 ●産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問等による子育て家庭の個別支援を推進します。 ●母子保健における取組を通じて、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、関係機関との連携により適切な支援につなげます。 ●健診等で把握した要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。	●伴走型相談支援として、妊娠後期のアンケートや面接を実施し、妊娠期から子育て期までの一貫した伴走型相談支援を実施しました。 ●早期発見早期療育につながるよう新生児聴覚検査を実施しました。 ●令和6年1月に産後2週間、1か月の時期の産婦健康診査事業を開始しました。 ●健康診査で把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。 ●母子健康手帳交付時に、全妊婦と面談し、家庭状況等の確認や妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施し、妊産婦及び乳幼児健診、歯っぱーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。 ●出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。新型コロナウイルス感染症の5類以降後もオンラインを導入するなどの工夫をして実施しました。 ●産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊産婦へのサポートを実施しました。 ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。	●引き続き、効果的な伴走型相談支援に取組みます。 ●出産前後の妊産婦や家族に対して、適切なサービスの提供と支援を継続していきます。 ●令和7年1月から、1か月児健康診査を開始し、産婦健康診査と併せて、相談支援を実施していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
イ 保育・幼児教育の推進				
	待機児童対策の推進	●少子化が進む中においても、共働き世帯の増加等により今後も引き続き保育需要の高まりが見込まれることから、保育需要を的確に捉えた多様な手法による、必要な保育受入枠の確保の取組を推進します。	●待機児童ゼロの継続に向けて、多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施しました。 ●認可保育所の建て替え等による定員増や、定員の見直し、認可外保育施設からの認可化、幼稚園から認定こども園への移行などにより、保育受入枠を確保しました。	●就学前児童数は減少傾向にあるものの、保育所等利用申請率は上昇傾向となっており、保育ニーズの高止まりが見込まれることから、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童ゼロの継続に向けた取組を推進していきます。 ●引き続き、既存保育施設の有効活用を優先しながら、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、多様な手法による保育受入枠を推進していきます。
	質の高い保育サービスの提供	●長時間延長保育や一時保育、休日保育などの多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。	●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、質の高い保育サービスを提供しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。
	公立保育所を活用した保育の質の向上	●公立保育所を活用し、保育の質の向上、保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。	●実践的な知識や保育技術の向上について、市内保育施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、人権についてのワーク等を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種事業を通して相談機能の強化を図りました。	●公立保育所等の実践フィールドを活用した公開保育や職員交流、保育の課題や実践を主とした研修等の開催、体験保育や離乳食講座等の子育て支援を通して、更なる保育の質の向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。
	多様なニーズに即した質の高い幼児教育の提供	●質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました（新規実施園：3園）。また、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の実施園を51園に拡大しました。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進するとともに、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業（幼稚園型）の促進を図ります。
	保育・幼児教育無償化の着実な実施	●国の幼児教育・保育の無償化の取組を着実に実施します。	●国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携をとりながら、利用者の支給認定、事業者確認、給付費の審査・支払い等を適切に実施しました。	●適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
	保育料の減免制度による多子世帯やひとり親世帯等への経済的負担の軽減	●一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施します。	●一定所得未満の多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、国の定めた基準に基づき、保育料の減額措置を実施しました。 ●多子世帯の更なる負担軽減のため、保護者と生計が同一のきょうだいについて、年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、令和6年度から減額措置の拡充を実施します。	●引き続き、多子世帯やひとり親世帯等の経済的負担の軽減を図るため、保育料の減額措置を実施するとともに、国の動向等を把握し、制度変更等を着実に反映させながら取組を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
ウ 学校教育の推進				
	教職員に対する研修の充実	●子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特に、学校全体の教育力向上を目指して、若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図ります。	●教職員育成指標に基づき、子どもたちとともに学び続ける教員であるために、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座71回、その他の必修研修を24講座64回、希望研修として教育課題に対応した研修を14講座30回、職能別スキルアップ研修を3講座4回、その他の希望研修を20講座61回行い、計74講座230回実施しました。 ●若手教員やミドルリーダーとなる中堅教員の資質・能力の向上を図るため、「各ライフステージに応じた研修のつながり一覧表」を活用し、ライフステージに応じた研修においてより校内研修との関連をもたせ、意図的、計画的に一人ひとりの教職員が学び続けることができるような研修体制の充実に努めました。	●引き続き、教職員育成指標に基づき、子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。特にライフステージに応じた研修においては、学校全体の教育力向上に寄与できるよう、若手教員や中堅教員等による校内OJTの充実を図ります。
	「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育てていくことを支援します。	●「キャリア・進路指導担当者研修会」を年間3回実施し、訪問研修等を149回実施し、各校の特色を生かした教育活動が展開されるよう学校支援を行いました。 ●「キャリア在り方生き方ノート」に加えた「市制100周年」に関するページを活用した活動案を作成するとともに、「キャリア・パスポート」の活用について、長期研究員とともに研究し、教職員の理解を深めました。	●より学校の特色を生かし、今日的な教育課題に対応した、カリキュラム・マネジメントに向けて具体性のある研修を行っています。 ●「キャリア在り方生き方ノート」とともに、「キャリア・パスポート」の活用について研究したことをもとに、効果的な活用方法など、具体的な取組を発信し、活用の促進に取り組みます。
	習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細かな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●市学習状況調査(小学校4年生～6年生、中学校1年生～3年生)において、「教科調査(小学校:国語、算数 中学校:国語、社会、数学、理科、英語)」「生活や学習に関するアンケート」を実施し、調査結果を配布することで、児童生徒や保護者が学習状況や今後の課題を把握し、「主体的に学習に取り組む意欲」を養うとともに、1人1台端末を活用した学習改善や学校の授業改善に活用しました。また、年間2回実施している各学校の「習熟の程度に応じたきめ細かな指導」担当者会において事業の趣旨等の説明、各校の好事例の共有等を通して、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりの「学び」を大切にした学力向上策を推進しました。	●習熟の程度に応じたきめ細かな指導では、少人数指導など、個に応じた取組について継続的に調査、研究を進める必要があります。さらに、2年目を迎えた新しい市学習状況調査では、昨年度実施した学年は、今年度の結果と比較することが可能となり、より子ども本人や保護者、学校が成果や課題等の学習状況を把握することで、子どもが主体的に1人1台端末を活用して学習改善を行ったり、各学校が子どもの実態等を踏まえた授業改善等の取組を行ったりして、「分かる」授業の実現に向けた取組を継続して行う必要があります。
	健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。	●児童生徒の健康教育の推進のため、薬物乱用防止教室などを引き続き実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●安全で安心な学校給食の提供を効率的に行い、小中9年間にわたる一貫した食育を推進しました。また、学校給食を通じたSDGsの取組を小中学校全校で実施しました。	●今後も児童生徒の健全な身体の発育に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行い、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。学校給食を通じたSDGsの学びについて、市制100周年記念事業として位置づけ、小中学校全校で推進します。
	かわさきGIGAスクール構想の推進	●「かわさきGIGAスクール構想」に基づき、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けて、児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、スタディ・ログの効果的な活用等の取組を推進します。	●かわさきGIGAスクール構想ステップ3の実現に向け、各学校の担当者向けの研修を3回行うとともに、希望研修を20回、リクエスト研修12回実施しました。また、GIGA推進協力校の13校において、各学校のニーズに応じた研修やその他指導助言を行い、その成果や効果的な実践例等の紹介を、研修会や情報共有サイトにおいて全市に共有しました。その結果、全国学力・学習状況調査の市立校の対象学年児童のうち「学習の中でPC、タブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思う」と回答した割合がR4からR5にかけて、小学校では65.7%から69.7%、中学校では58.7%から61.6%に上昇しましたことから、教員の授業力が向上し、授業で端末が有効に活用され、児童生徒の端末に対する有用感が高まりました。	●研究推進校や推進協力校を中心に国のリーディングDXスクール事業にも参加して取組を推進します。また、教職員のニーズやICTスキルに合わせた研修の充実を図ります。GIGA端末に蓄積された教育データの効果的な活用方法について研究を行いながら、すべての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの実現に向けた研修等の充実を図ります。
	定時制生徒の自立支援の推進	●様々な課題をもつ定時制生徒に対し、相談・個別サポートに加え、進路や将来について相談アドバイスができるキャリアサポートや生徒同士の学び合い等、学びの場を提供する学習サポートの充実を図り、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、定時制課程全4校において、カフェ形式の居場所づくり及び生徒の将来の自立に向けた相談、学習支援、キャリアサポート等を実施しました。（実施回数：111回、延べ参加者数：3,375名）	●定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組めます。
	教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。	●電話相談、来所相談、不登校家庭訪問相談、こども電話相談などを中心とした、相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。	●既存の相談機能を維持継続し、関係機関への告知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。
	教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●対象児童生徒30名に対し個々の医療的ケアの状況に応じた看護師配置を行い、うち4名を対象に自立支援を行いました。	●医療的ケアについては、児童生徒の自立を見据えた支援のさらなる充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進				
	不登校児童生徒に対する学びの機会の確保と中学校夜間学級に係る支援による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組むとともに、中学校夜間学級に係る支援を行うなど、教育の機会確保を推進します。	●教員向けに「ゆうゆう広場見学会」を実施したり、スクールカウンセラーや支援教育コーディネーターの研修時など通して、各学校に、ゆうゆう広場での支援や活用例等について周知しました。各広場では、児童生徒の安全安心を第一に、一人ひとりの状況に合わせた支援を行いました。 ●西中原中学校夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入学相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	●ゆうゆう広場については、社会環境の変化や児童生徒一人ひとりのニーズや状態に合わせて、より良い居場所、学びの場となるように、活動内容、運営形態等を検討していきます。 ●夜間学級の運営については、入学希望者のニーズに応じた教育の機会が確保されるよう学校の支援体制等を維持・継続し、夜間学級の充実を図っていきます。

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化等に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加傾向にあり、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

平成28年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童虐待の発生予防、児童虐待発生時の迅速・的確な対応及び被虐待児童への自立支援という3つの柱に基づいて施策の充実・強化が示されました。また、令和元年にも児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律等が改正され、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関相互の連携強化等の所要の措置等を講じるものとされました。

本市としても、これら国の動きを踏まえ、3つの基本的な考えのもと、これに基づいて7つの取組の方向性を定め、以下の取組を実施しました。

取組の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

ア 地域の社会資源の有効活用

保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援

(こども未来局：保育・子育て推進部)

〔公立保育所運営事業／施策評価シートP.62〕

- 保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ 宮前区保育・子育て総合支援センターを令和5年10月に開設しました。
- ・ 保育・子育て総合支援センターに併設する地域子育て支援センター等の場を活用し、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施し、令和5年度には1,138件の相談に対応しました。
- ・ ボランティア養成講座の実施を7回(参加者数30人)実施するとともに、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。

ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上

(こども未来局：保育・子育て推進部)

〔地域子育て支援事業／施策評価シートP.21〕

- 市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ 市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。



取組の方向性 1 次年度以降の主な取組の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の子ども・子育て支援に資する場の充実や市民が相互に支え合う仕組みの推進など、地域の中で子育てをしやすい環境づくりに継続して取り組みます。

取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

母子健康手帳交付時等における相談支援の充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP.28〕

- 母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠経過を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。

乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP.28〕

- こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。

【令和5年度の取組】

- ・ 長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。伴走型相談支援事業の開始に伴い実施率が向上しました。(乳幼児家庭全戸訪問実施率：99.2%)

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP.28〕

- 母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ 母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。

小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP.28〕

- 各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。

【令和5年度の取組】

- ・ 各区地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

多様な関係機関と連携した啓発活動の実施 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。

【令和5年度の取組】

- ・ 11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。また、児童養護施設や社会福祉協議会等と協力しながら、感染症対策を講じた上で、オレンジリボンたすきリレー等の児童虐待防止に向けた普及啓発活動を実施しました。

取組の方向性 2 次年度以降の主な取組の方向性

妊娠から切れ目のない支援や、妊娠期に必要な知識の普及啓発や思春期保健相談の実施、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取り組めます。

取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔妊婦・乳幼児健康診査事業／施策評価シートP.27〕

- 子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。

【令和5年度の取組】

- ・ 乳幼児健康診査事業において、子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知等を行い、受診率向上に努めました。また、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。(受診率：96.7%)

イ 保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応

要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。

- 実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ 虐待通告先となる児童相談所と各区地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通リスクアセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。また、要保護児童対策地域協議会連携調整部会を効率的・効果的に運営を行うことにより、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取り組みを進めました。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔母子保健指導・相談事業／施策評価シートP.28〕

- 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。

【令和5年度の取組】

- ・ 地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん訪問事業を実施しました。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 「子どもを守る地域ネットワーク」（児童福祉法第25条の2）として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 全市代表者会議、各区実務者会議代表者部会を開催し関係機関との情報共有を実施しました。また、各区実務者会議連携調整部会を毎月、個別支援会議を計986回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。

取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化するなど、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

取組の方向性 4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

ア 児童及び保護者に対する支援

スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。

【令和5年度の取組】

- ・ 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、医師・弁護士等の児童虐待に関する専門的知識を持つ外部スーパーバイザーを活用し、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。
- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。

【令和5年度の取組】

- ・ 地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。（全区での児童相談受付件数：2,529件）
- ・ 複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。
- ・ 児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童相談所・一時保護所の機能等の検討（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 児童心理司等の増員を行うとともに、中部児童相談所の改築に向けた、既存相談所の解体工事、一時保護所の新築工事を実施しました。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の実施

児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の促進（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。
- 国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 児童相談所と各区地域みまもり支援センターをつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。
- ・ 児童相談システムを活用しながら、転居した児童等に係る自治体間の情報共有について適切に対応しました。

オ 総合的なアセスメントの強化

共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。

【令和5年度の取組】

- ・ 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会や、個別の支援経過の中で共通リスクアセスメントツールを活用することで、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関とリスクを共有し、適切に支援を実施しました。

カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化

療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。

【令和5年度の取組】

- ・ 在宅支援、措置児童支援において、療育センター、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、支援を実施しました。
- ・ 総合リハビリテーション推進センターのPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。

取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーの活用や、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

取組の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。

【令和5年度の取組】

- ・ 児童家庭相談全体のスキルの向上のため、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター職員を対象に、外部専門機関への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。

イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり

「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。
- 児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。

【令和5年度の取組】

- ・ 保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、専門職の質の向上に向けた育成を進めました。

ウ 関係機関における人材育成

要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 各区実務者会議において事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。

取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

国の新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン等において、児童福祉司等の増員による体制強化と併せて、職員の専門性強化も求められており、人材育成の必要性はますます高まっています。そのため、各種研修等による職員の資質向上や児童家庭相談全体における人材育成の視点も踏まえたジョブローテーションを進めていきます。

取組の方向性6 社会的養育・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新しい社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、里親の新たな担い手の確保等の取組を進めました。

ア 親子関係再構築の取組の推進

家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。
- ・ 各区地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。

イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設等への運営支援

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔児童養護施設等運営事業／施策評価シートP. 93〕

- 児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 施設での家庭的養育の推進に向け、宿舍借上げ事業の実施や、児童の支援の向上に係る経費を助成するとともに、適正な運営に向けて情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。

ウ 里親制度の推進と里親支援の充実

養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保

（こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室）

〔里親制度推進事業／施策評価シートP. 92〕

- 里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。

【令和5年度の取組】

- ・ ポスター・チラシ等の配布・掲示のほかSNS等を活用した情報発信を行いました。里親養育体験発表会及び制度説明会を合計13回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。（令和5年度末の里親登録数 215世帯）

エ 要保護児童の自立に向けた支援

要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童養護施設等運営事業／施策評価シートP. 93〕

- 里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を実施しました。

取組の方向性6 次年度以降の主な取組の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

取組の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化

民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP. 90〕

- 安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 11月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童相談所運営事業／施策評価シートP. 91〕

- 児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。

取組の方向性7 次年度以降の主な取組の方向性



地域に向けた普及啓発の取組について関係する団体と連携するとともに、児童虐待の課題への対応策を進めるため、警察などの関係機関や他の自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性1 地域での子育て支援の充実 ア 地域の社会資源の有効活用				
	保育・子育て総合支援センターによるきめ細かな子育て支援	●保育・子育て総合支援センターにおいては、地域子育て支援センターを併設しており、専門職による相談支援等による当事者の目線に立った、寄り添い型の支援を実施するとともに、ボランティア養成講座の実施、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を推進します。	●宮前区保育・子育て総合支援センターを令和5年10月に開設しました。 ●保育・子育て総合支援センターに併設する地域子育て支援センター等の場を活用し、専門職による相談支援等、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援を実施し、令和5年度には1,138件の相談に対応しました。 ●ボランティア養成講座の実施を7回(参加者数30人)実施するとともに、地域での活動の場の提供等、地域の関係機関と連携しながら、子ども・子育て支援を実施しました。	●引き続き、子育て家庭の目線に立った、寄り添い型の支援および地域の関係機関と連携した子ども・子育て支援を実施します。
	ボランティア等による子育て支援	●子育てボランティアの養成講座・活動支援を通じて、地域で子育て支援活動を行う人材の育成、知識の向上を図ります。また、子育てボランティアは、各区地域みまもり支援センターが行う母子保健事業において、乳幼児や保護者の見守りを実施します。	●ボランティアの養成講座(6回)を行い、地域で活動できるようフォローアップを行いました。	●新型コロナウイルス感染症の5類変更に伴い、ボランティアの活動が拡大されていますので、引き続き乳幼児健診等での活動実施していきます。
	こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進	●子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体やNPO等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。	●課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進することができました。また、地域の活動団体やNPO法人、町内会等と連携して、子どもの居場所を充実させる取組を進めることができました。	●令和6年度においても引き続き、課題を抱える子どもも含めた子供の居場所に関する取組を幅広く実施していきます。
	地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親の不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業を実施し、親の子育てに関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポート事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、ふれあい子育てサポート事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
	子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。(補助団体数:1団体) ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性2 虐待の発生予防策の推進 ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進				
	母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育児に関する情報提供や相談支援を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。
	妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●母子健康手帳交付時の全数面談やホームページを活用し、妊婦健康診査の補助券の利用案内や受診勧奨を行いました。(助成件数:140, 235件)	●引き続き、医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。
	乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。伴走型相談支援事業の開始に伴い実施率が向上しました。(乳幼児家庭全戸訪問実施率:99.2%)	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
	産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業において、宿泊型・訪問型・日帰り型を実施しました。また、宿泊型の利用料金を2500円減額し利用者の負担を軽減するようしました。出産後より早期に支援の必要な家庭を把握し、地域みまもり支援センター等関係機関による継続的な支援を実施しました。(利用件数:宿泊型1,224件、訪問型840件、日帰り型440件)	●今後も必要とする人が利用しやすいものとなるよう、利用料金の減免やサービス内容の見直しを行って、育児不安の軽減や休息の場の確保ができるよう、支援の充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
イ 妊産婦に必要な知識の普及啓発及び思春期等における保健教育の推進				
	母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、妊娠や育児に必要な知識の普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場において、チラシの配布や正しい情報サイト等の案内を行い、健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。	●母子健康手帳の掲載内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。
	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊産婦の健康状態や、胎児及び乳児の発育状態を確認し、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な周産期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査での支援を継続するほか、令和6年1月から産後2週間や1か月の健診を開始し、産後うつ等の予防や早期支援、新生児期の虐待予防の視点で関係機関と連携しながら、支援の必要な妊婦や産婦について、周産期の相談支援を実施しました。	●引き続き、妊産婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施します。
	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●各区地域みまもり支援センター等において両親学級を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級(170回)、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室(10回)や市助産師会による日曜開催の両親学級(12回)を実施しました。 ●両親学級については、感染予防の観点や参加のしやすさを考慮し、新型コロナウィルスの5類移行後もオンラインでの開催や人数の制限、回数の増加などの工夫をして実施しました。また、参加できなかった方へは個別での支援を行いました。	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。また、オンラインでの開催を継続します。
	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●各区地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。	●地域みまもり支援センターと学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた思春期保健指導を実施するとともに、思春期からの母子保健の普及啓発に努めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発				
	多様な関係機関と連携した啓発活動の実施	●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。 ●オレンジリボンたすきリレー等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 ●啓発用のアニメーション動画等を活用した広報啓発活動を進めます。	●11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、関係機関と協働し、各種イベントへの来場者への啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。 ●児童養護施設や社会福祉協議会等と協力しながら、感染症対策を講じた上で、オレンジリボンたすきリレー等の児童虐待防止に向けた普及啓発活動を実施しました。 ●児童虐待防止の啓発用アニメーション動画を活用した広報の拡充などの取組を行いました。	●子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るため、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討を進めます。
取組の方向性3 早期発見・早期対応の充実 ア 母子保健事業からの早期把握と支援				
	要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実	●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。	●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊産婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。	●妊婦健診及び分娩を取り扱う医療機関等との連絡会を実施し、連携の更なる強化や、支援の必要な妊産婦への支援体制の充実を図ります。
	乳児家庭全戸訪問事業の推進	●乳児家庭全戸訪問事業(こにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問)を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。伴走型相談支援事業の開始に伴い実施率が向上しました。(乳幼児家庭全戸訪問実施率:99.2%)	●引き続き、出産後なるべく早い時期に訪問することで子育て家庭と地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。
	乳幼児健康診査受診率の向上及び未受診者へのフォローの実施	●子どもへの虐待や発達障害を早期に発見し、早期に対応できるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図るとともに、乳幼児健康診査の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。	●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。(受診率:96.7%) ●集団健診において、予約変更をオンラインで行うなど利用しやすい環境を整えました。また、待ち時間の縮小のため、新型コロナウイルス感染症の5類以降も引き続き受付時間を分散するなどの工夫を行いました。 ●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。	●引き続き、感染対策を行いながら実施し、子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。 ●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。
	乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託している医療機関において、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、委託医療機関との連携を推進します。	●かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診すること、継続的な成長・発達の評価ができ、虐待や発達の課題に対応できるよう、医療機関と連携し、支援の必要な乳幼児とその家庭への継続的な相談支援を実施しました。	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握し、的確にフォローする体制を充実します。 ●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のあるこども家庭訪問支援員を派遣します。	●母子保健事業の様々な場面を活用し、支援を必要とする家庭を早期に発見し、継続訪問を行いフォローを行いました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。(訪問件数:42件)	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問を実施します。 ●家事・子育て等の訪問支援については、児童福祉法の改正に合わせた事業の見直しを検討します。
イ 保育所・幼稚園・学校等の連携による早期発見・早期対応				
	要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●児童の所属する機関が構成員となっている要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、各主体の連携強化を図るとともに要保護児童等の情報共有の充実を推進します。	●各区役所において要保護児童対策地域協議会代表者会議を開催することにより、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能の情報共有や理解を深め、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況です。今後も各区役所地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組めます。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	●虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を配布・活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応				
	児童家庭相談支援におけるケース管理手法の検討及び実践	●児童相談所及び各区地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた児童家庭相談支援業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。	●児童相談所と区役所地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、共通のリスクアセスメントシートを活用する等、適切に管理を行いました。 ●令和5年度区役所での虐待相談・通告件数は1,276件でした。 ●令和5年度児童相談所での虐待相談・通告件数は3,962件でした。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●引き続き、共通のリスクアセスメントシートを活用し、児童相談所と地域みまもり支援センターが連携を図りながら、適切な判断・支援を行います。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	要保護児童対策地域協議会連携調整部会、個別支援会議での児童相談所及び各区地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な進捗管理の推進	●個別の支援ニーズに適切に対応するために、スーパーバイザーを活用し、関係機関の円滑な連携・協力の確保に向け、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 ●実務者会議について、ケース支援に係る支援方針の確認手法や関係機関との情報共有の仕組みを必要に応じて見直すとともに、事務局の体制強化を図り、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取組を推進します。	●連携調整部会は各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に位置づけられ、ケース進行管理・台帳等資料をもとに「新規登録、終結、状況変化のあるケース」について毎月行い、全数確認を年3回行いました。また、連携調整部会を効率的・効果的な運営を行うことにより、ケース支援の適切な進捗管理に向けた取り組みを進めました。 ●全市連携調整部会開催回数 合計84回(12×7区) ●区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を986回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。	●各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施します。また、連携調整部会、個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていきます。 ●関係機関との連携を強化するとともに、要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
エ 地域の見守り体制の構築・充実				
	こんにちは赤ちゃん訪問事業を通じた地域での見守り体制の充実	●民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちは赤ちゃん事業を実施しました。	●地域の支援者によるこんにちは赤ちゃん事業を通じて、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。
	こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	●こんにちは赤ちゃん訪問事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、子育て家庭への支援を効率的・効果的にを行います。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。(開催回数:連絡会16回(研修会含む))	●身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。
	児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術が必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者から4,474件の相談に応じ、必要な支援等を実施しました。	●各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、引き続き児童家庭支援センターにおいて専門的な知識・技術が必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
	子育て短期利用事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業等)ことにより子育て支援を行います。	●2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設で実施している子育て短期利用事業(ショートステイ・デイスティ)の調整を行うなど、養育支援を実施しました。 ●身体的・心理的負担が大きい多胎児・多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を実施しました。	●緊急の利用ニーズへの対応等、より利用しやすい環境の整備に向けて事業の見直しの検討を進めます。
オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実				
	全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	●「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第25条の2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に係る関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。	●代表者会議において、関係機関の活動状況報告、実務者会議の活動状況報告等を実施しました。(開催回数:2回) ●各区実務者会議代表者部会において、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。(開催回数:18回) ●各区実務者会議連携調整部会において、区役所関係職員及び児童相談所によりケース進行管理(ケース状況、主担当機関、重症度等の確認作業)を行いました。(開催回数:84回) ●区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別支援会議を986回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。	●要保護児童対策地域協議会において、市や区の現状や課題、虐待対応に関する取組等について地域の関係機関等への周知を行うとともに、区実務者会議における、関係機関との連携をさらに強化します。 ●学齢児への支援の充実を図るため教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。 ●区役所及び児童相談所、関係機関の更なる連携強化を図り、きめ細やかな対応と個別支援を実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
取組の方向性4 専門的支援の充実・強化				
ア 児童及び保護者に対する支援				
	スーパーバイズ等を活用した適切かつ専門的な支援の推進	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施します。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、医師・弁護士等の児童虐待に関する専門的知識を持つ外部スーパーバイザーを活用し、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を実施しました。	●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、定期的に外部スーパーバイザーを活用することにより、児童及び保護者に対し、適切かつ専門的な支援を行います。
	関係機関の連携による専門的な支援の充実	●関係機関(区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等)との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区役所地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。	●児童相談所、区役所地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。
	児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価を実施し、運営の適正化を図ります。 ●一時保護中の子どもの権利擁護に向けた取組として、第三者委員の設置について検討します。	●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。	●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。
イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応				
	児童相談所と各区地域みまもり支援センター各々の権限と役割に基づく多職種協働による適切な支援の実践	●各区地域みまもり支援センターの法定サービスや窓口業務・相談業務からの情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。	●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。(全区での児童相談受付件数:2,529件) ●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。 ●児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、弁護士等専門職の協働及び総合リハビリテーション推進センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。 ●地域みまもり支援センターの職員がそれぞれの職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、「川崎市児童相談所相談支援業務手引き」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高めます。 ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化				
	児童相談所における児童相談の適切な実施	●児童相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ●改正児童福祉法等を踏まえ、相談支援体制の充実・強化を推進します。 ●増加する児童虐待の相談・通告への対応など、効率的・効果的な相談支援に向けて、児童相談所の業務改善に向けた取組を進めます。	●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。 ●専門的スキルの向上のため、引続き研修の充実を図ります。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、川崎市児童相談所相談支援業務手引きを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。
	各区地域みまもり支援センターにおける児童家庭相談支援の適切な実施	●児童家庭相談支援に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく法定研修及び専門研修を実施します。 ●市町村子ども家庭支援指針に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による効果的な相談支援体制について検討します。	●各区地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。 ●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。	●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、川崎市児童相談所相談支援業務手引きを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。
	児童家庭相談支援体制の強化	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じての家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケース進行管理を一体的に運営します。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●児童家庭相談支援に係る専門的支援機能の構築に向けて、各区地域みまもり支援センターに社会福祉職を増員して体制強化を図り、児童虐待予防のための専門的支援を実施しました。	●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。 ●児童虐待予防のための専門的支援の取り組みを進めます。
	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行い、中部児童相談所一時保護所の開設に向けて、ハード・ソフトの機能の充実を図ります。	●児童心理司等を増員し児童相談所の体制強化を図りました。 ●中部児童相談所の改築に向けた、既存相談所の解体工事、一時保護所の新築工事を実施しました。	●引き続き国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実				
	児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワークを活用した情報共有の推進	●児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて、児童相談システムを通じて適切な情報管理及び共有を図ります。 ●国が進める自治体間の情報共有について、児童相談システムを活用しながら、適切に対応を図ります。	●児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行います。 ●児童相談システムを活用しながら、転居した児童等に係る自治体間の情報共有について適切に対応しました。	●引き続き児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理の適切な運用を行います。
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法による支援の実施	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法等の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。	●川崎市児童相談所相談支援業務手引きに基づき、適切にケース管理を実施しました。	●全市で統一したケース管理手法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。
オ 総合的なアセスメントの強化				
	共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。	●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会や、個別の支援経過の中で共通リスクアセスメントツールを活用し、児童相談所及び区役所地域みまもり支援センター等関係機関でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。	●共通リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。
	児童相談所における組織的アセスメントの実施	●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。	●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。
	各区地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●各区地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区役所地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要です。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区役所地域みまもり支援センターにおいてスーパーバイザーによる助言を得る仕組みを継続し支援の充実につなげていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 カ 保健・医療関連専門機関との連携の強化				
	療育・障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制を推進します。また、必要に応じて総合リハビリテーション推進センター、医療機関などの専門機関・専門家と連携し、対応します。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、総合リハビリテーション推進センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●総合リハビリテーション推進センターのPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取り組みます。
	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の運営の充実を進めるとともに、関係機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策を推進します。 ●児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における研修を実施し、児童虐待対策委員会の運営の充実を目指します。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を2回、幹事会を3回、MSWのミーティングを3回開催しました。全体会においては医療機関における虐待対応に関する研修を行う等、市内医療機関の連携強化を進めました。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。
✦ 警察や検察と連携した対応の充実				
	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報を共有するとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。	●協定に基づき適切に対応を進めました。 ●こども家庭センター(中央児童相談所)に配置した神奈川県警からの派遣職員(警察連携・調整担当課長)を中心に、警察との連携強化を進めました。	●死亡等重篤事例が社会課題になる中、引き続き神奈川県警からの派遣職員を中心に児相と警察のさらなる連携を進めます。
	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減等を目的として、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議の上、三者協同面接を実施します。	●刑事事件として立件が想定される虐待事案について、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等に関する協議の上、児相、警察及び検察の3機関による協同面接を実施しました。	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、3機関による協議と並行して、具体的な事例に対応していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性5 人材育成の推進 ア 専門職の育成に関わる研修等の充実				
	児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び各区地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修をはじめ、専門機能強化研修、外部派遣研修等を年間で計画・実施しました。 ●区役所地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び専門機能強化研修に参加しました。	●児童相談所新任研修及び専門機能強化研修をはじめ、専門的な研修を実施し、それぞれに求められる役割等を理解することにより更なる連携を強化に引き続き取組めます。
	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●児童家庭相談全体のスキルの向上のため、児童相談所及び各区地域みまもり支援センター職員を対象に、外部専門機関への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。	●引き続き地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施していきます。また、児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへの参加を推進します。
	各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践	●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。	●局別人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。 ●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。 ●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めました。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。	●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。 ●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり				
	児童相談に関わる専門職の人材確保に向けた取組	●全国的に児童相談に関わる専門職の確保が困難な状況において、職員配置や採用計画を見据えた、効果的な人材確保の取組の検討を進めます。	●児童相談所の仕事の魅力を発信するホームページを活用し、児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進するとともに、人材育成基本方針に基づき、児童相談所職員の中長期的な人材育成の取組を進めました。	●引き続き児童相談所で働く職員の人材確保に向けた取組を推進するとともに、各種研修等による職員の資質向上や人材育成の視点を踏まえたジョブローテーションを進めます。
	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	●社会福祉職・心理職・保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。 ●児童家庭相談支援に関わる専門職の人材育成のあり方について検討を進めます。	●保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、様々な職場を経験し広い視野を持てるよう職員を循環させる人事異動を計画的に進めることで、組織的な対応力を確保しつつ、専門職の質の向上に向けた育成を進めました。	●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。 ●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。 ●職種ごとの人材育成の視点を踏まえた計画的なジョブローテーションの実施等、人材育成の取組を進めます。
	「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。 ●児童家庭相談支援に関わる専門職の効果的な人材育成と人材活用、高度な専門性を担保した児童相談所の職員体制に向けて、ジョブローテーションのあり方について検討を進めます。	●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。	●職種ごとの人材育成の視点を踏まえた計画的なジョブローテーションの実施等、人材育成の取組を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
ウ 関係機関における人材育成				
	要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを図ります。	●各区実務者会議で事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。	●全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。 ●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。 ●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていきます。
取組の方向性6 社会的養育・自立支援の充実				
ア 親子関係再構築の取組の推進				
	家族再統合（児童相談所）及び家族支援（各区地域みまもり支援センター）の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援を行いました。 ●区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援を行いました。	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援を行います。
	児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後において関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。
イ 児童養護施設等における家庭的養育の推進				
	児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育の推進に向け、児童養護施設等、乳児院における施設の高機能化や多機能化を図るため、処遇改善面の充実を図りました。また、入所する子どもが良好な環境の中で継続的に支援が受けられるよう物価高騰等にも対応した取組を進めたほか、適正な運営につながるよう、適宜指導等を行うなど、施設運営に関する支援を実施しました。	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や施設運営における情報提供や助言指導等を実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
ウ 里親制度の推進と里親支援の充実				
	里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか、SNS等を活用した情報発信を行いました。全体説明会については里親養育体験発表会及び制度説明会を合計13回開催しました。その他、オンラインや個別相談、各種イベントを開催し、里親月間(令和5年10月)では、里親啓発イベントをフォスタリング機関2機関を中心に合同開催し、普及啓発や制度説明に関する取組を推進しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。
	養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組を推進します。	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか、SNS等を活用した情報発信を行いました。全体説明会については里親養育体験発表会及び制度説明会を合計13回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。(令和5年度末の里親登録数215世帯)	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親登録者の確保に向けた取組を進めます。
	ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を経験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。(令和5年度末のふるさと里親登録数82世帯)	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。
	多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●各乳児院・児童養護施設と連携しながら里親登録に向けた実習の充実や児童の委託後の支援に取組みました。また、フォスタリング機関として、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援を民間事業者に委託し、フォスタリング機関が乳児院・児童養護施設・里親会等と連携し、地域の中で養育をしている里親家庭への理解を促進するなど、等専門性を活用しながら効果的な事業実施を図りました。	●里親の登録から児童委託後の支援まで、各施設やフォスタリング機関と連携し、児童の状況に応じた効果的な事業推進を図っていきます。
エ 要保護児童の自立に向けた支援				
	要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を実施しました。	●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援事業の活用により、退所後の児童へのアフターフォローの充実を図ります。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進 取組の方向性7 地域・広域連携等の強化 ア 社会福祉協議会や地域等による取組の強化			
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。 ●11月の児童虐待防止推進月間を中心に社会福祉協議会施設部会児童・母子福祉施設協議会と協働し、スポーツ観戦に訪れた方へのチラシ配布等の啓発活動を実施しました。	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう努めます。
各区地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区地域みまもり支援センターにおいて要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
イ 他の自治体と連携した対応の充実			
5区市(神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市)共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童等について、自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供(5区市ルール)に基づき、各区の要対協調整機関である地域みまもり支援センターで転出先自治体との間で引継ぎを行いました。また、転入者についても転出元自治体及び児童相談所との間で引継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	●今後も居所不明児童を含め、5区市ルールに基づき要保護児童等の転居に伴う情報提供を適切に運用していきます。
児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5区市における継続した連携を強化します。
隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援や、職員間の連携などの包括的な連携を図ります。	●大田区から、複数年度にわたる、職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組みに関する情報交換を行いました。	●特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換などを進めます。

困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

本市における児童虐待相談・通告件数、不登校児童数やいじめの認知件数は増加傾向にあり、また、子ども・若者を取り巻く社会状況が大きく変化するなか、ひきこもり、若年無業者、発達に課題を抱える子ども・若者やヤングケアラーなど、孤独・孤立化する子ども・若者が増えている状況があり、適切な相談・支援を実施することが重要です。

そのため、これらの様々な困難課題を持つ子ども・若者への対応について、2つの基本的な考え方と、5つの取組の方向性を定め、令和5年度は、主に、次の取組を実施し、更なる対策の推進を図ってまいりました。

取組の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を中心に様々な世代の地域住民が気軽に集える居場所の充実を図るとともに、困難な課題を抱える子ども・若者が安心して過ごせる居場所づくりに取り組みました。

こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進

(こども未来局：青少年支援室)

〔こども文化センター運営事業／施策評価シートP.31、子ども・若者支援推進事業／施策評価シートP.96〕

- 子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。
- 子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体やNPO等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。

【令和5年度の取組】

- 地域社会全体で子どもを見守り育てる、安全・安心な居場所となるよう、行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めることで、職員と子どもとの顔の見える関係を築き子どもから高齢者まで、多世代にとって、居心地のよい場を作ることができました。

不登校等の子どもの居場所づくりの推進

(こども未来局：青少年支援室、教育委員会事務局：総合教育センター)

〔青少年教育施設の管理運営事業／施策評価シートP.33、教育機会確保推進事業／施策評価シートP.82〕

- 「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。
- 不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組みます。

【令和5年度の取組】

- ・ 「フリースペースえん」について、学校等と連携を図りながら、子ども一人ひとりが、自身でその日をどのように過ごすか考え、自発的な活動を行えるよう支援しながら、自主企画や個別学習支援、講座等を実施しました。
- ・ 「ゆうゆう広場」の運営については、登録者数が増えることが目的ではありませんが、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。

取組の方向性1 次年度以降の主な取組の方向性

引き続き、多世代にとって、安全・安心な居場所となるよう、こども文化センターを活用し行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めます。

「フリースペースえん」については、引き続き、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校等と連携を図りながら、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援していきます。

「ゆうゆう広場」の運営については、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握し、ICTも活用しながら支援の充実を図ります。

取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり

子ども・若者が自らSOSを発信できるよう、多様なツールを活用した取組を進めるとともに、子ども・若者のSOSをしっかりとキャッチできるよう、子ども・若者を見守り・支える意識を醸成するなどの普及啓発に取り組みました。

いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発

(教育委員会事務局：教育政策室)

〔共生・共育推進事業／施策評価シートP.80〕

- 豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり2回実施しました。集合形式の研修によって現代的課題の共通認識を図り、エクササイズや効果測定の実施に向けて学校支援を行いました。
- ・ 研究協力校を中心に、新しい効果測定アンケートの実施状況を確認し、課題を共有することができました。
- ・ GIGA端末の整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを、各学校で実施できるよう、要請訪問研修等を通して学校支援を行いました。

取組の方向性2 次年度以降の主な取組の方向性

各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談事業と連携をとり、今後も継続していきます。また学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。

エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。またGIGAスクール構想による1人1台端末に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを実践し、効果検証をしていきます。

取組の方向性3 地域の見守り体制の強化

地域人材を活用した地域の見守りや地域団体等のつながりづくりなど、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える体制の強化に取り組みました。

子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり (こども未来局：青少年支援室)

〔子ども・若者支援推進事業／施策評価シートP.96〕

- 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。
- 子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。

【令和5年度の取組】

- ・ 「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」を運営し、不登校などの課題を抱えている子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供や学習支援を行うとともに、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を四半期に1回程度開催し、関係行政機関内での連携を行いました。

取組の方向性3 次年度以降の主な取組の方向性

「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を実施し、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりに取り組むとともに、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を引き続き開催し、関係行政機関内での連携を行います。

取組の方向性4 専門的な相談・支援体制の充実

児童相談所等の専門機関のほか、区役所など身近な相談場所においても、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じたきめ細やかな支援ができるよう、体制強化を図るとともに、多様な専門職が協働して相談支援に取り組みました。

ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化

児童家庭相談支援体制の強化

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90〕

- 各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。
- 多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。
- 児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。

【令和5年度の取組】

- ・ 各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。
- ・ 児童家庭相談支援に係る専門的支援機能の構築に向けて、各区地域みまもり支援センターに社会福祉職を増員して体制強化を図り、児童虐待予防のための専門的支援を実施しました。
- ・ 児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。

イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化

社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化

(健康福祉局：精神保健課)

〔ひきこもり地域支援事業／施策評価シートP.111〕

- 相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。
- 「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。

【令和5年度の取組】

- ・ ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間 3,639 件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へ繋げる支援を行いました。

ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化

発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化

(健康福祉局：障害計画課)

〔発達障害児・者支援体制整備事業／施策評価シートP.119、地域療育センター等の運営／施策評価シートP.120〕

- 発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。
- 地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。

【令和5年度の取組】

- ・ 発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。
- ・ 地域療育センターにおいては、地域の障害児支援の中核機関として、相談及び診察や評価等に基づく発達支援を行うとともに、地域の保育所・幼稚園・学校等へのアウトリーチ支援を行いました。
- ・ 発達に心配のある児童等を支援対象とした、新たな相談支援機関として、令和5年10月、麻生区に「子ども発達・相談センター」を開設しました。

エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化

困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談支援体制

(経済労働局：労働雇用部)

〔雇用労働対策・就業支援事業／施策評価シートP.105〕

- 求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。
- 「コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若年無業者の職業的自立支援に取り組めます。

【令和5年度の取組】

- ・ キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和5年度は就職決定者数が414人となりました。
- ・ コネクションズかわさきについては、令和5年度は、進路決定者数137人となりました。

取組の方向性4 次年度以降の主な取組の方向性

要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化については、各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。

不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化について、ひきこもりにおいては、ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。

発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化については、これまでの取組を踏まえ、取組を推進するとともに、令和6年度中に、中部地域(中原区・高津区)に子ども発達・相談センターを新たに設置します。また、地域療育センターについては、本来の機能を発揮できるよう、子ども発達・相談センターとの業務整理を行った上で、児童福祉法の改正を踏まえ、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の支援や、保育所・学校等への機関支援の充実に向けた取組を進めます。

就労・自立に向けた相談支援体制の強化については、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら事業を継続し、求職者に対する就業支援を実施するとともに、若年無業者の職業的自立支援に取り組めます。

取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

児童虐待、非行、不登校及びひきこもり等複雑・困難な課題を抱える子ども・若者やその家庭への支援の充実を図るため、関係機関総合の連携強化に取り組みました。

児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室、教育委員会事務局：指導課)

〔児童虐待防止対策事業／施策評価シートP.90、学校教育活動支援事業／施策評価シートP.78〕

- 緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。
- 多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。
- 教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。
- 「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。

【令和5年度の取組】

- ・ 学齢児支援（非行・不登校）に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを開催しました。
- ・ 児童心理司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。
- ・ 学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行いました。
- ・ 各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や支援教育コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行いました。

取組の方向性5 次年度以降の主な取組の方向性

非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図り、学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。

各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行っていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性1 子ども・若者の居場所の充実				
	こども文化センターを活用した子どもが健やかに育つ場づくりの推進	●子どもを中心に多世代が集まり、多様なつながりを育みながら、誰もが互いに助け合い・支え合う場づくりを進めます。 ●子どもが自由に来館して過ごすことができるこども文化センターにおいて、課題を抱える子どもも含めた子どもの居場所として、多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、諸室を活用して、地域の団体やNPO等と連携し、子どもの居場所を充実させる取組を進めます。	●地域社会全体で子どもを見守り育てる、安全・安心な居場所となるよう、行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めることで、職員と子どもとの顔の見える関係を築き子どもから高齢者まで、多世代にとって、居心地のよい場を作ることができました。	●引き続き、多世代にとって、安全・安心な居場所となるよう、こども文化センターを活用し行政、地域の各団体が共に連携しながら地域づくりを進めます。
	地域の寺子屋事業の推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域や学校の実情に応じて寺子屋の拡充を進め、令和4年度の89か所から令和5年度は95か所まで着実に増えています。	●全小中学校への寺子屋の開講を目指して、地域人材や地域資源の更なる活用を図り、引き続き事業を推進していきます。
	放課後等における子どもの安全・安心な居場所づくりの推進	●すべての小学生を対象に、市内114校において、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。	●学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、児童同士の分け隔てのない交流や、各施設ごとに様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めることができました。	●引き続き、学校や地域団体等との連携・協力を図りながら、遊び等を通して児童同士の分け隔てのない交流や、各施設ごとに様々な生活体験ができる機会の提供により、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる居場所づくりを進めます。
	不登校等の子どもの居場所づくりの推進	●「フリースペースえん」において、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校外で多様に育ち・学ぶ場として、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援します。 ●不登校の児童生徒の居場所として「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細かな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるよう取り組みます。	●「フリースペースえん」について、学校等と連携を図りながら、子ども一人ひとりが、自身でその日をどのように過ごすか考え、自発的な活動を行えるよう支援しながら、自主企画や個別学習支援、講座等を実施しました。 ●「ゆうゆう広場」の運営については、登録者数が増えることが目的ではありませんが、昨年度以上に多くの児童生徒に対し、個別や小集団による様々な活動を通して、社会的自立に向けた支援を行うことができました。	●「フリースペースえん」については、引き続き、不登校となった児童生徒等の居場所を提供し、学校等と連携を図りながら、安心して過ごすことができる環境を整え、子どもの自主性を育み、自発的な活動を支援していきます。 ●「ゆうゆう広場」の運営については、多様化・複雑化する児童生徒の支援ニーズを把握し、ICTも活用しながら支援の充実を図ります。
	定時制生徒の居場所づくりの推進	●学校内にカフェ形式の居場所をつくり、中途退学の防止や進路実現に向けて、様々な課題を抱える生徒の相談や進路指導等の対応、生徒同士の学び合いの場になる居場所づくりを推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、定時制課程全4校において、カフェ形式の居場所づくり及び生徒の将来の自立に向けた相談、学習支援、キャリアサポート等を実施しました。(実施回数:111回、延べ参加者数:3,375名)	●定時制生徒に対する学習支援や就労支援の充実については、将来の自立に向け、相談・推進に取り組めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
	ひとり親家庭・生活保護受給世帯の子どもの居場所づくりの推進	●ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象に、高校等への進学に向けて、切れ目のない支援を実施するために、学習支援や居場所の提供のほか、生活習慣習得に向けた支援を実施します。また、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を実施します。	●「学習支援・居場所づくり事業」を、市内全17か所において小学3年生から中学3年生を対象に実施し、登録者483人に対し学習のサポート・生活習慣の習得支援・居場所の提供を行いました。	●「学習支援・居場所づくり事業」により、ひとり親家庭等及び生活保護受給世帯の小・中学生を対象とする学習支援、居場所の提供、生活習慣習得支援とともに、保護者に対する情報提供、高校進学後の相談支援を継続的に実施します。 また、令和7年度以降の次期事業者選定に向けて、これまでの取組結果における効果や課題を検証し、事業の仕様に反映していきます。
	ひきこもり等の若者の居場所づくり等の推進	●生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を実施します。	●川崎若者就労・生活自立支援センター「ブリュッケ」を拠点に、だいJOBセンターやひきこもり地域支援センターとも連携し、各支援対象の状況に応じた丁寧な居場所支援、就労支援等を実施しました。	●生活保護受給世帯等の15歳から39歳の社会的ひきこもり状態等にある若者等を対象に、居場所支援、就労支援等を継続的に実施します。
	地域による子ども・若者の居場所づくりの推進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体が、地域や行政機関、学校や保育所等と連携し、子ども・若者が安全・安心に過ごせる居場所づくりを行う取組を支援します。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。(交付団体数:20団体)	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
取組の方向性2 子ども・若者がSOSを発信しやすいしくみづくり				
	児童虐待等の早期発見・未然防止に向けた、SOSに気づき、SOSが発信しやすい取組の強化	●児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル(189)、SNSによる相談などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる取組を推進します。 ●児童虐待対応ハンドブック等を活用し、関係機関と連携してSOSに気づく取組を強化します。 ●オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。	●児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、児童相談所虐待対応ダイヤル189を周知しました。また、児童虐待防止センター等の電話番号やLINE相談の二次元コード等を明示したカードを作成し、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに配布するとともに、保育所や地域子育て支援センター等の市内子ども関係施設に配布し、児童及び保護者あてに周知を行いました。 ●神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市と合同で「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を実施し、SNSによる相談に対応しました。 ●子どもを守る地域支援ネットワークである要保護児童対策地域協議会の理解等について内容を充実させた「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を、関係機関に配布し、周知を図りました。 ●オレンジリボン・ファミリーカップの開催や市社協との協働による広報活動の実施、虐待防止のアニメーション動画を活用した広報などの取組を行いました。	●川崎市児童虐待防止センターや児童相談所虐待対応ダイヤル(189)、かながわ子ども家庭110番LINEなどにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時に対応できるよう、早期発見・未然防止の取組を継続して実施します。 ●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用しながら、SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。 ●引き続き、より効果的な啓発手法の検討を進め、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。
	いじめや不登校等に関する多様な相談機能の提供	●いじめや不登校、子どもの発達などの相談窓口や、ネットラブルにあって子どもたちや保護者からの電話やメールでの相談窓口を設置し、多様な相談機能により、子ども・若者のSOSに気づき、SOSが発信しやすい取組を推進します。	●電話相談(448件)、こども電話相談(39件)、24時間子供SOS電話相談(304件)、メール相談(31件)、川崎市立学校インターネット問題相談窓口(51件)、来所相談(393件)、不登校家庭訪問相談(34件)など、多様な相談の受け入れ体制を整備し、実施しました。	●既存の相談機能を維持継続し、市民並びに関係機関への周知を徹底、強化することによって、市民サービスの向上を図っていきます。
	いじめや不登校等の未然防止に関する普及啓発	●豊かな人間関係を育む「かわさき共生＊共育プログラム」を実践し、いじめ・不登校の未然防止等を図ります。	●「かわさき共生＊共育プログラム」担当者研修を、計画どおり2回実施しました。集合形式の研修によって現代的課題の共通認識を図り、エクササイズや効果測定の実施に向けて学校支援を行いました。 ●研究協力校を中心に、新しい効果測定アンケートの実施状況を確認し、課題を共有することができました。 ●GIGA端末の整備によるネットワークコミュニケーションに対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを、各学校で実施できるよう、要請訪問研修等を通して学校支援を行いました。	●各学校の支援のため、総合教育センターの教育相談事業と連携をとり、今後も継続していきます。また学校の実情に合わせて研修内容や形態を工夫しながら学校要請研修等を行います。 ●エクササイズを活用した実践形式の研修会の希望があるため、今後も継続していきます。またGIGAスクール構想による1人1台端末に対応したエクササイズやSOSの出し方・受け止め方に関するエクササイズを実践し、効果検証をしていきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
	自殺対策に関連した普及啓発及び人材の養成等の取組	●自殺予防やメンタルヘルスに関する普及啓発、関係機関による連携体制の構築、学校出前講座等によるこころの健康づくりやゲートキーパーを通じて、子ども・若者の不安や悩みに寄り添い、必要な支援につなげられるよう取組を推進します。	●相談先の案内やゲートキーパーの周知等を目的とし、通年を通して、リーフレット配布やホームページ等による普及啓発を実施しました。また、自殺予防週間や自殺対策強化月間に合わせ、グリーンライトアップや市内金融機関と連携した普及啓発物の配布、アゼリア地下街での展示も行い、効果的な普及啓発に努めました。さらに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を中心とした関係機関との連携体制の構築を推進したほか、ゲートキーパーの養成を社会福祉協議会や学校とともに実施し、相互連携の推進を行いました。 ●本市の現状と課題を整理し、更なる総合的な自殺対策の推進するため、第4次川崎市自殺対策総合推進計画の策定をしました。	自殺の背景にある原因・動機は多岐に渡るため、総合的な自殺対策を進めていくためには、庁内及び地域との連携体制の構築が重要です。川崎市自殺対策総合推進計画のもと、普及啓発や人材育成をはじめとする取組を関係部署及び関係機関と連携しながら、今後も推進していきます。
	情報モラルに関わる啓発の推進	●GIGA端末の取り扱いを機会とし、情報モラルの重要性をインターネットガイド等を通じて保護者や子ども・若者たちへ啓発、周知していくとともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において自立して安心した暮らしを送れるよう、情報活用能力を育成します。	●児童生徒の健やかな成長に向け家庭への情報モラルの啓発を図るため、「川崎市版保護者向けインターネットガイド2023年度版(リーフレット)」を全市立学校各家庭に配布しました。 ●関係団体との情報モラル教育についての情報交換や連携を図るため、「川崎市立学校インターネット問題連絡協議会」を2回開催しました。 ●教職員の児童生徒指導の参考資料「5分でわかる情報教育Q&A第17版」を作成し各学校に4部配布しました。	●児童生徒自らが、氾濫する情報の中で、情報の真偽を判断したり、何が重要かを主体的に選択したりして情報を活用していくために必要な情報活用能力(情報モラルを含む)の育成を継続していきます。各教職員への研修等を通じて、児童生徒へのICTスキルや情報モラル等についての指導の充実を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性3 地域の見守り体制の強化				
	青少年指導員等による取組の推進	●地域ぐるみで青少年を育成するための推進役である青少年指導員の活動への支援を通じて、青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールなどによる地域の見守り体制の強化を図り、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。	●青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールについて、各区の情報共有を行うなど、支援を行いました。	●青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールについて、各区の情報共有を行うなど、支援を行いました。
	民生委員児童委員による取組の推進	●地域の身近な相談相手であり、見守り役でもある、民生委員児童委員を育成・支援することを通じて、地域福祉の推進を図ります。	●「川崎市民生委員の定数を定める規則」で適正な定数に改正し、また、随時の改選を3回実施し、計32名の委嘱を行いました。（年度末時点の充足率：82.0%） ●民生委員児童委員の活動として15,307件の相談支援の他、行政依頼事務や様々な地域福祉活動を行いました。	●民生委員児童委員に対するアンケート調査による実態把握、幅広い広報による普及啓発、民生委員児童委員の裾野を広げる目的で地域支え合い人財づくりツアーを実施する等により、充足率の向上に向けた取組を進めていきます。
	保護司による取組の推進	●犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアである保護司等、民間協力者の活動を促進するため、保護司会等、更生保護関係団体への支援を通じて、犯罪や非行のない明るい地域社会づくりを推進します。	●市内の更生保護関係団体である川崎市保護司会協議会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎市保護観察協会、更生保護法人川崎自立会に対して運営支援を行うとともに、補助金等の交付を適正に行うことによって、更生保護事業の推進に寄与しました。 ●川崎市再犯防止推進会議を開催し、再犯防止推進計画に関する意見を聴取するとともに、市内における再犯防止関係団体のネットワークづくりに寄与しました。	●引き続き市内の更生保護関係団体への運営支援等を行うとともに、「川崎市再犯防止推進計画」に基づき、川崎市再犯防止推進会議等で取組等に関する意見を聴取し、改善しながら取組を進めていきます。 ●川崎市再犯防止推進会議等の意見を聴取しながら「川崎市再犯防止推進計画」の改定をすることにより、さらなる犯罪や非行のない明るい地域社会づくりへの取組を推進していきます。
	こども110番事業を活用した地域における子どもの見守り活動の推進	●地域の大人が子どもたちを見守る地域環境づくりを目的に実施されているこども110番事業を支援します。	●各小行政区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等を配布し、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や各区での情報交換会の開催等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。	●各小行政区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等を配布し、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布や各区での情報交換会の開催等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。
	安全・安心まちづくり推進協議会等による地域防犯活動の推進	●市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、市民、地域団体、事業者、行政機関等で防犯意識の共有化を図り、多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動を推進します。	●川崎市安全・安心まちづくり推進協議会を開催し、各構成団体における令和4年度の取組について情報共有するとともに、「川崎市安全・安心まちづくり基本方針」に基づき、令和5年度中に各構成団体が連携・協力して推進していく活動を取りまとめた「令和5年度川崎市安全・安心まちづくり推進計画」を策定しました。 ●各区において、町内会・自治会やPTA、各種事業者などの地域の団体・企業等と連携し、啓発品の配布や防犯グッズの貸与など、それぞれの実情に合わせた様々な防犯活動を実施しました。	●引き続き、「川崎市安全・安心まちづくり推進計画」に基づき、各区において地域の団体・企業等と連携し、子どもの見守りを初めとした各種防犯活動に取り組んでいきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進	学校等における子どもが安全・安心に過ごせる見守り活動の推進	●学校を巡回し、通学路の危険箇所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーや、通学路上での誘導、交通整理、安全指導を行う地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。	●スクールガード・リーダーを全市で25名配置したほか、通学路上の危険箇所地域交通安全員を配置し、子どもの登下校時等の安全確保を図りました。	●引き続き、スクールガード・リーダーを配置するとともに、通学路上の危険箇所への地域交通安全員の配置を適切に行い、子どもの登下校時等の安全確保を図ります。
	ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●不登校・ひきこもり等の子ども・若者を対象として大学生等のボランティアを活用した支援活動を実施し、個別支援活動に148人、集団支援活動に97人の子ども・若者が参加しました。	●より効果的に子ども・若者への支援を実施するため、大学生等のボランティアを活用した支援活動の充実に取り組みます。
	子ども・若者を見守り・支える地域のつながりづくり	●地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体や居場所づくり等を行う機関等が連携して、課題を抱える子ども・若者を見守り、支えるため、関係団体・機関等のつながりの場づくりを進めます。 ●子育て支援を行う地域団体等が行っている子どもの生活状況の把握や食事の提供、学習・生活支援等の活動を支援し、課題を抱える子ども・若者を見守り、支える地域団体等とのつながりづくりを進めます。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」を運営し、不登校などの課題を抱えている子どもたちが安心して過ごせる居場所の提供や学習支援を行うとともに、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を四半期に1回程度開催し、関係行政機関内での連携を行いました。	●「こどもサポート小田」「こどもサポート旭町」の運営を実施し、課題を抱える子ども・若者の居場所づくりに取り組むとともに、不登校児等や保護者に対する接し方や支援方法などについて検討・議論する個別検討会議を引き続き開催し、関係行政機関内での連携を行います。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性4 専門的な相談・支援体制の充実 ア 要支援家庭等の早期発見・早期対応・未然防止に向けた相談支援体制の強化				
	児童虐待への対策の強化	●増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行うとともに、児童心理司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対防止対策体制総合強化プラン」等に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。
	民間児童福祉施設による相談・支援の充実	●市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。	●6か所の児童家庭支援センターにおいて、児童又は保護者から4,474件の相談に応じ、必要な支援等を実施しました。	●各区地域みまもり支援センターや児童相談所と連携を図りながら、引き続き児童家庭支援センターにおいて専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。
	児童家庭相談支援体制の強化	●各区地域みまもり支援センターにおいて、母子保健事業を通じた子育て家庭の支援ニーズの早期把握と要保護児童対策地域協議会における適切なケースの進行管理を一体的に行います。 ●多様な生活課題や困窮など「虐待につながる恐れのあるケース」の重篤化を未然に防ぐため、児童家庭相談支援に関わる専門的支援機能の構築を検討します。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターの役割分担に応じて児童相談システムの見直しを検討するなど適切な情報管理及び共有を図ります。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、日常業務から様々な相談ニーズを把握し、各職種の専門性を発揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応するとともに、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。 ●児童家庭相談支援に係る専門的支援機能の構築に向けて、各区地域みまもり支援センターに社会福祉職を増員して体制強化を図り、児童虐待予防のための専門的支援を実施しました。 ●児童相談所と各区地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理を適切に行いました。	●各区地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。 ●児童虐待予防のための専門的支援の取り組みを進めます。 ●引き続き児童相談システムを活用し、情報の管理・共有及びケース進行管理の適切な運用を行います。
イ 不登校・ひきこもり等に対する相談支援体制の強化				
	長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化	●長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携し、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を活用した課題解決に向けた取組を推進します。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、生徒の状況を把握し、関係機関と連携して、解決に向けて取り組みました。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、適切に対応を取れているかどうかきめ細かく生徒の状況を把握し、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。
	社会的ひきこもり等に対する相談体制の強化	●相談業務及び当事者グループ活動の運営支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につなげる支援を行います。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、当事者や家族への面接、訪問、当事者グループ活動等による支援を年間3,639件行いました。また、精神疾患や発達障害等を背景に持つ等複合的な支援が必要となる方に対しても関係機関と連携を図りながら適切な医療機関や専門機関へ繋げる支援を行いました。	●ひきこもり地域支援センターにおいて、広くひきこもり状態にある方や家族に寄り添った相談支援を実施するとともに、適切な支援機関へつなぐ切れ目のない支援を関係機関と連携を図りながら実施します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
ウ 発達等に課題を抱える子ども・若者の相談支援体制の強化				
	発達に課題を抱える子どもの相談支援体制の強化	●発達相談支援センターを運営し、発達障害児・者及びその家族等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。 ●地域療育センター及び子ども発達・相談センターにて、個別相談に応じ、療育支援を行うとともに、地域の関係機関への支援を実施します。	●発達相談支援センターの適正な運営を行い、発達障害児・者に対する専門的な相談支援及び関係機関との支援ネットワークの強化・拡充に向けた取組を実施しました。 ●地域療育センターにおいては、地域の障害児支援の中核機関として、相談及び診察や評価等に基づく発達支援を行うとともに、地域の保育所・幼稚園・学校等へのアウトリーチ支援を行いました。 ●発達に心配のある児童等を支援対象とした、新たな相談支援機関として、令和5年10月、麻生区に「子ども発達・相談センター」を開設しました。	●引き続き、各センターの適正な運営を行い、支援体制の充実に向けた取組を実施します。 ●令和6年度中に、中部地域(中原区・高津区)に子ども発達・相談センターを新たに設置します。 ●地域療育センターについては、本来の機能を発揮できるよう、子ども発達・相談センターとの業務整理を行った上で、児童福祉法の改正を踏まえ、より専門的な支援を必要とする医療的ケア児等の支援や、保育所・学校等への機関支援の充実に向けた取組を進めます。
	母子保健等を通じた相談支援体制の強化	●乳幼児健康診査及び各種相談業務から把握した、疾病や発育・発達の経過を見守る必要がある乳幼児及びその保護者に対し、発達相談支援事業を通じて相談対応及び助言を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぎます。	●乳幼児健康診査や各種相談業務から把握した乳児やその保護者に対して、相談及び助言をするともに適切な支援につなげました。	●個別の状況に応じ、相談を行い、必要に応じて医療や療育等の専門機関に確実につないでいきます。
	保育所・幼稚園等における相談支援体制の強化	●認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。 ●特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、幼児教育相談員による巡回相談を実施します。	●認可保育所等については巡回発達相談を延べ127園に対して実施し、職員へ援助の手立てや支援方法の指導助言を行いました。 ●巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、10園に対し助言等の機関支援を実施しました。	●認可保育所に在園する障害児及び特別な支援を必要とする児童に対し、引き続き小児の臨床心理に関する専門的な知識及び経験を有する相談員が施設を訪問し、個別の発達検査等の結果を踏まえ、職員への指導・助言を実施します。 ●特別な支援を必要とする子どもを受け入れる幼稚園を支援するため、引き続き幼児教育相談員による巡回相談を実施します。
	学校における相談支援体制の強化	●総合教育センター内の特別支援教育センター相談室を窓口として、特別な教育的支援が必要な次年時就学幼児の就学相談を行います。 ●福祉や医療、教育機関との連携を円滑に進めるためのサポートノートの活用を一層推進し、就学前から就学後も、切れ目のない支援を実施します。	●特別支援学校および小学校特別支援学級への就学を希望している本人・保護者を対象とした就学相談を計788件実施しました。 ●個別の教育支援計画(サポートノート)を作成・活用し、就学前から就学後も切れ目のない支援の充実を図っています。	●今年度も就学相談の説明資料、動画をホームページに掲載し、資料については簡単な日本語版、英語版を作成しています。引き続き、丁寧な就学相談になるよう努めてまいります。 ●就学相談の充実及び個別の教育支援計画(サポートノート)を活用した支援の充実が図られるよう、特別支援学校・学級の担当者会議等で、引き続き周知を図ってまいります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進				
エ 就労・自立に向けた相談支援体制の強化				
	困難な課題を抱える若者の就労・自立支援に向けた相談体制	●求職者への個別相談やニーズに沿った求人開拓・求人紹介を行う就業マッチングを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。 ●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、求職者に応じた丁寧な相談対応・就業マッチング等を実施し、令和5年度は就職決定者数が414人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、令和5年度は、進路決定者数137人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。 ●若年無業者の職業的自立支援に取り組みます。
	だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行う、だいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的・経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにおいて、就労、家計、住まい等の相談支援を実施しました。(相談件数:1,620件)	●関係機関が生活困窮の端緒となる事象を把握した場合に、生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)における相談につなげるよう、関係機関との連携を強化し、より多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を抱える子ども・若者への支援の推進 取組の方向性5 専門的支援ネットワークの構築				
	要保護児童対策地域協議会の体制強化	●学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。	●各区役所の要保護児童対策地域協議会から外部有識者などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会において、効率的・効果的な情報交換、役割分担、適切な支援等を実施しました。	●各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。 ●要保護児童対策地域協議会連携調整部会について、より効率的・効果的な運営手法の検討を進めます。
	児童虐待、非行、不登校の未然防止・重篤化予防に向けた関係機関の連携強化	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。 ●多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。 ●教育委員会、警察、法務少年支援センター、児童相談所等による実効的なネットワークの強化を図ります。 ●「川崎市教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	●学齢児支援（非行・不登校）に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを開催しました。 ●児童心理司等を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行いました。 ●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や支援教育コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行いました。	●非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察（各警察署・少年相談・保護センター）・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。 ●学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。 ●引き続き、各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や支援教育コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組を行っています。
	ひきこもり等への対応に向けた関係機関の連携強化	●ひきこもり地域支援センターと連携して、社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態への支援ネットワークを構築します。	●ひきこもり地域支援センターを中心に、分野横断的な25の相談機関が参画した「ひきこもり支援ネットワーク会議」を年2回開催し、背景や状態像が多様であるひきこもりの相談に対して切れ目のない支援体制を構築しました。	●ひきこもりの相談は様々な機関に寄せられることから、「ひきこもり支援ネットワーク会議」を継続的に開催し、切れ目のない支援が提供できるよう関係機関との支援ネットワークを強化します。
	困難を抱える子ども・若者の自立に向けた関係機関の連携強化	●川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について、関係機関が情報を共有し、連携を強化することにより、川崎市域における若者の職業的自立支援をより一層推進します。	●若者の就業・自立支援の関係機関が連携強化することを目的に情報共有する場を設けました。	●川崎市における若者の就業・自立支援に関連する施策について関係機関が情報共有することのできる場を設け、連携強化を進め、若者の職業的自立支援をより一層推進します。

3 第6章「各種計画の量の見込みと確保の方策」の実績

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策
 (1)教育・保育
 【全市域】

令和5年4月1日						
		1号	2号	3号		計
		3歳以上		0歳	1～2歳	
量の見込み		13,025	22,440	3,126	14,567	53,158
確保方策	教育保育施設	13,025	22,779	2,485	11,626	49,915
	内 訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	20,792	2,485	11,626	34,903
	幼稚園・認定こども園(1号)	3,014	461	－	－	3,475
	私学助成を受ける幼稚園	10,011	1,526	－	－	11,537
	地域型保育事業	－	－	325	1,017	1,342
利用状況(実績)	認可外保育施設等	－	191	338	1,924	2,453
	合計	13,025	22,970	3,148	14,567	53,710
	教育保育施設	11,257	22,162	2,075	11,963	47,457
	内 訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	19,958	2,075	11,963	33,996
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,897	513	－	－	3,410
確保方策	私学助成を受ける幼稚園	8,360	1,691	－	－	10,051
	地域型保育事業	－	1	135	836	972
	認可外保育施設等	－	1,000	120	846	1,966
	合計	11,257	23,163	2,330	13,645	50,395
令和6年4月1日						
		1号	2号	3号		計
		3歳以上		0歳	1～2歳	
量の見込み		11,779	22,224	3,195	15,126	52,324
確保方策	教育保育施設	11,779	23,204	2,498	12,107	49,588
	内 訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)		21,298	2,498	12,107	35,903
	幼稚園・認定こども園(1号)	3,435	571	－	－	4,006
	私学助成を受ける幼稚園	8,344	1,335	－	－	9,679
	地域型保育事業	－	－	325	1,055	1,380
利用状況(実績)	認可外保育施設等	－	66	384	1,964	2,414
	合計	11,779	23,270	3,207	15,126	53,382
	教育保育施設	9,569	22,329	2,027	12,155	46,080
	内 訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	20,370	2,027	12,155	34,552
	幼稚園・認定こども園(1号)	3,821	737	－	－	4,558
確保方策	私学助成を受ける幼稚園	5,748	1,222	－	－	6,970
	地域型保育事業	－	2	116	845	963
	認可外保育施設等	－	849	87	793	1,729
	合計	9,569	23,180	2,230	13,793	48,772

実績と量の 見込みが 10% 以上乖 離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	私学助成幼稚園から新制度幼稚園・認定こども園へ10園移行したため、見込みを上回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	就学前児童数の減少及び10園が新制度幼稚園・認定こども園に移行したため、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園は認可化又は小規模保育事業への移行及び閉園があり、定員減となりました。
		今後の 方向性	ニーズに応じた川崎認定保育園の認可化又は小規模保育事業への移行を促進します。

【川崎区】

令和5年4月1日

		1号	2号	3号		計
		3歳以上		0歳	1～2歳	
量の見込み		1,700	2,632	380	1,596	6,308
確保 方策	教育保育施設	1,700	2,660	298	1,372	6,030
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,395	298	1,372	4,065
	幼稚園・認定こども園(1号)	514	81	-	-	595
	私学助成を受ける幼稚園	1,186	184	-	-	1,370
	地域型保育事業	-	-	54	172	226
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	-	28	52	80
	合計	1,700	2,660	380	1,596	6,336
	教育保育施設	1,451	2,606	238	1,369	5,664
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,371	238	1,369	3,978
	幼稚園・認定こども園(1号)	465	69	-	-	534
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	986	166	-	-	1,152
	地域型保育事業	-	-	20	111	131
	認可外保育施設等	-	143	18	77	238
	合計	1,451	2,749	276	1,557	6,033

令和6年4月1日

		1号	2号	3号		計
		3歳以上		0歳	1～2歳	
量の見込み		1,548	2,557	393	1,662	6,160
確保 方策	教育保育施設	1,548	2,731	298	1,372	5,949
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,475	298	1,372	4,145
	幼稚園・認定こども園(1号)	562	94	-	-	656
	私学助成を受ける幼稚園	986	162	-	-	1,148
	地域型保育事業	-	-	54	191	245
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	-	41	99	140
	合計	1,548	2,731	393	1,662	6,334
	教育保育施設	1,214	2,565	195	1,370	5,344
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,355	195	1,370	3,920
	幼稚園・認定こども園(1号)	410	70	-	-	480
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	804	140	-	-	944
	地域型保育事業	-	-	15	107	122
	認可外保育施設等	-	149	8	81	238
	合計	1,214	2,714	218	1,558	5,704

実績と量の 見込みが10% 以上乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	就学前児童数の減少等により、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	就学前児童数の減少等により、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	施設の特徴を伝える広報等の結果、川崎認定保育園への利用が多くありました。
		今後の 方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。

【幸区】

令和5年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		1,632	2,982	526	2,022	2,548	7,162
確保 方策	教育保育施設	1,632	3,014	357	1,551	1,908	6,554
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,792	357	1,551	1,908	4,700
	幼稚園・認定こども園(1号)	110	15	－	－	－	125
	私学助成を受ける幼稚園	1,522	207	－	－	－	1,729
	地域型保育事業	－	－	48	159	207	207
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	121	312	433	433
	合計	1,632	3,014	526	2,022	2,548	7,194
	教育保育施設	1,413	3,003	324	1,707	2,031	6,447
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,766	324	1,707	2,031	4,797
	幼稚園・認定こども園(1号)	133	32	－	－	－	165
利用 状況 (実績)	私学助成を受ける幼稚園	1,280	205	－	－	－	1,485
	地域型保育事業	－	－	17	133	150	150
	認可外保育施設等	－	125	12	106	118	243
	合計	1,413	3,128	353	1,946	2,299	6,840
令和6年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上	0歳	1～2歳	計		
量の見込み		1,512	3,051	544	2,150	2,694	7,257
確保 方策	教育保育施設	1,512	3,105	363	1,655	2,018	6,635
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,885	363	1,655	2,018	4,903
	幼稚園・認定こども園(1号)	102	15	－	－	－	117
	私学助成を受ける幼稚園	1,410	205	－	－	－	1,615
	地域型保育事業	－	－	48	159	207	207
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	133	336	469	469
	合計	1,512	3,105	544	2,150	2,694	7,311
	教育保育施設	1,199	3,059	307	1,733	2,040	6,298
	内 訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,840	307	1,733	2,040	4,880
	幼稚園・認定こども園(1号)	255	74	－	－	－	329
利用 状況 (実績)	私学助成を受ける幼稚園	944	145	－	－	－	1,089
	地域型保育事業	－	－	16	156	172	172
	認可外保育施設等	－	119	13	95	108	227
	合計	1,199	3,178	336	1,984	2,320	6,697

実績と量の 見込みが10% 以上乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	私学助成幼稚園から新制度幼稚園へ1園移行したため、見込みを上回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	就学前児童数の減少及び私学助成幼稚園から1園が新制度幼稚園に移行したため、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園は小規模保育事業への移行があり、定員減となりました。
		今後の 方向性	ニーズに応じた川崎認定保育園の認可化又は小規模保育事業への移行を促進します。

【中原区】

令和5年4月1日

		1号	2号	3号		計	計
		3歳以上		0歳	1～2歳		
量の見込み		2,137	4,718	624	3,173	3,797	10,652
確保 方策	教育保育施設	2,137	4,984	585	2,713	3,298	10,419
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,672	585	2,713	3,298	7,970
	幼稚園・認定こども園(1号)	327	48	-	-	-	375
	私学助成を受ける幼稚園	1,810	264	-	-	-	2,074
	地域型保育事業	-	-	59	165	224	224
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	-	-	295	295	295
	合計	2,137	4,984	644	3,173	3,817	10,938
	教育保育施設	1,882	4,314	434	2,522	2,956	9,152
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,970	434	2,522	2,956	6,926
	幼稚園・認定こども園(1号)	245	47	-	-	-	292
	私学助成を受ける幼稚園	1,637	297	-	-	-	1,934
	地域型保育事業	-	-	9	110	119	119
	認可外保育施設等	-	293	44	211	255	548
	合計	1,882	4,607	487	2,843	3,330	9,819

令和6年4月1日

		1号	2号	3号		計	計
		3歳以上		0歳	1～2歳		
量の見込み		1,897	4,704	629	3,272	3,901	10,502
確保 方策	教育保育施設	1,897	5,025	582	2,756	3,338	10,260
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	4,732	582	2,756	3,338	8,070
	幼稚園・認定こども園(1号)	290	45	-	-	-	335
	私学助成を受ける幼稚園	1,607	248	-	-	-	1,855
	地域型保育事業	-	-	59	165	224	224
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	-	-	351	351	351
	合計	1,897	5,025	641	3,272	3,913	10,835
	教育保育施設	1,548	4,269	406	2,522	2,928	8,745
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	3,970	406	2,522	2,928	6,898
	幼稚園・認定こども園(1号)	599	118	-	-	-	717
	私学助成を受ける幼稚園	949	181	-	-	-	1,130
	地域型保育事業	-	-	8	93	101	101
	認可外保育施設等	-	263	20	202	222	485
	合計	1,548	4,532	434	2,817	3,251	9,331

実績と量の 見込みが 10%以上 乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	就学前児童数の減少等により、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	地域の保育ニーズに応じて必要な保育受入枠の確保に取り組みます。
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	私学助成幼稚園から新制度幼稚園へ3園移行したため、見込みを上回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	就学前児童数の減少及び3園が新制度幼稚園に移行したため、私学助成を受ける幼稚園の園児数が見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	施設の特徴を伝える広報等の結果、川崎認定保育園への利用が多くなりました。
		今後の 方向性	施設の特徴を伝える広報等を継続します。

【高津区】

令和5年4月1日

		1号	2号	3号			
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	計
量の見込み		1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082
確保 方策	教育保育施設	1,736	3,529	357	1,768	2,125	7,390
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,210	357	1,768	2,125	5,335
	幼稚園・認定こども園(1号)	331	62	－	－	－	393
	私学助成を受ける幼稚園	1,405	257	－	－	－	1,662
	地域型保育事業	－	－	63	199	262	262
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	46	47	337	384	430
	合計	1,736	3,575	467	2,304	2,771	8,082
	教育保育施設	1,619	3,471	309	1,857	2,166	7,256
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,134	309	1,857	2,166	5,300
	幼稚園・認定こども園(1号)	319	82	－	－	－	401
	私学助成を受ける幼稚園	1,300	255	－	－	－	1,555
	地域型保育事業	－	－	28	158	186	186
	認可外保育施設等	－	135	9	79	88	223
	合計	1,619	3,606	346	2,094	2,440	7,665

令和6年4月1日

		1号	2号	3号			
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	計
量の見込み		1,497	3,473	474	2,343	2,817	7,787
確保 方策	教育保育施設	1,497	3,601	357	1,826	2,183	7,281
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,312	357	1,826	2,183	5,495
	幼稚園・認定こども園(1号)	286	56	－	－	－	342
	私学助成を受ける幼稚園	1,211	233	－	－	－	1,444
	地域型保育事業	－	－	63	199	262	262
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	54	318	372	372
	合計	1,497	3,601	474	2,343	2,817	7,915
	教育保育施設	1,361	3,447	297	1,923	2,220	7,028
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,165	297	1,923	2,220	5,385
	幼稚園・認定こども園(1号)	640	133	－	－	－	773
	私学助成を受ける幼稚園	721	149	－	－	－	870
	地域型保育事業	－	－	22	164	186	186
	認可外保育施設等	－	82	11	64	75	157
	合計	1,361	3,529	330	2,151	2,481	7,371

実績と量の 見込みが 10%以上 乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	私学助成幼稚園から新制度幼稚園へ3園移行したため、見込みを上回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	私学助成幼稚園から3園が新制度幼稚園に移行したため、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園は認可化及び閉園があり、定員減となりました。
		今後の 方向性	ニーズに応じた川崎認定保育園の認可化又は小規模保育事業への移行を促進します。

【宮前区】

令和5年4月1日

		1号	2号	3号		
		3歳以上	0歳	1～2歳	計	計
量の見込み		2,621	3,368	397	2,093	2,490
確保 方策	教育保育施設	2,621	3,417	365	1,687	2,052
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,023	365	1,687	2,052
	幼稚園・認定こども園(1号)	731	110	－	－	841
	私学助成を受ける幼稚園	1,890	284	－	－	2,174
	地域型保育事業	－	－	34	103	137
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	－	303	303
	合計	2,621	3,417	399	2,093	2,492
	教育保育施設	1,995	3,525	289	1,772	2,061
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,067	289	1,772	2,061
	幼稚園・認定こども園(1号)	571	126	－	－	697
利用 状況 (実績)	私学助成を受ける幼稚園	1,424	332	－	－	1,756
	地域型保育事業	－	－	22	111	133
	認可外保育施設等	－	117	11	138	149
	合計	1,995	3,642	322	2,021	2,343

令和6年4月1日

		1号	2号	3号		
		3歳以上	0歳	1～2歳	計	計
量の見込み		2,397	3,248	406	2,143	2,549
確保 方策	教育保育施設	2,397	3,444	365	1,711	2,076
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,059	365	1,711	2,076
	幼稚園・認定こども園(1号)	668	108	－	－	776
	私学助成を受ける幼稚園	1,729	277	－	－	2,006
	地域型保育事業	－	－	34	122	156
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	7	310	317
	合計	2,397	3,444	406	2,143	2,549
	教育保育施設	1,732	3,587	300	1,784	2,084
	内訳					
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,180	300	1,784	2,084
	幼稚園・認定こども園(1号)	678	122	－	－	800
利用 状況 (実績)	私学助成を受ける幼稚園	1,054	285	－	－	1,339
	地域型保育事業	－	－	16	120	136
	認可外保育施設等	－	67	15	125	140
	合計	1,732	3,654	331	2,029	2,360

実績と量の 見込みが 10%以上 乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	
		今後の 方向性	
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	私学助成幼稚園から1園が新制度幼稚園に移行したため、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園は認可化があり、定員減となりました。
		今後の 方向性	ニーズに応じた川崎認定保育園の認可化又は小規模保育事業への移行を促進します。

【多摩区】

令和5年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	
量の見込み		1,467	3,021	481	2,007	2,488	6,976
確保 方策	教育保育施設	1,467	3,176	363	1,629	1,992	6,635
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,998	363	1,629	1,992	4,990
	幼稚園・認定こども園(1号)	561	69	－	－	－	630
	私学助成を受ける幼稚園	906	109	－	－	－	1,015
	地域型保育事業	－	－	38	89	127	127
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	80	289	369	369
	合計	1,467	3,176	481	2,007	2,488	7,131
	教育保育施設	1,375	3,065	330	1,728	2,058	6,498
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,822	330	1,728	2,058	4,880
	幼稚園・認定こども園(1号)	698	101	－	－	－	799
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	677	142	－	－	－	819
	地域型保育事業	－	－	25	95	120	120
	認可外保育施設等	－	68	19	108	127	195
	合計	1,375	3,133	374	1,931	2,305	6,813
令和6年4月1日							
		1号	2号	3号			計
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	
量の見込み		1,334	3,069	493	2,104	2,597	7,000
確保 方策	教育保育施設	1,334	3,242	373	1,780	2,153	6,729
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	3,069	373	1,780	2,153	5,222
	幼稚園・認定こども園(1号)	510	67	－	－	－	577
	私学助成を受ける幼稚園	824	106	－	－	－	930
	地域型保育事業	－	－	38	89	127	127
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	－	－	82	235	317	317
	合計	1,334	3,242	493	2,104	2,597	7,173
	教育保育施設	1,217	3,179	350	1,801	2,151	6,547
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	－	2,939	350	1,801	2,151	5,090
	幼稚園・認定こども園(1号)	634	102	－	－	－	736
確保 方策	私学助成を受ける幼稚園	583	138	－	－	－	721
	地域型保育事業	－	－	22	93	115	115
	認可外保育施設等	－	52	10	109	119	171
	合計	1,217	3,231	382	2,003	2,385	6,833

実績と量の 見込みが 10%以上 乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	多摩区内の園児が多く通園する市外の私学助成幼稚園が新制度に移行したため、見込みを上回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	多摩区内の保育の需要が高く、保育所等に通う子どもが増加したため、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	
		今後の 方向性	
	認可外保育施設等	理由	川崎認定保育園は認可化があり、定員減となりました。
		今後の 方向性	ニーズに応じた川崎認定保育園の認可化又は小規模保育事業への移行を促進します。

【麻生区】

令和5年4月1日

		1号	2号	3号			計
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	
量の見込み		1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499
確保 方策	教育保育施設	1,732	1,999	160	906	1,066	4,797
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,702	160	906	1,066	2,768
	幼稚園・認定こども園(1号)	440	76	-	-	-	516
	私学助成を受ける幼稚園	1,292	221	-	-	-	1,513
	地域型保育事業	-	-	29	130	159	159
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	145	62	336	398	543
	合計	1,732	2,144	251	1,372	1,623	5,499
	教育保育施設	1,522	2,178	151	1,008	1,159	4,859
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,828	151	1,008	1,159	2,987
	幼稚園・認定こども園(1号)	466	56	-	-	-	522
	私学助成を受ける幼稚園	1,056	294	-	-	-	1,350
	地域型保育事業	-	1	14	118	132	133
	認可外保育施設等	-	119	7	127	134	253
	合計	1,522	2,298	172	1,253	1,425	5,245

令和6年4月1日

		1号	2号	3号			計
		3歳以上		0歳	1～2歳	計	
量の見込み		1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424
確保 方策	教育保育施設	1,594	2,056	160	1,007	1,167	4,817
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,766	160	1,007	1,167	2,933
	幼稚園・認定こども園(1号)	1,017	186	-	-	-	1,203
	私学助成を受ける幼稚園	577	104	-	-	-	681
	地域型保育事業	-	-	29	130	159	159
利用 状況 (実績)	認可外保育施設等	-	66	67	315	382	448
	合計	1,594	2,122	256	1,452	1,708	5,424
	教育保育施設	1,298	2,223	172	1,022	1,194	4,715
	内訳						
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,921	172	1,022	1,194	3,115
	幼稚園・認定こども園(1号)	605	118	-	-	-	723
	私学助成を受ける幼稚園	693	184	-	-	-	877
	地域型保育事業	-	2	17	112	129	131
	認可外保育施設等	-	117	10	117	127	244
	合計	1,298	2,342	199	1,251	1,450	5,090

実績と量の 見込みが 10%以上 乖離した 場合	保育所・認定こども園 (2・3号)	理由	
		今後の 方向性	
	幼稚園・認定こども園 (1号)	理由	在園児数の多い私学助成幼稚園が新制度への移行を見送ったため、見込みを下回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	私学助成を受ける 幼稚園	理由	在園児数の多い私学助成幼稚園が新制度への移行を見送ったため、見込みを上回りました。
		今後の 方向性	子育てニーズの多様化を踏まえ、私学助成幼稚園の新制度幼稚園への移行支援及び認定こども園への移行促進を実施します。
	地域型保育事業	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。
	認可外保育施設等	理由	年度当初の0歳児の利用申請が減少したため、想定よりも利用者減となりました。
		今後の 方向性	年度途中に充足率の向上が見込まれますが、必要に応じて定員変更を促していきます。

(2) 認定こども園・認可保育所

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認定こども園の設置数(施設数)		目標	18か所	20か所	22か所	24か所
内部評価	目標値を達成しました。令和5年度に認定こども園へ3園が移行し、施設数の合計は21園となりました。	実績	18か所	21か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の方向性				

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼保連携型認定こども園の設置数(施設数)		目標	5か所	5か所	6か所	7か所
内部評価	令和5年度に幼保連携型認定こども園への移行はなく、施設数の合計は5園のままでした。	実績	5か所	5か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の方向性				

【全市域】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
認可保育所の定員枠の拡大(人数)					
内部 評価	目標を下回りました。公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備について、保育所等整備事業者選定委員会での保育の質を担保した適正な選定を実施した結果、選定された法人はありませんでした。就学前児童数の減少等の影響により、定員に満たない既存保育施設が増加しており、法人経営に影響を及ぼす可能性があることから、追加募集を見合わせたため目標を下回りましたが、多様な整備手法により保育受入枠の拡大に努め、待機児童の解消を図ることができました。今後は、引き続き新規整備相談を受け付けるほか、既存保育施設の有効活用を優先しながら、地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取り組めます。	目標	635人	570人	570人
		実績	395人	30人	
	実績と目標が10%以上乖離した場合				
理由	公募の実施による民間事業者を活用した認可保育所の整備について、選定された法人がなく、追加募集を見合わせたため。	今後の方向性	地域の保育ニーズに応じて柔軟に整備が必要な地域を定め、需要と供給のバランスを見極めながら、必要な保育受入枠の確保に取り組めます。		

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	0人	0人	60人	70人
内部評価	既存の定員枠により量の見込みに対応できたことから、目標どおり整備を行いませんでした。	実績	0人	0人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	275人	120人	120人	120人
内部評価	整備は行わず、目標値を下回りました。	実績	285人	0人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	-95人	60人	70人	60人
内部評価	整備は行わず、目標値を下回りました。	実績	-95人	0人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	70人	120人	130人	60人
内部評価	整備は行わず、目標値を下回りました。	実績	60人	0人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	205人	60人	60人	70人
内部評価	整備は行わず、目標値を下回りました。	実績	85人	0人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	60人	140人	70人	130人
内部評価	区内2か所において増改築を行い、20人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	実績	60人	20人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》認可保育所の定員枠の拡大(人数)		目標	120人	70人	60人	60人
内部評価	区内1か所において増改築を行い、10人分の定員枠拡大を図りましたが、目標値を下回りました。	実績	0人	10人		

(3)地域子ども・子育て支援事業

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
妊婦健康診査(延べ受診回数) 【参考1 推計出生数(人数)】 【参考2 推計妊娠届出数(件数)】		量の 見込み 【参考1】 【参考2】	142,335回	146,343回	147,134回	148,243回
			11,686人	12,015人	12,080人	12,171人
			12,270件	12,616件	12,684件	12,780件
内部 評価	出生数の変動や転出入者の変動があるため、妊娠届出数や出生数の動向を注視していくとともに、今後も安心・安全に出産を迎えられるよう保健指導及び支援を充実していきます。	実績 【参考1】 【参考2】	144,957回	140, 235回		
			11,556人	11, 371人		
実績と目標が10%以上乖離した場合			12,533件	11, 960件		
理由		今後の 方向性				

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
乳児家庭全戸訪問事業（訪問件数）		量の 見込み	11,008件	11,318件	11,385件	11,465件
内部 評価	出産後の里帰り期間の長期化や、新生児の入院等により、生後早い時期の訪問の機会を逸する家庭に対しては、電話等による状況の把握を行っています。令和5年の出生数は11,371人であり、見込みの出生数より現状が減少しているため訪問件数についても見込みを下回りました。引き続き、健やかな成長を支えるため、積極的な訪問を行います。		実績	11,106件	11, 203件	
	実績と目標が10%以上乖離した場合					
理由		今後の 方向性				

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	1,345件	1,351件	1,359件	1,371件
内部 評価	出生数の減少があるものの、実施状況は現状維持ができていますので、今後も継続して実施していきます。	実績	1,361件	1,341件		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	1,468件	1,587件	1,599件	1,603件
内部 評価	出生数が減少しているので、見込とは乖離がありますが、新築マンション等の影響により、昨年度より実績が伸びています。	実績	1,388件	1,484件		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	2,307件	2,415件	2,445件	2,490件
内部 評価	出生数の変動に伴い、実績数の減がみられます。訪問実施率と合わせて推移を確認していきます。	実績	2,315件	2,207件		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	1,664件	1,642件	1,642件	1,647件
内部 評価	出生数が減少していますが、実施率は上がっています。引き続き対象家庭への訪問を継続していきます。	実績	1,705件	1,730件		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	1,548件	1,523件	1,521件	1,519件
内部 評価	出生数の変動に伴い、実績数の増減がみられます。訪問実施率と合わせて推移を確認していきます。	実績	1,589件	1,632件		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	1,561件	1,652件	1,669件	1,685件
内部 評価	区内の区画整理等の影響もあり、子育て世帯が増加していると推測できます。引き続き訪問実施率と併せて確認していきます。	実績	1,674件	1,733件		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》乳児家庭全戸訪問事業(訪問件数)		量の 見込み	1,116件	1,147件	1,148件	1,150件
内部 評価	出生数の減少により見込みより少ないですが、実施率は高い水準をはたれています。	実績	1,074件	1,076件		

【全市域】

【子育て短期支援事業】			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子育て短期支援事業【ショートステイ】(延べ利用人数)		量の 見込み	3,650人	3,700人	3,750人	3,800人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行等により、令和5年度の量の見込みを上回りました。また、身体的・心理的負担が大きい多胎児・多子世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を実施しました。					
	実績と目標が10%以上乖離した場合		実績	2,997人	4,324人	
理由	新型コロナウイルス感染症の陽性者の発生に伴う事業休止が生じなかったことや、育児疲れを理由とする利用が増加したため。					
		今後の 方向性	緊急の利用ニーズへの対応等、より利用しやすい環境に向けた事業の見直しを検討します。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【専門的相談支援】(延べ利用人数)		量の 見込み	2,077人	2,097人	2,129人	2,176人
内部 評価	支援を必要とする家庭が多く、継続的な支援につながった結果、見込みを上回る結果となりました。今後も複数の課題を抱えるハイリスクな養育家庭への積極的な訪問、状況把握に努めていきます。	実績				
	実績と目標が10%以上乖離した場合					
理由		今後の 方向性				

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
養育支援訪問事業及び 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業【育児・家事援助】（訪問件数）		量の 見込み	66件	90件	114件	138件
内部 評価	制度運用手法上の課題等があることから、活用しにくい 状況となっているため、引き続き課題を整理するととも に、効果的な運用手法等について検討します。	実績	0件	42件		
	実績と目標が10%以上乖離した場合					
理由	制度運用手法上の課題等により、児童相談所におい て活用しにくい状況のため。	今後の 方向性	児童福祉法の改正に合わせた事業の見直しを検 討します。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 要保護児童対策地域協議会個別支援会議(開催回数)		量の 見込み	810回	860回	910回	960回
内部 評価	本庁、区役所、児童相談所等、関係機関の連携により、要保護児童等への適切な相談支援を実施しました。	実績	952回	986回		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	児童虐待対応における区役所、児童相談所、その他関係機関の相互連携が進んでいるため。	今後の 方向性	引き続き児童虐待対応に関する連携強化に向けた取り組みを推進していきます。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	6,994人	6,828人	6,714人	6,645人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	4,870人	6,056人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	今後の 方向性	新型コロナウイルス感染症対策による影響を注視しつつ、利用対象児童の拡充等を実施していく。			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	927人	896人	872人	861人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	655人	804人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	971人	971人	975人	976人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	497人	697人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,173人	1,154人	1,139人	1,141人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,003人	1,200人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	790人	758人	728人	708人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	499人	527人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,043人	994人	957人	929人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	840人	1,024人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,450人	1,430人	1,425人	1,418人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	980人	1,350人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》病児・病後児保育事業(延べ利用人数)		量の 見込み	640人	625人	618人	612人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症対策による影響で、延べ利用人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	396人	454人		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	2か所	3か所	4か所	4か所
内部 評価	川崎区、中原区及び宮前区の保育・子育て総合支援センターにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	2か所	3か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	川崎区保育・子育て総合支援センターにおいて、 情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	0か所	0か所	0か所	0か所
内部 評価		実績	0か所	0か所		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	中原区保育・子育て総合支援センターにおいて、 情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	0か所	0か所	0か所	0か所
内部 評価		実績	0か所	0か所		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	0か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	宮前区保育・子育て総合支援センターにおいて、 情報提供や相談、支援を行いました。	実績	0か所	1か所		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	0か所	0か所	1か所	1か所
内部 評価		実績	0か所	0か所		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》利用者支援事業【基本型】(実施か所数)		量の 見込み	0か所	0か所	0か所	0か所
内部 評価		実績	0か所	0か所		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	9か所	9か所	9か所	9か所
内部 評価	各区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。これまでの取組で蓄積した経験・ノウハウ等を全市的に共有しながら引き続き市民サービスの向上に努めていきます。	実績	9か所	9か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	3か所	3か所	3か所	3か所
内部 評価	川崎区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	3か所	3か所		
《幸区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	幸区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《中原区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	中原区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《高津区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	高津区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《宮前区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	宮前区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《多摩区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	多摩区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《麻生区》利用者支援事業【特定型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	麻生区役所において、情報提供や相談、支援を行いました。	実績	1か所	1か所		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	9か所	9か所	9か所	9か所
内部 評価	各区役所、各地区健康福祉ステーションにおいて、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	9か所	9か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	3か所	3か所	3か所	3か所
内部 評価	川崎区役所、大師地区健康福祉ステーション、田島地区健康福祉ステーションにおいて、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	3か所	3か所		
《幸区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	幸区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《中原区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	中原区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《高津区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	高津区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《宮前区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	宮前区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《多摩区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	多摩区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	1か所	1か所		
《麻生区》利用者支援事業【母子保健型】(実施か所数)		量の 見込み	1か所	1か所	1か所	1か所
内部 評価	麻生区役所において、母子健康手帳の交付や相談支援を行いました。	実績	1か所	1か所		

【全市域】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
延長保育事業(月間実利用人数)					
内部 評価	延長保育について、保育所422か所、認定こども園13か所、小規模保育事業等62か所で事業を実施し、月間で6,942人の実利用がありました。	量の 見込み	14,246人	14,288人	14,426人
		実績	10,696人	6,942人	
	実績と目標が10%以上乖離した場合				
理由	延長保育の需要が保育所等の開設数の増加と比例せず、需要が増加しなかったため。	今後の 方向性	需要は鈍化傾向にあるものの、多様化する就労形態に応じられるよう事業を継続していきます。		

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	1,698人	1,703人	1,719人	1,749人
内部 評価	延長保育について、保育所48か所と認定こども園2か所、小規模保育事業所等11か所で事業を実施し、月間で809人の実利用がありました。	実績	1,263人	809人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	1,586人	1,591人	1,606人	1,633人
内部 評価	延長保育について、保育所57か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等8か所で事業を実施し、月間で998人の実利用がありました。	実績	1,470人	998人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	3,466人	3,476人	3,510人	3,571人
内部 評価	延長保育について、保育所103か所と認定こども園2か所、小規模保育事業所等8か所で事業を実施し、月間で1,600人の実利用がありました。	実績	2,443人	1,600人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	2,387人	2,394人	2,417人	2,359人
内部 評価	延長保育について、保育所68か所と認定こども園2か所、小規模保育事業所等12か所で事業を実施し、月間で1,102人の実利用がありました。	実績	1,705人	1,102人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	2,029人	2,035人	2,055人	2,091人
内部 評価	延長保育について、保育所57か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等5か所で事業を実施し、月間で938人の実利用がありました。	実績	1,522人	938人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	1,999人	2,005人	2,025人	2,061人
内部 評価	延長保育について、保育所56か所と認定こども園4か所、小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で912人の実利用がありました。	実績	1,493人	912人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》延長保育事業(月間実利用人数)		量の 見込み	1,081人	1,084人	1,094人	1,113人
内部 評価	延長保育について、保育所33か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等11か所で事業を実施し、月間で583人の実利用がありました。	実績	800人	583人		

【全市域】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放課後児童健全育成事業(対象児童の数)					
内部 評価	対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。 利用ニーズは増加しておりますが、量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことが、放課後児童健全育成事業の対象児童の数が見込を下回った要因と考えられます。	量の 見込み	10,459人	11,431人	12,363人
		実績	9,786人	10,663人	
	実績と目標が10%以上乖離した場合				
理由		今後の 方向性			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,376人	1,485人	1,588人	1,665人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,322人	1,402人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,384人	1,570人	1,776人	1,945人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,256人	1,415人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,934人	2,150人	2,350人	2,525人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,816人	2,033人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,838人	1,997人	2,161人	2,300人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,666人	1,817人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,658人	1,821人	1,967人	2,102人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,485人	1,639人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,304人	1,430人	1,535人	1,651人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,263人	1,319人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	965人	978人	986人	994人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を上回りました。	実績	978人	1,038人		

【全市域】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)					
内部 評価	新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、全体としては量の見込みを上回りました。区によってはコロナ禍前の水準に戻っていないことから、引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	量の 見込み	167,119人	160,785人	152,980人
		実績	150,759人	165,560人	
	実績と目標が10%以上乖離した場合				
理由		今後の 方向性			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	22,111人	21,266人	20,240人	19,334人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績	18,548人	19,580人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	22,098人	21,258人	20,226人	19,326人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績	18,373人	18,409人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	29,870人	28,741人	27,341人	26,127人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、量の見込みを上回りました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	28,734人	35,458人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	25,951人	24,975人	23,754人	22,697人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、量の見込みを上回りました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	25,718人	28,274人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	30,462人	29,310人	27,882人	26,643人
内部 評価	新型コロナウイルス感染症の影響から回復し、量の見込みを上回りました。引き続き利用促進に向けて広報等を行いながら事業を推進します。	実績	27,963人	29,988人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	20,463人	19,678人	18,735人	17,891人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績	17,687人	19,334人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》地域子育て支援拠点事業(延べ利用人数)		量の 見込み	16,164人	15,557人	14,802人	14,142人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績	13,736人	14,517人		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	302,644人	314,064人	325,484人	336,904人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を10園拡充しました。	実績	273,035人	292,459人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	38,920人	41,048人	42,834人	45,650人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を3園拡充しました。	実績	34,198人	35,930人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	37,467人	39,352人	41,792人	43,292人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を1園拡充しました。	実績	33,468人	35,778人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	50,632人	51,601人	52,501人	53,770人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を3園拡充しました。	実績	45,151人	48,192人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	41,704人	41,959人	41,467人	41,069人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を1園拡充しました。	実績	39,674人	41,455人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	59,985人	63,064人	66,105人	69,335人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りました。	実績	49,755人	53,970人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	34,320人	35,364人	36,845人	37,329人
内部 評価	令和5年度は延べ36,763人の利用がありました。また、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を1園拡充しました。	実績	32,819人	36,763人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》幼稚園における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	39,616人	41,676人	43,940人	46,459人
内部 評価	令和5年度は就学前児童数の減少等の影響で、延べ利用人数は量の見込みを下回りましたが、翌年度以降の利用者増を見込み、実施園を1園拡充しました。	実績	37,973人	40,371人		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	98,954人	96,500人	94,718人	93,409人
内部 評価	一時預かり事業実施施設(民間認可保育所86か所、認定こども園1か所)で、年間延べ96,081人の利用がありました。	実績	91,641人	96,081人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	8,773人	8,483人	8,260人	8,151人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所13か所で、年間延べ6,531人の利用がありました。	実績	6,713人	6,531人		
《幸区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	12,558人	12,561人	12,617人	12,630人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所15か所で、年間延べ12,092人の利用がありました。	実績	11,453人	12,092人		
《中原区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	21,626人	21,212人	20,855人	20,586人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所14か所で、年間延べ18,352人の利用がありました。	実績	18,851人	18,352人		
《高津区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	14,884人	14,281人	13,715人	13,345人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所14か所で、年間延べ17,300人の利用がありました。	実績	16,712人	17,300人		
《宮前区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	14,603人	13,914人	13,400人	12,996人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所12か所と認定こども園1か所で、年間延べ15,255人の利用がありました。	実績	14,078人	15,255人		
《多摩区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	15,766人	15,549人	15,495人	15,422人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所10か所で、年間延べ15,766人の利用がありました。	実績	14,646人	15,766人		
《麻生区》保育所における一時預かり事業(延べ利用人数)		量の 見込み	10,744人	10,500人	10,376人	10,279人
内部 評価	一時預かり事業実施保育所を8か所で、年間延べ10,785人の利用がありました。	実績	9,188人	10,785人		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	13,523人	13,234人	13,036人	12,948人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績				
実績と目標が10%以上乖離した場合			10,988人	11,464人		
理由	新型コロナウイルス感染拡大防止対策による保護者の在宅勤務等の働き方の変化があったため。	今後の 方向性	引き続き利用促進に繋がるよう広報活動に努めます。			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,579人	1,527人	1,486人	1,467人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少し、その後も回復していないことから、より積極的な広報を実施してまいります。	実績	1,089人	873人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,565人	1,566人	1,573人	1,574人
内部 評価	コロナ禍においける利用者数の大幅な減少から回復し、実績値が量の見込み値を上回りました。	実績	1,218人	1,604人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	4,777人	4,696人	4,636人	4,645人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績	3,970人	3,983人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,123人	1,077人	1,034人	1,007人
内部 評価	コロナ禍においける利用者数の大幅な減少から回復し、実績値が量の見込み値を上回りました。	実績	630人	1,080人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	984人	937人	903人	875人
内部 評価	継続的な広報活動により、定期的な短時間の利用等、特別な事情がなくとも日々の子育ての負担を軽減する使い方が、地域で認知され、利用者数は昨年度から引き続き高い水準を維持しています。	実績	1,270人	1,251人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,702人	1,679人	1,673人	1,665人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少し、その後も回復していないことから、より積極的な広報を実施してまいります。	実績	1,370人	1,123人		

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》ファミリー・サポート・センター事業(延べ利用人数)		量の 見込み	1,793人	1,752人	1,731人	1,715人
内部 評価	コロナ禍において利用者数が大幅に減少した影響により、実績値は量の見込みを下回りましたが、徐々に回復傾向にあることから、引き続き広報の充実等、利用促進の取組みを実施してまいります。	実績	1,441人	1,550人		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教材費・行事等補助(年間利用人数)		量の 見込み	70人	70人	70人	70人
内部 評価	保育施設等を利用する生活保護世帯等に対し、利用に係る日用品や文房具等必要な物品の購入に要する費用等を助成しました。	実績	70人	54人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	所得状況が改善し、対象世帯数が減少したものと考えられます。	今後の 方向性	今後の社会経済状況を注視しながら補助を実施します。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給食費(副食費)補助(年間利用人数)		量の 見込み	546人	496人	451人	410人
内部 評価	私学助成を受ける幼稚園を利用する子ども(年収360万円未満総世帯等)保護者360人に対して補助を行いました。	実績	397人	360人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	就学前児童数全体の減少に加え、新制度移行の私学助成幼稚園が多かったため見込みを下回りました。	今後の 方向性	新制度移行園が増加していくため利用者の減少が見込まれます。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規参入施設等への巡回支援(実施か所数)		量の 見込み	4か所	3か所	2か所	1か所
内部 評価	新規参入事業者が実施する認可保育所及び地域型保育事業等の施設、事業所に対して開設年度に巡回指導を実施しました。	実績	3か所	12か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	新規参入事業者が見込みを上回ったため。	今後の 方向性	引き続き対象事業者への巡回指導を実施します。			

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援(年間利用人数)		量の 見込み	171人	171人	171人	171人
内部 評価	令和5年度に幼稚園類似施設に通う子ども164人の保護者に対して、補助を行いました。	実績	164人	164人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

(4)放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込みと確保方策
【全市域】

		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放課後児童健全育成事業(対象児童の数)					
内部 評価	量の 見込み	10,459人	11,431人	12,363人	13,182人
	実績	9,786人	10,663人		
	実績と目標が10%以上乖離した場合				
理由		今後の 方向性			

【区別】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《川崎区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,376人	1,485人	1,588人	1,665人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,322人	1,402人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《幸区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,384人	1,570人	1,776人	1,945人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,256人	1,415人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《中原区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,934人	2,150人	2,350人	2,525人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,816人	2,033人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《高津区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,838人	1,997人	2,161人	2,300人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,666人	1,817人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《宮前区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,658人	1,821人	1,967人	2,102人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,485人	1,639人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《多摩区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	1,304人	1,430人	1,535人	1,651人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数が下回ったことにより、放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を下回りました。	実績	1,263人	1,319人		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
《麻生区》放課後児童健全育成事業(対象児童の数)		量の 見込み	965人	978人	986人	994人
内部 評価	量の見込み値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の在校児童数は下回っていますが、利用ニーズが高まっているため放課後児童健全育成事業の対象児童人数は令和5年度の量の見込み値を上回りました。	実績	978人	1,038人		

【全市域】

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
放課後子供教室(実施か所数)		量の 見込み	114か所	114か所	114か所	114か所
内部 評価	量の見込みどおり市内114か所で実施することが できました。	実績	114か所	114か所		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の 方向性				

(5) 代替養育の量の見込みと代替養育体制の確保及び家庭養育の推進

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
代替養育(施設等)の確保方策		量の見込み	373人	368人	363人	358人
内部評価	市内施設における児童の受け入れのため、安定した運営を行いました。一方で、県内協定定員の減少に伴い、量の見込みを下回りました。	実績	365人	343人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の方向性				

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親登録数		量の見込み	207家庭	222家庭	237家庭	252家庭
内部評価	フォスタリング機関を中心に、広報啓発・説明会を実施し、新規登録者数については21家庭の増加となりましたが、里親の高齢化等に伴い登録の更新を辞退する家庭が増加したため、量の見込みを下回りました。	実績	215家庭	215家庭		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の方向性				

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等への委託児童数の見込み		量の見込み	129人	142人	155人	170人
内部評価	委託児童のマッチング等を丁寧に進めてまいりましたが、里親等への委託児童数の見込み値を下回りました。	実績	92人	91人		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数は大きく増加しませんでした。	今後の方向性	フォスタリング機関・児童相談所を中心に適切なマッチング、効率的かつ質の高い里親支援に取り組んでいきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み(全体)		量の見込み	36%	39%	41%	44%
内部評価	委託児童のマッチング等を丁寧に進めてまいりましたが、委託解除となった児童等も一定数おり、里親等への委託児童数の見込み値を下回りました。	実績	30%	32%		
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が大きく増加しなかったことから、委託率は大きく増加しませんでした。	今後の方向性	フォスタリング機関・児童相談所を中心に適切なマッチング、効率的かつ質の高い里親支援に取り組んでいきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み(3歳未満児)		量の見込み	63%	71%	75%	75%
内部評価	委託児童のマッチング等を丁寧に進めてまいりましたが、里親等委託率の見込み値を下回りました。		実績	61%	50%	
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が大きく増加しなかったことから、委託率は大きく増加しませんでした。	今後の方向性	フォスタリング機関・児童相談所を中心に適切なマッチング、効率的かつ質の高い里親支援に取り組んでいきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み(3歳以上就学前児童)		量の見込み	55%	60%	64%	70%
内部評価	委託児童のマッチング等を丁寧に進めてまいりましたが、里親等委託率の見込み値を下回りました。		実績	46%	44%	
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由	委託解除となった児童等も一定数おり、委託児童数が大きく増加しなかったことから、委託率は大きく増加しませんでした。	今後の方向性	フォスタリング機関・児童相談所を中心に適切なマッチング、効率的かつ質の高い里親支援に取り組んでいきます。			

			令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
里親等委託率の見込み(就学児童)		量の見込み	29%	30%	32%	35%
内部評価	委託児童のマッチング等を丁寧に進めてまいりましたが、里親等委託率の見込み値を下回りました。		実績	23%	27%	
実績と目標が10%以上乖離した場合						
理由		今後の方向性				